

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

庫	文	閣	内
函	一	五九四〇一	和書
架	冊	號	

59401

李朝法典考正誤表

頁	行	誤	正
一三三	一	續六典	原六典
一三三	二	續六典	續六典
一三三	三	續六典	續六典
一三三	四	續六典	續六典
一三三	五	續六典	續六典
一三三	六	續六典	續六典
一三三	七	續六典	續六典
一三三	八	續六典	續六典
一三三	九	續六典	續六典
一三三	一〇	續六典	續六典
一三三	一一	續六典	續六典
一三三	一二	續六典	續六典
一三三	一三	續六典	續六典
一三三	一四	續六典	續六典
一三三	一五	續六典	續六典
一三三	一六	續六典	續六典
一三三	一七	續六典	續六典
一三三	一八	續六典	續六典
一三三	一九	續六典	續六典
一三三	二〇	續六典	續六典
一三三	二一	續六典	續六典
一三三	二二	續六典	續六典
一三三	二三	續六典	續六典
一三三	二四	續六典	續六典
一三三	二五	續六典	續六典
一三三	二六	續六典	續六典
一三三	二七	續六典	續六典
一三三	二八	續六典	續六典
一三三	二九	續六典	續六典
一三三	三〇	續六典	續六典
一三三	三一	續六典	續六典
一三三	三二	續六典	續六典
一三三	三三	續六典	續六典
一三三	三四	續六典	續六典
一三三	三五	續六典	續六典
一三三	三六	續六典	續六典
一三三	三七	續六典	續六典
一三三	三八	續六典	續六典
一三三	三九	續六典	續六典
一三三	四〇	續六典	續六典
一三三	四一	續六典	續六典
一三三	四二	續六典	續六典
一三三	四三	續六典	續六典
一三三	四四	續六典	續六典
一三三	四五	續六典	續六典
一三三	四六	續六典	續六典
一三三	四七	續六典	續六典
一三三	四八	續六典	續六典
一三三	四九	續六典	續六典
一三三	五〇	續六典	續六典
一三三	五一	續六典	續六典
一三三	五二	續六典	續六典
一三三	五三	續六典	續六典
一三三	五四	續六典	續六典
一三三	五五	續六典	續六典
一三三	五六	續六典	續六典
一三三	五七	續六典	續六典
一三三	五八	續六典	續六典
一三三	五九	續六典	續六典
一三三	六〇	續六典	續六典
一三三	六一	續六典	續六典
一三三	六二	續六典	續六典
一三三	六三	續六典	續六典
一三三	六四	續六典	續六典
一三三	六五	續六典	續六典
一三三	六六	續六典	續六典
一三三	六七	續六典	續六典
一三三	六八	續六典	續六典
一三三	六九	續六典	續六典
一三三	七〇	續六典	續六典
一三三	七一	續六典	續六典
一三三	七二	續六典	續六典
一三三	七三	續六典	續六典
一三三	七四	續六典	續六典
一三三	七五	續六典	續六典
一三三	七六	續六典	續六典
一三三	七七	續六典	續六典
一三三	七八	續六典	續六典
一三三	七九	續六典	續六典
一三三	八〇	續六典	續六典
一三三	八一	續六典	續六典
一三三	八二	續六典	續六典
一三三	八三	續六典	續六典
一三三	八四	續六典	續六典
一三三	八五	續六典	續六典
一三三	八六	續六典	續六典
一三三	八七	續六典	續六典
一三三	八八	續六典	續六典
一三三	八九	續六典	續六典
一三三	九〇	續六典	續六典
一三三	九一	續六典	續六典
一三三	九二	續六典	續六典
一三三	九三	續六典	續六典
一三三	九四	續六典	續六典
一三三	九五	續六典	續六典
一三三	九六	續六典	續六典
一三三	九七	續六典	續六典
一三三	九八	續六典	續六典
一三三	九九	續六典	續六典
一三三	一〇〇	續六典	續六典

322
10

中樞院調查課編

李朝法典考

朝鮮總督府中樞院

序

中樞院が日韓併合以前に於ける朝鮮の舊慣制度を調査し以て總督府施政の參考資料を供する職務を有することは、本院官制の示す所にして、其の研究の結果は漸を追うて世に發表することとしてゐるが、既に昭和八年七月社還米制度を公刊し、次いで昭和九年十月以降經國大典續大典大典續錄大典後續錄等の諸法典を校訂刊行したるは世の知る所である。

元來李朝は創業以來法を立て治を計るを以て施政の根本方針となせるを以て國初以來幾多公撰の法典類が出来たのであるが、其の刊行部數も少なく又保存も不完全な爲、其の現存するものは極めて

僅少であるから、之等法典類の重刊は朝鮮研究者乃至は専門學者に對して、洵に貴重なる資料を提供したと信ずるのである。併し乍ら之等諸法典の眞髓を知る爲には、單に字句の釋義を以て満足すべきでなく、李朝初期より末期に至るまで上下五百年間に於て、如何なる法典が修撰せられたか、如何なる理由に基くか、將又如何なる發達變遷の經路を辿つて來たかと云ふ法典變遷の歴史的事實を研究する必要があるは、多言を要せない所であらう。之れ本院が諸法典の刊行と共に「李朝法典考」を上梓することとした所以である。

本書は本院囑託麻生武危氏の執筆に係るものであつて、歴代の李朝實錄承政院日記日省錄備局謄錄等を始めとし、經國大典以下各種の典籍を涉獵して、國初以來法典の修撰判旨條例受教等の由來變遷

を敘述したものであるから、曩に刊行したる經國大典續大典續大典續大典後續錄等と併せて、繙讀せられたならば、朝鮮の制度研究上相當の參考に資するものあるを信ずる。茲に本書の成るに際し一言以て卷頭に冕した次第である。

昭和十一年一月 日

中樞院書記官長 牛 島 省 三

凡例

- 一、本書は李朝に於ける法典修撰の由來を究明するを主たる目的として簡述したものである。従つて諸法典の内容に就ては特に必要ある場合の外單に其の編別目録を載録するの程度に止めた。
- 一、引用文中考證の根據となるべきものは其の原文を直譯し、記述を立證するものは原文に句讀訓點を施し、又參考に資すべきものは惟だ句讀のみに止めた。
- 一、參考の引用書は巷間にては繙讀出來難い文献であるから、煩を厭はず努めて之を登載することゝした。
- 一、法典編纂の理由、條文の施行並に頒布等に關しては時に諸法典により相違の記事があるが、正確と認めるものを採つた。
- 一、本書の記述は可成り原文の用語を用ふることゝした結果、朝鮮特有の術語、熟語及び難解の字句等があるので、稍や煩累の嫌はあるが、特に簡單な註解を附し、其の意義を明瞭ならしめることゝした。

一、卷末に法典編纂に關する主要事項の年表を附し年代の前後参照に便するこ
と、した。

一、本書は主として李朝實錄承政院日記日省錄及び備局曆錄等に據つて記述し
た。其の他多數の引用書もあるが、出典は之を省略した。

○主要引用書解題

承政院日記 承政院は王命の出納を掌る官衙にして李朝定宗の時に創設し承旨及び記
事官を置き、吏戶禮兵刑工の六房に分ち、上下の政令事務を悉く記録したが、本書は其の
日記であつて今存するは、仁祖元年癸亥三月十二日より、李太王三十一年甲午六月二十
九日に至るまで三千四十七冊である。その後官名の變はる毎に承宣院日記宮内府日
記秘書院日記秘書監日記奎章閣日記改名し隆熙四年に至つた。その改名日記は合
計一百八十八冊になつてゐる。

日省錄 英祖三十六年庚辰、正祖がまだ東宮であつた時より其の言動及び學問を日記し
てゐたが、即位の後には奎章閣を設け、記事官を置き、承政院と同じく施政行事と共に之を

記録せしめ、爾來歴代之を繼續して李王隆熙四年丁未に至つたが、二千三百三十冊にな
つてゐる。

備局曆錄 備局は一に備邊司ともいふ。軍國の事務を總理する官衙にして、李朝明宗十
年の創置に係る。凡そ李朝の國事は總べて領議政以下各主宰官等王の親前に於て合
議し王の裁可を受けて之を行ひ、輕微なる事務は啓下に依りて行はるゝを常例とした
のであるが、本曆錄はこの備邊司の記事官の記録せる日記にして、本來よりすれば軍事
上の記事を重んずる筈なるも、備邊司に於ては軍事以外の重大國事まで議するに至つ
たので、この曆錄には軍國機務の外、國事及び宮廷録事をも登載し、光海君より李太王ま
での記録であるが、缺本ミなつて二百七十三冊が現存してゐる。

李朝實錄 李朝實錄は承政院日記日省錄備局曆錄等の記録を基礎とし、前王代の事蹟を
直筆し之を後世に遺さんが爲次王即位の後、領議政以下多數の碩學鴻儒を編纂官に選
任して之を編進せしめ、僅かに四部乃至五部を印刷し、史庫を設けて儲藏したものであ
る。即ち京畿江華島の鼎足山、全羅道茂朱の赤雲山、慶尙道奉化の太白山、江原道平昌の
五臺山、平安道寧邊の妙香山の如き深山に史庫を築きて各一部を藏收し、軍隊後には
置きて之を守護せしめ、毎年記事官を派遣して鳴書を行ひ、國王ミ雖猥りに閲讀するこ
を



凡例 四

ミを得ざる重要記録であつて最も信憑すべき文献である。そして李太祖肇國より第二十五代哲宗に至るまで一千七百十六卷になつてゐる。

以上の記録中李朝實錄は昭和七年印景本二十部の豫約を募り大學圖書館及重要官廳に願つたが承政院日記日省錄及備邊司謄錄等は孰れも原本にして唯各一部を京城帝國大學に保管されてゐるのみである。

李朝法典考

序文
凡例
目次

序 説

第一章 李朝初期の法典……………一

 第一節 經濟六典及原・續六典……………二

 第二節 經濟六典と朝鮮經濟典竝經國六典……………六

 第三節 法典編纂の方式……………一四

 第四節 新撰六典と謄錄……………二五

第二章 經國大典の制定……………三七

目次

目次	二
第一節 經國大典の編纂	一〇
第二節 經國大典の修撰	一五
第三節 後世に傳はつた經國大典	一六
第四節 經國大典の編別	一七
第五節 明律の準用	一八
第三章 大典制定後に於ける受教選集	二五
第一節 大典續録と後續録	二五
第二節 大典註解と詞訟決類聚	二七
第三節 受教輯録と典録通考	二八
第四章 續大典の編纂	三四
第一節 黨争と大典	三四
第二節 續大典の編纂準備	三四

第三節 續大典の編纂	三五
第五章 續大典編纂後の法典と補典	六二
第一節 大典通編	六二
第二節 典律通補と百憲摭要	六四
第三節 萬機要覽	六九
第四節 大典會通と六典條例	七〇
第六章 李朝末期の法典	七六
第一節 國制改革	七六
第二節 公文式の制定	七八
第三節 法規編纂	八〇
第四節 明律と刑法附裁判所	八七
目次	三

目次

- 附 録
- 第一 法規類編目録
- 第二 韓國法典類別目録・年次目録
- 第三 李朝法典考主要事項年表

圖 版 目 次

第一葉 奏 本	卷 頭
第二葉 經 國 大 典	甲 巳 午 大 典 六 一 充
第三葉 教 集	受 教 輯 考 錄 三 九 一 四 〇
第四葉 典 例	大 典 條 例 通 二 〇 一 二 〇 三
第五葉 辭 令	奉 教 教 旨 二 〇 一 二 九 一
第六葉 官 報	改 初 號 版 二 九 一 二 九 七

第一葉

奏 本

本院所藏

此の奏本は中樞院議長代理任商華が三品^{黃紙下}金重煥を中樞院二等議官^{黃紙下}委任官二等に任命せられんことを啓したのに對し、王は其の文案を訂正され、内部^{黃紙}地方局長兼中樞院二等議官に任命すべく啓下されたのである。そして訂正の箇所には黃紙の符號を施して「啓字印を捺し、建陽二年七月三十日奉旨制曰可の所に「施命之寶」附を押捺する。黃紙は王の使用されるもので、王の訂正されたのを付黄と稱す。「施命之寶」は奏任以上の辭令に用ひられ、啓字印は啓下^{黃紙}裁可^{黃紙}文書等に使用さる。「施命之寶」は十センチ四ミリ、啓字印は大小二種があり、大は四センチ四ミリ、小は二センチ二ミリ四方の角印である。此の奏本には小印が用ひてある。

奏本第三十八號

中樞院議長代辦一等議官 臣任商準謹

奏本院議官今當差出矣謹具開錄伏候

聖裁

金重煥

內務地方

建陽二年七月

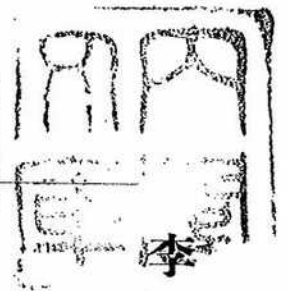


臣任

奏本第三十八號

臣等謹將本院議官今當差出矣謹具開錄伏候
聖裁
奏本院議官今當差出矣謹具開錄伏候
聖裁
奏本院議官今當差出矣謹具開錄伏候
聖裁





李朝法典考

序 說

法典の意

尙書には堯典舜典の名があるがこの典の意義は説文に典五帝之書也从冊在刀上存閣之也」と記してある如く五帝が冊冊を符んで几の上に置き常に其の冊中の教を遵守することを現はした文字である。又周禮鄭玄註には周公居攝而作六典之職謂之周禮」と記し本文には天宰之職掌建邦之六典以佐王治邦國。一曰治典以經邦國以治官府以紀萬民。二曰教典以安邦國以教官府以擾萬民。三曰禮典以和邦國以統百官以諧萬民。四曰政典以平邦國以正百官以均萬民。五曰刑典以詰邦國以刑百官以糾萬民。六曰事典以富邦國以任百官以生萬民」と記す。即ち六典は國を治むる法にして又政務を行ふ要具なることを示したものである。故に國民は六典を遵守せねばならず國も亦六典に據らねばならぬ。それで國家は六典

序 說



典及法字
の使用例

法典の必
要

を作り、大宰以下百官の職を設け國權を以て之を行ひ、法的威力を發生するに至つたのである。茲に於て典には聖賢の教を各人が尊んで遵ふ處の經典と、國で法を制定して國內一般に行ふ處の法典との二の意義を有するようになつたのである。

朝鮮でも此の二の意義に用ひ、典籍、典經など、稱して居るが、既に新羅の時から、典大等倭典、彩典、典大舍典、律令典、租典、水庫典など官職や宮及司等多數の名稱に用ひ、制度の上にも典の文字を使用し、高麗でも典校寺典儀、典法司、典法判書、典法檢郎など官衙官職の名稱に用ひたのである。又三國史記高麗史には禮刑等の律令を編輯したとの事を記してゐるが、いまだ六典の全部に互つて法典として編纂したものは見當らない。高麗末に至つては權力者は太祖の遺訓、其の他の儀式、典禮を守らず自由に裁量して氣まゝに行政し、又處分したので、權臣相争ひて私黨並起り、互に相陥擠して國政を顧みず、諸政紊亂して人心適歸する處を知らざるに至つたのである。李太祖は高麗に臣事し此の情勢を目撃し、之を革むるを以て己の任と爲し即位するに及び法でなければ治むる能はず、法がなければ此の亂世を鎮むることはできぬと思惟し、即位の教に「儀章法制は一に前朝の故事に依る」李太祖實錄 卷一の四三

朝鮮經國
典

經濟六典
の始

と宣告して法制を遵守することを誓ひ、太祖三年甲戌皇曆應永元年西紀一三九四年判三司事鄭道傳は朝鮮經國典を撰進した。朝鮮經國典は固より鄭道傳の私論であつて周禮に倣ひ、治典、教典、禮典、政典、刑典、事典の六典に分ち記述したのであつたが、太祖之を嘉納し、判旨條例を總集編纂することゝなつたのである。是より先高麗恭愍王二十三年甲寅西紀一三七四年王薨じて辛禡が即位したが、此の當時に於ける重臣等は之に服従することを屑しとせず、其の改革を企圖せしも王命なければ形式上判旨條例を出して改革を行ふことを得ざるを以て、辛禡に上書して新政を施すべき判旨條例を設けしが、李朝に至りても尙其儘行ひつゝあつたので、辛禡十四年戊辰後の判旨條例の中で現に行はれて法となるべきものを選択纂輯せよとの李太祖の命に依り、太祖六年丁丑政丞趙浚等は其の撰修を終へ、經濟六典と稱して之を進め、中外に刊布した。太祖實錄 卷之二之が李朝に於ける法典編纂の始めである。

翌年世子冊立の事から紛擾起り、文治派中特に法制に明るき鄭道傳は殺され、南閔沈孝生等も亦害に遇ひ、太祖位を去つて定宗即位し、即位を太廟に告げて群臣に教を降し、亂を鎮めたがその教旨に



六典を講究す

一 六典爲治之具令六曹講求命官之意各盡其職毋敢或怠太祖實錄卷一五の三

と記し、國は法を以て鎮定せねば治まらぬことに氣づき官吏は皆六典の意を講究して治道を過らぬよう心掛くべしと諭告したのである。李朝の功勞者であつた鄭道傳等を殺した此の一事は正道にはづれてゐるが適に取つて順に守るべく、今後の人心を鎮定するには法典に據らねばならぬと爲し、定宗元年己卯應永六條一三九六條例都監を完備して法典の修撰に着手したが曩に編纂した經濟六典は草創の時の判旨であるから俚語が雜つてゐたので太宗即位の後河崙に命じて俚語を法文に改訂したのである。しかし經濟六典は李朝建國の成憲であるから、後で之を動かすことを不可とし其の意を取つて俚語を正し、之を成法の原則とし、永世不動の法憲と定め、之と共に經濟六典編纂後の受教條例其他脱落した法規を編輯して續六典と稱し、前の經濟六典を原典原と元とを同と稱したのである。そして原典には法語に改めた經濟六典そのものを収録したから俚語の六典を残し置く必要なしとし前に頒布した經濟六典を全部回収して廢棄したので現在經濟六典は残つてゐないのである。

永世不動の法憲

經濟六典

死六臣
經國六典
戶典・刑典
不動の法

斯くて法典を續集し法に據つて國を治めねばならぬとの思想は益々濃厚となり、第四代世宗の時には續六典以後の受教を輯め之を經濟六典附錄と稱し、施政の先例と爲し、第五代文宗第六代端宗の時にも法典の續集に力を注ひたが、端宗は領議政皇甫仁右議政金宗瑞等の反逆に加擔されたとの理由で王位を降し、江原道寧越に徙遷し、首陽大君代つて王位に陞る、之を第七代世祖となす。世祖は即位後幾何もなく宗瑞等の與黨を殺したが、その殺された者の中には後世死六臣と呼んで忠臣義士と云はれた人々もあつた。固より此の政變も亦正道ではなかつたけれども太宗の故智に倣ひ亂を鎮むるには法典を正しくする外なしとして直に法典の編纂に着手し、是迄は權力者によつて動かされた受教條例乃至附錄を集め、之を選擇編纂して永世の法とすべき法典を大成せんと企て略其の業を終へ、經國大典と命名して試に大典の中の戶典と刑典を施行した。けれども尙不完全の點ありとの議出で其の餘の四典と共に度々修正を加へ、成宗十六年乙巳文明一七一一四八五に至り漸く全典の編纂を完成して不動の法典としたのである。

然れども變動止まぬは天地の大經であつて、人智の發達は社會の常態であるか



新法の要

大典續録
大典後續録

續録で大典を動かすを得ず

如何に精密な法典でも將來の見通しは出来ぬ。特に經國大典は過去の受教を集めて精選したのではあるが社會の進歩に伴ふ法規を要求するれば之亦制定せねばならず新事件起る毎に受教を啓略して法を設け、經國大典の外時宜に應じて行ふべき受教即ち法規を出し、經國大典の校正もまだ充分終らぬうち、成宗五年甲午文明六早やくも大典編纂後に發令された受教を續集して頒布しようとした。それ程新法編纂の必要を感じ、大典の頒布を終へて幾何もなく、成宗二十三年壬子には大典續録を頒布したのである。燕山君の時になつては史禍史の難あり、中宗の時には士禍士の獄も起り、その上南北の邊事亦急を告げたので受教の續出一層多く之を選択編纂して恒法と爲さんと欲し、中宗三十八年天文一その編纂を終へ、大典後續録と名つけて頒布した。それで前の續録を前續録と稱した。

蓋し續録は經國大典編纂後の受教を集めたものであるが、既に太宗の時受教を以て大典を動かすことを許さず、又大典に違背する受教は永續することかできないとの鐵則を定めたので、續録では大典を動かし或は變更することを允さぬからである。之大典は祖宗の成憲である故之に背き之を動かせば國本を危くすると

受教は後に優るに法に

經國大典註解

社會情勢一變す

受教輯録典錄通考

の理由に出たものである。之に反して大典以外の受教は後の受教で動かし後法は前法に優るとの法則を運用して居るのである受教輯録及典錄通考凡例。

次で明宗十年乙卯弘治五には經國大典註解を刊行したのである。

宣祖二十五年壬辰文祿一日本軍渡來し、仁祖十四年丙子宣永一には清軍の來侵を受けて王は清軍に降り、清朝に服従して其の命に従ひ、社會情勢一變し來り、支那に於ても明朝亡びて清朝興り、明の羈束を受けて一も二もなく服従し、經國大典の存在すら隠秘してゐた朝鮮も漸く其の軌範を脱して鮮内の實情に適する新受教、其中には私利私黨を目的とする受教もあつた、纂出し、清朝に於ける文典を見るに及び其の影響を受け之に倣つて新法を設け、肅宗の時是等の受教を集め、前後續録の例に依り受教輯録及典錄通考を編纂頒行し、續いて英宗英宗の宗字は李太王光武五年祖の時受教新補及新補受教輯録を編纂したのである。

凡社會の文化に相伴うて新法を出すのは必要ではあるが、祖宗の成憲を忘れ濫に新法を發布し、之を黨争の具に供するに至つたならば國民は生に安んずるを得ず、誠に畏るべきである。李朝も肅宗英宗の頃には黨争激甚となり遂に其の弊を

續大典の
編纂

醸して太祖の成憲を空文に化し法の威信を落さんとしたのである。之蓋し司憲司諫等の彈劾官はあつても立法司法を行政官の手に歸して居た結果であつたが、まだ三權分立には氣付かず此の弊を救ふには經國大典と同じく永世遵守の法典を編纂し法を修明して以て紛議を制御するに如かずとの理由で續大典を編纂したのである。それで法典は經國大典と續典の二典となつた。しかし法典を二典に分つて置くのは不便であるから、正宗光武五年宗を祖に改むの時右兩典全部の條文及其後の受教を選び同性質の條文を一條の下に收め之を大典通編と名つけて頒布し、李太王元年に至り通編々纂後の受教を増補して大典會通と名つけて頒布し、李斯の如く太祖以來不動の經國大典は治國の大本として靜的法性を失はず通編及會通に全部収録されたのである。

大典通編
大典會通新舊法典
の轉換

然れども世界の趨勢は朝鮮獨り半島に特立するを許さず半島の人心を轉動せしめ社會事象に一大變化を來して國制の改革となり、法制も亦一轉して古來の慣例を墨守した支那系統の法制は變して歐洲文化の法制に倣ひ新舊法典轉換の大畫期的時代へと開展し、遂に我日本の法制に倣つて全面的制度を革正し、外交機

新舊二大
法典

關の改革に端を發して立法府と見らるべき議政府及中樞院會議の復興を見稅制の改正、訴訟手續及裁判所構成法の制定等、立法司法行政の機構及手續を改正するに至り併合直前には改正刑法を公布し又韓國法典を編纂して之を行つたが民法はまだ制定する域に至らず矢張り大典會通を用ひて日韓併合に至つたのである。以上の説明の如く李朝の法典は新舊二大法典に大別される。舊法典は支那系統に屬する法制であつて新法典は歐洲文化の近代的法制に屬する法典である。故に此の法制轉換の時期こそ法典を區分する一大劃期と見るべきである。新法典の施行は開國五百三年以後僅々十七年間であつて全部の法典を編成することができなかつたが日韓併合後も尙此の法系に屬する法制が行はれてゐた。要之舊法典は李朝開國以來五百三年に至る迄五百有餘年の間社會上には幾多の變遷があつても祖宗の成憲として其の法性を失はず永世不動の法典として遵行され、又社會的情勢に伴ひ大典のみでは處理されぬ新事件が発生した場合には新に教旨を發して大典を補ひ是等の受教を撰修輯録して續錄續大典等の典錄を編纂したのである。

【註 解】

- (1) 辛禑 高麗恭愍王薨じ辛禑王位を継いだが高麗王系は王氏なるに辛禑は王氏の出でないから王に非らずとして王號を贈らず。(三頁の五行 以下其字を移す)
- (2) 世子册立 李太祖即位の後其の末子芳碩を王世子に册立したが嫡長子を册立しなかつたのは不法であるとして太宗等が芳碩芳藩鄭道傳南問を殺した事件。(三三〇)
- (3) 六典 吏曹戸曹禮曹兵曹刑曹工曹で取扱ふ法規を集めたから吏典戸典禮典兵典刑典工典と命名す故に六典と云ふ。(百の二)
- (4) 六曹 吏曹戸曹禮曹兵曹刑曹工曹を六曹と稱す。日本官制の省に同じ。(百の二)
- (5) 死六臣 第六代肅宗王を助けて殺された成三問朴彭年河緯地金應孚李愷柳誠源の六人を云ふ。(五の六)
- (6) 史稱 第十一代燕山君四年戊午(前德七年一四九九)史官金瑛孫等は史草即ち實錄の資料となるべき筆記録に私見を書いたとの理由で殺され史に關した事件故史稱と云ふ。(六の七)
- (7) 士禍 燕山君七年甲子尹弼商等は會て同志の士林高官等と共に謀つて王の親母妃を殺害したとの理由で殺され第十二代中宗十四年己卯(永正十六年一五一九年)趙光祖等は朋黨比周して私事を行つたとの理由で殺されたが孰れも士林に屬する人々であつたから士禍と稱す。前者を甲子の禍後者を己卯の禍と云ふ。(六の七)
- (8) 邊事 國境の紛擾事變或國境警備防禦等を云ふ。(六の七)

第一章 李朝初期の法典

第一節 經濟六典及續六典

朝鮮の文物制度は遠く樂浪時代より支那の文化に浴し、百濟高句麗新羅時代に於て既に律令を頒つて之を行ひ三國史記卷五、卷一八、卷二四、東國通鑑卷三、卷四、高麗に入りてより各般の制度漸く整頓し高麗史其の形式は總て支那に則つたが、風土人情の異なる朝鮮に於て支那の制度を其儘行ふことは實情に適應せぬので、朝鮮特有の事情に適應した實際的法規慣例を制定したのも多数であつた。然れども高麗時代までは未だ是等の法規慣例を編纂して法典を大成するに至らなかつた。高麗末葉に至つては庶政類廢し法令紊れて制度行はれず、權ある者は濫りに之を用ひて民を虐げ力強き者は法を犯して弱者を抑へ、生民一日も安んずることなき状態となつた。此の時李朝の太祖李成桂は當時尙高麗の臣であつたが目前に此の狀況を見て慨然として起ち、之を革むるを以て己れの任となし、重臣等と相謀り、高麗を

革命して李朝を樹つるに至つたのである。

李朝太祖
即位の宣旨

李太祖は政治の要諦は先づ法を樹て之を行ふに在りと信じたので皇國紀元二千五十二年後龜山天皇元中九年壬申西曆紀元一三九二年〇以下七月十七日即位するに及び其の二十八日中外の大小臣僚閣良耆老軍民に公布した教書に

予俯して輿情に循ひ勉めて王位に即く、國號は舊に仍り高麗と爲し、儀章法制は一に高麗の故事に依る。前朝の季法紊れ律に定制なく、刑曹巡軍など各々所見を以て刑を行ひしが、自今法律を定め、總て律文に依つて處斷し、前弊を躡ます。太祖實錄卷一の四三

とその意を宣明し、法を立て律を設けて國を治めることを誓ひ翌日官制を發布して門下府大臣以下の官吏を任命し卷四實錄新政に伴ふ法制を定むる毎に其の條文を都評議使司檢詳條例司に下して審議決定し、時宜に適應した新法を發布したのである實錄。固より法と律とは毎に王命で發布し又行はるゝものであるが其間にも區別があるのであつて、高麗史卷第三十八刑法の序には

刑法律
の意義

刑は以て其の已然を懲し、法は以て其の未然を防ぐ。其の已然を懲し人をして

法刑並用

畏るべきを知らしむるは、其の未然に防ぎ人をして避くることを知らしむるにしかざるなり。然れども刑に非ざれば法を行ふこと無し。之先王法刑を並用する所以なり。偏廢すること能はず。

と論じ朝鮮に於ける法と刑との觀念を明かにしてゐる。

王命の發
令と其の
名稱

此の王命は都評議使司の決議を経、王の允許を得て發令し、其の命令を教と云ひ、其の王命を受けたのを受教と云ふ。但し教は此の場合のみに限らず、王旨を總稱するので、色々の種類が混雜してゐる。實錄には王の傳旨や議政、判書、司憲、司諫等の建議に對し之に従ふと記しある場合、建議者の方では受教と稱してゐる。又一方には判旨、條例と記して他の一方には受教と記したのも多數ある。高麗では敕勅、詔、制、敕などの文字を使用し、支那皇帝との關係上時代に依り、其の區別を明かに書き分けてゐる。李朝は國初より開國五百三年明治二國制改革まで支那との關係が同じであつたから大體に於て詔、敕等の文字を使用せず、判制及教の字を使用して居る。判旨は議政六曹等の建議を都評議使司で擬議し、條例は其の係の官廳で立案し、檢詳條例司で審査し、更に都評議使司の決議を経て發令するので單なる

敕詔制
條例

判旨

受教と異り法となるべき性質を多分に有してゐる。そして立法に參與する都評議使司は最高官吏即ち二品以上の官吏が集つて評議する官廳であつて、我が内閣に該當し、檢詳條例司は都評議使司に屬する衙門で法制局に類似す。

都評議使司の構成

- 今都評議使司の構成をせば次の如し
- 判事 二員 侍中兼右中門下府に左右侍中あり
- 同判事 一員 文門下府侍郎兼成事二從一品參贊府事四正二品知府事一正二品政堂
- 使 一員 正二品あり中一從一兼
- 副使 一員 中樞院使一從二品中樞院副使六從二品中樞院學士一從二品兼
- 檢詳 二員 檢詳條例司を設け他官を以て兼ぬ錄事三三從より兼ぬ
- 經歷 一員 司を設け經歷兼各一員を置き他官より兼ぬ又六房あり錄事各一員典史六員を置く
- 都事 一員

斯くて新政に適應した個々の成文法條は年を経るに隨ひ次第に増加したので、太祖六年丁丑皇應永四西一三九七檢詳條例司に命じ高麗恭愍王以來の教旨條例を蒐集し、

最初の法典

條例詳定

現在行はれてゐる施政の準則とすべき條文を選擇編纂せしめ之を經濟六典と名づけ中外に頒行した。太祖實錄卷一二の一二之が李朝祖宗の成憲と稱する最初の法典である。此の法典はまだ草創時代のもので俚語が雜つてゐる法典の體裁をなさず又從來行はれて其の準則とすべき條項の洩れたものもあり、その後發布した受教もあるので、定宗元年己卯應永六西一三九九司憲府の上疏に依り條例詳定都監を置き法典の改修に着手した。都監の官制は

一 條例詳定都監を三房に分つ

一房 は水戰陸守人物詮考及職務等の事を掌る

二房 は徭賦錢幣財政及水陸運輸等の事を掌る

三房 は制度禁令及國家の綱紀に關する等の事を掌る

以上三房の權限でない事項は三房會議し類を以て其の所屬を定めた後判事に上達し判事は其の便否を參酌して可否を決定す。荒遠にして未だ周知せぬ事項は大なれば官吏を派遣して調査し小なれば各道に移牒して調査せしめ其の報告に依り今に便であつて古に悖らず民に利あつて官に便なる事項

を啓開し規に従つて處理す。

二 判事及其の屬を置く。判事には特に諸公を任命し事務を統轄す。

房員は嘗つて古制に涉り時務に通曉する者とす。

條例詳定
具都監の積

であつた。靖安公太宗の左政丞趙浚右政丞金士衡參贊門下府事李茂李居易大司憲

全伯英中樞院副使柳觀を判事と爲し右散騎尹思修等九人を屬官と爲し定宗實錄 卷二の四

百官の封章も亦條例都監に下して擬議以開し王の允許を経て施行した。同實錄 卷二の五

その後定宗二年四月都評議使司を議政府と改稱し議政府に檢詳を置いたのである。二の五

又翌年太宗即位するに及び中外臣僚の所見を嚴封上書せしめて民情を察し

同四年甲申西一四〇四九月各品の陳言を以開して允許を得施行したもの、中に

前漢城府尹尹穆前雞林府尹韓理戸曹典書尹思修等陳言内。自古有國家者不

可輕變祖宗之法。其創業之君慮患也深故其立法也密。惟我太上王參酌古今

之宜勸成經濟六典。其立經陳紀可謂詳且備矣。比年以來人持異見屢更其制

中外人民罔知所措。願自今一遵六典之制爲萬世特守之具。殿下即位以後條

令判旨六典所未載而可爲萬世法者簡擇成書以續六典刊板施行。太宗實錄 卷八の二

續六典
纂の議

都評議使
司を改稱

六典修撰
所を設く
續六典
元集詳節
續集詳節

とありて經濟六典の續集に着手し六典編纂後に發令し、まだ六典に載録せず萬世の法となすべき判旨條例を整理修撰し續六典として刊行せんとしたが、即位以來官制の大改革を行ひ門下府及都評議使司を廢止して議政府と爲し六曹以下の所管を變更したので事務多端を極め遂に法典の改修に手を延ばすことをえず。七年丁亥八月に至り六典修撰所を設け左政丞河崙其の事務を統轄し星山君李稷等と考證檢討し太宗實錄 卷二の四十二年壬辰經濟六典元集詳節三卷續集詳節三卷を進めた。太宗は之を左右に示し行ふて弊なきやと問はれたるに、兵曹判書黃喜は

臣知申事たりし時之を參考し後參知に任せられ復考せしが條例稍々煩雜にして實行し難く恐らくは施行し難らんと對へたのである。そこで太宗は

更に復考し錯誤なきものを進めよ

と命せられた。河崙は

謹んで元集及續集を參考讎校し其の重複を去り、疑に趙浚等の撰びし經濟六典の意を存して俚語を文語に書き換へ繁を削つて簡にし事理の擬議すべき

原六典

第二節 經濟六典と朝鮮經國典並經國六典
ものは旨を奉じて更定し、睿覽の後印刷頒行せんと啓し之に従ひて同實錄卷二三の翌年癸巳二月頒行した。そして經濟六典を原六典原六典と謂ひ、又原六典以後太宗八年迄の受教條例を撰修したものを續六典續六典と稱したのである。

第二節 經濟六典と朝鮮經國典並經國六典

朝鮮經國典
經濟六典
を同六典
に見たる
説に

經濟六典と朝鮮經國典及經國六典とを同じ法典と考へて居る人もある様であるが、經濟六典と朝鮮經國典とは政務に關する鄭道傳の私論であつて同一の書冊であるが、經濟六典は前述の如く李朝で遵行した法典であるから右兩書とは全然異つて居る。

抑も此の説の傳はつたのは李朝正宗以後の事であつて英宗の時編纂した東國文獻備考を光武十一年丁未明治四〇に増補した増補文獻備考卷百三十五刑考刑書の部に

本朝經國元典續典見考太祖甲戌成。

經濟六典見考世宗庚戌成。

(補)臣謹按經濟六典本考刑制云、太祖四年命鄭道傳撰之、河崙詳定。又藝文考經國六典註即元續典云々而此則分而二之。又作世宗庚戌成。或者撰定於太祖朝而重修於世宗朝。經國六典即此經濟六典而元續典改以今名歟

と記す。此の記事に因ると經國元典續典は太祖甲戌に成るとあり、太祖甲戌は太祖三年應永元一三九四にして經國元典續典なる法典の名稱は實錄に見へぬが第二十一代英宗の時編纂した東國文獻備考に記載されそれが傳へられて秋官志や増補文獻備考其の他の書籍等に記載してある。しかし經國元典續典は經濟六典の元典續典の誤ではないかと思はれるが、若し然りとせば經濟六典元續典は前記の如く太宗の時始めて命名したものである。又之を鄭道傳の著した朝鮮經國典とするなれば之は鄭道傳の意見書であつて法典ではない。太祖實錄卷五太祖三年甲戌五月の記事に

戊辰判三司事鄭道傳撰進朝鮮經國典。上觀覽嘆美賜馬綺組、白銀。

とあり、又翌四年には經濟文鑑を進めて居る。此の兩書を誤つて經國元典續典と

經濟文鑑
を通む

朝鮮經國
典を通む

三峯集を
重刊す

稱したのではあるまいか。蓋し鄭道傳は三峯と號し、同人の詩文を集め正宗の時
重版した三峯集がある。該集の凡例に

是集始刊於洪武丁丑、重刊於成化丁未。公之曾孫觀察使文烟跋其卷尾曰、舊有
版本散落不完。在文烟時已如此、今經屢百載、宜其不傳也。當守辛亥命、內閣購

公遺集、將梓行、編裝殘缺、殆不可讀、攻。

朝鮮經濟
典故の總文
と序文

と記す、洪武丁丑即ち李太祖六年に初刊し、成化丁未即ち成宗十八年に重刊したが、
成化の時既に散失して居たのを漸く蒐聚した位であるから、殆んど傳はつて居な
かつたので、成化以後三百餘年を経て、正宗十五年辛亥一七九一奎章閣に命じて鄭
道傳の遺集を搜訪採集して之を梓行し、三峯集純宗五年乙丑四月二十五日、太白山
史庫に藏め、止案目下京城帝國大學に保管しある三峯集中の鄭道傳の朝鮮經濟
典故を進める箋文の終には

謹繕寫朝鮮經濟典故、隨箋以獻。伏望聖慈、幸當燕閒時、賜觀覽、雖未助於緝熙之學、
少有取於施設之宜。臣無任激切屏營之至頓首
と記して自己の意のある處を述べ、藝文春秋館大學士判都評議使司事鄭摠の作

りし序文には

(前略)於是判三司事奉化伯臣鄭道傳作爲一書名之曰經國典故、以獻殿下、宸心是悅、
付諸有司藏之、金匱命臣摠序其編端。臣竊伏惟念、一代之典故必有一代制作、苟非
明良相得有、同魚水則何以臻焉。今我殿下推赤心委任宰相、而三司公以天人之
學、經濟之方、替襄丕基、馳騁雄文、克成大典、非唯補於殿下乙夜之覽、且爲子孫萬世
之龜鑑也。於戲其至矣乎。若視爲文且則書、自書人自人矣、何益於治道哉。子
思之作中庸也、論九經曰其所以行之者一也。一者何謂誠也。臣於此書亦以此
言焉。洪武二十八年乙亥三月中潛

と記し經濟文鑑の序文の終には

此公之所以著書之意也歟。若龍乙亥九月下潛

と記し孰れも乙亥即ち太祖四年作成の序文にして、兩書共鄭道傳の意見を述べた
る著述なることを記してゐる。又現在京城大學に保管されて居る朝鮮總督府古
書の中に經國六典なる寫本がある。之には鄭道傳と記してある。そして大正四
年出版せる朝鮮總督府の朝鮮圖書解題には經國六典の解に

本書は鄭道傳が太祖三年に撰進した朝鮮經國典上下卷より治典賦典禮典政典憲典工典の六典を謄寫したるものなり、經國六典の名は後人の假に命じたるものにして誤を延き易し

と記してある。誠に此の解通りであるが此の解は大正八年版には削除されて居る。仍つて經國六典と前記の朝鮮經國典とを對照するに經國六典は朝鮮經國典の中より正寶位國號定國本世系敎書の五項目を除きたる治典摠序外七目賦典禮典序外十八目禮典摠序外二十六目政典摠序外十四目憲典摠序外二十一目工典摠序外十目の六典に該當し其の行數字詰より行缺並闕字に至るまで相同しく鄭摠の序文をも謄寫しあるを以て經國六典は此の三峰集中の朝鮮經國典の寫本と認めらる。故に東國文獻備考には經國六典の名稱を載せざりしにも拘らず増補文獻備考には經濟六典は即ち經國六典にしてと記し此の兩典を同じものであると見て居る。而して増補文獻備考は東國文獻備考を増補したのであつて東國文獻備考は英宗の時洪鳳漢金致仁等二十六名の名相碩學に命じて編纂頒布し、正宗六年一七八二李萬運に其の増修を命じ、既に修成を終へたが、内閣在取閣の閲覽が済ま

ぬと云ふ譯で、左議政金鍾秀、右議政蔡濟恭の兩人が之を考閱し、更に日省録を調べて補修せよと命せられたが此時に李萬運は年既に老ひ半途にして死亡し遂に出版することが出来なかつた。それで李太王光武七年一八九三朴容大等三十三名の名相碩學に命じて東國文獻備考を増補し、前考の十三考を十六考に増加したのである。然るに李萬運の續本は英宗四十六年庚寅一七七〇に始つて正宗十四年庚戌一七七〇に訖り、原本である東國文獻備考に庚寅以前の記事が洩れて居るのを増加すれば補字を庚寅以後は續字を書して新舊の記事を區別し、増補文獻備考も亦之に仍り庚戌以後續集したるものには同じ續字を書し唯年を記して區別したのである。そして前記謹んで按ずるに經濟六典云々の記事には補字が書いてある。それは太祖時代の記事を補したからではあるが其の文中に藝文考經國六典註即元續典云々とあるも藝文考には此の記事なく、結局三峰集の朝鮮經國典から六典のみを抄寫して之を單に經國六典と稱したもので何等法典として編纂されたものでないことが明瞭である。それで經濟六典と經國六典を同じと見た増補文獻備考の記事は誤つて居る。そして又前後の文獻備考に記載ある經濟六典

の記事は前節に述べた如く其の誤謬なることは明瞭であらう。唯茲に注意すべきことは實錄や上疏等の中に經濟六典原續典乃至經濟六典謄錄等を單に經濟六典と指稱した文句があることである。

第三節 法典編纂の方式

經濟原六典及續六典即ち原典と續典を頒行したが、原續兩典の條文中互に相觸する條文があるので、之を如何にすべきやに就き疑義を生じ、之を検討した結果、太宗十五年乙未八月丁丑命。凡條畫一從元六典、王旨續六典内、元典條畫更改未便。更令參考仍舊施行、其中不得已更改條畫擬議啓聞。禮曹與諸曹擬議錄。(略)教曰、元典更改續典所載並皆削除。其中不得已事、原六典各其條下書其注脚。太宗實錄卷三〇の一六

例及續典の條文は全部削除し、原則は大字を以て記し、時宜に應じ行ふべき便法は本條の下に小字で注脚し、前後の法文を統一すべき方式を定めた。之が後世に至るまで法典編纂の準則となつたのである。そして原典即ち經濟六典は祖宗の成憲なれば、續典で動かすことは出来ぬが、續典には一時已むを得ず行ふべき條文もあるから、法典編纂の際には之を變更することができるものと云ふのである。之蓋し經濟六典の條文は建國の當時聲明した即位の宣言、其の他建國の重臣等が國本の基礎となるべき條項を講究検討し、幾多精鍊したものを集めたので、之を動かす時は國本を危くするが爲めである。

第四節 新撰六典と謄錄

太宗薨じ、世宗位を嗣ぎ教を下して言を求め、二年庚子一四二〇閏正月議政府六曹に命じて行ふべき條項を詮議した際に、刑曹判書金漸等は

法を立てば弊生じ、刑罰随つて之に伴ふ。國初より今に至る數十年の間、受教條例固より一事に非らず。中外に歷仕する者と雖、前後の受教に眩む。議政

府六曹をして原典の所載及垂世の法を除く外斟酌削除せしめん。
 と請ふたので議政府六曹等は禮曹詳定所に同議分類せしめようと啓した世宗實錄卷七
 五の二。仍つて禮曹は各年の受教を詮索し、此の年十一月諸道の守令及閑散人等が事務を行ふに便宜であると上疏した事項中、議政府六曹で採擇した十九箇條及既成の法文で六典に載らぬものと、六典に載つてゐて官府の行はぬ條文三十一箇條を左の通り抄録して舉行せんと請ふたのである。

上疏を採擇施行せる條

- 一、軍資副正崔孟良等言。凡民以舟車之利資其生業者往往取之以復公家之轉輸誠爲未便。自今增造公家舟車以資轉輸。倉議公處舟車不必加造若有官府轉輸之物則依民間時直給價。
- 一、前大司憲申商言。各道各驛分大中小路給位田以資其費或有驛吏流亡者則所在官收其田稅入于國庫由是驛傳日益凋殘。自今驛吏如有逃移者令驛丞收其田稅申報監司或補馬價或補公廩使驛吏得免稱貸。
- 一、前宰令卜佃等言。守令當農月遠代則送往迎來農事失時。自今守令雖秩滿若當農月勿令遞差。倉議考滿守令自三月至六月勿許遞差。

- 一、龍仁縣令宜和言。各道驛丞所掌或至十餘驛今或三四朝或五六朝無故數違故雖有志者館舍修理驛吏完恤等事未暇爲之乞依守令例考其褒貶優劣勿令數違以救其弊。倉議諸道驛丞量宜加設依六典考其褒貶一如守令例。
- 一、通津縣監辛宙言。六典內貧民負債一本一利外不許加徵。今債主一本一利外猶加督徵至使貸者喪其家業終不能償以所耕之田每歲充償無立錫之地而後已願加痛禁。
- 一、前監務金聖言。凡賦役輕重係於所耕多少。臣所居陰竹縣以國農所之公田與農軍之私田并錄於本縣墾田數內徭役倍於他邑。願量減賦役以活民生。
- 一、延安都護府使鄭復周言。凡有可耕陳地豪富廣占徒受立案累年不墾雖有欲墾者以爲已受立案之地公然禁耕。民畏其勢不敢告爭。自今雖受立案不自開墾者許民開墾違者痛治。
- 一、判原州牧使趙啓生言。人參產於險阻無人之境採之甚苦乾正亦難濟用監於收納之際或以體小或以色惡不納其弊甚鉅。願令濟用監進獻外雖體小色惡依法乾正則一皆收納以除民弊。
- 一、咸吉道都節制使曹備銜言。道內人民之採魚鱉在前觀察使節制使既徵其稅而各官守令亦皆徵之或有一年春秋兩等六度納稅者甚無意謂乞依他道例只納司宰監或全蠲免納以除民弊。

以恤逸民。兪議依他例只收一件傳報戶曹。

一、前教授官李潤等言。臣所居江原道各官各戶神稅布在前分其殘盛或收蠶布十餘尺或收紙席絲麻等物今則不分殘盛例徵布一匹必滿三十五尺貧者苦之自今請依舊例。兪議每戶各收一匹餘寡孤獨並皆蠲免。

一、竹山縣監楊秩言。今官收流移人兩麥或以種子或以賑濟分之民間。臣謂流移之民如有公處所貸米穀分徵族人自今收其兩麥以償所貸米穀。

一、銀溪道驛丞尹諧言。各品所納進獻細布不自備納令其司奴婢覓納其弊不少。願令各品自備以納。

一、前縣令金思義等言。每年藏水時必令京畿之民改造冰室材木價重民甚苦之乞依居室之制作冰室令吏守之則可至數十年之久而無每年改造之弊矣。

一、楊州都護府使全直言。外貢上納之際官吏或以其意退而不納遠路轉輸之苦民間再收之弊不細。自今諸司所退貢物告于戶曹戶曹覈實可退然後退之以爲恒式。

一、昌平縣令宋復言。告者養老之目有四。養三老五更一也。子孫死於國事則養其父祖二也。養致仕之老三也。養庶人之老四也。有虞氏以宴禮夏后氏以享禮殷人以食禮周人修而兼用之。一歲之間凡七行之飲養陽氣則用春夏食養陰氣則用秋冬大合樂則

必登養老故春入學而合樂則行之春頒學而合樂則行之季春天子親學則行之此王道之不可不重也願令故司立養老之禮悉令中外每歲春秋釋奠之後擇七十八十以上勿拘貴賤聚而饗之以廣聖上養老之恩且乞善言而施諸政治則人倫厚而風俗正天道順而陰陽和矣。兪議令禮官稽古制施行。

一、淮陽都護府使盧湘言。唐太宗嘗以針灸失所其害至死下詔罪人毋得鞭背今官吏或因吏民小過輒鞭其背因而致死者或有之今後一皆痛禁。

一、襄陽都護府使邊處厚言。今國家於大小官吏以至庶民墳墓步數皆有定式禁人樵採無識之徒貪其地利耕破古塚暴骨犁鋤自今痛行禁止。

一、前司宰監韓定敬言。凡定徭役皆以所耕多少而不分胥府容有不均之嘆乞每年損實踏驗後一依實數酌定以爲恒式。兪議答軍則用人丁多少雜役則用其年踏驗實數。

一、安邊都護府使金孟誠等言。今士大夫之家使奴僕務行商販廉恥道喪士風日衰願遣行棗糾摘痛徵以正士習。兪議朝士奴隸商販者令觀察使痛懲。

已上十八條皆從之(世宗實錄卷一〇の十一にハシ)
(八條と記十九箇條の誤か)

禮曹啓元積六典內各年制旨中外官吏或不奉行其不奉行條件謹錄以聞請申明舉行違者論罪

- 一、洪武二十五年司憲府受制節設。無識之人以農牛賣於韃靼^(註)。禾尺賣者買者皆以宰殺律論。
- 一、永樂十七年議政府受制。禾尺才人不事農業唯以弓馬爲事不與良民婚嫁自成一群眾散無常宰殺牛馬良民受害顯令分置與平民相婚俾令安業其有尙循舊習者沒其所畜頭匹并罪里正長。
- 一、洪武二十五年司憲府受制。醫官之設本爲救病當勿論貴賤來告卽往救治如有自重不往者許諸人陳告痛繩以法。
- 一、洪武二十七年王旨。凡徒役之人年限有數中外官吏不願律文因循役使。今後中外官司錄徒役者罪名及定役年月放免日月以聞。
- 一、洪武二十八年使司受制。令守令親檢山野分授勞近居民以主之如有縱火者使其主者收捕告官從重論罪。
- 一、洪武二十六年使司受制。各道人民無恒產逃亡者家長杖一百許接人罪同里內逃亡人及新接人名數不告者方別監里正杖七十守令不用心推覈還本者論罪。
- 一、洪武二十七年使司受制。國無三年之蓄國非其國各道守令不用心勸農以致公私窮乏觀察使以時考察游手者皆令歸農。

- 一、洪武三十年使司受制。船軍寄生水上甚爲可哀。今後船軍各戶差役一皆減除。
- 一、永樂五年議政府受制。斗升平校京中市署外方觀察使每年春秋仲月依前例施行。
- 一、建文四年議政府受制。父母年至七旬而三子皆從征役者免其一子使養其親。
- 一、永樂五年公私田收租者以不平校斗升收納爲佃客所告者所在守令論罪甚者報觀察使治罪。
- 一、建文三年議政府受制。婚姻之禮人倫之所重或有貧乏男女過時不能婚姻者京中漢城府外方監司窮加訪問內外四寸以上之親共備資粧使不失時違者罪之。
- 一、永樂二年議政府受制。山城修築高麗盛時每遣別監以時修築。自今每當農隙堅實修築以備不虞。
- 一、永樂五年議政府受制。伯叔兄弟異形同氣貪利賊恩者勿論事情得失所訟之物一皆沒官永不敘用。
- 一、永樂五年忠清道敬差官韓雅啓。造船松木不可不預養令州郡痛禁斫伐。
- 一、永樂十年司憲府啓。有夫婦然後有君臣故夫婦人倫之本而嫡妾之分不可亂也。然高麗之季禮義之教不行夫婦之道遂紊卿士大夫或有妻妾妻者有之或以妾爲妻者有之遂爲今日妻妾相訟之端怨讎繁興以致傷和致變非小失也不可不正。臣等謹按大明律曰、

凡以妻爲妾者杖一百。妾在以妾爲妻者杖九十。並改正。若有妻妾妻者亦杖九十。離異。臣等請以媵媵婚禮之備略定爲妻妾將己身現在以妾爲妻者妾在妻妻者並皆按律科罪。

一、永樂十年王旨因漕運溺死水軍令倭司完恤其家。政府議經濟六典船軍病故者轉開于上存恤其家。況漕轉米穀因而致死者乎。請給米豆并四石限三年復役。

一、洪武二十一年使司受判。戰亡人子孫宜當錄用。

一、永樂七年議政府受判。諸浦各船射官防禦年月最久者大船二人小船一人。式水軍都節制使驗其年月各其名下俱錄中間隨其前職陞一級其中才能出衆爲人所服者許令次第選轉官止折衝水陸軍官臨敵制勝者不拘此例從其將帥所報並皆除職將帥任情好惡者中間論罪。

一、洪武二十一年使司受判。鰥寡孤獨無衣食所者所當存恤京中則戶曹主之外方則監司無時訪問申報施行。

一、洪武七年司憲府狀申一欵大小人員及緣化僧徒等受各官陳省私備貢物先納即受其司文憑下歸倍受其價侵虐小民。願自今一皆禁斷。

一、永樂五年議政府受判。疑獄未決久被囚繫京中刑曹司憲府巡禁司各道觀察使具錄因繫年月中間取旨裁決無滯。

一、洪武三十年使司行移。小民或因出入未還強品官及猾吏等稱爲流移其家舍田地並皆奪占。由是殘戶日漸失所。今後官禁奪占以待本主之還若永不還則分給無田地人。永樂十年議政府狀申。各司使令因交易公用物件規奪市人之物今後令告於京市署沒其所資格貨違者重行論罰。

一、洪武二十一年使司受判。州郡之吏於四面村落私置農舍者容匿民戶役使如奴婢者收稅時擅自高下收納因而盜用者簽軍時受富戶贈遺擅自錮免者依托權勢冒受官爵公然避役者並皆窮極考覈。所犯重者置之典刑其餘分輕重論罪橫斂物件追徵沒官。

一、洪武二十一年使司受判。凡剃髮者必受度牒方許出家已有著令。無識僧徒不畏國令不唯兩班子弟有役軍人鄉吏驛子公私奴隸擅自剃髮甚爲未便。今後兩班子弟自願爲僧者父母族人告僧錄司報禮曹啓聞取旨後納丁錢給度牒許令出家其餘有役人及獨子處女一皆禁斷違者還俗當差其父母師僧及寺主從重論罪。婦女守節剃髮者不在此限。洪武二十一年司憲府受判。葬者藏也所以藏其骸骨不暴露也。近藏浮屠氏茶毗之法盛行人死則舉而置之烈燄之中焦毛髮爛肌膚止存骸骨甚者焚骨揚灰以施魚鳥乃謂必如是而後可生天堂可至西方此論一起士大夫高明者皆惑之而不葬於地者多矣。嗚呼不仁甚矣。人之精神流行和通死生人鬼本同一氣祖父母安於地下則子孫亦安不爾則

反是、且人之生於世、猶木之托根於地、焚其根株、則枝葉凋瘵、安有發榮滋長之理乎。此愚夫愚婦之所共知也。聖人制三寸之棺、五寸之槨、猶恐其速朽也。斂衣數十襲、猶恐其或薄也。置穀棺中、猶恐蟻蟻之或侵也。送終之禮如此、而反用齋戒無父之教、可謂仁乎。願自今一切禁之、犯者加罪、外方人民於父母葬日、聚隣里香徒、飲酒歌吹、殊無哀慟之心、有累禮俗、亦皆痛禁。

一、永樂十年議政府所申。各司奴婢或不給奉足、或不給朔料、因此流亡者頗多、今後正役一名給奉足一名、又給朔料、其不給朔料者給奉足二名。男女年六十六歲以上十五歲以下、勿令立役。又諸司吏典使令奴隸成衆、諸人乞假下鄉、未即上京、便督促於京主人、或追日徵賄稱貸、賂賈責糧、俱盡其弊甚大。今後受暇人不及期上京者、移文本道督促、待其上京論罪。

一、永樂十一年司諫院啓。佛者去君臣之義、父子之恩、以浮誕之辭、妄托報恩之說、惑世誣民、傷風敗俗、害道之害、孰甚於此。在昔唐虞三代之時、歷年多而享壽長、此固非佛氏之致然也。漢明帝時始有佛法、明帝以後、亂亡相繼、運祚不長、及梁陳元魏之際、事佛尤謹、年代尤促、遂使持戒之主、終有衰城之禍、事佛求福、果安在也。佛不足信、不待辨說而自明矣。竊冀無知固不足責、世號高明者亦惑而事之何哉。大抵邪說乘間得誘、則易惑而難悟、故人

有喪父母、失妻子而哀痛迫切之間、誘之以福田利益之說、廢嚴然入於其中、至於蕩盡家產、邪說之害人如此。今我殿下斷然一革、誠千載之美事也。然為死者供佛齋僧之事、因循未革。人死則皆欲薦拔、既設七七之齋、又設法席之會、無識之徒、專尚浮華誇人耳目。假如佛氏有靈、受人之饋、救人之罪、則是賈官鬻獄、汚吏之所為也、豈有比此乎。且死生有命、禍福在天、縱有所禱、之切佛氏、安能施惠於其間哉。伏望殿下命攸司、喪祭之儀、一依文公家禮、痛禁佛事、以斷群疑。

一、永樂十五年成均大司成柳伯淳等言。沿海魚梁、聚斂之家、奪占全利者、嚴加禁止、以副民望。

一、永樂十五年全羅道觀察使啓。船軍寄命水上、不顧家產、其苦倍他、一人之子、雖二三丁、分屬左右、領更相違立、或一子不付軍籍、則稱為漏丁、移定他人奉足、有違優恤之義。今後三子已立軍役者、雖一子不付軍役、勿定役、以養其親。
已上三十條皆從之。(世宗實錄卷一〇の一二。)

茲に於て現に行はれ且將來行はねばならぬ受教條例にして原續六典に多數脱落したことが明瞭となつたので、完全なる法典編纂の必要に迫られ、四年壬寅八月六典修撰色を置き、星山府院君李稷左議政李原を都提調、贊成事孟思誠參贊許稠を

六典修撰色を置く

提調と爲し、太宗既定の編纂法則に従ひて法典修撰に着手したのである。同實錄卷一七の二五年癸卯七月六典修撰色に

今六典修撰の時各年の受教を削除する事、増補する事は每典各別に啓開して施行せよ

との傳旨ありて、削除改正増補する場合は一々王旨に依つて之を行ひ同實錄卷二一の四又高麗朝の法文をも遵守すべきものは之を増補并録し同實錄卷三の九八年丙午十一月其の業を終へ新撰六典及庶錄を進めた。其の序文に

修撰色撰進續六典及庶錄。其序曰、經濟六典乃我太祖康獻大王朝定制、左政丞趙浚等撰集。自國初至于丁丑年而止、一國制度之規模已具於此。其撰集各因元本、故間有方言者、太宗恭定大王朝左政丞河崙等以文易之、刪其繁辭、名之曰經濟六典元集詳節。又撰續典始自戊寅、終於丁亥、至乙未年八月十八日。太宗命禮曹續六典內更改元典者並皆削除、其不得已而存之者、註脚於元典本條之下、其後仍因累歲、又戊子年以後條例未經修撰前後或相戾、或重複、官吏眩於遵用。殿下特命修撰臣等、敬此參詳續典內更改六典之條、敬依太宗之命、削除戊子以後條

高麗朝の法文をも修撰色に引入す

例移牒中外、衰集修撰、不論年月、各以其類合錄於續典、其有更改增補元典者、互註

於元續典本條之下、各年受教、互相發明、可合爲一者、合爲一條、亦註其下云、某年某司受教某事、並合各曹所屬各司內新設、則云某年設立改號、則云古某司某年改號、甲辰年以後有更改之節、亦註於逐條之下、若一時可行而非永世之典、則各別撰集、名曰元典、庶錄、其詳戾重複者、悉皆削去、而所撰續六典六冊、續錄一冊、謹繕寫以進、伏望睿鑑施行。命下禮曹世宗實錄卷三四の四

禮曹啓、今修撰色所進新續六典及元六典、請令鑄字所印八百件、頒京外各衙門後、收舊元續典、且庶錄、可行一時、非永世之典、只書一件、一件入內、其餘分置政府六曹、臺諫、其所印紙、除平安咸吉兩道、其餘各道、以道內各官之數計、每官三件、所入紙并墨、收合上送、命依啓施行、并印庶錄百本。世宗實錄卷三四の一七

と記してゐる。之に據ると、太宗十五年八月十五日、禮曹に命せられた編纂準則に従うて、原典を更改する續典の條文を先に削除し、次に太宗八年戊子即ち續典編纂以後に發布した條例を中外に移牒して、衰集し、其の條例は發令の年月を論せず、類を以て續典に輯録し、各年の受教を二三併せて、意義明瞭となるものは之を一條に

新撰六典と略録を
印せんとす

合せ、其の下に受教の年月を記し、世宗六年甲辰以後の受教條例も亦原續典の該當條下に註脚して原續兩典を増補し、更に受教の年月並官廳名を記し、又一時便宜の爲に行はるものは別に之を輯録して原典略録と名づけ、新撰六典六冊と略録一冊を進め、之を刊布して施行しようとするので、之を禮曹に下し、阿實錄卷三十四の一回新撰六典及原六典各八百部を鑄字所で印刷し、京外各衙門に頒つた後、舊原續兩典を還收し、そして永世の法でなく一時の便法を集めた略録は僅に一部を印刷して主要官廳にのみ頒つこととなつた。阿實錄卷三十四の二七然るに此の新撰六典に對しては疑議起り、十年戊申閏四月禮曹參判高若海は

續六典は國家萬世通行の法なり。只一二人をして撰集せしむるは偏見の弊なくんばあらず、願くば陳言の例に依り、之を大臣と諮り衆議を取つて施行せんと。

と啓したので、王は

續典は祖
宗既行の
法を遵行
す

續典に載する所は皆祖宗已行の事、豈に更改すべけんや、若し新法を立つれば卿の言の如くすべし。今更議すれば必ず各々所見を執つて衆口紛紜、主とす

法典編纂
と新法の
成立とは
異なる

る所に適することなく、必ず新法を立てて然る後止ん。新法は固より立つ可からざるなり。試に奴婢斷訟の一事を以て之を見るも、受教と立法とは一に非らず、其の教を受けて法を立てる者は類ね盧心至公に非ざるなり、皆一己を利するを以て大體に援據し、而して法を立てんと請ふの弊固より多端なり、更議すべからず。

と言はれ、世宗實錄卷四〇の一三法典を編纂するのは新法を作るのではなく、祖宗以來已に行つた法を撰集するので、法典の編纂と新法の成立とは全然其の方法を異にする旨を明示されたのである。しかしまだ不安の點ありて再び修校したものと見へ、實錄には十年戊申十一月二十九日の記に

詳定所提調星山府院君李稷等撰六典五卷略録一卷以進。箋曰自古一代之典、必有一代之治。大經大法、雖百世而不易、所損所益、各因時而變通。恭惟我太祖康獻大王受命造邦、日不暇給、而立法定制、規模已具、時則有若臣左政丞趙浚等編集自國初、至丁丑年間法令制度、分門類聚名曰六典、布置施爲綱舉目張、厥後左政丞河崙等又撰續典、頒行中外、俾有遵守、永樂乙卯秋八月、太宗恭定大王諭禮曹若

曰續六典内更改元典者其悉削除如不得已存之者註於元典本條之下第以因仍不克成書是以或相違戾或頗重複士庶憚於同異官吏眩於奉行惟我主上殿下萬機之暇留意典故申命臣等共加修撰臣等欽承明旨將續典内更改元典條畫一一削除裴集戊子以來條例類附續典之中其更改增補元典者互註於元續典本條之下各年受教互相發明可合爲一條一時權宜非經久之法則別爲篇目以六典略録撮其綱領斐其重複要使坦然明白可考而徵勒成不刊之典庶爲垂世之規伏望殿下上師帝王近法祖宗執之堅如金石行之信如四時挽回世道以登至治實廟社無疆之休。上覽之猶以爲未安命河演等改撰世宗實錄卷四二の一八

と記してある。此の箋文は既に二年前修撰色で撰進した時の序文と同じであるが箋文は詳定所提調名義となり前には正典六冊略録一冊となつてゐたのが此の度は六典五卷略録一卷となつてゐる。そしてまだ安心できず河演等に改撰を命じ翌年己酉其の改撰を終へ三月原續六典を印して中外官に頒てと命じたのである同實錄卷四三の二五。しかし此の新續六典にも亦缺點があつて翌十二年庚戌三月經筵に御して六典を講じ同實錄卷四七の三一六典の編纂が餘りに永びくので詳定所では十三年辛

新撰續六典の改撰

元六典甲刷の略

亥吏讀の原六典經濟六典を印刷して中外に頒行し原六典の詳定を俟つて之を收用しようとして啓し黃喜等も亦李稷等の撰びし原續六典の頒行を防ぎ王は經筵官等にも六典の講究精査を命じ屢次檢討を重ねたる結果同實錄卷四五の二五十五年癸丑正月詳定所都提調黃喜等は新撰經濟續六典を進めた。其の箋文に

竊聞古昔帝王之治天下國家也莫不有成書以記當時典章法度以爲一代之制三典三謨唐虞之法也周官周禮成周之法也恭惟太祖康獻大王聖德應運化家爲國相臣趙浚等臺集教條目曰經濟六典刊板流行與民共守。太宗恭定大王時政丞河崙等乃撰續典及我主上殿下嗣位議政李稷等繼河崙所撰刪述舊文以進既加清讎之覽以爲猶有未盡爰命臣等更加搜討將河崙李稷等書及二書所不載令甲條件詳加採擇去其重複斐其繁蕪其去取一受睿裁會粹成書爲正典六卷又擇其一時所川非經久之法別爲略録六卷繕寫投進伏望頒諸中外使子孫萬世有所持守實社稷宗廟無疆之休。

と記し鑄字所に命じて印することとなつたのである。世宗實錄卷五九の二この箋文に據ると黃喜等の撰んだのは新撰經濟續六典と稱し河崙李稷等の撰びし二典に載録せ

新撰經濟續六典

ぬ條文及其の後發布された受教條例を取捨選擇して編纂したものであつた。それで續典は三種類となり、太宗の時河崙等に命じて撰んだのが經濟六典續典或は單に續典、世宗の時李稷等に命じて撰んだのが新撰六典以上の兩典を併せ更に黃喜等の新撰したのが新撰經濟續六典と稱し、經國大典の編纂される以前に在りては以上の三典を單に續典と呼び、一時便宜の爲行ふべき受教を集録したのが廢錄である。然るに印刷遅延したと見へ、同年三月五日常參視事の際

原典及新撰經濟續六典を速に印して頒ち、臣民に立法を知らしむべし、予も亦經筵に於て講ず。凡そ人が罪に陥るは其の法を知らざるを以てなり。

と云はれて新撰經濟六典の頒行を急かれたのである。それでも猶不備の點あるを慮り、六月經筵に御して新撰六典を講じ、未だ當らざる處あらば更議すべし同實錄卷六〇のと命じ、此の年九月安崇善は

今頒つ續六典には因循不行の條項頗る多し。禮曹をして抄出啓聞せしめ考察して施行せん

と啓し之に従ひ同實錄卷四十七年乙卯正月領議政黃喜等を召し、

續六典に脱漏せる三十餘箇條は其の中行ふべきものなきにあらず、然るに那典已に成る、追録すべからず、如何に區處するや。予は續典を撰集した後にも亦受教立法の事あるを以て、上項の脱漏條件は今の受教と爲し、年月を改書し舉行しては如何同實錄卷六七の四と言はれ、尙な者は行ふべき條件は元案を考査して申明舉行せんと啓し、之に従ひ追録したのである。

【註 解】

- (1) 閑夏 李朝の初は官職なくして科田を受け閑居する者を俗に閑良と稱す。(龍飛御天歌卷二の三)後閑居する良民を稱し。朝鮮語辭典には未だ任官せざる武人と記す。(二〇〇三)
- (2) 耆老 六十以上の老人。年七十以上にて正二品以上の者は耆老所に入り耆老と稱し國の優遇を受く。(耆社志耆社慶會曆) (二〇〇三)
- (3) 軍民 士大夫(或は士族と謂ふ)以下の階級にある者を軍民に分ちて其の役を定む。軍には將軍水軍等の名稱あり。民には良民賤民等あり。(二〇〇三)
- (4) 敕詔判制敕 敕詔は皇帝、天皇即ち天子の「ミコトノリ」にして判制敕は諸侯即ち王命たる



故李朝は支那皇帝の冊封を請け諸侯の取扱ひになつてゐたから、公に教誥の文字を使はず、列朝の文字を使用して居た。(三五〇)

(4) 位田 三國遺事、新羅法敏王元年、廟に近き上田三十頃を上納して、供養田とし、王位田と稱して、本土を付屬すと記す。即ち土地を廟墓地等に付屬し、其の牧益を以て廟墓の祀事等の費用に使用するものであつて、後には何某位田と稱して、其の廟墓若くは何某を本土とし、其の收入を一定の費用に使用したる土地である。(三五〇)

(5) 一本一利 元金に對してのみ利子を取り、復利せざる事。そして或る時は永年に互るも利子の數は元本數だけに止め、之を制限したのである。(三五〇)

(6) 農軍 農民を云ふ、即ち農を爲す者には、兩班族、土班族、或は東族等あるが、其の東の階級に屬する民を云ふ、普通農民なり。(三五〇)

(7) 立案 吏文續集には「置簿施行也」と記し、案を立て、之を公簿に書き置きて、施行するものにして、判決文、證明認可、其の他の指令等、後日の憑考となすべきものを立案と謂ふ。(三五〇)

(8) 墳墓歩數 墳墓は高麗の時から其の廣さを歩數で制限し、李朝では宗親は一品百歩、四方以下品毎に十歩を遞減し、六品五十歩に至る。文武官は宗親に比し、十歩を減じ、庶民十歩に至つて止む。一步は周尺六尺なり(經國大典、我曲尺の約四尺に當る。(二九〇七))

(9) 租粗禾尺 禾尺は未だ明瞭ならざるも、本文に據れば、韃靼人の向化せる者、即ち歸化韃靼節、此の度。(三五〇)

(10) 人なるが如し。(三五〇)

(11) 才人 之も亦歸化人なるが如きも、明瞭ならず、朝鮮語辭典には「輕樂師」と記す。本文に據れば、右兩者共、農樂を事とせず、唯弓馬を以て事と爲し、又牛馬を宰殺すとあれば、屠獸を樂とせる、白丁の一種なりしが如し。(三五〇)

(12) 復役 復戸と稱して、役を免除すること。(三五〇)

(13) 陳省 中宗實錄卷四の六枚に「各司の稱する所一ならず」と記す。本文の陳省は各地方官より貨物の數を報告した文書を謂ふ。即ち報告書の一種なり。(三五〇)

(14) 豪強品官 地方の豪族には土官として品階を授けて、之を待遇したので、土班と稱す。其の中の豪勢にして、強奸なる郷人、即ち地方人の品階を有する者を謂ふ。(三五〇)

(15) 賤戸 一戸として、戸籍に載録することを得ざる程度の貧戸を謂ふ。(三五〇)

(16) 楮貨 紙の貨幣を謂ふ。(三五〇)

(17) 當差 差役に當ること。(三五〇)

(18) 奉足 世宗實錄卷七の四に「凡て正丁には一名の餘丁、正丁即ち正軍に編入したる者以外、の丁年者、丁は十六歳以上の者を給し、之をして財力を出さしめ、以て正丁を助けしむ、國俗之を奉足と謂ふ」と記す。其の數は時代に依り異つたが、餘丁は正軍即ち現役に従事せぬ代に財又は勞力を出して、正軍を助けるのである。備兵の制となつてから、財力を一定して、丁から木綿を取るようになったので、軍人の給料に木綿を渡すのを奉足と云ふことになつたのである。(三五〇)

(19) 第一章 李朝初期の法典

四五

(21) 成業諸人 身分階級を越ばず一般民衆から採用した者を謂ふ。(三三〇八)

法典編纂に関する重要官廳

李朝は初門下府を置き、宰臣は百揆の庶務、郎令は賦納陳諍、駁正、差除、教旨の受發、啓牋の通達を掌つて各般の行政を掌握し、三司は賦作を授け、支用を計る等の事を掌つて會計監督を爲し、中樞院は啓復の川納及兵機、軍政、宿衛、審備、差攝等の事を掌り、以上の職員中正二品以上は皆都評議使司に列坐して政務並法規を評議決定し、王命を得て之を施行したが、列坐する者は大部分門下府で占めて居るので、政權が偏重したから、第二代定宗二年に都評議使司を議政府と改稱し、第三代太宗元年門下府を議政府に併せ、三司を司平府に改め、中樞院を三軍府と承樞府に分ち、職員を移動し、太宗五年には六曹を陞して行政長官と爲し、權力を分散したのである。

議政府は百官を總べ、庶政を平にし、陰陽を理し、邦國を經す。領議政、左右議政各一員、正一品、左右贊成各一員、從一品、左右參贊各一員、正二品、以下略。

六曹は吏曹、文選、勅封、考課の政を掌る。戸曹、戸口、貢賦、田租、食貨の政を掌る。禮曹、禮樂、祭祀、宴享、朝聘、學校、科擧の政を掌る。兵曹、武選、軍務、儀衛、郵驛、兵甲、器械、伏門、戶管、餉の政を掌る。刑曹、法律、評議、詞訟、獄、赦、録の政を掌る。工曹、山澤、工匠、營繕、陶冶の政を掌る。職員は判書一員、正二品、參判一員、從二品、參議一員、正三品、六曹共相同じ、以下略す。(經國大典、吏典にあり。)

第二章 經國大典の制定

第一節 經國大典の編纂

時宜に應じて法規を發布す

法典の制定は孰れの國孰れの時代でもその業實に難く、法制一度立つて更に之を變ずるは半島國民の好まぬ處にして、朝變、幕改は法の威信を落す所以である。李朝は祖宗の成憲を變へぬ方針を取つたが、太祖末年編纂した經濟六典ばかりでは國を治むることを得ず、時に應じ、變に處し、教旨條例を發布して之を補ひ、第二代定宗第三代太宗の時には兵制と官制の大改革を行ひ、第四代世宗は田制及税制を改革して財政の基礎を確立し、大に産業開展の道を整へ、之が爲新なる教旨條例を發布して補充したが、是等の受教條例は日を経、月を重ねるにつれその數を増加し、法條愈々多く、法規増々混雜して前後相矛盾したまへ、續典を編纂しても法文の脱漏多しとの譏あり、實務を掌る者はその遵用に迷ひ、速に法典を制定せねばならぬ氣運が醸成したのである。世宗薨じ、文宗位を嗣ぎ、元年辛未(一四五一)二月に、至



第一節 經國大典の編纂
り司憲府は

世宗十五年癸丑續典及賸錄撰定以後同三十二年庚午に至るまで十八年の間傳旨受教嘉謨善政の永く遵守すべき事甚だ多し。而して一時常行の規に難く、文籍汗漫大小臣民未だ能く周知せず、奉行の官吏も亦考問に眩み、勢舉行し難く、良法美意漸く廢失するに至る慮からざるべからず、續典の例に依り撰集して廣布せん文宗實錄卷六の四

と啓し、之に従ひて十一月知申事左參贊安崇善も亦昔續大典修撰の時、各司常に行ひ已に格例となりし事を并て載録せず、現在の官吏等は已に格例となりしものは載録せざりし本旨を知らず、刪して録せずと爲し、舉行せざる事頗る多し、宜しく別集に追録すべし同卷實錄卷一〇の二

と乞ひ、王は

六典以後に於ける各年の受教を修撰する時、并せて撰集すべし。と命ぜられ、文宗實錄卷一〇の二新に法典を編纂する際、脱落した已行の受教を増修することとなりしが、在位僅か二年にして、薨じ、端宗幼冲にして位を嗣ぎ、政を見ることを得

ず、政爭激甚の中に遂に位を去り、其の間爲政者は政變に没頭して力を法典編纂に注ぐことができなかつた。しかし法典を制定せねば、之に遵ふ者も之を行ふ者も、其の適從に迷ふので、確然たる法典を大成せねばならぬ必要に迫られたのである。然れども李朝の法典は從來行れた判旨條例であつて永久に法となるべきものを編纂すると云ふのであるから、編纂者の意見により永久遵守すべきと否とに付て、各自その意見を異にし、甲者の意見と乙者の選定と相異なる結果、或は永久遵行の良法を落漏したりとなし、或は之を載録すべしとなし、太宗以來度々續典の變更を見るに至つた譯である。斯くては何時大成するやも期し難いので、世祖即位するに及び、政變も亦治まり、國基を強固にする爲、是等の法典賸錄判旨條例を検討刪定して一大法典を編纂し、萬世遵守の成法と爲さんと期した。仍て、六典詳定所は命により銳意業を勵み、世祖四年戊寅庚辰長祿二年、西曆紀元一四五八年。世祖は端宗三年乙未七月王位を嗣ぐ此の年を世祖元年と爲す、李朝は輪年法を用ひ、和年表には世祖戊寅は端宗三年と記すべきも、端宗は反逆人として取扱はれ、實錄には王代に入れず、世祖より端宗二十四年追位に至る迄二百四十三年の間、王紀の年数に加へなかつたので、今の紀年表とは一年の差がある。本書は實錄の紀年を用ひた。閏二月六典詳定官等は各自撰む所の典を進めたので、世祖は親ら之を筆削し世祖實錄卷十一の二五年己卯四月前工曹判書崔恒を喪中より

經國大典
の命名
戸典
刑典

施行期日

起復して六典の修撰を命じ一六の二實錄卷三實生活に直接關係ある條項より編纂に着手し、六年庚辰七月原續兩六典臚錄判旨條例の内より新に戸典を撰定し之を經國大典と命名して開版し二一の四實錄卷次で七年辛巳七月刑典を撰定して施行したのである。其の施行期日は同月九日附を以て

一 京中は七月十五日

一 京畿は二十三日

一 忠清黃海江原道は二十八日

一 全羅慶尙平安咸吉道は八月十三日

と定め七月十五日各官へ發送した二五の三實錄卷之即ち土地の遠近と法典到着の日時を計つて施行したのである。

十三年丁亥二月高靈君申叔舟領議政韓明澈清城君具致寬延城君朴元亨等を詳定所に召して新撰經國大典の中殘餘の四典を勘校せしめ六月詳定所堂上等は各々新撰大典を齎らして入啓したので承旨等に駁議考定せしめ七月王親ら逐條審議を行ひ宗親大臣及承旨等と共に其の所見を以て駁議論定し四三の二實錄卷屢次論議を

經國大典
の勘校

經國大典
と更正し
て進む

凝らして十二月一應の審議を終つたが翌年戊子一四六八九月世祖薨じ遂に頒行するに至らず。次で睿宗位を嗣ぎ元年己丑一四六九七月院相金國光に比來更定せる法典は皆先王の成憲なるが廢して遵はずして可なる乎と問はれたので國光は世祖嘗つて六典を詳定し累年未だ成就せず。惟戸典と刑典と僅に成り鑄字を以て刊行したるは蓋し弊を生ずべきや否やを試み弊生すれば之を改めて萬世通行の典と爲さんと欲す。頃者韓明澈は該典の不便なる數事を啓す其の改定すべき所多し況んや六典は世祖未成の書なれば今方に詳定し難く或は更改するも不可と爲さず卷六の三二實錄

と對へ此の年九月二十七日六典全部の編纂成り詳定所提調崔恒右議政金國光等新撰經國大典を進む。仍つて恒及國光に鷹子各一連を賜はつたのである。此の時都承旨權斌は

大典は世祖の最留意の事なり未だ遙く宗廟に告げずと雖永昌殿世祖の靈柩に在る所に告げん。

と啓し之に従ひて世祖の靈に報告した。そして史官は

蓋し世祖は我國の法制煩密なるを以て六典を改定するに古今の憲章を參究し、細節を去り、綱領を存し、以て之を約し、開局五六年にして僅に刑戸二典成る。是に至つて六典畢就す。其の刑戸兩典は率ね皆世祖の御製なり。

と記してある同實錄卷七の二四。斯くして大典既に成り、十一月十六日

經國大典

の命あり容宗實錄卷八の二〇。正月朔一日より遵行せよ。

經國大典

との命あり容宗實錄卷八の二〇。此の月二十八日容宗薨じ、遂に刊行するに至らず。成宗

經國大典

位を嗣ぎ、尙ほ校定の必要ありとの議起り、成宗元年庚寅文明七〇二月大典の校定

經國大典

に着手し、遼原君鄧呂孫高靈君申叔舟上黨君韓明滄綾城君具致寬青松君沈滄昌寧

經國大典

君曹錫文左議政尹子雲戶曹判書徐居正工曹判書梁誠之等に吏典戶典工典の校定

經國大典

を命じ、寧城君崔恒領議政洪允成上洛君金碩吏曹判書韓繼美戶曹判書徐居正等に

經國大典

戸典吏典の校定を命じ同實錄卷三の六。此の年四月更に院相及諸承旨等に考校を命じた

經國大典

が、院相難校するも猶錯誤あるを恐れて李克墩崔瀾金紐等に更校を命じ同實錄卷四の一八

經國大典

同年十一月

經國大典

新定經國大典は來る辛卯即ち成宗二年正月朔一日より始めて遵用すべし

辛卯大典

と命じ同實錄卷八の七。漸く經國大典の完成を見、之を施行したのである。之を辛卯大典と稱す。

第二節 經國大典の修撰

辛卯大典に脱落せる條文

李朝開國以來八十有餘年にして成宗元年法典全部の編纂漸く成り、經國大典と稱し、同二年正月から施行したが、此の法典も亦脱漏多く未だ完全でないから、増修改定の要ありとの議が起つたので、禮曹に命じて從來行はれ且現在行つてゐる受教條例で大典に洩れたものを取調べしめた結果、成宗二年辛卯文明三五月校正廳は從來行つてゐて、今後尙行はねばならぬ受教で、辛卯大典に脱落してゐるものを左の通啓開したのである。成宗實錄卷一〇の一九

- 一、平安道平壤庶尹永安道北青判官權差。
- 二、掖庭署別監去官後移屬掌苑署。
- 三、凡限品授職人法前過限除授者勿追奪。
- 四、除朝辭赴任外官行望闕禮。

- 一、四時改火。
- 一、每年頒曆。
- 一、宗廟各室王后考妣致祭。
- 一、新羅始祖及首露王高麗太祖以下四位陵室禁田柴。
- 一、高麗太祖以下四位陵室置守護人每寒食守令省視。
- 一、水旱祈告。
- 一、使臣出來時遣宣慰使。
- 一、倭野人歲朝定數。
- 一、向化人官給家舍不許擅自買賣。
- 一、倭客人護送通事往還日限考察。
- 一、倭人還歸時求請陸物鐵釘量給。
- 一、客人賣來雜物貿易時各司市色奴子考察。
- 一、天文生外勿許赴陰陽科地理命課不在此限。
- 一、宗親婚姻年限前議婚。
- 一、兩界子弟三年一次叙用。

- 一、各道虞候兩界外不給祿。
- 一、公主翁主陪各一人依已隸例令儀賓府定送其冠帶依抄例施行其服色用草絳。
- 一、竊盜論罪條件。
- 一、外官奴婢不足處勿充給。
- 一、正兵白色衣勿禁。
- 一、司宰監船直差備奴三十七名船隻破毀間典監司移定。
- 一、天順五年七月初九日傳旨內各年受教定限條件仍行。
- 一、一應條章禁令漢城府諸邑張榜廣示。
- 一、諸司提調坐不坐每季月文昭殿昭格署提調坐不坐每月季曆鍊啓聞。
- 一、刑曹漢城府掌隸院開城府官吏決訟度數每月季曆鍊啓聞三朔內掌隸院則小事三十度大事二十度刑曹則小事五十度大事三十度不準者降一資。
- 一、諸邑訓導年四十以上入方許試取。
- 一、任滿加階時六品以上則五考三上七品以下則三考二上者方許加階。
- 一、藝文館成均館承文院典校署七品以下官褒貶中等者其都目內勿許還轉他有還兒衙門前衙官褒貶中等者後等褒貶前勿許叙用。

- 一、一等功臣先考追贈純忠積德秉義補祚功臣、二等純忠積德補祚功臣、三等純忠補祚功臣、並封君稱號。
- 一、諸邑郷吏考其官陳省攝戶長正朝戶長安逸戶長牒成給。
- 一、改名人啓開後令藝文館改名版狀成給。
- 一、京外堂下官新除授者及出使人員、於吏曹及議政府堂、京官則十日內堂參。
- 一、諸道堂上官守令褒貶一中者改差。
- 一、造紙署匠人造兒職除授時、任日多少及進獻表箋咨文紙入格多少、分棟合計授職。
- 一、諸司官吏遺代者、舉反庫傳奉後給祿軍資監登備倉慶典倉、則各其開閉支用庫米禱、反庫傳奉。
- 一、京外官吏等遺代後解由未出者、特恩給祿後、因仍給祿未便、後等受祿時、考解由題給。
- 一、諸司官吏其所管支用之物、未即上重記、虛張會計之數、甚未便、今後頒祿時、考上重記勤慢、舉上重記者給祿、其中懶慢尤甚者、啓開罷黜、月令監察勤慢、亦令本府檢劾。
- 一、京外諸衙門文書官吏、慢不看守、或奸吏因緣竊取、或陋汚毀破、終難考據、至爲未便、議政府司憲府司諫院外他衙門可考文書、自某年月日至某年月日、某錢穀文書幾張、無遺載錄、移文戶曹置簿施行官吏遺代解由成給時、憑考。

- 一、算員去官後仍仕者、其遺兒職、並試才除授。
- 一、凡訟田、他人田地據執者、盜耕者、盜賣者、外春分後秋分前、勿聽理。
- 一、潛轉時所在諸邑守令及萬戶等護送節目仍舊。
- 一、歛條若科內遺喪、或身死者、仕滿五十日、而未經違差、則題給堂下官、則考仕日、宗親及堂上官、不考仕日給祿。
- 一、田稅布子准長三十六尺、以青絲兩端着標織造上納。
- 一、寺社舊基重創、依憑近處居民田據奪僧人、因禁推鞠違俗充軍。
- 一、進獻雜物諸司提調、一朔看品啓達。
- 一、諸邑稅賈人吏首戶長、記官等有知識富實者、擇定稅賈數及所納司名、發程日時、賈吏姓名、具錄陳省、呈于戶曹程途遠近、憑考限內、不及上來者、令攸司推劾論罪。諸司陳省到付後、私主人、通同謀利與販過三朔未畢納者、杖一百論罪、并主人分徵、若私自費用、過十年未畢納者、及元數三分內二分虧欠、情理尤重者、全家徙邊、以懲奸猾、諸司官吏等外賈庭排後、不即收納、衙前庫子等隨其賄物多少、任情進退、拘留外吏者、推劾痛懲。
- 一、文昭殿宗廟署活人署官員、大小朝賀朝祭、勿隨班。
- 一、宗廟玉竹冊及諸命禮曹同本署提調、每年一度奉審。

- 一、醫員、春等、素問本草直指方藥圖脈外科精要瘡疹集秋等張子和方得効方婦人大全傷寒類書養生經和劑方考講取才。
- 一、醫女考講並多三人給料三朔內、三不通者、慈民署^三茶^三母^三定體。
- 一、漢學習讀官、所業精詳、勤學成才者、別隨清要之職、勸勵、且赴京時、依司譯院例、考其行未行及仕日多少、差送。
- 一、承文院官員、副本、奏文、咨文、表箋、方物狀中二十道、無事書寫者、依吏文製造一等例、給一考勸勵。
- 一、承文院諸員、書吏、事大文書磨鍊時、給別仕二。
- 一、朝廷使臣出來時、野人勿上送、倭人則上副官人、船主、押物、各率伴從人一名上送、留置京畿、諸邑、接對、還送。
- 一、倭野人接待、並依前例。
- 一、四學儒生、分番直宿、仲夜讀書、一時赴學衣冠子弟及草茅儒生、每年終、議政府六曹諸館堂上、會于成均館講四書一經、其中通曉者、願從仕、則隨才叙用。
- 一、成均館四學東西齋鋪陳、令繕工監沈輩備給、每三年改設、其間閣亦隨毀隨補、至於鄉校觀察使巡審、令其官隨毀隨補。

- 一、外方教官府以上、並以文科出身者除授、不足則以生員進士充差。
- 一、京外各壇各堂直、仍舊。
- 一、樂生同居族親一人、毋定他役。
- 一、捕虎論賞條件、仍舊。
- 一、赴京一行人數及方物駁載數、禮曹預先開數、移文平安道、令觀察使、依數抄馬、無餘支送。
- 一、出直軍士巡繚助番外訓練院官員、考察出番三日內、一日習射、又預習陣法、庶見、每給別仕一、中候者、依入直軍士習射例、加給別仕一、無故二日不到者、答一十論罪。
- 一、向化人等、每旬日到禮曹親着、凡朝賀朝祭、勿隨班、勿令本衛仕上直、行幸時、兼司僕等、有差備人外、勿侍衛。
- 一、諸邑守令、遣任時、軍器數及城子完固與否、一應軍務、節度使考察、解由成給、兵曹署、訖、給祿。
- 一、諸道傳香行香日、其道觀察使、開具移文、兵曹置簿、考其程途遠近、只計住還日、以爲實仕、過限者、依不仕軍士例、論、赦文、差陪人、亦依右例施行。
- 一、補充隊兵曹筆墨差備及使令等項、各差備一百名、都摠府四十名、其餘、依京正兵例、入直侍衛。
- 一、甲士及軍功別加入內、前批誤下處、修改人、各別批目、傳寫、安印、以憑後考。

- 一、軍士受職後滿三朔不納前加者還奪其階并徵其職、兩界甲士則還方居住、赴防事緊未得及期上來出告身、其受職期限、常限百日外、又加百日、告身考准之限、亦依祿限施行。
- 一、甲士別侍衛、諸道節度使、每年春秋兩等都會所、親監試取、入格人等、四祖身長尺寸、貌色及矢數、都目狀施行、上送兵曹於各其當番都目狀內、貌色憑考當身、真偽閱實、都摠府一同會試取才。
- 一、司僕諸員、田稅外雜役、當下番勿論、減除完護。
- 一、強盜及牛馬賊爲首者、妻子並極邊官奴婢、永屬竊盜再犯處絞等事、從立法後論斷、強盜子年未滿者、待年滿定屬、雜犯死因、雖未待三年待秋之法、依律文施行。
- 一、無賴之徒、屯聚作賊、攻殺人物、則所在守令、以制書有違律論斷、罷職、若盜賊、攻殺人物、而守令畏罪、匿不以聞、亦以制書有違律論斷、永不叙用、觀察使、不能檢察、並重論。
- 一、印信偽造者、勿論印文成否、並皆處斬、妻子外、方官奴婢、永屬不能檢察、官吏以制書有違律論。
- 一、義禁府刑曹堂下官、凡罪因、每月輪次、專掌救療、盜賊外、罪囚三名物、故則降賞。
- 一、盜賊許接里內色、蒙減竊主罪一等、免刺。
- 一、內需司奴婢等所犯、京外官、一皆直斷、其中抗拒、情迹深重者、啓聞科罪。

- 一、宰殺牛馬者、初犯杖一百、徒三年、再犯杖一百、刺字、三犯杖一百、斃面、四犯處絞、其切隣管領等、知情不告者、皆以制書有違律論。
- 一、諸邑京主人、諸司官吏、使令等、不得擅自侵勞。如有非理侵虐者、並以制書有違律論。
- 一、京外濫行之女、屢更奸夫、至有致傷人命者、依大明律犯奸條、加一等施行、許令本家及隣里陳告治罪、如或知而不告者、與本犯者同罪、若有奸夫、自相殺害者、其女雖不知情、良人、則杖一百、京外殘亡、處永屬官婢、賤人、則決杖一百、徒三年收贖。
- 一、禁亂書吏、使令、知情受財、故放者、大明律應捕人、追捕罪人、條受財、故縱例、從重施行、不應受罪人、捉付者、及禁亂、依憑侵虐者、決杖一百、書吏、則他司、息隸、定屬、使令、則外方充軍。
- 一、凡囚人、盜賊及重罪外、雜囚、勿著枷、只項鎖。
- 一、諸邑守令等、枉法囚繫婦女者、以制書有違律論、奸吏、侵劫通奸者、兩界、全家徙居。
- 一、宰牛馬人、同黨在逃者、事證明白人、依賊人、同黨在逃者、即同獄成收贖。
- 一、律員、違免職、恭上、恭外、勿論、和會取才、均一除授。
- 一、賊人、勿入送濟州、於巨濟、珍島、南海等三島、入送。
- 一、凡犯罪、徒邊人、內單身、無賴者、及賊人、勿入送義州。
- 一、典獄署、因司憲府、漢城府、都摠府、兵曹、司鍊院、宗簿寺等、諸司、推考罪人、及義禁府、移囚罪人

- 等因徒各其司十日一次磨勘啓達。
- 一、刑曹司憲府漢城府掌隸院未行公事十日書啓。
 - 一、強盜竊主律不當死者決罪後極邊全家定屬。
 - 一、贓人外徒邊定屬人等並皆平安道入送。
 - 一、選上奴子代立價每一朔綿布二匹六朔內毋過十二匹而止如或濫收者以制書有違律論斷濫收物色還主應收何沒官不能檢舉守令並重論。
 - 一、船主等受人物色虛稱收船冒受立案全數盜用者勿揀赦前依盜賊律科罪刺字依數徵之受賄於船主而立證者以竊盜竊主論事涉疑似者徵三分之二。
 - 一、外方詞訟以春分日爲務停以秋分日爲務開務停後除十惡奸盜殺人逃奴婢捉獲付官仍役據奪奴婢等一應關係風俗損傷於人外雜訟並勿聽理京中則恒居外方者自願仍訟人外並聽歸農元妻一有願仍訟及臨決觀勢欲歸農者勿聽。
 - 一、公私賤娶自己婢所生給己之官主娶妻婢所生給妻之官主若娶良妻而又娶其良妻之婢所生則給己之官主若其良妻有他夫並產則給之。
 - 一、諸司奴婢及內需司奴婢等稱父母祖父母之言援引投托者並勿受理。
 - 一、前等官吏決折事後等官吏立案成給。

- 一、都城內禁火自初昏至二更自五更至開曙時義禁府兵曹刑曹漢城府直宿堂下官及五部直宿官員受通行標信禁止。
- 一、父母不孝兄弟弟不和隣里不睦疏薄正妻昵愛妻妾者糾察。
- 一、進獻及園用外禁用雜彩花席。
- 一、婚姻炬火二品以上十柄三品以下六柄女家同。
- 一、期親之喪雖於三十日釋服未經百日婚姻者痛禁。
- 一、大小男女衣服並禁黃色。
- 一、兩班婦女路上捲面紗者禁。
- 一、禪祭日禁設宴用樂。
- 一、婚嫁園用外毋得私用。
- 一、先祖父母及先父母之魂遺致巫家享祀者或設位圖形像者或稱神奴婢施納巫家者其家長皆論以不孝依奉養有間律科罪永不叙用其奴婢屬公。
- 一、進上器皿外諸司器皿用黑漆毋得朱漆。
- 一、犯法婦女無家長則長子無長子則次子無次子則長孫無長孫則次孫並依律科罪若無家長子孫則罪坐本婦。

- 一、朝廷使臣宴享外禁用綠花鳳金銀着彩穿布花草。
- 一、宮闈外丹青公私毋得用真彩京中司憲府外方觀察使糾察其物沒官匠人推考其價倍數沒官。
- 一、外方人民於父母葬日聚隣里鄉徒飲酒殊無哀痛之心有累禮俗一皆痛禁。
- 一、掩骼埋胔考察。
- 一、議政府方物封裏時執義坐南行守執義勿參。
- 一、朝賀時監察分東西班各於班末相向立考察。
- 一、造惡米者用木礮者城內無故走馬者其人代立者燒葬者並禁。
- 一、關係綱常事風聞舉劾。
- 一、無監察祭所禮度監書吏着幘頭綠衫監察。
- 一、下雨水漲時則水門通塞及都城內外東西江水災可畏處居民及民戶傾危處漢城府堂下官五部官員一同親審啓達。
- 一、凡盜公私物色而囚禁者官吏獄卒不檢察以致逃亡其應徵物色不徵主守人虛棄未便今後勿揀故前各以輕重依律文論罪生徵。
- 一、京外一應徵債具證筆明白文記外勿許聽理。

- 一、宗親府書吏有差錯事宗簿寺余致論罪。
- 一、宗親等於隣里街路或云道人罵詈或云扶執衣衿或將奴隸私自相闘之事詐稱親自受辱甚者備聽奴隸之言雖兩班家輕身直入反爲所辱亂雜呈訴者辨其曲直事若不實論罰重者收職牒凡人於宗親或云被欺或云奪財或云挑婦女奪妻妾詐飾呈訴者發其真偽事若不實亦依律科斷。
- 一、議親請罪時及王室有服之親致與致賻雖出家降服者各以本服施行。
- 一、宗親勸學條件仍舊。
- 一、宗親成婚節次仍舊。

此の外各曹各官でも今後向行ふべき條項を啓したので之を檢討して増補改定すべき要ありとなし其の改修を終へ五年甲午正月漸定經國大典と命名し之を頒布し二月初一日より施行した同實錄卷三六の六之を甲午大典と云ふ。然るに辛卯大典に脱落したと稱して啓開した條文の中には一時若くは一地方に行ふべきもの等混雜してゐて甲午大典にどれだけ載録したかは右兩大典の揃つたのがないから不明であるが甲午大典にも亦錯誤脱落した受教條例ありとて更に又増修改定の議

出で、又々勘校することとなつた。顧みれば太宗以來法典制定の必要に依り刻々修纂し、經濟六典編纂後既に七十有餘年の久しきにわたりて漸く大成した辛卯大典も、其の不備の點多く數度の改撰を行ひ、猶且大定せず、之では何時確定するやも計られぬので、別に一廳を設け、大々的機構を整へて勘校に着手し、勘校の任に當る者は直啓して檢討審議し、互に遺妄なきを期した同實錄卷一四七の二。成宗十五年甲辰六月

傳于承政院曰、前日子令勘校大典畢、校定後、議政府六曹及諸宰相參考當否、今更思之、其添錄皆自續典而來、是先王已行法也。若諸宰相各執所見論議紛紜、則大典何時而定乎、勿令參考何如。其問勘校廳同實錄卷一六七の二

とて大典は先王已行の法を移録するのであるから、勘校廳では古例や古籍を參考して當否を論議する必要な旨を傳へ、七月丁亥承旨の啓に對し、

大典非創新法、只以受教及續錄之語移載耳。其間雖有改正處亦不多。古云作舍道傍不成、予意毋令審審而速畢何如同實錄卷一六八の二

と傳旨して大典の勘校は新法を制定するのではなく、唯祖宗の受教及續錄茲に云ふ續錄は太宗の續典及世の語のみを移録すべきものなれば、審査に議論を煩はさず速に完

大典の編纂に古例を參照し、古籍を參考し、論議するを必要とする

成せよとの意を再び諭示し、勘校廳の啓に對しては

今大典勘校處、但以祖宗朝受教及續錄添錄耳。非創新法也。以此小弊輕改、舊典於大體何如。其問勘校廳同實錄卷一六八の四

と傳旨して大典の勘校は新法を創作するのではなく、祖宗朝の受教及續錄を添録するものなれば、小弊ありとて舊文を改めるのではないとの意を明確にし、十五年甲辰十二月大典全部の勘校を終へ、之を印刷して十六年乙巳文明一七、一四八、五正月より施行し、今後は大典を改正せぬこととし、漸く大典の制定を見るに至つたのである。之を乙巳の大典と稱す。

要之に經國大典は李朝開國以來世祖の末年までに發布した教旨條例、及高麗の時、から行はれてゐた判旨條例を撰集して主權者の親裁を經、永世遵用すべき法規と定め、此の法典に依り法の全部を集成闡明し、其の運用を便にしたのである。

第三節 後世に傳はつた經國大典

上記各種の經國大典の内、後世に傳はつたのは成宗十六年改定の乙巳大典であ

經國大典を永世の法典と定む

乙巳大典

大典は新法を創作するものに非ず

大典通編
及大典會編
道に大典を
編じ大乙を
編す

乙巳大典
の考證
(一)官職

る。其の後英宗二十年甲子延享元續大典を編纂せられ、正宗九年乙巳天明五には原續大典及續大典編纂後の受教を撰修増加して編纂した大典通編が作成せられ、李太王二年乙丑應元一八六五には大典通編を増補して大編會通を編纂した。そして此の兩典は孰れも乙巳の大典をそのまゝ、編輯したもので、經國大典を原續大典を續と記してゐる(但し經國大典編纂前には經濟六典を原典と呼び、其の後太宗の時編纂してゐるのを注意せねばならぬ)。そして經濟六典、辛卯大典乃至甲午大典の現存するものは見當らないので、乙巳大典に是等の法典をどれだけ取捨したかは不明であるが、辛卯及甲午の兩大典を改正したことは明に認められるから、二三の例を示し同時に現存する經國大典は乙巳大典であることを考證しやう。

(一)官職の記載 官職は李朝の初皇紀二千五十二年壬申七月太祖即位の際發布太祖實錄卷一其の後定宗二年庚辰應永七四月官制を改革して都評議使司を議政府に中樞院を三軍府に改め、職に三軍を掌る者は専ら三軍府に仕へ、議政府に坐することを得ずと定め定宗實錄卷四政務と軍務とを裁別し、太宗元年辛巳應永八門下府を廢して一部は議政府に移し、他の一部を分つて司諫院を設け、其の他の職員を各

第二葉 經國大典

一 甲午大典

京師府經國大典教授
藤田亮宗氏所藏

成宗五年甲午文祖六の印版なることは左の乙巳大典と比照すれば、議政府以下各官衙に職事記載なきを以て明に立證される。尙むらくは、其典と戸典の少部分以外、圖本になつて居ることである。

二 乙巳大典 (後世に傳はつた流布本)

成宗十六年乙巳高宗八七の印版なるが乙巳以後、度々重版し流布されて居る處に京城帝國大學教授内藤吉之助氏の披訂された如く中には誤字の版本もあるけれども、前後孰れの版本も同一である。其の衙門の職事を記しあるのは乙巳大典即ち本典以前の經國大典と異なる所である。



乙巳大典の成立に際し、その資料を整理するに
 一から、その間にその資料を整理するに
 以上の資料も、その間にその資料を整理するに
 以上、整理した資料を、その間にその資料を整理するに
 以上、整理した資料を、その間にその資料を整理するに

乙巳大典 (複製三冊に三冊本)

乙巳大典の成立に際し、その資料を整理するに
 以上、整理した資料を、その間にその資料を整理するに

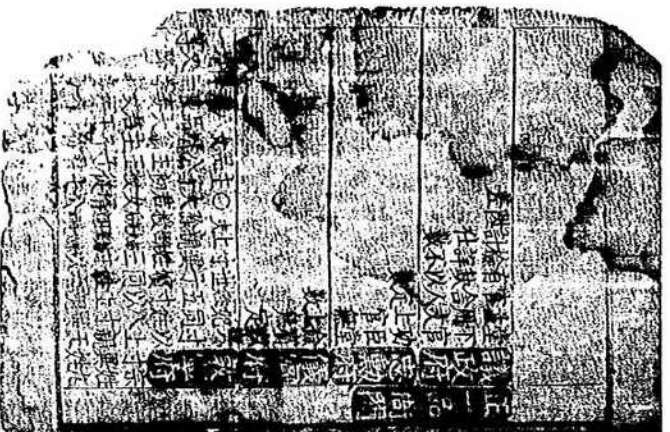
甲午大典 (複製三冊に三冊本)

第二葉 經國大典

第二葉 經國大典

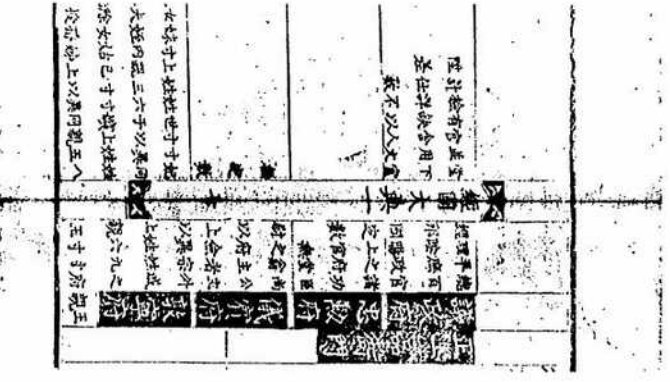
甲午大典刊本

藤田築兵衛所蔵



乙巳大典刊本

第一條 發布 重刊本



乙巳大典
に
追
録
す
を

官司に移し、五年乙酉行政機構を改革して六曹吏部、兵部、刑部、工部、戸部、禮部と云、事務の分掌を定め、當該事務を取扱ふ各司を其の所屬と爲して事務の統制を圖り太宗實錄卷九の八其の後又少數の改正を行ひ、世祖十二年丙戌文正元一四六六更に官制を改定したのである世祖實錄卷三八の四。然に成宗辛卯申午の兩大典には官廳名と人員とのみを録して職務権限を載せなかつたが、職務権限は官制の要部を構成し、官制には必ず載録すべきであるから、成宗十三年壬寅文明一四八二大典の勅撰に際し、領議政盧思愼は成宗實錄卷一四七の二中朝諸司職掌皆載所職。我國大典但書司名而不載所職無乃欠乎。請并録と啓したので、王之を可とし、支那の法制に倣ひ、乙巳大典に官職を載録したのである。此の事實は京城帝國大學藤田亮策教授が所持される版本、經國大典の缺本中唯一冊残つてゐる吏典には官職の載録なきに拘らず、現在經國大典として傳はつてゐるものと其の後編纂した典錄通考、大典通編、大典會通には經國大典即ち原典の吏典に官職を全部載録してあるので、確實に證據立てられる。その上社會情勢に應じ無用となつた官廳でも後の法典には今廢すと記して其の名稱と職務、人員とを存し、尙復典の餘地あることを示し、新に設立した官廳は臨設官廳と見做し、領

事判事判書等の正員を置かず、都提調提調等の名義で事務を取扱ひ、備邊司の如き一品衙門にして其の實權が議政府を凌駕した程の官廳ですら正員名義を置かず、都提調提調の名義で職務を行ひ大典を動かさなかつたのである。

(二) 校書館

(一) 校書館 校書館は李朝太祖即位の初め官制を定めた際は校書監と稱し、正三品衙門であつたが、太宗五年乙酉校書館に改め、世祖十二年丙戌校書監と改稱し、正七品衙門とした。然に成宗十四年癸卯文明一五大典勘校の際、校書博士高彦謙等の上書に依り成宗實錄卷一五十五年甲辰正月校書館に復し、正三品衙門とした同實錄卷一。故に辛卯及甲午大典編纂の時は典校署であつて、公私典校署の名を用ひ、校書館の名義はなかつたのを乙巳大典には舊名に復して校書館と記したのである。

(三) 養賢庫

(三) 養賢庫 養賢庫は儒生の米豆を掌る倉庫即ち國庫であつて、國初から設置してあつたが、大典編纂の際分豊儲倉と改名し、辛卯甲午の大典に分豊儲倉の名で載録したので、成宗十四年癸卯成均館博士孫執經等の上書に依り、養賢の實を表する爲養賢庫に復名し、之を乙巳大典に改録したのである。

經國大典の重刊

以上は辛卯甲午の兩大典を乙巳の大典にて改正した事實を明に證據立てるのである。乙巳大典頒布後二十五年を經、中宗四年己巳永正一五〇九經國大典の重刊を開始した。その時、

閏九月庚午傳曰、大典頒降後、何時改印出乎。罷度僧後、亦改印出乎、相考以啓。且新印大典幾件、今又已印幾張乎、並考以啓。政院啓曰、乙巳大典頒降後、壬子年命罷度僧、至今不改印。且今國用一千件、已印廿二張矣。中宗實錄卷九の三六

との問答あり、壬子は成宗二十二年であつて、成宗十六年乙巳に經國大典を印出した後は重版したことなく、中宗四年の重版が始めでありと明言し、此の時國用として一千部を印刷しつゝあることを明答してある。此の印本は何時完了したか未詳なるも、明宗實錄に辛未の大典と記すのを見る。辛未は即ち中宗六年にして四年に着手して六年に印刷を畢つたと思はれる。然るに此の重刊本に疑問が起つた。即ち中宗八年癸酉十二月甲辰の日に

傳曰、內藏舊件大典禁制條、有宗親及三字、而新件大典無之。予疑祖宗朝大典頒降後、議添宗親及三字、故改印入內、而於在外他件則未及、隣校也。大抵用法不可

頒布の大典は入内本と異なる

不一其收議政府該曹堂上而歸一。宋軼鄭光弼金應箕李蔭申川漚等議啓曰雖只云朝官此稔論宗親也。然當改正。大典刑典禁制條云。備生婦女上等者朝官娶放出侍女水賜者云。今當日婦女上等者宗親及朝官云云。
中宗實錄卷一九の四四

とて王の手許に在る乙巳大典には割註記載の如く宗親及の三字を添加しあるのに今回印刷した大典には何故宗親及の三字を削除したかと詰問されたに對し宗軼鄭光弼等は宗親は朝官の中に入るべきであるから宗親及の三字を添加する要なき旨を啓したのである。抑々此の問題は既に二十八年前の成宗十七年丙午經國大典頒布の翌年に起つた問題であつて同年十二月

己亥司諫院獻納金浩來啓曰朝官娶放出宮女大典有禁令。今江陽君漚特免其罪未便

と論じ王は

傳曰、宗親豈與朝官之例、

とて宗親は朝官と其の取扱ひを異にする旨を傳へられ。浩は又

大典雖不別言宗親實在其中豈有獨禁朝官而許宗親娶之耶

宗親と朝官

と論じ該禁條の中には宗親の文字なきも宗親は當然朝官の中にありて禁止すべきもので朝官のみを禁じて宗親を許容する理由はないと駁し王は

傳曰、予嘗議諸大臣處之以上成宗實錄卷一九八の一四

とて大臣等と議し之を處分する旨傳へられ司憲府大司憲金自貞等も亦度々江陽君の違法を論疏し處罰しようとしたが同實錄卷一十九の三翌十八年正月五日

傳予承政院曰大典朝官勿娶放出宮女水賜條添錄宗親及三字同實錄卷一九九の三

とて刑典に宗親及の三字を添録せよと命じ從來の大典に規定なき限り處罰せぬ意を示されたので司憲府大司憲金自貞及司諫院大司諫金自孫等は江陽君の罪は赦すべからずと論啓し王は

大典不載宗親故不聽予親承貞熹王后之教以爲宗親無與於朝官予雖未知祖宗本意貞熹王后則必有所受矣同實錄卷一九九の三

と傳旨して數度の論啓も貞熹王后の妃に受教あつた事であるとして聽されず。議政府六曹司諫等相議し大勢は皆宗親を朝官と同じく取扱ふべきであるとの議に一致したが内藏本にのみ宗親及の三字を添加して入内したものと見へ中

宗六年重刊の經國大典に對し、又々本問題をむしかへしたが後世に傳はつた版本の刑典禁制條には、儒生婦女上寺者朝官暇放出侍女水賜者と載録し、宗親及の三字を添録せず。入内本と異つて、一般に流布され現存の經國大典及其の後の法典に皆宗親及の三字を削除してゐる。故に中宗版は成宗乙巳一般に頒布した大典であることが窺はれる。そして明宗實錄卷十五には明宗八年癸丑一三五二十月戊子司憲府の啓の中に

明宗の時
乙巳大典
を行ひつ
つあり

世祖末年崔恒等撰經國大典成宗二年始頒降、是日辛卯大典也、略越四年改撰大典、是日甲午大典也。略越十二年又改撰大典、是日乙巳大典、即今之行用者也云々
と記し、明宗の時に行つてゐる經國大典は乙巳大典であることを明言する事實に徴する時は現時保存されてゐる版本は孰れも乙巳大典若しくは其の重版なること洵に明瞭である。

第四節 經國大典の編別

經國大典の原典となり、その基礎となつたのは經濟六典である。經濟六典の編

官制は天
地四季に
別つ

別に就きては京城帝國大學教授花村美樹氏が同校法文學會編纂の法學論纂第一部論集第五冊に詳細懇切に検討された如く、吏戶禮兵刑工の六典に分れ、經國大典も亦之に則つたのである。此の編別は官制に依つて分つたものであつて、官制は支那に飭ひ、天地四季に分つて機構を備へ、吏天戶地禮春兵夏刑秋工冬の六曹を置き、事務を統制し、各曹の事務に屬することは當該曹に教旨を降して施行し、各曹ではその受教を輯録し之を事例として行ふことにした。即ち世宗七年乙巳三二二七月禮曹の啓請に依り

教旨

凡て中外各衙門より啓開し、奉行する文書は皆教旨と稱す世宗實錄卷二九の三

傳旨

と定め、又その二十五年癸亥一四四三八月

凡て傳教の事は並て教旨と稱す、其の細領の事は傳旨と稱す。承旨も亦臣著名し、仍之に印し、使司に下すを以て恒式となす同實錄卷一〇一の三五
と承政院に傳旨し、受教は時宜に應じて施行すべき條件を各曹で啓請し、允された條文と王の宣旨に依つて行ふべき法文であるから、年を経、時變るに従ひ次第に増加し、前後相矛盾するので、執務者はその取捨に迷ひ、速に法規を大定せねば益々混

官制に準
分つ六典に

雜する勢を呈したので是等の受教中より法となるべき條文を選び之を編纂して永世遵守すべき法典として經國大典を制定したのであるから當該各曹の受教を撰集した理由に依り六曹の名をとつて吏戶禮兵刑工の六典に分つたのであらう。斯くの如く該典に集めた條文は當初當該曹に屬する事務を處理する爲類聚したので論理的に排列されて居らず、一事項で二、三の典に別々に載録されてゐるものあり誠に雜然たる感を免かれない。しかし一事件を處理するに缺く可らざる條文を一箇所に集め之で事務を處理する様になつてゐるので司法、行政に涉る事務を行ふには此の大典に依るのが頗る便利であつた。そして編別目錄は比較對照に便するため續大典大典通編及大典會通の目錄と並て後に記す。(二〇九頁參照)

第五節 明律の準用

經國大典刑典用律條には用大明律と明記し、刑事法の内容として外國法たる明律を用ふることを明示してゐる。従つて明律を研究することは李朝法典研究の一部であるから以下明律制定の經緯及びその内容を簡単に説明しよう。抑明律は

明の律令
制定

只一回の制定でなく數回の改定を経たものであるが、其の最初はまだ明皇帝とならざる以前、自ら吳王と稱した時代、即ち吳の元年丙午十月壬子、中書左丞相李善長等に命じて制定せしめたものであつて、其の際王は李善長等に對し、唐宋には皆成律があつて斷罪したけれども、元は古制に倣はず一時の便宜に行ふ所を條格と爲したから、胥吏は奸弊を爲し易かつた。今武昌を平げて以來律を議定して臺諫を置き、各地方官に成法を頒ち、内外に遵守せしめようと思ふから、其の目的で詳定せよと諭し、律令制定の根本方針を示されてゐる。そして總裁官並議律官を任命されたのである。即ち皇明實錄卷二十七卷二十九、明史卷九十四、及續文獻通考卷一百三十七にはこの顛末を次の如く記してゐる。

吳元年十月甲辰朔壬子、上命中書省定能定(律令の)以左丞相李善長爲總裁官、參知政事楊憲、傳獻御史中丞劉基、翰林學士陶安、右司郎中徐本、治書侍御史文原、范顯宗、經歷錢用任、監察御史盛元、輔吳去疾、趙麟、崔永、奏張純、誠、謝爾志、大理卿周禎、少卿劉惟敬、大理丞周祥、評事陳鼎、孫宗、按察使李祥、潘釁、倉事程昭、傳、學士王漢、吳瑛、爲議律官。初、上以唐宋皆有成律、斷惟元不做古制、取一時所行之事爲條格、胥吏易爲奸弊、自平武昌以來、即議定律。至是臺

諫已立各道按察司將巡歷郡縣欲班成法俾內外遵守上命善長等詳定。諭之曰立法貴在簡當使言直理明人々易曉若條緒煩多或一而兩端可輕可重使奸貪之吏得以實緣爲奸則所以禁殘暴者反以賊良善非良法也務求適中以去繁弊矣。夫網密則水无大魚密法則因无全民卿等宜盡心參究凡刑名條目逐探上吾與卿等細議斟酌之庶可以久遵行之。

茲に於て議律官等は律令編纂に精勵した結果早やくも此の年十二月の記事に

吳元年十二月癸卯朔甲辰律令成。上命頒行之初命李善長等詳定律令。上每御西樓召諸議律官及儒臣皆賜坐論議以求至當謂起居注熊鼎曰吾適觀群臣所定律令有未安者吾將一以己意見決之而衆輒以爲然鮮有執論。蓋刑法重事也苟失其中則人无所措手足何以垂法後世也。鼎對曰主上恭於群議斷以己見誠爲允當。請侯書成更與廷臣講看上。然其言及其始成上與廷臣復閱視之去煩就簡減重就輕者居多。爲凡令一百四十五條吏令二十餘條戶令二十四條禮令十七條兵令十一條工令二條。律準唐之舊而增損之計二百八十五吏律十八戶律六十三禮律十四兵律三十四刑律一百五十工律十命有司刊布中外善長等賜有差。明太祖實錄卷二十九

明律の前身

と記してゐる如く此の年十二月成つて之を頒行した。之が明律の前身である。

律令直解

この律令の内容は皇明實錄及上表其他續文獻通考等の各書に

吏令	二十四條	戶令	二十四條
禮令	一十七條	兵令	十一條
刑令	七十二條	工令	二條
吏律	十八條	戶律	六十二條
禮律	十四條	兵律	三十四條
刑律	一百五十條	工律	十條

と記して居る。しかし律令の解釋は中々困難であつて田野の民は其の意に通曉せぬ處が多いので何等かの便法を設けて普及せねばならぬとの趣旨に基づき律令直解を編述するに至つた。即ち皇明實錄吳の元年丙午十二月の條には

己未上命頒律令直解。先是上以律令初行或民一時不能盡知法意或有誤羅于法者乃謂大理卿周積等曰律令之設所以使人不犯法田野之民豈能悉曉其意。有令除禮樂制度錢糧選法之外凡民間所行事宜類序成編。直解其義願之郡縣使民家喻戶曉。至是書成以進。上覽而喜曰前代所行通制條格之書非不繁密但實官吏弄法民間知者絕少是卿暨天

明律令を
解すに直

大明律と
改稱す

下之民使之不覺犯法也。今吾以律令直解編行人々通曉則犯法者少矣。

と記し、律令は今回始めて行ふのであるから其の法意を悉く解することが出来ずして法に罹る者をなからしむる爲大理卿周積等をして之を俚諺に直解せしめ、遍く之を頒ち人々をして法意に通曉せしめ犯す者の少いようにしたのである。次で吳三年戊申吳王は明皇帝の位に即き年號を洪武と稱したが、元年戊申八月癸未、律令は尙ほ輕重宜を失して中興に乖かんとを念ひ、儒臣に命じて刑部官と共に唐律を講究せしめた結果、新に二十餘條を追加之を大明律と改稱したのである。其の後洪武六年十一月刑部尙書劉惟謙等に命じて大明律を詳定せしめたのである。この顛末を皇明實錄には

洪武六年癸丑閏十一月己丑詔刑部尙書劉惟謙詳定大明律。先是上既命頒行律令。又恐小民不能周知命大理卿周積等直解其義頒行民間。既又用儒臣令刑官共講唐律目錄二十餘條進覽上爲斟酌擇其可行者從之。至是命惟謙詳定大明律篇目皆准于唐其刑五、一曰笞、五、一十至五十、每一十爲一等加減、二曰杖、五、自六十至一百、每一十爲一等加減、三曰徒、五、杖六十徒一年杖七十徒一年半杖八十徒二年杖九十徒二年半杖一百徒三年自一年至

三年爲五等杖一十及半年爲一等加減、四曰流刑、三、自二千里至三千里、每五里爲一等加減、五曰死刑、二曰絞、曰斬。其篇目曰名例、曰衛禁、曰職制、曰戶婚、曰錢庫、曰禮典、曰盜賊、曰鬪訟、曰詐僞、曰雜犯、曰捕亡、曰斷獄、採用舊律二十八條、舊令改律三十六條、因事制律三十一條、按唐律以補遺一百二十三條、合六百有六分爲三十卷、其間損益務合輕重之宜、每成一篇、輒繕寫以進、上命貼于兩廡之壁、親加裁定及成、宋濂爲表以進、命頒行天下。明太祖實錄 卷九十二

と記してゐる。又劉惟謙の大明律を進むる表には

進大明律表

臣聞天生蒸民不能無欲欲動情勝詭僞日滋強暴縱其侵凌柔懦無以自立。故聖人者出因時制治設刑憲以爲之防欲使惡者知懼而善者獲寧傳所謂獄者萬民之命所以禁暴止邪養育羣生者也。譬諸禾黍必刈稂莠而後苗始茂方於白糝必去沙礫而後食可餐。苟梗化敗俗之徒不有以誅之雖堯舜不能以爲治。夫自軒轅以來代有刑官而五刑之法漸著其詳弗可復知逮魏文侯師於李悝始采諸國刑典造法經六篇漢蕭何加以三篇通號九章曹魏劉劭又衍漢律爲十八篇晉賈充又參魏律爲二十篇唐長孫無忌等又取漢魏晉三家擇可行者定爲十一篇大槩皆以九章爲宗歷代之律至於唐亦可謂集厥大成矣。洪惟皇帝陛下受億兆君師之命登大寶位保乂臣民孳孳弗怠其訓迪羣臣諱復數千言唯恐其有犯慈愛仁厚之意

見於言外。是大舜惟刑之恤之義也。矜憫愚民無知陷於罪戾。法司奏讞輒惻然弗辜多所寬宥。是神禹見辜而泣之心也。唯食墨之吏承踵元弊不異白繁中之沙磧禾黍中之根莠也。乃不得已假峻法以繩之。是以臨御以來屢詔大臣更定新律。至五六而弗倦者。凡欲生斯民也。今又特勅刑部尙書劉惟謙重會衆律以協厥中。而近代比例之繁。茲吏可資爲出入者。咸痛革之。每一篇成輒繕書上奏。揚於西廡之壁。親御翰墨爲之裁定。由是仰見陛下仁民愛物之心。與虞夏帝王同一哀矜也。易曰。山上有火。旅。君子以明慎用刑。而不留獄。言獄不可不謹也。書曰。刑罰于無刑。言辟以止辟。而民自不敢犯也。陛下聖慮淵深。上稽天理。下揆人情。成此百代之準。繩實有易書之奧。旨行見好生之德。洽于民心。凡日月所照。霜露所墜。有血氣者。莫不上承神化。改過遷善。而悉臻雍熙之治矣。何其盛哉。臣謹以洪武六年冬十一月受詔明年二月書成。篇目一準之於唐。曰名例。曰衛禁。曰職制。曰戶婚。曰廩庫。曰道輿。曰賊盜。曰關訟。曰詐僞。曰雜犯。曰捕亡。曰斷獄。采用已頒舊律二百八十八條。續律百二十八條。舊令改律三十六條。因事制律三十一條。援唐律以補遺一百二十三條。合六百有六。分爲三十卷。其間或損或益。或仍其舊。務合重輕之宜云。謹俯伏闕廷。投進奉表。以聞。臣等誠惶誠恐。頓首頓首。謹言。洪武七年 月 日。刑部尙書等官臣劉惟謙等上表

と記す。(因に謂ふ實録には宋濂表を爲り以て進むとあるも日本官版の明律には

劉惟謙等
明律を述

劉惟謙と記す。そして明史一百三十八卷列傳劉惟謙の傳には、洪武初歷官刑部尙書。六年命詳定新律。刪繁損蕪。輕重得宜。帝親加裁定。頒行焉。後坐事免。と記す。故に劉惟謙等は洪武六年閏十一月其の詳定を終へ翌七年頒行したのであらう。其の編目は名例、衛禁、職制、戶婚、廩庫、擅與、賊盜、關訟、詐僞、雜犯、捕亡、斷獄の十二目とし、舊律二百八十八條、續律百二十八條、舊令改律三十六條、因事制律三十一條、及び唐律を援つて一百二十三條を補遺し、合せて六百六條となし之を三十卷に分つたのである。然るに洪武九年十月帝は此の明律を見て尙不備とし詳議更定を命せられた。即ち

洪武九年丙辰十月辛酉

上覽大明律謂中書左丞相胡惟庸、御史大夫汪廣洋等曰。古者風俗厚而禁網疎。後世人心澆而刑法密。是以聖主貴寬而不貴急。務簡而不務繁。國家立法。貴得中道。然後可以服人心而傳後世。昔蕭何作漢文律九章。甚爲簡便。後張湯得私意亂之。況未盡善及能及乎。况也。今觀律尤有擬議未當者。卿等可詳議更定。務合中正。仍其存革者。以聞。于惟庸、廣洋等復詳加考正。釐正者凡十三條。餘如故。凡四百四十六條。明太祖實錄卷一二八

明律を改
修す

と記し、中書左丞相胡惟庸、御史大夫汪廣洋等が詳議考定して釐正した律文は十三

條であつて、其餘舊文を載録したのが四百四十六條である。其の後洪武十六年には尙書開濟に命じて詐僞律條を定めたのである明史刑。更に又二十二年には改正の要ありとして改修を加へ、皇明實錄には

洪武二十二年八月更定大明律。先刑部奏言比年律例增損不一而在外理刑官及初入任者不能盡知致令斷獄失常。請編類頒行俾知之遵守。遂令翰林院同刑部官取比年所增者參考折衷以類編附舊律名例律附于斷獄下至是特載之篇首凡三百卷四百六十條名例一卷四十七條吏律二卷曰職制十五條曰公式十八條律戶七卷曰戶役十五條曰田宅十一條曰倉庫二十四條曰課程八條曰錢債三條曰市廛五條禮律二卷曰祭祀六條曰儀制二十條兵律五卷曰宮衛十九條曰軍政二十條曰關津七條曰廩牧十一條曰郵驛十八條刑律十卷曰盜賊二十八條曰人命二十條。開殿二十二條曰罵詈八條曰訴訟十二條曰受贓十一條曰詐僞十二條犯姦十條曰雜犯十二條曰捕亡八條曰斷獄二十九條工律二卷曰營造九條曰河防四條書成命頒行之明太祖實錄 卷二八六

明律を更定す

と記し、洪武二十二年八月刑部の言に據り比年増加した律例を參考して整理更定し類を以て編附し、又舊律には斷獄の下に名例律を置いてあつたが名例律は全般

に關係あるものであるから之を編首に置き換へて四百六十條と爲し、三十冊に分ち之を頒行したのである。即ち左の通になつて居る。

名例律總則	一卷	四十七條		
吏律	二卷	十五條	公式	十八條
職制	七卷	十五條		
戶役	七卷	十五條	田宅	十一條
婚姻	十八條		倉庫	二十四條
課程	十九條		錢債	三條
市廛	五條			
禮律	二卷	六條	儀制	二十條
祭祀	六條			
兵律	五卷	十九條	軍政	二十條
宮衛	十九條		廩牧	十一條
關津	七條			
第二章	洪武大典の制定			八五



郵 驛 十八條

刑 律 十一卷

賊 盜 二十八條

鬪 毆 二十二條

詐 訟 十二條

雜 犯 十一條

斷 獄 二十九條

工 律 二卷

營 造 九條

河 防 四條

條文數は明實錄には誤記があるので明史刑法志に依つて記す。尙明史刑法志には蓋太祖之於律令也草創於吳元年更定於洪武六年整齊於二十二年至三十年始頒示天下之記するも明實錄には二十二年に頒布す記してゐる。

其の後洪武三十年に至り更に改修して頒布したが此の洪武三十年版の律書には皇帝の序文がある旨左の通り實錄に記してゐる。又朝鮮に流布されて現在殘

朝鮮には
萬曆の重
版多し

つて居る明律は明の萬曆版を重版したものが多數であつてこの萬曆版には例を附加してあるから大明律附例或は附例大明律と稱するのである。

洪武三十年五月壬子朔甲寅大明律誥成。上御午門諭群臣曰朕有天下做古爲制明禮以導民定律以繩頑刊著爲令行之已久然而犯者猶衆。故於聽政之暇作大誥昭示民間使知趨吉避凶之道。古人謂刑爲祥豈非欲民並坐於天地間哉。然法在有司民不周知故命刑官取大誥條目撮其畧要附載於律凡榜文禁約悉除之除謀逆并律誥該載外其雜犯大小之罪悉依贖罪之律論斷編次成書刊布中外令天下知所遵守刑期無刑庶稱朕恤刑之意。

御製大明律序

朕有天下做古爲治明禮以導民定律以繩頑刊著爲令行之已久奈何犯者相繼。由是出五刑酷法以治之欲民畏而不犯作大誥以昭示民間使知所趨避又有年矣。然法在有司民不周知特勅六部都察院官將大誥內條目撮其要畧附載於律其選年一切榜文禁例盡行革去。今後法司只依律與大誥議罪合贖則者除黨逆家屬并律該載外其餘有犯俱不贖刑難犯死罪并徒流遷徙管杖等刑悉照今定贖罪條例科斷爲成書刊布中外使臣民知所遵守。

洪武三十年五月 日

明律條文
の異同

今洪武二十二年に頒布された明律は見當らぬが、洪武二十八年の跋文ある朝鮮版の大明律直解及大明律講解の條文と、洪武三十年頒布されたといふ明律の條文及明の正徳版大明會典と、萬曆版大明會典中の明律條文を對照するに、其の條目と條文數は五者共相一致し四百六十條になつて居る。尙條文の字句に就ては講解と直解とは條文の前後と誤記の文字と認めらるるものはあつても互に相一致し又洪武三十年頒布の重版明律と正徳版並萬曆版の明律とは其條文か一致して居る。しかし乍ら前二者と後二者との條文は多數違つて居る。此等の事實に據つて推斷すれば直解及講解の條文は洪武二十二年前の條文であつて現在流布されて居る明律は洪武三十年詳定の明律なりと信せらる。そして朝鮮では度々明律を版刻して頒布したけれども宣祖以前の版本は殆んど見當らないが萬曆十三年即ち宣祖十八年乙酉一五八三一五八五明で重修した附例明律は朝鮮でも出版し一般に流布されたので現在残つて居る。此書は隆熙元年張憲辯護士が編輯された新舊刑事法規大全の中に合聚してある。今萬曆十三年重修明律の條目を示すことにするが該書の題には洪武三十年に定つた律文は一字の差誤を容れずと記してある。

(附言) 皇明實錄には種々の異本あるも本書は李王家所藏の寫本に據る。随つて誤寫もある様であるが其のまゝに抄寫した。それは本書の目的が事實の考證にのみ用ひたので書冊の異同を質すのではなかつたからである。そして大明會典も正徳版と萬曆版とは内容が異つて居るけれども明律の條文だけは兩書共同様であつて萬曆版の明律目錄も異同はない。

大明律目錄

名例律	十 惡
五 刑	應議者犯罪
八 議	軍官有犯
職官有犯	文武官犯私罪
文武官犯公罪	軍官軍人犯罪免徒流
應議者之父祖有犯	以理去官
犯罪得累減	除名當差
無官犯罪	
第二章 經國大典の制定	

流囚家屬

徒流人在道會赦
 工樂戶及婦人犯罪
 老小廢疾收贖
 給沒贖物
 二罪俱發以重論
 同僚犯公罪
 共犯罪分首從
 親屬相為容隱
 處決叛軍
 在京犯罪軍民
 本條別有罪名
 稱乘輿車駕
 稱與同罪
 稱日者以百刻

常赦所不原

犯罪存留養親
 徒流人又犯罪
 犯罪時未老疾
 犯罪自首
 犯罪共逃
 公事失錯
 犯罪事發在逃
 吏卒犯死罪
 殺害軍人
 化外人有犯
 加減罪例
 稱期親祖父母
 稱監臨主守
 稱道士女冠

吏律

斷罪依新頒律
 徒流遷徙地方

職制

大臣專擅選官
 官員僥倖
 貢舉非其人
 擅離職役
 無故不朝參公座
 官吏給由
 交結近侍官員

公 式

講讀律令
 乘毀制書印信二條
 事應奏不奏
 第二章 經國大典の制定

斷罪無正條

選用軍職
 文官不許封公侯
 濫設官吏
 舉用有過官吏
 官員赴任過限
 擅勾屬官
 姦 黨
 上言大臣德政
 制書有違
 上書奏事犯諱
 出使不復命

漏泄軍政大事

照刷文卷

同僚代判署文案

封掌印信

漏用鈔印

信牌

戸律

戸役

脫漏戸口

私翻庭院及私度僧道

收留迷失女子

丁夫差遣不平

禁革主保里長

黠差獄卒

別籍異財

官文書稽程

層勸卷宗

增減官文書

漏使印信

擅用調兵印信

人戸以籍爲定

立嫡子違法

賦役不均

隱蔽差役

逃避差役

私役部民夫匠

卑幼私擅用財

田宅

收養孤老

欺隱田糧

功臣田土

任所置買田宅

盜耕種官民田

棄毀器物稼穡等

私借官車船

婚姻

男女婚姻

妻妾失序

居喪嫁娶

同姓爲婚

娶親屬妻妾

娶逃走婦女

第二章 續國大典の制定

檢踏災傷田糧

盜賣田宅

典買田宅

荒蕪田地

擅食田園瓜果

典雇妻女

逐婿嫁女

父母因禁嫁娶

尊卑爲婚

娶部民婦女爲妻妾

強占良家妻女

妾樂人為妻妾

良賤為婚姻

出妻

倉庫

鈔法

收糧違限

隱匿費用稅糧課物

虛出通關硃鈔

私借錢糧

那移出納

冒支官糧

倉庫不覺被盜

出納官物有遺

起解金銀足色

轉解官物

僧道娶妻

蒙古色目人婚姻

嫁娶違律主婚媒人罪

錢法

多收稅糧解面

撥納稅糧

附餘錢糧私下補數

私借官物

庫秤雇役侵欺

錢糧互相覺察

守支錢糧及拉開官封

收支留難

損壞倉庫財物

擬斷贖罰不當

守掌在官財物

課程

鹽法

沮壞鹽法

私礬

舶商匿貨

錢債

違禁取利

得遺失物

市廛

私充牙行埠頭

把持行市

器用布絹不如法

隱贖入官家產

監臨勢要中鹽

私茶

匿稅

人戶虧兌課程

費用受寄財產

費用受寄財產

費用受寄財產

費用受寄財產

費用受寄財產

市司評物價

私造斛斗秤尺

禮律

祭祀

第二章 經國大典の制定

祭 享

致祭祀典神祇

褻瀆神明

儀 制

合和御藥

收藏禁書及私習天文

失誤朝賀

奏對失序

上書陳言

禁止迎送

服舍違式

失占天象

匿父母夫喪

喪 葬

兵 律

毀大祀丘壇

歷代帝王陵寢

禁止師巫邪術

乘輿服御物

御賜衣物

失 儀

朝見留難

見任官輒自立碑

公差人員欺陵長官

僧道拜父母

衛士妄言禍福

棄親之任

鄉飲酒禮

官 衛

太廟門撞入

宿衛守衛人私自代替

直行御道

宮殿造作罷不出

關防內使出入

宿衛人兵仗

衝突儀仗

越 城

懸帶關防牌面

軍 政

擅調官軍

飛報軍情

失誤軍事

軍人替役

第二章 經國大典の制定

宮殿門撞入

從駕稽違

內府工作人匠替役

輒出入宮殿門

向宮殿射箭

禁經斷人充宿衛

行宮營門

門禁鎖鑰

中報軍務

邊境中索軍需

從征違期

主將不固守

縱軍虜掠

激變良民

私賣軍器

私藏應禁軍器

公侯私役官軍

優恤軍屬

關津

私越胃渡關津

關津留難

盤詰姦細

私役弓兵

廐牧

牧養畜產不如法

驗畜產不以實

乘官畜脊破傾穿

不操練軍士

私賣戰馬

毀棄軍器

縱放軍人歇役

從征守禦軍逃

夜禁

詐冒給路引

遞送逃軍妻女出城

私出外境及違禁下海

養生馬匹

養療瘦病畜產不如法

官馬不調習

宰殺馬牛

隱匿孳生官畜產

公使人等索借馬匹

郵驛

遞送公文

舖舍損壞

驛使稽程

多支原給

公事應行稽程

乘驛馬竄私物

病故官家屬還鄉

乘官畜產車船附私物

畜產咬鬪人

私借官畜產

邀取實封公文

私役舖兵

多乘驛馬

文書應給驛而不給

占宿驛舍上房

私役民夫擡轎

承差轉雇寄人

私借驛馬

刑律

賊盜

謀反大逆

第二章 經國大典の制定

謀叛

造妖書妖言

盜制書

盜內府財物

盜軍器

監守自盜倉庫錢糧

強盜

白晝搶奪

盜馬牛畜產

親屬相盜

詐欺官私取財

發塚

盜賊窩主

公取竊取皆爲盜

人命

謀殺人

盜大祀神御物

盜印信

盜城門鎗

盜園陵樹木

常人盜倉庫錢糧

劫囚

竊盜

盜田野穀麥

恐嚇取財

略人略賣人

夜無故入人家

共謀爲盜

起除刺字

謀殺制使及本管長官

謀殺祖父母父母

謀殺故夫父母

採生折割人

鬪毆及故殺人

戲殺誤殺過失殺傷人

殺子孫及奴婢園賴人

車馬殺傷人

窩弓殺傷人

尊長爲人殺私和

鬪毆

鬪毆

宮內忿爭

殿制使及本管長官

上司官與統屬官相毆

拒毆追捕人

第二章 經國大典の制定

殺死姦夫

殺一家三人

造畜蠱毒殺人

屏去人服食

夫毆死有罪妻妾

弓箭傷人

庸醫殺傷人

威逼人致死

同行知有謀害

保辜限期

皇家祖免以上親被毆

佐職統屬殿長官

九品以上官殿官長

殿受業師



威力制縛人

奴婢殿家長

同姓親屬相殿

殿期親尊長

妻妾與夫親屬相殿

妻妾殿故夫父母

屬 譽

罵 人

佐職統屬屬長官

屬尊長

妻妾屬夫期親尊長

訴 訟

越 訴

告狀不受理

誣 告

良賤相殿

妻妾殿夫

殿大功以下尊長

殿祖父母父母

殿妻前夫之子

父祖被殿

屬制使及本管長官

奴婢屬家長

屬祖父母父母

妻妾屬故夫父母

投匿名文書告人罪

聽訟回避

干名犯義

子孫違犯教令

教唆詞訟

官吏詞訴家人訴

受 賂

官吏受財

事後受財

在官求索借貸人財物

風憲官吏犯賂

私受公侯財物

官吏聽許財物

詐 偽

詐偽制書

對制上書詐不以實

偽造寶鈔

詐假官

第二章 經國大典の制定

見禁囚不得告舉他事

軍民約會詞訟

誣告充軍及選徒

坐贓致罪

有事以財請求

家人求索

因公擅科歛

祛留盜贓

詐傳詔旨

偽造印信曆日等

私鑄銅錢

詐稱內使等官



近侍詐稱私行

詐病死傷避事

犯 姦

犯 姦

親屬相姦

奴及雇工人姦家長妻

居喪及僧道犯姦

官吏宿娼

雜 犯

折毀申明亭

賭 博

喝託公事

失 火

搬做雜劇

不應爲

詐爲瑞應

詐教誘人犯法

縱容妻妾犯姦

誣執翁姦

姦部民妻女

良賤相姦

買良爲娼

夫匠軍士病給醫藥

鬪割火者

私和公事

放火故燒人房屋

違 令

捕 亡

應捕人追捕罪人

獄因脫監及反獄在逃

稽留囚徒

知情藏匿罪人

斷 獄

囚應禁而不禁

淹 禁

與囚金刀解脫

獄囚衣糧

死囚令人自殺

鞠獄停囚待對

原告人事畢不放回

官司出入人罪

有司決囚

第二章 經國大典の制定

罪人拒捕

徒流入逃

主守不覺失囚

盜賊捕限

故禁故勘平人

陵虐罪囚

主守敬囚反異

功臣應禁親人入視

老幼不拷訊

依告狀鞠獄

獄囚誣指平人

辯明冤枉

檢驗屍傷不以實



決罰不如法

斷罪引律令

赦前斷罪不當

徒囚不應役

死囚覆奏待報

吏典代寫招草

長官使人有犯

獄囚取服辯

聞有恩赦而故犯

婦人犯罪

斷罪不當

工 律

營 造

處費工力採取不堪用

冒破物料

織造違禁龍鳳文段正

修理倉庫

控造作

造作不如法

帶造段正

造作過限

有司官吏不住公廨

河 防

盜決河防

侵占街道

失時不修隄防

修理橋梁道路

上述のように明律は度々改修されたが、翻つて朝鮮は何時から明律を遵用したのであらうか。抑も明律の前身たる律令は吳王元年詳定成り、明になつて明律に改正詳定して頒布し、又洪武六年及九年に更正したが、洪武九年は高麗辛禡王二年丙辰永和三一三七六に當り高麗は未だ明に服従せず寧ろ明を征せんとまで企てた時代であつた。即ち高麗史卷八十四刑法職制には

辛禡三年洪武十年二月令中外決獄一遵至正條格

と記し、元の法律である至正條格を遵用してまだ明律を用ひなかつた。然るに辛禡の末年に至つては親元親明の對立せる黨争も親明に傾き、重臣等の多數は元を離れて明に従はんと期したのである。茲に於て明律準用の議起る。之を高麗史卷八十四刑法職制には

辛禡十四年戊辰九月、典法司上疏曰。政以立法、刑以補理、法如不行、不可無刑以齊之。然書曰敬哉敬哉、惟刑之恤哉。又曰明德慎罰、則刑者所不能無者、而亦不可不恤者也。自古理天下國家者、必先修其典、輕重有差、而臨刑者不迷受罪者無嫌矣。前元有天下、制以條格、通制布律、中外尚懼其煩而未究、復以中國俚語爲律、

而名之曰議刑易覽。欲令天下之爲吏者皆得而易曉也。然本朝俚語與中國不通則尤難曉之又無講習者。故凡施刑者皆出妄意而或受賄賂或誣權勢或諱親故而罪雖可殺尚不受一笞一杖而無辜或陷於極刑至於愚婦赤子咸被殺戮恨成怨積而乾文失道地恠屢驚歲不登而民不聊生兵不暫停而國以日縮三韓之業幾復墜矣。今殿下年方幼冲人心所歸遽即父位鑑何遠取。伏惟殿下遠小人親君子鷄鳴而興暮夜而休不廢學業崇信德教平其政刑以事大國。今大明律考之議刑易覽斟酌古今尤頗詳盡況時王之制尤當倣行。然與本朝律不合者有之。伏惟殿下命通中國與本朝文俚者斟酌更定訓導京外官吏一笞一杖依律而施行之。若不按律而妄意輕重者以其罪罪之司掌刑之官而一國刑戮不得知固非立官之意也。今後京外官司若有刑費者須令通報於司按律行移然後施行之毋得擅行。但外官司令則罪之合於答者依律直行杖者報觀察使受命而施行太辟則除將軍臨戰外其罪狀報都觀察使轉告于司司按律可殺而後報都評議使具聞于上上察而命司依律行移而後施行之則人無枉死者矣。向者罪及妻孥而家財田民亦皆沒官古無其法須當停息。近年官司賤口冒受官職者難以數計今後雖參

以上如有現告除守直受判直取謝貼親問論罪諸色匠人受官職者如有問罪事亦如之。去洪武三年十二月日判付内田民推決至於仍執等田民事付版圖都官司則專掌刑決禁亂。近年不依判旨因循前習田民推徵等事日繁月積而所掌刑決禁亂尙爲餘事冤獄久滯因繫致死者多。今後田民事一依前判各還都官版圖至於推徵雜務亦付主掌開城府司則專修所職。判付都評議使擬議施行と記す。又増補文獻備考卷百三十五刑考刑書補の部には
恭讓王四年元中九大明律來。侍中鄒夢周探大明律至正條格爲本朝法令酌成新律以進王命知中事李詹進講凡六日屢歎其美謂侍臣曰此律須宜熟究別定然後可行於世也。苟不熟審切判付恐有可刪之條也。法律一定不可變更と記す故に此の時明律を取入れて公に之を講習し又支那と朝鮮とは文俚が異つて居て明律には難解の處が多いので雙方の文俚に精通し律文に通達する者を選び又明の律令直解を取入れて朝鮮の吏道で通解訓導せしめんとしたのである。そして洪武二十五年壬申元中九七月李太祖即位の教書に
予俯循輿情勉卽主位國號仍舊爲高麗儀章法制一依前朝故事。爰當更始之初

宣布寛大之恩凡便民事件條例于後李太祖實錄卷一の四三

と記し其の條列中には

前朝之季律無定制刑曹巡軍街衢各執所見刑不得中。自今刑曹掌刑法聽訟鞠詰。巡軍掌巡緝捕盜禁亂。其刑曹所決雖犯答罪必取謝貼罷職累及子孫非先王立法之意。自今京外刑決官凡公私罪犯必該大明律。追奪宣勅者乃收謝貼該資產沒官者乃沒家產其附過還職收贖解任等事一依律文科斷毋蹈前弊。街衢革去同卷

とありて明律を用ひ寛大に治罪することを誓はれ又高士聚金祇等の謬解せる明律直解を太祖四年即ち明の洪武二十八年に印出して頒布したのである。即ち明律直解に金祇の識せる跋文は

刑者輔治之法不可爲忽也向矣。諸刑家製律或有過不及之差有司病焉。此大明律書科條輕重各有攸當誠執法者之準繩望上思欲頒布中外使仕進賢傳相誦習皆得以取法。然其使字不常人人未易曉。況我本朝三韓時辭聽所製方言文字謂之吏道土俗生知習熟未能遽革焉。得家到戶諭每人而教之哉。宜將是書

明律直解成る

讀之以吏道導之以良能。政丞平壤伯趙浚乃命檢校中樞院高士聚與子囑其事。某等詳究反復逐字直解。於康子二人草親於前三峰鄭先生道傳工曹典書唐誠潤色於後豈非切嗟琢磨之謂也歟。功既訖付書籍院以白州知事徐贊所造刻字印出無慮百餘本而試頒行庶不負欽恤之意也。時洪武乙亥二月初吉尙友齋金祇謹識

丙寅十月 日平安監營開刊

である。之に據れば檢校中樞院高士聚及金祇に命じて明律を朝鮮吏道に直解せしめ政丞趙浚及鄭道傳等と切嗟琢磨して洪武乙亥の歲に完了し書籍院に付し白州知事徐贊の製作せる刻字で百餘本を印出して試に頒布した事實を知ることができる。金祇は高麗の官吏であつて李太祖の初め禮曹議郎となり鄭道傳は太祖七年に殺されたのを見れば既に高麗の時前記刑曹典書の上疏に従ひて律令直解を取入れ之を講究して朝鮮吏道を以て之の翻譯に着手し此の年完了して印出したと見られる。而して明律直解の徒流遷徙地方の條に朝鮮地方を當はめ邊遠充軍に西海道軍ならば慶尙道充軍交州江陵道軍ならば全羅道充軍楊廣道軍ならば

明律直解には高麗地名を記す

平壤朔方道充軍等の名稱を記す。此の中楊廣道は高麗忠肅王元年甲寅西元一三二〇年正和三年始めて楊廣道と爲したが恭讓王二年庚午西元一三九〇年楊廣道を廢して京畿左右道に分割し、交州江陵道は初め交州道であつたのを恭讓王元年己巳、交州江陵道に改名し、李太祖四年乙亥に始めて江原道と稱す。西海道は忠烈王以前に命名したが、李太祖四年に豐海道に改めたのである。故に此の直解は恭讓王二年以前に行はれたと推定される。加之洪武二十二年整齊した明律とは其の條目及個條數は相一致するも條文の字句相異なる所少からず大明律講解朝鮮とは條目條數及字句殆んど相同じきを見るに於ては又以て恭讓王の頃から行はれたことを證するに足れりと信ずる。そして明律直解卷の二徒流遷徙地方條の中に第一に明の地方を記し次に別條として朝鮮の地方を増加した記事は左に示すが如くであるが後に掲げる世宗實錄卷十二には此の直解の通り詳定してゐるが流配地方の遠近に關する細則は未だ盡く確定せぬと記してある。

【徒流遷徙地方】

凡徒役各照所徒年限並以到配所之日爲始發鹽場者每日煎鹽三斤鐵冶者炒鐵三斤另項結裝凡徒役乙良各徒年限乙計數爲並只配所到日始叱計數爲平交付鹽所者乙良每日煮鹽三斤齊付吹鍊者

乙良每日吹鐵三斤式(以上は明律の以捧上各別對裝上納條文を重記す)

直隸府州(明律)

直隸京城左右道

京城乙良遠處是去等處京城乙良遠處是去等處尚道中間是去等處京城乙良遠處是去等處全羅道廣道近處是去等處京城乙良遠處是去等處西海交州道京城乙良遠處是去等處西海道是去等處京城乙良遠處是去等處尚道所吹鍊所交州江陵道是去等處京城乙良遠處是去等處尚道所吹鍊所

流三等照依地理遠近定發各處荒蕪及瀕海州縣安置

直隸府州(明律)

直隸京城左右道

京城乙良遠處是去等處京城乙良遠處是去等處尚道中間是去等處京城乙良遠處是去等處全羅道廣道近處是去等處京城乙良遠處是去等處西海交州道京城乙良遠處是去等處西海道是去等處京城乙良遠處是去等處尚道所吹鍊所交州江陵道是去等處京城乙良遠處是去等處尚道所吹鍊所

邊遠充軍

京城軍兵是去等處京城軍兵是去等處尚道充軍中間是去等處京城軍兵是去等處全羅道充軍西海道軍是去等處京城軍兵是去等處尚道充軍交州江陵道軍是去等處京城軍兵是去等處尚道充軍

附言 明律直解に就きては京城大學教授本院囑託花村美樹氏の義解並研究が出版される筈である。

斯くして朝鮮に明律を準用したが明律は本来支那の社會情勢を基礎として制定した法制なれば國情を異にする朝鮮に該法條全部をそのまゝ適用するときは

明律の外に適用する

無理を生ずるのみならず、明律にもまた不備の箇所があるので、明律の外、朝鮮の國情に適應する法制を作らんとするの議が起つた。即ち太祖實錄卷十三には、太祖七年戊寅三月刑曹典書柳觀等上言、刑獄之官人命所繫不可不謹。昔臯陶之爲士師也、象以典刑、而流宥五刑、鞭作官刑、朴作教刑、而金作贖刑。蓋刑者輔治之具、聖人之所不得已也。人之犯法者、重而入於五刑、則以其法罪之。輕而入於鞭朴之刑、則亦以其法罪之。至於或重或輕、而情可於法可疑、則流以宥之、金以贖之、而欽恤之意、悉存乎其間、誠萬世刑者之準則也。由是觀之、五刑有流宥而無金贖、至周穆王始有五刑之贖、非古制也。後世因之、遂使富者免罪、而貧者受刑、甚非聖人制刑之本意也。蓋人之罪入於輕、而可疑、則贖之、以開其自新之路可也。至於重而可疑者、亦得以贖之、則人輕犯法、而將有不勝其弊矣。願自今人有犯杖六十、徒一年以上、罪者、雖情法可疑、勿許其贖、止用徒流、以宥之、隨其罪之輕重、而異其地之里數、以懲奸、究其犯、斷放已下、罪者、亦情法可疑、然後贖之、則庶乎不悖於律文、而有合於古制矣。其計贖之罪、考之於律、監守自盜者、贖滿四十貫、則當極刑。今以常布五匹、折一貫、則布二百匹、乃當四十貫也。人有盜二百匹、而極刑、甚可憫也。

且使杖一百者、贖布三十匹、則有輕刑之失、非所以用刑之中也。乞以常布十五匹、當錢一貫、則盜六百匹以上、乃當極刑、而杖一百者、贖布九十四匹、刑贖亦得輕重之宜矣。又攷於律、入之犯法、至多端也、而律無正條者、十常八九處、罪失其輕重、由茲以出、不可不慮也。古語曰、畫地爲獄、議不入、刻木爲吏、期不對、此皆嫉吏之甚、悲痛之辭也。吏以刑獄出身、君子之所羞稱也、故治獄者、率多無學之人、不能精熟律文、以當其任、爲掌刑之官、又不肯留意於律文。凡人罪出入、高下一委、於律學之人、此所以照律之際、不能酌輕重之宜、以致當輕者反重、當重者或輕、豈特有乖於法律、其感傷和氣、爲不小矣。願自今人有犯罪、律無正條者、比於近似之律、若本罪輕、而律重者、減幾等、本罪重、而律輕者、加幾等、皆以啓開取旨、然後施行。其已行之事、皆載于書、積以歲月、則法律自然成書、而刑無難決之患矣。命都堂擬議、請如刑曹所申、と記し、贖刑は富者に偏する嫌あるを以て、別に徒流贖刑の法を定め、情狀を酌量して刑を行ひ、又律學及掌刑の官は君子の好まざる處であるから、無學の人が多き故に、照律の際、輕重の宜を失し、法律に乖くことがあるので、律學を學んで之に精通せしむる方法を講じ、之と共に律に正條なき犯罪には、類似の律文を比較適用して罪を

判例を作

第五節 明律の準用

一一六

定め、啓開して處断すること、し其の判例を集めて判決例を作らんと請ふたので之を都評議使司に下して擬議し其の答申に依り施行したのである。仍て太宗二年壬午應永九九月明律に準じ刑罰を行ふ爲別に朝鮮の事情に適する徒流贖刑の法を定めて明律を調和したのである。即ち太宗實錄卷四には

太宗二年壬午九月辛巳朔三日癸未定流罪收贖之法。議政府啓曰大明律流三千里贖錢三十六貫本國以五升布十五匹准銅錢一貫計五升布五百四十匹。

本國之境流不滿三千里其收贖則滿三千里數名實不相當。以本國境內里數計之最遠慶源府一千六百八十里其三十六貫減一分二十四貫准計五升布三百六十四匹。其流二千五百里則贖錢三十三貫東萊縣爲次一千二百三十里其三十三貫減一分二十二貫准計五升布三百三十四匹。其流二千里則贖錢三十貫丑山爲次一千六百五十里其三十貫減一分二十貫准計五升布三百匹。自今以後凡贖流罪以上項本國里數准計從之。

明律に比較して朝鮮の贖刑を定む

と記し先づ支那と朝鮮の里數を計り明律に規定する流刑の最遠距里三千里と朝鮮の最遠地とを比較し朝鮮の最遠地である慶源府は一千六百八十里であつて三

贖刑改正の議

分の二には當らないけれども之を三分の二に置き其の次位二千五百里以下の地方も亦三分の二と爲し之に准じて三分の一を減じたのである。即ち慶源府は一千六百八十里であるから明律の三千里贖錢三十六貫を三分して三分の二を以て三千里の刑と爲し贖錢は一分を減じて二十四貫に定め五升布三百六十四匹に換算した。其の次は二千五百里贖三十三貫であるが東萊縣は一千三百三十里であるから之を二千五百里の刑と爲し贖錢三十三貫の一分を減じて二十二貫に定め五升布三百三十四匹に換算し流二千里贖錢三十貫は其の次位にある全羅道の丑山一千六十五里であるから之を二千里の刑に當て贖錢は其の三分二として二十貫と爲し五升布三百匹に換算した。そして凡て流刑贖は上項の割合に准じ朝鮮の里數で計ることに一定し贖錢は之に准じて一分を減ずることになつたが此の法もまだ過酷であつて朝鮮の民情に適せぬとの理由で世宗七年乙巳應永三二三月刑曹は左の通り啓し世宗實錄卷二十七は

世宗七年乙巳三月己卯初九日刑曹啓前此犯罪收贖之法筭一十格貨六張每三十加六張杖一百六十張去壬寅年因民間格貨價賤筭一十八張每一十加十八

張杖一百八十張、今則笞一十、銅錢一百五十文、楮貨七十五張、杖一百、銅錢一千五百文、楮貨七百五十張等、而推之、則杖一百徒三年、銅錢六千文、楮貨三千張、杖一百流三千里、銅錢九千文、楮貨四千五百張、婦女及公私賤口貧窮者、決杖後徒流收贖之際、雖破產傾資、未易充納、請得中詳定。命下政府、六曹同議、議云、請於大明律、笞一十贖錢六百文、今減三分之一、贖錢二百文、每一十加二百文、笞五十一、貫杖六十、一貫二百文、每一十加二百文、杖一百、贖錢二貫、杖六十徒一年、四貫每一等加一貫、杖一百徒三年、八貫杖一百流一千里、十貫每一等加一貫、杖一百流三千里、十二貫、絞斬十四貫。從之。

と記してゐる。又大明律(解)卷第一名例律には銅錢に換へるに布を以てするこ
と、し左の如き割合を定めてゐる。

名例律

五刑

笞刑五

一十

二十

贖制換算

贖銅錢六百文

准折五升布三疋

贖銅錢一貫二百文

准折五升布六疋

三十

贖銅錢一貫八百文

准折五升布九疋

四十

贖銅錢二貫四百文

准折五升布十二疋

五十

贖銅錢三貫

准折五升布十五疋

六十

贖銅錢三貫六百文

准折五升布十八疋

杖刑五

七十

贖銅錢四貫二百文

准折五升布二十一疋

八十

贖銅錢四貫八百文

准折五升布二十四疋

九十

贖銅錢五貫四百文

准折五升布二十七疋

一百

贖銅錢六貫

准折五升布三十疋

第二章 經國大典の制定

徒刑五

一年杖六十

贖銅錢十二貫

准折五升布六十疋

二年杖八十

贖銅錢一十八貫

准折五升布九十疋

三年杖一百

贖銅錢二十四貫

准折五升布一百二十匹

流刑三

二千五百里杖一百

贖銅錢三十三貫

准折五升布一百六十五匹

死刑二

一年半杖七十

贖銅錢一十五貫

准折五升布七十五疋

二年半杖九十

贖銅錢二十一貫

准折五升布一百五匹

二千里杖一百

贖銅錢三十貫

准折五升布一百五十四匹

三千里杖一百

贖銅錢三十六貫

准折五升布一百八十四匹

流配地方
を定む

絞斬

贖銅錢四十二貫

准折五升布二百十四匹

そして此の換算率は太宗の時に三分の二に減じ更に世宗の時に三分の一に減じたのである。又流刑の遠近は世宗十二年庚戌刑曹の啓に依り流配地方を左の通り定めたのである。

京城・京畿左右道留後司の流三千里の者は慶尙全羅咸吉平安道の濱海各官に配す。

流二千五百里は慶尙全羅平安咸吉道の各官、或は江原道濱海各官に配す。

流二千百里の者は慶尙全羅平安咸吉道の始而各官、或は江原道の中央各官に配す。

黄海道の流三千里の者は慶尙全羅道の中央各官、平安江界道義州各官に配す。

流二千五百里の者は全羅慶尙平安咸吉道の始而各官に配す。

流二千百里の者は忠清道の濱海各官、或は江原道の中央各官に配す。

第二章 經國大典の制定

平安道の流三千里の者は忠清道の濱海各官或は咸吉道の中央各官に配す。

流二千五百里の者は忠清道の中央各官江原道咸吉道の始面各官に配す。

忠清道の流三千里の者は平安咸吉道の中央各官或は慶尙全羅道の濱海各官に配す。

流二千五百里の者は平安咸吉道の始面各官或は江原黄海道の中央各官に配す。

流二千五里の者は全羅慶尙道の中央各官或は黄海咸吉道の始面各官に配す。全羅道の流三千里の者は慶尙左道の濱海各官或は咸吉平安道の中央各官に配す。

流二千五百里の者は黄海道の始面各官或は江原道の中央各官又は慶尙左道の中央各官に配す。

流二千五里の者は江原道の始面各官或は忠清道上面各官又は慶尙右道の各官に配す。

慶尙道の流三千里の者は全羅右道の濱海各官或は平安道の中央各官に配す。

流二千五百里の者は忠清江原全羅道の中央各官に配す。

流二千五里の者は忠清道の始面各官或は全羅左道の各官に配す。

咸吉道の流三千里の者は全羅忠清慶尙右道の濱海各官に配す。

流二千五里の者は忠清黄海道中央各官全羅慶尙道の始面各官に配す。

江原道の流三千里の者は全羅慶尙右道の各官或は黄海道の濱海各官に配す。

流二千五百里の者は全羅慶尙道の中央各官或は忠清黄海道の濱海各官又は平安道の始面各官に配す。

流二千五里の者は忠清黄海道の中央各官平安道の始面各官或は慶尙全羅左道の濱海各官に配す。

と定め明律の徒流遷徙地方條等を適用して鹽所に付する者は毎日煎鹽三斤吹鐵所に付する者は炒鐵三斤を上納し或は荒蕪地にて使役せられるのであつて世宗實錄卷四十八には

世宗十二年庚戌五月刑曹啓犯罪流配之所不曾詳定故中外官吏臨時量定以致遠近失宜。

謹稽本朝所譯大明律徒流遷徙地方直隸府州直隸京城左右道京城則遠處慶尙道中間全

羅道楊廣道近處西海道交州道。西海道則付處慶尙道鹽所妙鐵所交州江陵道則付處全羅道鹽所妙鐵所。楊廣道則平壤朔方道鹽所妙鐵所。流三等照依地里遠近定簽各處荒蕪及濱海州縣安置直隸府州京城則慶尙道安置中間則全羅道安置西海道則慶尙道安置交州江陵道則全羅道安置楊廣道則平壤朔方道安置遼遠充軍京城則慶尙道充軍中間則全羅道充軍。西海道則慶尙道充軍交州江陵道則全羅道充軍楊廣道則平壤朔方道充軍。此法雖已詳定而三等流罪配所遠近則未盡施行。故今更磨勘以啓。京城京畿左右道留後司流三千里者配慶尙全羅咸吉平安道濱海各官。流二千五百里者配慶尙全羅平安咸吉道中央各官。江原道濱海各官。流二千里者配慶尙全羅平安咸吉道始面各官江原道中央各官。黃海道流三千里者配慶尙全羅道中央各官。平安江界道義州各官。流二千五百里者配全羅慶尙平安咸吉道始面各官。流二千里者配忠清道濱海各官江原道中央各官。平安道流三千里者配忠清道濱海各官咸吉道中央各官。流二千五百里者配忠清道中央各官。江原咸吉道始面各官。流二千里者配忠清道始面各官。忠清道三千里者配平安咸吉道中央各官。慶尙全羅道濱海各官。流二千五百里者配平安咸吉道中央各官。慶尙全羅道濱海各官。流二千五百里者配平安咸吉道始面各官。黃海道咸吉道始面各官。全羅道流三千里者配慶尙左道濱海各官咸吉平安道中央各官。流二千五百里者配黃海

道始面各官江原道中央各官。慶尙左道中央各官。流二千里者配江原道始面各官忠清道上面各官慶尙右道各官。慶尙道流三千里者配全羅右道濱海各官咸吉平安道中央各官。流二千五百里者配忠清江原全羅道中央各官。流二千里者配忠清道始面各官全羅左道各官。咸吉道流三千里者配全羅忠清慶尙右道濱海各官。流二千五百里者配全羅慶尙道中央各官。黃海道濱海各官。流二千里者配忠清黃海道中央各官。全羅慶尙道始面各官。江原道流三千里者配全羅慶尙右道各官黃海道濱海各官。流二千五百里者配全羅慶尙道中央各官。忠清黃海道濱海各官平安道始面各官。流二千里者配忠清黃海道中央各官。平安道始面各官慶尙全羅左道濱海各官。上項流囚配所地里遠近各以犯人所居隨宜量定其關係國家罪囚則平安道義州朔州江界咸吉道吉州等官勿定送下詳定所

と記してある。

又肉刑の執行に關しては太宗四年甲申應永一四〇一十一月議政府啓して明律に依り笞杖枷鎖の制を定め之を俚語に譯して官吏を講習し一笞一杖と雖必ず律に依つて施行し若し律を按せずして妄に私意で其の刑を加減した者は其の罪を以て之

明律に依り刑を定むるを講ず

を罪すと定め、枷鎖管杖紐等の戒具も皆律文に依つて製作し、觀察使之を檢査し律文に依らずして製作せし者は其の守令を罪すと制定してあるけれども、各郡守令或は律文に通せずして管杖訊杖枷鎖索鍊等の物を用ゆるに律文に依らず。又獄を斷する場合、按律に味くして管を用ゆる場合に杖を用ひ、杖を用ゆる場合に訊杖を用ひ、臂に決する場合に腰に決し、蹠に決する場合に背を鞭つて人命を致傷することがあるから、觀察使之隨吏には律文に通曉する者を任用して帶行し、各郡の品官^{上流者}の生徒中より律文を習ふ者を選んで専ら教授訓導と爲し、一管一杖でも必ず律に依つて行ひ、杖罪以上死罪を犯す者は律に照して都觀察使に報告し、都觀察使は律學の人を派遣し更に覆檢を加へて後施行することになつたのである。そして經國大典には刑典推斷條に拷訊及三覆啓開の法を設け、吏典刑曹には

律學教授 一員品從六 別提 二員品從六 明律 一員品從七 審律 二員品從八
 律學訓導 一員品正九 檢律 二員品從九

を置き、之に准じて各道各郡には其の大小に應じて教授訓導檢律等を配置し、明律及刑典の法意を知らしむるに務め、又監督を嚴にしたのである。即ち太宗實錄卷

拷訊及三覆啓開の法を設け、吏典刑曹に

八には左の通記してある。

太宗四年甲申十月議政府請譯律文定管杖枷鎖制作之法從之。其書曰經濟刑典內節該比年以來凡斷獄者不曉律文以其私意出入人罪刑罰不中寬狹無訴致傷和氣誠不可不慮也。今大明律時王之制所當奉行然我國人未易通曉宜以俚言譯之頒布中外使官吏講習。凡一管一杖必依律施行。若不按律而妄意輕重者以其罪罪之。又言刑者人之死生係焉不可不謹。自前朝京有律學外有法曹。凡有罪因職專檢律決斷無差。近來法曹廢廢刑物大小取便制作因管杖而致死者頗多。願今後外方枷鎖管杖紐皆依律文制作、觀察使考之其不依律文制作者罪其守令著在令典各官守令或有不通律文管杖訊杖枷鎖索鍊等之物不依律文斷獄之時昧於按律應用管而用杖、應用杖而用訊杖、應決、臂而決、腰、應決、腿而鞭背致傷人命者亦有之矣。願依古者差遣法曹之例除觀察使隨史以律文通曉人率行擇各官品官生徒中可習律文者專爲教訓一管一杖必依律斷犯杖罪以上死者照律報都觀察使都觀察使使律學人更加檢覆施行以宣欽恤之意

明律と刑典を並用す

斯くして明律を用ひ之を一般國民に行つたが自國の民情に適應せぬ個條は別に法を設け、或は判例を作つたが成宗の時制定して頒布した經國大典には刑典を置き明律に對する特別規定を制定し明律と刑典とを並用したのである。故に續大

典刑典用律條に

依大典用大明律而大典續大典有當律者從二典

と記し、先づ刑典を適用し刑典に制規なき場合に明律を適用すと定め之を大典通編大典會通に載録して日韓併合直前韓國刑法大全即ち刑法を制定して施行するまで行はれたのである。

【附言】大明律直解に世宗の時定めた換算率を記載しある故太祖の時上持したのでない
ように見えるが此の換算率は世宗以後重版の際訂正し世宗以前既に直解の版本ありし
事は世宗十二年に犯罪流配の所を定めた實錄記事(二四頁)と明律直解の徒流遷徙地方
の文とを(一二頁)對照考査すれば明瞭するであらふ。

【註 解】

(1) 知申事 李朝の初め中樞院に都承旨左右承旨各一員(正三品)を置き啓復の出納を掌らし
めたが、定宗二年に中樞院を議興三軍府に改め別に承政院を設けて承旨を移したが、太宗
元年に議興三軍府を承樞府に改め承政院を併せて都承旨を承樞府知申事承旨を代官に
改稱したのであるとして又太宗五年に至り承樞府を兵曹に屬し、知申事及代官を承政
院都承旨左右承旨に復舊した。(百八七)

- (2) 政學激賞 端宗王は文宗の嫡長子にして年僅に十二の幼兒で位を嗣ぐ。それで文宗薨
ずるに臨み領議政皇甫仁右議政金宗瑞に托して輔弼せしめ、成三問向、韓地朴彭年、趙應孚、
李境、柳誠源等も亦之を助けて左右に羽翼したが、文宗の弟首陽大君は端宗王の叔父なる
が端宗王を助くる者は孰れも文治派に屬し、王權を危くすると見て金宗瑞等を殺し、尋ひ
て皇甫仁等を殺し、遂に魯山君に及び王位を降して其の讓を受け、首陽大君自ら王位に即
き、其の餘黨成三問等を殺して文治派を全滅しようとした事件。(百九〇)
- (3) 擧差 假りに又は臨時に任命すること、従つて假官臨時に設けた官吏等を謂ふ。(百三〇)
- (4) 限品機職 正妻の子は父の身分に應じ自己の實力に依つて品階を陞ることができ、け
れども賤妻妾子は父の品に隨ひ品を限り其の上には昇進することは出来ないので、之を限
品機職と謂ふ。經國大典には文武官二品以上の良妾の子孫は正三品を限り、賤妾の子孫
は正五品を限り、六品以上の良妾の子孫は正四品を限り、賤妾の子孫は正六品を限り、七品
以下無職の人に至る良妾の子孫は正五品を限り、賤妾の子孫及賤人の良と爲りたる者は
正七品を限り、良妾の子の賤妾の子孫は正八品を限ると制定し、續大典大典通編及大典會
通には稍々増補した。(百三二)
- (5) 朝辭 赴任の際謝恩すること。朝辭は任官の謝辭なり。此の時謝帖を受く。(百三三)
- (6) 望闕 遙に王宮を望んで禮を行ふこと。外官は即ち謝恩して謝帖を受けて赴任する
規定なるも急に赴任する時謝帖なくして赴任せる場合に行ふ。(百三三)
- (7) 野人 女眞人を云ふ。(百四〇)

- (8) 向化人 歸化人を云ふ。(五百九)
- (9) 審人 日本人を云ふ。(五百一〇)
- (10) 差備奴 下人の執役者を差備と謂ふ。(中宗實錄卷一一の五一)(五百の六)
- (11) 選見 選見は(一)官職に採用さるべき資格を有する者にして未だ職に就かざる者即ち功臣の子弟及取才科擧等の及第者 (二)現職に在らざる文武官 (三)任官の資格あつて當該官に任用せざる間選見職に置きて俸祿を給する者等あつて選見職には祿と職とを定めである。そして選見には選見の職祿だけを受けて居る者の中に無職者と有職者とあり。又有職者にも有祿者と無職者とがある。(五百の二)
- (12) 攝戸長 戸長は各郡に於ける吏胥の首席にして三公兄の一に屬し戸籍奴婢等の事務を掌る。攝戸長は此の任に當る。(五百の三)
- (13) 正朝戸長 正朝に上京して禮物を上納する。攝戸長上京するを常とす。(五百の三)
- (14) 安邊戸長 高麗穆宗元年(長徳四年西九九八)諸州縣に於ける年七十以上の戸長を安邊戸長と爲し吏役に使はず。以上三戸長には執事も貼即ち離令書を禮曹より渡す。(五百の三)
- (15) 堂上堂下 品階は正三品で堂上堂下に別たれ其の待遇を殊にする。堂上官は王殿下に直接拜謁することが出来るが堂下官は其の命に依つて拜謁する。そして正三品通政大夫の階以上を堂上とし、正三品通調大夫の階以下を堂下とする。(五百の五)
- (16) 堂參 堂上に參謁すること。本文の堂參は吏曹及議政府に參謁することである。が堂參の時に參謁儀と稱して各五兩五錢(六兩條例此の額は時代に依り異なる)を納めるので

- (17) 改差 差は任命にして改差は改任すること。(五百の六)
- (18) 互庫 在庫品全部を調べる。多くは地方官交替の時行はる。(五百の六)
- (19) 解由 郡守其の他物品會計官吏交替の時に前任者の取扱ひたる財物を取調べ後任者に引継ぎ責任を解除すること。(五百の七)
- (20) 題給 訴訟證明申請等其の他各種の申用に対し指令を與ふること。(五百の七)
- (21) 茶母 京司官婢の一種にして備女なるが後には刑曹に置き内房の探偵に使つた。(五百の七)
- (22) 補充隊 初補充軍と稱し太宗十五年(多良少)軍役不足せるを以て干及尺と稱する者を軍に入れて補充軍を編成し、又限品受職者の子孫にして水軍に屬する者又は閑役者及各品官の妾子であつて父死し、司宰監に屬したる者各品賤妾の子にして賤身せぬ者を追加し(太宗實錄二十九卷)たので賤を免じて良と爲し又私賤を免じて良民となして補充軍に編入した(同實錄三十四卷)其の目的は賤を免じて良と爲す政策に出たものなるが之を細別すれば(一)身良にして水軍に屬した者 (二)干及尺と稱する者(三)兩班各品の子孫にして賤になつた者及妾子又は賤妻の女の子孫 (四)私賤を免じて良となつた者(五)大別され、經國大典には仕滿は一千日と制定し、更に又二品以上の妾の子孫は三百三十日に減ぜらる。そして原從功臣(李太祖)が王位に即かれざる以前より從つた功臣の賤妻妾の子の承重者即ち相續者は半を減じ、兩者共去官即ち仕滿れば從九品の雜職に轉任すと定め、成宗十七年に至り掌隷院に補充隊から已に任官した者は子孫免賤を許

- すと傳旨され(成宗實錄一八八の十)任官者の子孫は永世賤を免ぜられるのである。(五九の二三)
- (23) 京主人 李朝以前より都城に京在所を置きて貨物納付の任に當らしめ其の主任者を京主人と稱した。京在所は獨り貨物の納付ばかりでなく當該地方人の宿泊もする。又各種の世話をもするのであった。光海君の初から貨賦の代に大同米を土地に課税して一積(約一町乃至四町)に對し米十二斗の割合を以て徵收し、貨物は別に請負人を定めて購買し其の代價は右大同米を以て支拂ふこととなつたので、前の京在所の宿泊其の他地方人の世話をする者を京郡吏と稱し又京主人と稱したのである。(六二の三)
- (24) 還上奴婢 地方在住の奴婢から選拔し順番を定めて京城に呼寄せ使役したのであるが後には其の番に當つた者から番錢を取るようになつたのである。(六二の五)
- (25) 投托 他に托して隠すこと即ち良民奴婢土地など他の勢力ある者に托して隠蔽し、復或は稅等を逃れることを云ふ。(六二の四)
- (26) 其人 高麗の初郡邑郷吏の子弟を選び京司に置きて人質となし、併せて顧問に備へたが後奴婢同様に使役したので多く逃亡したから廢官した。事審官及賦役を納めざる者と蔭戸を以て之に代へ、李朝は初刊水監に屬して各郡に分散し薪炭等の貨物を納めることとし大同法を設けてから其人契などを作つて薪炭の供給に應じたのである。(六四の八)
- (27) 備邊司 備局又譯司と稱す。中宗の時に北方は女眞南方は倭寇の爲侵されるので、邊事に精通する者を集めて防邊事務を討議したが、明宗十年(弘治元年一五五五)に至り一廳を設けて事務を掌り、初は三品衙門であつたが、宣祖壬辰事變即ち文政役の後國防愈々頻繁

- となつたので、遂に正一品衙門に陞し、中外軍國の機務を總領して八道を勾管し、全國の政務を行つたのである。(七〇の二)
- (28) 放出宮女 宮中に仕へた女を解職して民間に放つた者。(七二の七)
- (29) 田民 田は土地、民は小作人又は奴婢。(七〇の二)
- (30) 附貼 附貼任官の辭令を受け參謁を終へれば職に就き事務を執るべき貼を給する。(七〇の三)
- (31) 吏道 吏道又は吏味と稱し、朝鮮の俚語即ち俗語。(七〇の六)
- (32) 付處 流配した地方官に資付して其の處陞に任かせるに漢字を宛てたものを謂ふ。(七二の七)
- (33) 處置 勞役を爲さず身體を一定の地に置く。(七二の七)
- (34) 常布 五升布を常布と定む即ち交換の標準とす。(七二の七)
- (35) 五升布 布は綵の粉租を以て價值を定め五升布を貨幣に代用せり。(七二の七)
- (36) 各官 郡守等の地方官を單に官と稱す。本文は其の郡内を謂ふ。(七二の七)
- (37) 始面 犯罪人の居所から始めに遠する面のある郡縣。(七二の七)
- 李朝初期の官制
- 李朝の行政は初め門下府で行ひ、正三品衙門の六曹を置いて事務を分掌せしめ、各曹に典書及議郎各二員ありしが、門下府を廢して後太宗五年六曹を正二品衙門に陞し、典書及議郎をやめて列書一員(正二品)左右參議正三品各一員を置き、各曹の行政を爲したが、世祖十二年改正を加へて之を諸國大典に載録したので大典以前の官制を記して參考に資せん
- 太祖即位の際に於ける官制

吏曹 於選流品階考功殿最衰貶等の事を掌る。典書二員(正三品)議郎二員(正四品)正郎

一員(正五品)考功正郎一員(正五品)佐郎一員(正六品)考功佐郎一員(正六品)

兵曹 武選兵部郎等の事を掌る。

戸曹 土地戸口財用等の事を掌る。

刑曹 水火奸盜問殺詞訟等の事を掌る。

工曹 祭享賓客朝會科舉釋道進獻等の事を掌る。

工曹 工匠造作等の事を掌る。

兵部 刑部工の五曹は考功正郎及佐郎を除いたが太宗の時正郎佐郎各一員を増加した。

太宗五年改定官制

吏曹 文選勳封考課の政德行才用功を以て其の優劣を較べ、而して其の留放を定め之

が注擬を爲す等の事を掌り。文選考勳考功の三司を置く。

兵曹 武選府衛尉選職方兵甲由征背捷講武等の事を掌り。武選乘輿武備の三司を置く。

戸曹 戸口土地田賦穀食貨の政實賦役等の事を掌り。版籍會計給田の三司を置く。

刑曹 律令刑法徒隸案牘禁察覆叙等の事を掌り。考律掌禁都官の三司を置く。

工曹 禮樂祀祭燕享貢舉卜祝等の事を掌り。禮制典享典容の三司を置く。

工曹 山澤工匠土木營繕屯田監場陶冶等の事を掌り。營繕政治山澤の三司を置く。

以上六曹の各司に其の分擔事務を定めて正郎一員佐郎一員を配置し又所屬各官司の事務を統一したのである。

第三章 大典制定後に於ける受教選集

第一節 大典續録と後續録

經國大典は世祖末年迄の既成法典と騰録乃至受教條例を選集したのであるが、其の後に於ける社會の情勢に適應する大典の規定なきときは新に教旨條例を發布して施行したのである。即ち成宗中宗の時邊疆警備の爲兵を要するので賤人を兵に入れて良人の階に昇し、或は宣祖壬辰及仁祖丁丑の事變に財政窮乏したので戰時特別税法を設けたるが如きは其の例である。之等の中には時勢の必要に迫られ一時の便宜に設けた法規もあるが、或はそれが永世の恒法となつたものもあり、又大典に洩れたものもあるので是等の受教を輯録する必要起り未だ大典の訂正も終はらざる前成宗五年甲午文明六大典編纂後に於ける受教中法となすべきものを選び、大典續録として頒布せよとの命ありしも大典勘校中なれば之を開版せず、二十三年壬子明應元に至り増修して頒布した。其の序文に

大典續録
編纂の議

夫創業之主立經陳紀勅成一王之典。若法久弊生當損益之時而徒守舊章不能變通則膠柱鼓瑟何足尙哉

と置頭し法を作つて久しくなれば其の後に出来る法も多くなつて弊を生ずるので之を損益せねばならぬが、その損益する時には徒に舊章のみを守つて事宜に適せねば何の用もなさないとの意を述べ更に

我世祖大王受命中興留心制作斟酌元續典以成大典第緣時異事殊近來新科別條或相抵牾官吏眩於奉行其取大典後教令可爲恒法者襲集以進

と記してゐる。そして廣川君李克增右贊成魚謙吏曹參議李諤禮曹參議安珣兵曹參知金首孫刑曹參議金堪工曹參議金鳳戶曹參判權健等が王意を體して續集の任に當り、經國大典編纂以後に於ける教令を襲集し、法典編纂に關する太宗の遺訓に従ひて選擇輯録し之を大典續錄と名づけたのである。然るに成宗以後史禍ありて政爭甚しく其の間教令の出づるものも亦多數であつたから、科條浩繁に互り治效期し難きを慮り、中宗は各種の教令を折衷して恒法となさんと欲し、中宗三十八年癸卯天文一三大典續錄編纂以後五十餘年間に於ける各種の教令を襲集選擇し

大典續錄

大典後續錄
前續錄

て編輯することを命せられ、領議政尹殷輔左議政洪彦弼右議政尹仁鏡左贊成柳灌工曹判書柳仁淑戶曹判書成世昌等其の任に當り、六曹で稟承した制令條節を搜聚し、並加刪削し撰修は總て容裁を仰ぎ、大典後續錄と名づけて印刷したのである。茲に至つて成宗の續錄を前續錄と稱するに至つた。

第二節 大典註解と詞訟類聚

後續錄編纂の後經國大典に難解の箇處多く、其の文に通せずして施行に迷ふ事が多いので、明宗五年庚戌天文一九註釋を施すこととなり、局を禮曹に設け、通禮院左通禮安璋奉常寺正閔荃通等大典の難解の文字を抄出して其の下に註し、兵曹判書兼大提學鄭士龍參判沈通源參議李夢弼に質して訂正し、初稿を脱し、更に領議政沈述源左議政尙震右議政尹漑等之を是正し、明宗十年乙卯一卷に集め、經國大典註解と名づけて頒布したのである。

其の後三十年を經、宣祖十八年乙酉天正一三聽訟者の審判に便する爲、詞訟類聚を出版した。元來此の書は全羅道觀察使金泰廷の父金郡守が其の任にあつ

經國大典
註解

決訟要覽

補決訟類聚

た時決訟要覽を襲集し、單に審理判決に便するばかりでなく、裁判をする者の指針となし、且人人に法意を知らしむれば争訟も自然にやむであらうと云ふので之を出版したものである。其の後肅宗の時受教輯録の編纂頒布された後更に之を補修し、決訟^{或は}類聚補と稱して出版した。

第三節 受教輯録と典録通考

中宗三十八年大典後續録を出版した後、百五十年に垂んとし、其の間宣祖壬辰仁祖丙子の大事變あり、支那でも明朝亡びて清朝興り、國家多事多端を極め、受教條例を編輯する暇なく、之が爲職に當る者はその施行に眩み速に受教條例を編輯せば職を執ることが出来ぬ状態となつたので、肅宗八年壬戌^{天和}一六八三十一月承旨徐文重は

外方郡邑には律書未だ備はらず、受教に至つては昧昧なるを以て守令は法例を援據する能はず、多くは臆測を以て決す。願くば大典續録及列聖の受教を聚收して鈔梓廣布せん

受教輯録の議

第三葉 教 集

1 受教輯録

版一投流本布

大典後續録編纂後の受教を肅宗の時撰集し

經國大典の補典として施行したものである。

二 典録通考

版一投流本布

受教輯録編纂の後其の編纂方式を變更して

經國大典編纂後に編纂された大典續録大典後

續録受教輯録等の補助法典を經國大典の各條

に附め、經國大典を施行に當り相典は一字下げ

て記したのである。

了派遣時の形勢を察するに於ては、大體に於て、

水田 第一 派
水田 第二

派 派 三 派

了派遣多し其の形勢を察するに於ては、大體に於て、

水田 第一 派

水田 第二 派

第三葉 教 集

一 受教辭錄

一 派 派
本布

復職 復職時各司提調分明老病入外一切
勿為害送親自來動 秘密 釘 ○監司達來

後復職廢職時有實職則用本衙門印信
軍職則用當品奉使印
辨 出關立者牌招不進者並罷職 中

二 典錄通考

一 派 派
本布

察院 ○官官則其同堂上官提調及屬曹堂上官外
官則觀察使每六月十五日十五日等
第 次 閉

移文該曹選考照例外官附過人負各道
察使後京官例憑考殿最 ○各道觀察使復
取臨時過任則前觀察使等第

○各道監司過任後未滿五十日察
察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日

察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日

察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日

察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日

察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日
察院前監司等第察院京畿則三十日

と請ふたので、王は廟堂に議り、備局堂上李翊に其の事を句管せしめ肅宗一三の下二二、
 吏曹判書李翊禮曹判書尹趾完兵曹判書趙師錫刑曹判書徐文重副提學崔錫鼎等は
 命に依り嘉靖以後大典後續編纂後中外官府の受教を衰集し、纂を剪り要を撮み、續録の綱
 條に倣ひ類を以て分載し、領議政金壽恒金壽興南九萬の各領議政相繼ぎて總領の
 任に當り、前後牒轄する所あるも直に刪削せず、睿旨を稟承して、前後の受教を並録
 し、六卷に分ち、受教輯録と名づけ、肅宗二十四年戊寅元錄一六九八開版廣布したのであ
 る。而して凡例に

後の受教
は前の受教
に倣る

- 一 列朝受教、曾無收録之處、率散失、今以諸司及各道現存者收録
- 一 以一事前後受教、雖或牒轄者一併輯録、以爲從後施行之地

典錄通考

と記して後の受教は前の受教に勝る意を明かにしてゐる。
 其の後肅宗三十二年丙戌實永三に典錄通考を編輯開版した。此の書は法典
 の諸書を衰集し、彙分類合して法規の統屬を目的とし、領議政崔錫鼎左議政李世白、
 右議政申琬及備局郎廳李彥經等に其の編纂を命じ、大典を主として三錄即ち前後
 續録と受教輯録の諸條を大典各條の下に順次分載し、大典の條目の下に前後續録

受教輯録の條文を類集してあるので一見考據の便に供することができ。而して三錄の編纂形式とは全然異つてゐる凡例には

一 大典如經書三錄如傳註。大典則書于極行三錄則低一字書之以示輕重之別。
一 受教輯録諸條中、以一事前後受教、或有低悟者從後施行此條見輯録凡例と記し、受教輯録では前後低悟する受教は後者の効力を認め、典録通考は三錄の條文を一字下げて書し、大典の重要性を明示してゐる。之大典の重んずべき事を明瞭にし、大典輯録以下の受教を輯纂したのは大典の補充法規なることを明確にしたのである。

大典と受教

第四章 續大典の編纂

第一節 黨争と大典

黨争の起
東人・西
南北兩派
中北肉北
骨北
西人の勃
興
清西少西

李朝は其初期より衆議を取つて政治を行つた結果、多數結合して政權を争ひ、政變に伴うて新な受教を啓請し、之を法として行つたが、派を樹て黨を結んで統制を保ち、永續して政權を争奪するやうになつたのは宣祖以後である。宣祖八年乙亥一五七三東人西人の争に端を發し、互に相對立して政權を争ひ、東人勢を得て國柄を執り、壬辰變後の文穆、東人、中南北兩派に分れ、北人勝を占めて勢盛んなるに及び、更に亦大北、小北に分れて相争ひ、更に分解して、大北は中北、肉北、骨北の三派となり、光海君の末年癸亥元和九に至る迄、約四十年の間、國柄を握り、政權は東人勢力下にあつたのである。仁祖反正の舉あるに及び、西人之を助けて、光海君を倒した功により、其の政權を執り、大に勃興した。權を得れば、忽ち争ひを生じて分裂するは、政權争奪を主とする黨人の通弊であつて、西人も亦同じ過程をたどり、清西、功西、老西、

南人擡頭
服喪の論
争

少西に分裂した。其の内訌あるに乘じ又南人が擡頭して來た。當時孝宗は仁祖の第二子で位を嗣ぎ、在位十年にして薨じたが之に對する仁祖の繼妃慈懿大妃の服喪に關して一大論争が起つた。即ち西人の耆老宋時烈は

次子を以て即位された孝宗に對しては仁祖の大妃は長子に對する三年の喪に服すべきでなく、次子として一年の喪に服するものなり

と論じ、其の議に定まらんとした。處が南人の領袖尹鐸は

服喪は其の位置に對して行はれ孝宗は既に仁祖の嗣子として王位を繼がれたので、大妃は先王の妃であれば王位に對しては當然長子の嗣位と同じく三年の喪に服すべきものなり

西人は擡頭
時烈は推
護したる
執にも
執る

として大に之を論破したので西人の儒生等は擧つて宋時烈を擁護せしも、遂に南人の勝に歸し、宋時烈等は失脚するに至つたのである。仍て南人は西人に變つて政權を握つた。しかし尹鐸は朱子の集註を改めるなど過激の行動ありし爲斯文亂賊として西人の彈劾する所となり之亦失脚し、之に代つて西人復政權を得、時烈は累進して左議政となり、宋浚吉は吏曹判書となり、勢力益々盛んとなつた。しか

宋時烈等
彫謫さる

南人別れ
て濁南派
となる

尹鐸等を
遠致す
西人政權
を執る

西人分列
少論の二
派となる

し南人の勢力も亦減失したのではなく、南人の領袖許積は尙左議政として類勢を支へてゐた。然るに顯宗十五年甲寅一六七四仁宣大妃の薨去に當り、慈懿大妃の服喪に關し、期年一説と大功九説との論争起り、西人の主張せし大功説破れて南人の期年説に歸し、領議政金壽興領西人を斥け、許積を領議政に任じたので、南人勢を挽回し、顯宗薨じ、肅宗位を嗣ぎ、西人愈々没落して、宋時烈、金壽興、金壽恒等西人の領袖は孰れも彫謫され、南人の許積、領議政となり、權大運、許穆、左右議政となつた。其の後幾何もなく南人亦清南、濁南の二派に分れ、濁南は許積、清南は許穆、權大運等領袖となつて相争ひ、王は黨派的闘争心の強烈なる清南派を惡みて濁南派を用ひし、も許積亦權を擅にして黨を樹て宗族貴族と相結んで策動したので遂に解職をし、尹鐸等を遠致して大に西人を用ひ、金壽恒を領議政となしたので、南人の勢力茲に失墜し、許積、尹鐸等は謀逆の罪に連つて殺されたのである。西人之に代つて權を得、宋時烈は謫所より召されて奉朝賀二品以上となり、元老の優遇を受け、西人の勢増大した。然るに西人の間に争論起り、朴世采、尹拯は老成せる宋時烈派と議合はす、少壯者は尹拯、朴世采を助けて相對抗し遂に一派を樹てたのである。故に宋時

老論少論

第一節 黨争と大典

一四四

西人の領
抽金壽恒
賜ふに死
を恒

烈金壽與金壽恒等の派を老論、朴世采尹拯等の派を少論と稱するに至つた。そこで久しく待機中であつた南人は此の機に乗じて少論派に近づき、肅宗十五年己巳元錄二世子冊立の議起り、正妃閔氏に子なきを以て王は禧嬪張氏の所生昉を繼嗣となさんとしたが、西人の反對あるを慮かり、南人を引入れ之に對抗させて漸く昉の冊立を終はり、其の後宋時烈は世子の冊立定つて後抗論したとの罪を以て官爵を削られ、領相金壽恒等西人の多数は剝官され、時烈壽恒は謫所に死を賜ひ、南派の權大運陸來善金德遠等相となり、遂に閔妃を廢して張氏を正妃に立て、老論派は凋落の悲境に陥つたのである。二十年甲戌に至り王は閔氏の廢妃を悔ひ、閔氏を復位して張氏を禧嬪に降し、南人を斥け、領議政權大運左議政陸來善右議政金德遠等の官爵を削つて遠賢し、少論派の南九萬を領議政、朴世采を左議政、尹趾完を右議政となし、宋時烈及金壽恒等の官爵を追復し、柳尙運徐文重崔錫鼎等少論の領袖順次領議政となり、三十六年庚寅寶永七に至る迄政權を握つてゐたが、崔錫鼎は政權を擅にしたとの彈劾に遇ひて職を辭し、少論派稍々衰頽し、老論派用ひられて順次陞進し、左議政徐宗泰少論の領議政となり、右議政金昌集老を左議政に陞し、爾

老少連立

家禮源流
の論争
尹宜舉
子官爵を
追剝され
其の文集
を燒く

政權老論
に歸す

王弟繼嗣
となる

少論政權
を執る

後少老論相交りて朝に列し、老少の論争益々強く、四十二年丙申少論黨の元老であつた尹宜舉と老論派の俞槩が合著せる家禮源流に對する兩黨の論争強烈を極め、朱子家禮の論争より閔氏の廢妃、仁祖の繼嗣、孝宗に及び、家禮源流中に載せた宜舉の記述は、斯文遭厄邪說肆行なりとの論勝を占め、尹宜舉及其の子尹拯の官爵を追剝し、其の文集を燒き、版木を毀ち、改めて俞槩の家禮源流を刊版し、少論派は尹宜舉の論を固守して抗論し、大小咆吼雄唱へ、雌和し、喧喧囂囂、少論派は或は職を罷め、或は罪せられ、金昌集領議政となり、政權は老論に歸したのである。而して肅宗は在位四十六年にして薨じ、世子昉位に即く之が景宗である。景宗には痼疾あつて身體虛弱、到底王子生誕の望がなかつたから、元年辛丑享保六八月領議政金昌集左議政李健命判中樞府事趙泰采戸曹判書閔鎮遠其の他老論派の歴々王に謁し、孝宗の先例に倣ひ、王の異母弟延初君昉を繼嗣に立てんと請ひ、之を允され、右議政趙泰考等は之を非とせしが、斥けられて延初君を繼嗣となし、王は病にあつて政を執ることが出来ず、金昌集は世弟をして代聽せしめようと請ひ、少論派は之に反對して、一大激論となり、老論派は斥けられ、趙泰考入つて領議政となり、崔奎瑞、崔錫恒、左右

金昌集等
四大臣殺
さる

議政となり、少論派代つて政權を執り、宮中の疑獄起るに及び、老論派は弑逆を企たして金昌集、李頤命、李健命、趙泰采等を謀逆罪に問ひて之を殺し、其の罪に處せられたる者數百人に及んだ。景宗は在位僅四年で薨じ、世弟吟位を嗣ぐ。之が英宗である。

以上述べたように黨争と政權争奪激烈で執權者の交代すること恰も走馬燈を見るが如く誠に濫脱することができない。しかも其の交代毎に互に受教を啓請し、時勢に随つて便法を行ふとの美名の下に大典は煙に埋もれ、殆んど浸淪の状況となつたのである。

第二節 續大典編纂の準備

蕩平を以
て黨争と
す
鎖めん

斯る黨争の火中に即位された英宗は蕩平を以て猛烟を鎮めようとし、朋黨の弊を戒しめ、黨争の最も甚しかつた少論の金一鏡、李真備、尹就尙、老論の李義淵、李天海等を殺し、柳鳳輝、李光佐、趙泰億等少論派の領袖を賈黜し、曩に謀逆罪で殺された老論派の金昌集、李頤命、李健命、趙泰采等の官爵を復し、又鄭滯、閔鎮遠、李觀命等を任用

治道は舊
章を修明
するにあ
り

し、幾何もなく蕩平の意を以て李光佐等を復用し、年少氣銳の士を各派から選んで近侍に用ひたが、金一鏡の餘黨は嶺南の李鏞佐等と相通じて亂を起し、宗室密豊君垣を推戴せんと謀り、摠戎使金重器、禁軍別將南泰徵等内應したので、少論南人等多く殺されたも、黨争尙ほ鎮滅せぬのみならず、宮中府中共に黨争に狂奔して國政は弛緩するのみであつた。されば如何にして此の亂闘を定めようかと苦心し、四年戊申一七二八九月五日晝講の際、同知經筵事宋寅明少論のは治を爲すの道は舊章を修明するに如くはなし。蓋し聖君賢輔は法を創定して後代に傳へ、永世懲ることなからしむ。而して後世辟して遵守せざれば遂に壞敗昏亂に歸する者難いで相接す。我朝經國大典は制度纖悉にして水を盛るも漏れず、臣謂らく大典中今に行ふべくして弊なきものを着實舉行せば必ず措治の道に益あらん承政院と仰達したので王は

微細の事を以て之を觀るも、民に弊なからしめんと欲したる祖宗制法の美意知るべきなり。小事すら此の如し、況んや其の他に於ておや。然ども時に因

つて損益するは已むべからざるなり。今若し一切古制を行はば或は騷擾の患あるを恐る。先づ其の民に便ある者を行ひ、信を民に立て而して後漸次修明すべし。

と言はれ、特進官李台佐は

古制復舊
を難す

大典の中には時に随つて變革し窳得行ひ難きもの多し。田制の一事を以てするも大同行はれて以後は一大改變あり。今若し盡く大典の舊制に復せば是等最大重要な制に關係を及ぼすや大なり。猝に變革し難し。零鑽の事に至つては直に修改するも豈必ずしも治體に大補するあらんや。

と述べて反對の意向を示し、寅明は更に

兵田官の三制は猝に古制に復し難きも其の中行はるべき小事より漸次修明するも亦妨げなし。

と啓し、王は

行ふ法條
を難す

其の中に就き行ふべき者を別單書入して可なり。其の窳得の處は當に筵臣に詢問して之を處すべし。

と命じ。十二月庚戌十九日

大典を修
明す

有良法美規而不能行者、若有常飯例饌而不能食者也、可勝惜哉。勝國文物制度不備之餘、入我朝大備而逃我世宗朝五禮儀經國大典成也。後尤有所明矣。制度雖或與大典今古之異同者、又有典錄通考可以補焉。古人云欲法堯舜當法祖宗。新法勅規皆不若舊規常法。近日百隸之怠慢、率由於大典之歲久漫焉者、子欲修明者久矣。今則欲必乃行之、政院宜先知悉承政院日記。肥備忘記。

との教旨を下し大典を修明する意を示されたのである。凡そ國家の隆興を來すのは萬民一致して力を協せ、法制を嚴守して慢すことなく、命を國家に托して生を安んずるからである。經國大典の編纂されてより既に三百有餘年を過ぎ、時に隨つて教を下し、制度を變更したのもも尠くない。法制は固より國民の希望に應じ、民に便なる準則を定むべきであるが、前記の如く黨爭激甚の下に朝官は専ら黨利に没頭し、權を得れば直に自黨に便なる受教を啓請して勝手に法を曲げ之を行つてゐるので、法に統制なく従つて大典は是等の受教に浸り弛んで殆んど分からぬようになつたので、英宗は斯る實狀に即して之を肅正す

大典を修
明し法を
撰つて
世に傳
せんとす

第二節 續大典の編纂準備

一五〇

るには宋寅明の言の如く舊典を修明して法制を統一し法に依つて綱紀を振肅する外なしと感得し、經國大典及其の後に行はれた續錄輯錄通考乃至受教條例等の書冊を集め、是等の諸冊中より建國の精神に合し、民に便なる教旨を選び大典を修明する準備に着手し、之が修選を承政院に命じ、六房の承旨等が其の任に當ることとなつたのである。即ち同月二十四日召對の時、都承旨朴文秀は

經國大典錄通考其の他受教等の冊子を諸承旨六房に分つて考見せよとの命でありましたが、此の書を抄選して遵用すべきものを行ふはよろしいけれども臣等は年少新進者であつて信を取り人に重んぜられることはありませぬ、それで大臣及備局堂上、六曹長官の中から適任者を選んで遍く原本を閲讀し、其の中で法となるべきものを抄啓し、臣等は其の見落しの條文のみを添入するのがよろしいと思ひますから、大臣備局堂上六曹長官の中から人を選ん

で勾管させ續典を編纂しましょう。

と啓し王は

知中都承旨はまだ予の意を知らない。予が卿等に屬するのは法典に疏通せ

大典修明
の意義

勅務卿行

よと謂ふのである。大典や續錄輯錄通考其の他の受教條例などが目前にあれば自然に練習して之を行ふようになり、又地方官に轉任して法を行はば民も亦自然に法になれるであらう。予は今直に編纂せよと云ふのではない。之を屋舎に譬れば祖宗の制作は始の營建であつて後代の守世は修葺に過ぎない。大典の成りしは既に久しい故、今では窒碍して行ひ難ひ所がある。それでも典錄通考には承傳の事項と年月とを載せて其の闕遺を補つてゐる。それで典錄通考がなければ大典は行ひ難い。然るに典錄通考の成つたのも亦已に久しく、此の後修明した事がないから、突然舊典を修明する爲、續典を作つて行へば駭ぐであらう。卿大夫が先に習熟して後續典の編纂を行ふこととするのである。續典を抄作する時は必ず纂輯廳を置き堂上を任用するけれども、現今朝臣は黨争にのみ没頭して遷就を事としてゐるから、逆ても成出することは出来ぬ。今只舊典を修明する準備であつて改めて新法を作るのではない。今日一事を行つて明日亦一事を行ひ、自然堅固にして漸次施行するのである。それで先づ勅務時間から勵行せよとて、卯仕酉罷の法を備局

始めその他の各司に通達せよ承政院日記
備邊司監錄

と命じ、勤務時間を勵行し漸次法典を整備することとなつたのである。

其の後承旨等は經國大典を始め前後續錄受教輯錄典錄通考等を承政院の六房に置き、其の他の受教を集めて之を検討し、以上の書冊に載せない受教であつて法として遵守すべきものを抄選輯録し、承旨の外判書を選んで蓋正を主管せしめ、一應の編纂を終つたのである。即ち英宗十五年己未元一七三九七月十四日承政院日記に

増補典錄
通考

右議政宋寅明曰。増補典錄通考曾令李衡佐鄭彦燮金若魯三人纂修而故判書宋眞明主管矣。今則已成書臣方取來考閱而眞明歿後更無勾管蓋正之人。備局堂上中令趙顯命主管蓋正後下於芸閣以爲印布之地似好矣。上曰依爲之。

用畢

と記し、既に受教の抄選を畢り判書宋眞明が蓋正を主管してゐたが十四年に死亡したので趙顯命代つて蓋正を主管することとなつたのである。蓋し此の書は大典續錄以來の受教を集め、三錄及典錄通考に載せない受教にして法となるべきも

のを選集し、典錄通考には受教輯録中の數條を除き三錄全部を轉載してあるので本書は恰も新に典錄通考を増補したかたちになつてゐるから増補典錄通考と稱したのであらう。そして十六年庚申四月十七日の承政院日記には

今四月十七日申時 上御熙政堂召對。右議政俞拓基備局右司堂上閔應洙參贊官徐命九湖南御史李舜章侍講官金尙魯同爲入侍略上曰皇朝律極其纖悉大備而我國受教輯録亦爲詳悉無餘矣。此則向時令鄭彦燮等有所編矣。應洙曰臣亦嘗見其所選不緊繁複之條皆刪去頗似簡約矣。尙魯曰鄭彦燮及臣兄若魯承聖教曾掌此事相議抄出而其凡例則蓋以典錄通考及輯録中未載諸條參合前抄云矣。上曰。受教選輯亦有其要、如今之因時象問事流竄之類若以爲受教而遵用則豈不有弊乎。尙魯曰此則不然其所抄出者乃是前後受教中著爲定式之條、而一時下教則不入其中矣。拓基曰典錄通考之刊行已至四十年而其後又多有因事定式者則續編之役固不可已、而至於鞠獄犯越等一時參酌之事似不當並入矣。上曰昔之徒三年今爲杖流則漢高三章之法其義所在創業中興之君每尙寬大故國祚綿永後世促亾之國常由於苛法。今日諸臣之纂輯此書者須以此爲

念可也田學

新補受教
輯録と受
教新補

と記してある。此の受教輯録と稱する書は前記鄭彦變等が成書した増補典録通考を趙顯命が主管して釐正したのであつて金尙魯は此の召對に其の凡例に典録通考及受教輯録の中に未だ載せざる諸條を參合簡抄したと謂つてあると述べてゐるにより前の受教輯録にあらずして今回新に選補した新補受教輯録に該當する。増補典録通考の残つてゐるのは見當らぬが新補受教輯録と受教新補の二部が現存してゐる。前者は京城帝國大學に保管され後者は麻生武龜の私物である。兩書共二冊になつて凡例は記してない。大學本は曾て參事官分室に保管してあつた頃から東戸禮の三典を集めた上巻一冊が缺本になつてゐたので、麻生本を借りて謄寫したのである。大學本の残つてゐる舊本の兵刑工三典を麻生本のそれと比較すれば麻生本の兵典御營廳兼把檢に

全光道鎮安。古阜。公洪道清安。江春道伊川
と記し又禁衛營兼把檢に

全光道益山。任實。公洪道大典。鎮川。江春道金化。金城

と記す、全光道は全羅道、公洪道は忠清道、江春道は江原道である。而して英宗實錄卷四七には

十四年戊午正月甲子。命以全光道復號全羅。江春道復號江原。略蓋以逆賊胎生邑降號而今已準十年之限也

と記して英宗十四年正月全光道を全羅道に江春道を江原道に復したのである。そして宋眞明は英宗十四年に死してゐるから宋眞明が取來した増補典録通考は此の受教新補で十四年前に新補したのであつて、全羅江原の名義に復號せぬ時であつたと見ねばならぬ。而して大學本には麻生本と同じき御營廳兼把檢に

全羅道鎮安。古阜。公洪道清安。藍浦。江春道伊川
と記し又禁衛營兼把檢に

全羅道益山。任實。公洪道大典。鎮川。江原道金化。金城
と記し麻生本には全羅道と記したのは一箇處もなく唯褒貶に一箇處江原道と記し大學本の御營廳に江春道伊川と記しあるも大體に於て麻生本は十四年に大學本は十五年以後趙顯命が釐正を主管してから成書したのであると信せられる。

兩書の内容を比較するに其の釐正したのは僅少である。唯遺憾なことは紛失せる一冊は前記凡例記載の有無を確めらるる上巻であつて、又老少論爭議の重點であつた禮典のなくなつた一事である。

續大典の
編輯

斯くして受教を新補したけれども開版するには至らなかつた。それは是等の輯録が續大典編纂の準備となり又同時に續大典を編纂して居たからであらう。即ち英宗實錄卷五十一の十八枚英宗十六年庚申四月十七日の記事に

上御召對大臣備堂同人。上因文義論歷代法文曰。勅業中興之君每尙寬大故國神綿遠。後世促亡之國常由苛法。今之纂修此書者宜以此爲念。時方修續大典故上教及之。

と記し又五月四日の記にも

蓋方修續大典也英宗實錄卷五十一の二一

と記するを見れば曾て編輯した事のない受教を新補編輯すると同時に續大典の編纂に着手してゐた事が明かである。

第三節 續大典の編纂

經國大典を編纂して永世遵守すべき法典と定めた後、時勢の進展に伴ひ新事件發生し大典の規程では處理されない場合には新に受教を啓請し一時の便法として處理した。そこで時宜に順應する一時の便法と永久に遵守する恒久法との二種となり黨爭激甚なるに及び、一時的受教多く行はれて遂に大典を掩ひ其の明を失ふに至つたのである。英宗即位し大典の將に壞滅せんとするのを慮り大典を修明して大典に准ずる法典を選択編纂する志を抱き、三錄及典錄通考に漏れた受教中時勢に適應して大典の意に反かざる受教を新補して恒久的法典を作ることとなり、領議政金在魯左議政宋寅明右議政趙顯命等撰集釐正の任に當り、英宗二十年甲子一七四〇八月二十四日王親ら序文を作製して續大典と命題し英宗實錄卷六〇の七翌月二日大臣及纂輯諸堂上を引見し次の如く述べられぬ。

稱兵犯闕之類治之反易、一治之後帖然無事。至於黨人、縱治復生、卿等每以黨爲戒。而子所以必欲嚴治者、卽孔子誅少正卯之意也。今則黨習有浮於戊申、以

予爲不識義理而撰書大言於屋下者必此輩也。藥不瞑眩厥疾不瘳斬草留根致滋蔓卿等必欲緩治而復釀成戊申者何也。臺臣之駁正其君古亦有是否。此必有黨之窩窟矣。承政院日記。

之續大典の編纂既に畢りたれば之を嚴行して黨弊を根治する意を示すもので此の年十二月編纂を訖つて翌年五月校書館に刊行を命じ二十二年丙恩四月印本成つたのである。而して續大典首卷の教書には

自有律文隨時低昂。官吏眩於奉行小民莫能措手。輯三錄成續典刪其繁正其要願此典之後復蹈前轍則纂輯之意焉在。此後雖有飭教者若非載於金石之典作爲不刊之文則六曹京外自可舉行俾勿混雜。祛其浩繁關係法文者相考皇朝律與本典續典其無可據然後稟旨定律。若有各隨己意任自弛張者備局政院察推一以飭因循混雜二以信願布續典。

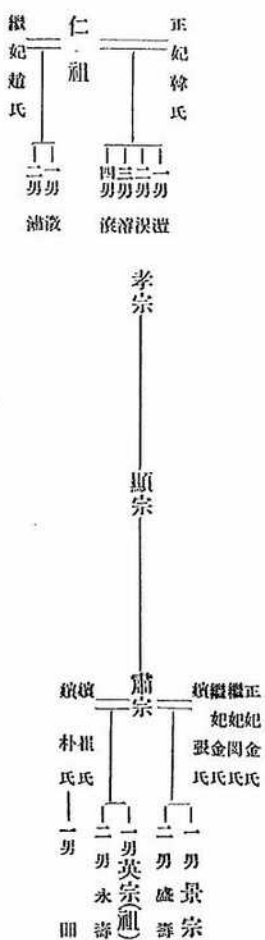
と記し律文あつても時に隨つて其の刑を變更すれば官吏は施行に眩んで衆民は手を措くこともできぬ。續大典を作つて其の繁を刪り其の要を正し之を頒布した後は明律と大典及續大典を相考へ其の據るべき條文がなき時に始めて教旨を

教行は
律・經
大典・續
大典に
依り
に文なき
時條に
限る

稟けて律を定めよ。もし任意に律を弛張すれば備局政院で推察して自由裁量を許さぬ旨を明かにし法と律は經國大典大明律及續大典の三典で行ふべきことを定め法の威信を以て綱紀を肅正したのである。經國大典續大典大典通編及大典會通の目錄は別に之を掲ぐ。

【註 解】

王 系 略 圖 (本文に關係なきものは之を略す)



黨派分裂表 (本文に關係あるものを示す)

西人	東人		宣祖より光海君
	北人	南人	
功西少西	小北濁清	大北骨肉中	仁祖
	小小北	北北北	
西人	南人		孝宗
少論	老論	濁南	清南

第五章 續大典編纂後の法典と補典

第一節 大典通編

英宗二十二年續大典を頒行すると共に經國大典を修明し法を以て綱紀振肅を行ひ黨争を蕩平したので法の研鍊大いに隆興したが法を運用するには經國大典續大典五禮儀典禮通考等の典章多岐に分れてゐては取扱上不便であるので之を一つの書冊に輯めんとする趣旨により、正宗五年辛丑天_一明_元一七八一二月二十日奉朝賀徐命膺を誠正閣に召見して會典纂輯の計畫を謀り、經國大典及び五禮儀人物考等の諸書を合編せんとする議もあつたが、人物考は法例に編入し難く、典禮や明律等を盡く併入すれば浩繁になつて却つて不便との議起り、又その名稱についても討論が容易に決しなかつた。その顛末を承政院日記には

辛丑二月二十日辰時上御誠正閣右副承旨人侍。時右副承旨金宇鎮假注書趙衍徳記事官徐龍輔李集斗以次進伏訖。上命奉朝賀人侍、賤臣承命出來召徐命

編纂様式と名稱の時談

法規典章書名稱註

法の研究隆興す

曆進伏。上曰會典纂輯事卿其間之乎。命膺曰開于柳義養而如是撰成則好矣。而定其法例然後可以開役矣。上曰經國大典并五禮儀合編則果爲好矣。而人物考見漏爲欠何以則爲好乎。命膺曰人物考欲爲并附而有難取捨以六典人物雙書入錄則似好矣。上曰册名欲以朝鮮會典定名則古有箕子衛滿之號似有渾稱之嫌以昭代會典名焉何如。命膺曰若以昭代名之則似無國代之別以有明朝鮮名言則可寓存春秋之義而名可以表定矣。上曰此亦世速而代異矣。命膺曰以海東名言則似或宜矣。上曰此亦無古今之別矣第今法例卿其善定也。命膺曰當依以六典法例而其中各書該司以載事蹟似宜矣。上曰先朝典禮遍載其蹟或有混淆之弊矣今則參攷文獻備考分條詳錄以定名色可也。命膺曰六曹則當以判堂首書各曹以庶僚列錄其下以其聽令之事載其條目何如。上曰典禮通考卿其見之乎。命膺曰未果見之矣。上曰此是四典五禮儀并撰者以此法例倣成可也。命膺曰政院則摠管六房此亦分而統之似好矣。日省錄同文

としてゐる。即ち先づ其の名稱を詮議したところ王は朝鮮會典と定名すれば古昔箕子、衛滿等の號あつて渾稱する嫌があり、昭代会典とせば何如」と問はれ、命膺

法典の名稱に經

紹國大典の印出法を命ず

各法典の要期

は有明朝鮮會典或は海東會典の名稱を以て對へたが遂に纏らず。經國大典の例に倣ひ、六典の法例を以て各曹各司の事蹟を記し、承政院の六房で總管して編纂することとなつた。そこで五禮儀續五禮儀經國大典續大典を檢校しようとしたが、棧書館にあつた刊板は既になくつて印刷されぬから、此の年六月、外方諸道有板の處で四、五部印出して送付する様取斗へと命せられ、承政院日記五年辛丑八月大小の典章は禮曹に屬する故禮曹參議柳義養を蓋正堂上課長に、禮曹正郎李家煥を同上郎廳官事務に任命して専ら資料の蒐集を掌らしめるとなつた。其の際王は我朝の典章文獻は尠くない、經國大典、五禮儀、大明律續大典等の如き燦然畢具誠に見るべきである。而して文獻備考は朝家の大文字ではあるが編輯の際詳略當を失した嘆あり。春官の典禮は有國の彝章であり、禮曹の所謂臚錄は先例となるけれども下吏の臚寫する所なれば有事の時草亂にして讀み難いから毎に先例なしと答ふ歎すべきである。それで之が撮要を作らんと欲するも擔當する人がないので困つて居たが今回爾等其の任に當るので精勵恪勤せよ。

と諭し、同十月兵曹參判鄭昌聖を誠正閣に召見せる際の日省錄には

予曰、列聖朝金科玉條、有難盡考、而以五禮儀大典、樂典等書觀之、載錄既甚浩繁、文獻備考、亦係博雜矣。向者金領府事、以其蓋正事、有所仰陳、而實未得任役之人、故尙此未果、今欲改之名、以六典、各書六房、以爲立條之地、何如。鄭昌聖曰、如是合典、則果甚得宜矣。予曰、其於改撰之際、以續典言之、以續字懸註、以爲區別如何。承旨

金尙集曰、聖教好矣、承政院日記同文、日省錄に

大典のみを合撰す

と記す、即ち初めは會典の例に倣ひ、五禮儀人物考文獻備考及明律等の法規典禮を合撰する計畫であつたが、之は浩繁に過る嫌があるので、大典のみを通じて編纂することとなつた。此の後續五禮儀春官通考、秋官志、國朝寶鑑、文獻備考等の増補校正等に忙殺されたので、大典の纂輯は進捗しなかつたが、八年甲辰三月昌順を召見し、承政院日記を考査して得たる冊子の數を質し、冊子は既に六典に分つことに決定してゐるが、六典中兵典と刑典とが尤も重要にして刑典に若し一毫の差誤あれば、枉殺の不幸を致す之を戒め、且之に重きを置き、敢て忽にすることはできぬと諭し、承政院日記には

正宗八年甲辰五月初三日午時。上御誠正閣纂輯堂上入侍時、纂輯堂上金魯鎮

嚴璋、鄭昌順、李時秀、金載瓚、左副承旨李致中、假注書鄭東觀、記事官金鳳顯、李崑秀、以次進伏訖。上曰、纂輯之役、出草幾何、而頭緒已就乎。璋曰、尙未出草、而各爲在家抄輯、而三日會議公廡矣。上曰、我國沿革無常、須詳細載錄、以成一編、考據文字好矣。璋曰、大典續錄所載者、此必疊錄矣。上曰、凡例須詳記、其此等緣由可也。璋曰、抄輯畢、後須一經稟裁、然後當編輯矣。上曰、總裁之事、何大臣爲之乎。魯鎮曰、從前此等冊子、三大臣、蓋爲總裁、故皆爲往復商議矣。昌順曰、其中有古則行之、而今不遵用之法、又有一時暫行之令甲。如六鎮守令、東錄、西錄、相議差出、而今不遵行、如先朝酒禁律令、是一時暫行者也。此冊則當爲萬世金石之典、似不必載錄矣。上曰、編輯當以簡爲主、而文則節略、事必詳要可也。魯鎮曰、此冊當與大典合爲一通文字、乙丑以後、則以新增書之矣。上曰、原續增、須區別載錄、而乙丑以前、如有漏而不錄者、當入新增、大同事目、亦當增錄、事由矣。璋曰、一典蓋正之後、當持入稟裁矣。上曰、何時可以訖役乎。璋曰、未知何時訖役矣。上曰、李時秀、金載瓚、兩人、有何所務。時秀等曰、臣等所抄出日記、今方區別六典矣。上命退諸臣、以次退出、日省錄同文

各自家で
選修し三
日目に會
議す

大典通編
と稱す

大典通編
構備の機
構備はる

第一節 大典通編

と記し纂輯堂上等は各自家で選修し三日目に一度冊子を持参して纂輯廳に集り合議研究し領議政及左右議政等三大臣之が總裁となり度々往來して質議を凝らし萬世遵行の法典を作るのであるから慎重考査を加へ古は行つてゐても當時行はぬ條文大典以外は之を新增の中に輯めず經國大典の條文には冠頭に原字續大典には續字新增は増字を記し同性質の條文は原續増の順序で大典の條文中に併記し經國大典から新增に至るまで全部を通じて一書に合録し之を大典通編と稱したのである。そして大典中の一典を釐正すれば入内して稟裁を仰ぐことと定め大典通編纂輯堂上を任命し次に正郎郎廳を任命した。茲に於て通編纂輯の機構も整備し正宗九年乙巳正月二十六日の承政院日記及日省錄には

御誠正閣行書講知經廷英載紳特進官李敬燾承旨洪秀輔玉堂李敬一姜眞假(中略)
校正堂上鄭昌順郎廳李家煥進伏。上曰校正之役已定頭緒否。昌順曰始役不久姑未就緒矣。上曰冊子持來乎。昌順曰吏兵典姑未釐正刑戶典謹茲持來矣。命進之上親閱良久下教曰雖以戶典觀之有闕漏處有支繁處更爲參酌增刪若刑典關係不少法之輕重人之死生立辨於一字一言之間尤當審慎就此條件中有三兄弟殺人而兄弟互相推諉故有減

死定配之律若以此定例則三兄弟者故爲殺人而互相推諉其可減律乎此蓋其時適有三兄弟人意外殺人兄弟爭死故義而減死之事而因爲定式此等處不可不量宜而刪削矣。昌順曰果如聖教此等條件甚多而自下難以任意增減故與郎廳相議一番經稟後正書伏計矣。至禁正妻因禁條予曰此一節先朝屢下飭教嚴禁各司此槩出於曲軫民隱之聖意而法司既不得因禁正妻故或以母代子云。正妻則不得因禁以母替因者豈可成說乎。此意添入條件並與母妻不得因禁之意懸註至鞠因雖命加刑準次前直招則停刑條予曰親鞠則刑訊之際若果承欺則雖不準次即爲停刑而至若推鞠庭鞠則雖一杖承欺必也準次而止自是不易之規故年前以雖未準次承欺即止或有可問之端而至有經路之慮者停刑草記事有所傳教此一節亦爲添錄可也。因教曰今不可卒次釐正打點處郎廳往讀大臣後更爲稟定務從審悉無至濫誤矣。

と記し校正堂上等が持ち來つた冊子を熟讀精査して其の缺點を指摘し一字一句と雖輕々にせず慎重考査すべし。新增の中には情に依り酌量減刑すべき條文があつたので實例を出して法と情との關係を示し情を以て法を曲げるは非なりと諭され又酌量減刑は實情を料明し宜を量つて加減せねばならぬ故法の定式としては載録すべきでないとの理由で之を削除し犯罪必罰の法理を明かにして善行

情を以て
法を曲げ
るは非也
と諭さる

美風あるときは王旨を以て特に特赦する意を示し、刑罰と政策とを區別すべきを命じ、蓋正の要あつても輕く蓋正せず、蓋正の箇所を打點して大臣に質したる後更に稟定し誤なきよう注意せよと命ぜられたのである。越へて三日の日省録の記事を見ると

召見校正堂郎中誠正閣堂上郎中昌順郎中予曰冊子持來乎。昌順曰持來矣。逐條審

覽訖。教曰刑典猶未詳備。備郎廳往見金奉朝賀以刑典增刪條詳議後正書承政院日記同

とて刑典に不備の點があるから金致仁に往ひて質し、増刪する個條は詳に擬議して正書せよと校正堂上等に命じ、二月二十三日には

教曰大典通稱纂輯之舉、蓋爲便於考閱也、原籍典之合編、頗非難事、至於甲子以後、新增條不可不審慎。予則曰、寧略毋詳可也、其中刑典尤致意焉、此意已於校堂登

鐘時悉言之矣。今番節次大典、惟兵典最詳密、似無別般舛誤、此外各典之皆如兵典、未可必也。通示時、原任大臣俾各具意見付籤、以入而字細之故、皆未免驟看、且

開戶、惠堂言以戶典言之間、多逕庭處、以此無以入刊云、其在重事體之道、宜令極意、磨琢吏禮典、則吏禮判考准、戶工典、則戶惠堂考准、兵典、則兵判及諸武將考准、刑

典、則刑義禁刑判考准、各以本司見行之制、逐條較證、審知其無差、然後還納、否則各錄已見、送于總裁大臣、以爲均一、蓋正之也

と記し、原典と續典とを合編するのは既成の大典を合すのみであれば難事ではないが、續大典編纂以後の新增條は慎重審査せねばならぬ。それで吏禮曹判書は吏禮典を考准すれば、戸惠堂上は戸工典を考准し、又兵曹判書及諸武將が兵典を考准すれば、刑義禁府事と刑曹判書は刑典を考准し、相互輪回交換して考査し、又各自の官廳現行の制度を逐條審査し、差誤をなくして、然後返納し、もし差誤あれば付籤して總裁大臣に送り、均しく蓋正せよと諭され、前任及現任大臣は各々意見を具し、付籤して内入せよとの教を下して、校檢を嚴にし、尙監印廳で疑問の起つた場合も亦付籤して、審覽に供せよと命ぜられたのである。そして又校正堂上を任命し、大臣之が總裁となり、各大臣と共に該付籤を檢討審議し、若し添刪に異見あれば、各大臣及校正官等相集つて商議を凝らしたのである。六月十四日監印廳は

大典通稱の印刷は木板に人刻し、善良の彫刻者を選ひ、今月十五日が吉日であるから、此の日に役を始め、進上及頒賜部數を定め、紙地幾何を使用すべきや

と啓し、十五日より始役して印出部数を

進上件 貼冊紙 三十部 卷冊紙 五十部 白綿紙 十部

印出部数
と其の紙

白紙 二十部

額賜件 卷冊紙 十部 白綿紙 三十部 白紙 七十部

と定め、尙地方官廳の需要は各地方官が京城に來つて印刷するのは往來に費用を要するから大典通編の印出を畢つた後、該書を監營廳に送り、監營で翻刻し、刊板を監營に留め置き印刷して廣く各郡營に配布するようにせよと命せられ、九月六日印出を畢へ、進上及額賜件二百二十部を進めたのである。そして正宗實錄二〇卷には正宗九年乙巳九月十一日の記事に

増補條文

(前略) 取原續二典及舊今受教通爲一書分門列目、一遵原典而標原續與增補改、横着爲直行增條、吏典二百十二、戶典七十三、禮典一百一、兵典二百六十五、刑典六十、工典十二、凡七百二十三條。親製引弁之、因付芸閣刊印、是書成。編輯諸臣具箋以進。上御仁政殿親受分額中外又命湖、南嶺、南關、西營翻刻藏板。

と記し、増補した條文は七百二十三條の多きに達したことになつてゐる。しかし

大典通編
は先王の
法を修明
するのみ

此の添削した文字は至つて少かつた。王の親ら製作された小引は

曰、經濟大典、曰、經國大典、曰、續錄後續錄、曰、受教輯錄、曰、續大典、曰、我朝典章也。然其書藪居多門有司、憚其浩穰、乃開局會粹、名曰大典通編、遵先王之法、修明之耳、小子何述焉。詩曰、儀式刑文王之典、又曰、不愆不忘、率由舊章、予因是自勗、又爲我世子孫勗之、時予踐阼九年重陽

であつて之を校書館に送り、印板に付し、編輯諸臣も亦箋を進む。該典序及箋文は

大典通編序

上之八年、寡臣有言、即降後受教可著爲令式者、宜分類編書、以便施行。上曰、嗜續典成於甲子、而先王教令之後、於甲子者尙多、其敢專於近而忽於遠乎、且原典續典各爲一書、類於考據、予嘗病之、宜取二典及舊今受教通爲一編、其令二三卿宰掌其事、大臣總之、書既成名、曰大典通編。命臣福源爲序、臣拜手稽首、謹言曰、六典之名、昉於周禮、而更後數千年、莫之或改。蓋取象于天地、四時、敘次于職官、憲章六爲自然之數、而典爲當然之則也。洪惟我朝聖作明述、非非焉彬彬焉、一洗羅麗之陋、權輿乎經濟大典、大成乎經國大典、錯綜乎前後三錄、會通乎典錄、通考至我聖祖續典之作、而一王制作之盛、列聖損益之義、燦然具矣。然而原典爲大全、續典爲補編、而編帙既異、不相聯屬、祇見其補則無以得其全也。自甲子迄今、日絲綸之屬於關

和者亦非一二而諸司磨錄漫無統紀尋流而或昧於源緒往而或遺於來舉行易眩舞弄多端此通編之所以不得已也。惟我聖上粵自御宇圖理之初夙宵兢兢惟制度是講惟命戒是審憲必監先諷必裕後講於庶民之內修於堂皇之上行於官府都鄙之間者不惟措諸今必思徵諸古不惟施之一時將以垂之萬世是書之名以通編者通諸編爲一編也雖爲一編而原緒與增補標而別之示先後也。分門列目一從原典重本始也官有增減法有沿革而減與革亦書者存舊觀也改橫看爲直行刪繁文從比類者復攷檢也是書一出而前聖之良法美制秩然成裁簡而無漏詳而不費今昔同異條例因開卷瞭然如指諸掌中外有司之臣按而行之無待乎考學故詢胥吏矣。斯實我聖上文理密察之工溢于政教旁及編纂指授大體裁察細目以若小卷帙成若大典則不亦盛乎。雖然聖人心法之精微治化之隆盛實寓於禮樂政刑之間得其意則不但遵守之必謹將見推明之益廣不得其意而獨專專於尋類考例則已著之令式尙懼其時有出入而其未及著者茫乎不知所從矣。在位百執事有志於講明時王之制者不徒習其書先務得其意然後庶幾傳于無窮行之無弊而永有以對揚我聖上特命纂輯之盛意也歟。大匡輔國崇祿大夫行判中樞府事臣李福源拜手稽首謹序。

進大典通編箋

大匡輔國崇祿大夫領中樞府事致仕奉朝賀臣金致仁崇政大夫行龍驤衛副司直兼判義禁

府事臣金魯鎮正憲大夫漢城府判尹臣鄭昌聖資憲太夫行江華府留守兼鎮撫使三道水軍統禦使臣嚴壽等誠惶誠恐稽首稽首上言。竊以前聖後聖相承惟貞百度今文古文皆有爰成一通率乃攸行述而不作願茲原緒編大典定我祖宗朝宏規光廟經邦之謨換乎綱維之提挈英考盡述事之孝悌若琴絃之改調倣制度於周官六典之條例大備藏關和於夏府一王之規範斯存第緣簡編之各分每患考據之互妨載記雖出於儀禮誰能沿流而溯源孔翼不入於古經蓋難因體而驗用列聖朝受教並載間多抵牾而難行續輯錄諸書異編奈此條貫之易眩如何。仍舊政監于二而折中若將待今允宜統爲一而垂後。恭惟主上殿下九載臨御庶績成罔簡銓銜而詰戎兵舉張治具繕澤梁而綱賦役深軫弊源虞刑惟欽頒典則於郡邑周禮盡在輯儀式於秩宗由舊章而不愆不忘承先休而盡善盡美文謨武烈要闡無窮之圖玉條金科期成不刊之制肆聖念監先成憲而臣等承命分修橫看變爲直看務主簡核古例參以今例不漏巨纖治以道同願其揆則一也合於時措豈復分而二之罅漏補查開諸條而立目先後錯綜用三圈而揭標增刪悉奉容裁品式空循舊典畫一之法令較若敢曰此書頗詳分六之節目燦然竊幸闕文猶及粵莽年纓成全缺乃此日敢獻重慶伊三代損益可知法如是亦足矣。倘一部舉行惟謹治猶運諸掌平以麟趾開維之心將期永世垂法當鴻臚貽燕之日尤喜是年編書卷首新題通編之嘉名瑤錫殿號唱揭資政之故事式遵伏念臣等識本空疎才短撰次因時

制作贊一辭而何能經世談欲哈百代而爲則所撰大典通編六卷謹隨箋以聞無任激切屏營之至臣致仁等誠惶誠恐稽首謹言。

乾隆五十年 月 日大匡輔國崇祿大夫領中樞府事致仕奉朝賀臣金致仁等謹上箋

であつて經國大典及續大典乃至法規となるべき法典が多岐に別れてゐては其の施行に眩むから之を選修會通して先王の法に違ひ舊典を遵守する爲に修明編纂したるに過ぎざる意を示してある。王は此の年九月十日仁政殿に出で、印本を親受され文官と蔭官は正三品堂上通政大夫以上、武官は捕盜大將即ち從二品以上を經た者に頒賜され尙不足するものが六十九部あつたから之は白紙で増刊せよと命せられたのである。尙この編別目錄は大典會通と同様であるから大典會通の末尾に附記することゝす。

王親ら法典を頒賜す

第二節 典律通補と百憲摠要

法を以て政論を統一し黨争を蕩平することになつたので法の研究旺盛となり、之を運用するには單に法理ばかりでは不十分で、生活の直接資料である財の運用

具允明典律を著す

に關する規定其の實情刑の原則となつてゐる明律と大典の關係條文及五禮儀志類其の他法典と交渉ある事項を明かにする法規の提要書が必要となつて來た。

この時代の要求に應じて生れたのが典律通補と百憲摠要である。恰度此の時綾恩君具允明は自分で是等の必要に便する爲典律通補を編纂してゐたので、正宗九年乙巳九月王は具允明を召見し、卿は典律通補を著はせしと聞く然るや否と問はれたので、允明は「臣嘗つて輯成す、而し未だ之を釐正せず」と答へたので、卿の精力尙能く輯成編すべきやと言はれ、允明は謹んで命を承くべしと答へたので、王は別に一廳を設け、允明を總裁として引續き釐正させる意を示されたが、允明は別に廳を設けず、自分一人で釐正しようとの意であつたから、其の費用だけを官から支給することになつた。此の年十一月二十二日奉朝賀金致仁大典通編編纂總裁及具允明を誠正閣に召見され、

王曰く冊子果して持ち來りしや。

允明曰く已に待命せり。

允明に持入を命じ覽訖つて

王曰く此の冊は頗る好し其の明律の條文を添入する所多きを以てなり。通編は浩繁なれば考閱に便なるは此の冊却つて勝れり。其の中別編甚好し。更に添潤を加へよ。

允明曰く此の冊を既に公家の文字とすれば事而輕からず一字の差錯は關する所細小に非らず臣が意は更に博く論じて然る後始めて草稿を出すべし。

王曰く奉朝賀は未だ盡く看るに及ばざるが更に回覽せば好からん正宗。王曰く奉朝賀は未だ盡く看るに及ばざるが更に回覽せば好からん正宗。

とて允明が蓋正したる後更に回覽して蓋正することとなり十二月八日大臣及校正堂上戸曹竝宣惠廳の堂上等を召見して其の疑點を質されたのである。其の時校正堂上洪良浩は臺諫に代はり付籤に就き一々質問を爲し吏典第一籤耆老所に端を發して第五籤に至る。允明は之を説明したる後該付籤を承認して訂正す。

次に刑典に入り第一籤から第四籤までは籤意を排して自分の草稿を主張し宮闕條のみ考究蓋正することとなつた。そして戸典禮典兵典にも猶疑義ありて遂に完結に至らなかつたのである。蓋し典律通補は經國大典を始め續大典大典通編及び明律を主となし大典通編の増條は盡く之を録し又五禮儀喪禮補編通文館志

大臣及堂上等の付籤に就き質問す

典律通補の内容

備邊司より蓋正を啓す

遂に官版を寫さず

大典註解無冤錄決訟類聚及通編編纂後の受教等を併せ載録したのである。そして允明は更に十一年丁未二月二十日典律通補を持して入侍し曩の付籤を蓋正した旨を陳べ一々之を説明して王の批旨を得た。けれども此の月二十四日備邊司は典律通補を蓋改せし當否につき回啓して兵典刑典明律及五禮儀の載録に對し批旨はあつたけれども之を行ふことは出来ぬ旨を陳べ尙蓋正の必要ありと論じ、允明も亦老齡なれば遂に公家の文字即ち官版として刊布するに至らなかつた。然るに典律通補には正宗十年八月附で具允明の跋文あり。又朝鮮總督府編纂の朝鮮總督府圖書解題には正祖、光武、正祖、乙巳大典通編成りし後王命に依り修正を加へ十一年丁未に公にしたるものなりと記してあるが之は寫本で公にしたものらしく此の時の官版は見當らない。又典律通補には法典の外前記の諸法を併せ其の法典を運用するに便なる別編を撰修してあるが此の別編は王も嘉賞されて居る。無冤錄は正宗八年版本所在官に上送を命じ十三年芸閣で印出廣布したが本書は元朝で行はれた洗冤平冤結案程式の三書を類聚したものであるが難解の所多きを以て李朝世宗の時崔致雲に命じて之が註解を作らしめ殺獄檢覆の方則を示し所謂法醫學に類する書である。左に典律通補目錄を掲ぐ。

典律通補卷之一

吏典目錄

官階圖

外官職

科階圖

褒貶

給暇

京官職

外官格式圖

署經圖

老職

相避

京官格式圖

薦舉

考課

追贈附圖

雜令圖

典律通補卷之二

戶典目錄

戶籍附圖

田稅圖

漕轉上納附圖

量田附圖

大同附圖

雜稅附圖

年分圖

均役圖

徭役附圖

典律通補卷之三

禮典目錄

喪禮圖

朝儀

事大

諸科

婚嫁

雜令

陵廟附圖

儀章

交隣圖

獎勵

喪祭

祭禮

寶印附圖

開市圖

惠恤

立後

倉庫支圖

諸田

解由

糶糴圖

祿科

雜令

備荒

外官供給

典律通補卷之四

兵典目錄

- 官階圖
- 京官職
- 外官職
- 外官格式圖
- 名簿
- 諸科
- 試取
- 番上
- 風衛
- 符信
- 入直
- 留防
- 行巡
- 侍衛
- 門開閉
- 烽燧
- 軍器
- 城堡
- 厩牧
- 驛馬附官馬
- 兵船
- 驛路圖
- 禁火
- 雜令圖

典律通補卷之五

刑典目錄

獄具圖

五刑圖

推斷附發圖

- 囚禁
- 用刑圖
- 逃亡
- 赦令圖
- 綱常圖
- 賊盜圖
- 姦犯圖
- 罵詈圖
- 附辜限圖
- 附私和圖
- 附檢驗圖
- 發塚圖
- 詐偽圖
- 訴告圖
- 徵債
- 公賤私賤
- 私賤
- 應理附杖山
- 分財圖
- 贖良圖
- 禁制
- 雜令圖
- 律名圖
- 名例圖
- 收贖圖
- 逆獄圖
- 受賊圖
- 殺傷圖
- 復讐圖
- 失火圖

典律通補卷之六

工典目錄

橋梁

營繕

度量衡

第五章 續大典綱纂後の法典と和典



舟車

栽植

工匠

雜令

以上は本編の目録であるが別編には紀年として

明朝紀年 太祖洪武元年より毅宗崇禎十七年甲申まで。清朝紀年 世祖順治元年より世宗乾隆元年まで。李朝紀年 穆祖より太祖元年壬申を経て正宗元年丁酉までを記したる後左の項目に依り

宮闈。壇廟。祭儀圖説。本宗五服之圖。三殤降服圖。外黨妻黨服圖。妻爲夫黨服圖。三父八母服圖。妾服圖。功臣名號。使臣外官正至誕日遙賀儀。使臣外官拜箋儀。使臣外官迎教書儀。使臣外官受諭書儀。使臣外官受宣勞儀。使臣外官迎内香儀。外官迎觀察使儀。京外官迎送。京外官相見。京外官會坐。請臺。賀表。方物表。賀箋。方物箋。方物狀。年貢奏本。禮物摺單。謝恩表。進賀表。進香祭文。祭物單。起居表。告計表。告計奏本。奏請奏本。陳奏同。方物奏本。方物啓本。方物單本。咨文。方物咨文。申文。呈文。國書。書契。諭書式。四品以上告身式。五品以下告身式。追贈式。差帖式。紅牌式。白牌式。雜科白牌式。祿牌式。鄉吏免役賜牌式。奴婢田土賜牌式。進箋式。京司啓

本式。啓目式。草記式。外方啓本式。狀啓式。上疏式。劄子式。上書式。上言式。呈辭式。下直單子式。謝恩單子式。六行單子式。參謁六行單子式。問安單子式。祇受單子式。守令薦單子式。牒呈式。書目式。平開式。帖式。解由移開式。解由牒呈式。外官推考發綾式。外官緘答式。京官緘答式。立案式。勘合式。戶口單子式。準戶口式。署經單子式。濬源錄世系單子式。科舉秘封式。等實務に必要な書式を示し特に事大文書正朝各室聖節賀表咨文及日本書契等の外交文書の書式には紙質寸法毎行の字數文字の書方等をも記してある。次に史文の諺解を爲して右書式に記する史文の意義を説明してある。更に國勢を明にする爲民檢計には正宗九年乙巳の戸口。軍檢には平安道及咸鏡兩道を除き良役の總人數及其の徵稅數を記し又田檢には土地の面積即ち結數及其の徵稅數を記し穀檢には全國の倉庫で取り扱つて居る遺穀及儲置米の數を示し厩驛馬檢には八道の驛馬數及司僕寺の馬數をも載せてある。そして各道の戰船の數土地の量田法等を記す。又城闕。各道城壕。八道程途。中原路程。日本路程。工匠名色。鑄法。商除。布籌口訣。斤下留法。斛作法。留頭乘法。諸尺圍等をも記

載し執務上頗る便利なるものである。

其の後正宗十八年十二月に至り右議政李乘模の啓により節目及受教の定式となつたものと、未だ通編に載録せぬもの及通編編纂後の新出受教を選んで毎三年一度編纂して補修すべき命ありしも行はれず。又二十一年には受教編輯の命を受けながら之を實行せぬ理由を査實して以聞せよと命せられたけれども其の責任者を處分するには至らなかつたのである。

百憲摺要も亦此の時代に編纂せられた。前述の如くに大典通編の編纂に當つては各堂上等は各自自宅で法典の草稿を編纂し之を持ち寄つて合議し當否善惡を定めた後陳議決定したので其の間種々其の副産物があつた。而して百憲摺要も亦其の副産物の一であらうと思はれる。該書には編纂者の姓名年月序文凡例等記載なき故確かにそれとは明言されぬが其の内容を検討すれば編纂されて居る條項は孰れも法典並に受教であつて其本文の下に出典或は受教年月を記し其法典になきものは五禮義族譜等に據つて記録してあり又其の紀年王代陵園墓受

教は正宗の時に止つて居るのを見れば正宗の時代の編纂にかゝり且つ法典編纂の草案となりしものと認められる。この百憲摺要は版行本なく孰れも寫本であつて二冊に分れてゐるが一般法制を見るに頗る便利で典律通補にも相譲らぬ便宜の書冊である。左に其の總目を記することとした。

百憲摺要第一冊目錄

吏	一	内外官秩	二	敦寧	三	議親
	四	相避	五	給暇	六	褒貶
	七	厭避	八	守令	九	功臣
戸	十	戸籍	十一	解山	十二	祿科
	十三	還上	十四	儲置	十五	量田
	十六	收稅	十七	復戸	十八	災傷犯
	十九	私占稅	二十	堤堰	二十一	徭役
	二十二	漕運	二三	敗船	二四	上納作紙式

第二節 典禮通補と百憲摺要

二五	役價	二六	歸除狀	二七	九九數
二八	年紀	二九	國忌	三十	誕生日
三一	國值	三二	服制	三三	園陵
三四	奉審	三五	祀典	三六	齋戒
三七	祀壇	三八	文廟位次	三九	校生
四十	書院	四一	生祀	四二	祈祭儀
四三	科舉	四四	取才	四五	勸獎
四六	惠恤	四七	婚娶	四八	立後
四九	奉祀	五十	各服圖	五一	喪葬
五二	追贈	五三	贈諡	五四	事大
五五	待外使	五六	赴京	五七	誕遙賀儀
五八	朔望遙賀儀	五九	拜箋儀	六十	迎教書儀
六一	受諭書儀	六二	內香儀	六三	鄉飲酒儀
六四	鄉射儀	六五	養老儀	六六	川文字式

禮

六七	文字式 <small>三條十</small>	六八	京外官迎	六九	相見
七十	會坐	七一	迎觀察使儀	七二	奉命相遇
七三	文書	七四	忠義衛	七五	忠翊衛
七六	忠贊衛	七七	忠順衛	七八	忠壯衛
七九	更點	八十	符信	八一	軍律
八二	軍政	八三	免役	八四	城堡
八五	驛屬	八六	驛馬	八七	草料
八八	驛路大小	八九	驛分路	九十	分養馬
九一	牧場	九二	烽燧	九三	兵船
九四	刷還				

百憲摺要第二册目錄

一	五刑圖	二	獄具圖	三	綱常
四	十惡	五	全家	六	緣坐
第五章	續大典詞條後の法典と補典				一八七

第三節 典律通補と百憲摘要

七 收贖	八 斷罪相准	九 囚禁	一八八
十 逃亡	十一 在罪逃亡	十二 刑罰	
十三 濫刑	十四 推斷	十五 決獄日限	
十六 決獄日限	十七 恤囚	十八 禁刑日	
十九 赦宥	二十 八議	二十一 赦所不原	
二十二 贓法	二十三 盜賊	二十四 捕虎	
二十五 論賞	二十六 官家作變	二十七 毆殺	
二十八 落胎	二十九 辜限	三十 私和	
三十一 復讐	三十二 檢驗	三十三 檢狀式	
三十四 罵詈	三十五 奸犯	三十六 聽訟式	
三十七 原情式	三十八 聽訟	三十九 至親相訟	
四十 親善相訟	四十一 換面相訟	四十二 獨訟得決	
四十三 相訟年限	四十四 度數	四十五 停訟	
四十六 山訟	四十七 發私塚	四十八 買賣	

四九 日限	五〇 徵債	五一 告訴
五二 文記	五三 田番	五四 公賤
五五 陳告	五六 私賤	五七 贖身
五八 屬公	五九 分財	六十 偽造
六一 欺詐	六二 禁屠	六三 禁松
六四 失火	六五 作紙	六六 元惡鄉吏
六七 豪強品官	六八 尺式	六九 匠名
七十 紙品	七一 船橋	七十二 衣服尺數終

と記し經國大典明律三錄典錄通考續大典其の他受教を類別通記して其の下に出典並受教年月等を示してある。

第三節 萬機要覽

國政運用の基準たる法典は多年の努力に依て既に整備したが、之を完全に行ふには多額の經費を要するに拘らず國の收入は減縮の實勢を示したので、財政法規を整備し其の對象を明かにして以て政務を圓滑に行はねばならぬとの理由に依

の財政法規の整備

り財政法規の研究がすこぶる必要となつた。固より財政は政務の本源を爲すものであつて行政機構を整へ其の機關を動かすには財がなければならぬは云ふ迄もないが、多額の財を得る方法は極めて難く、多く取れば民は疲弊し、民力の匱竭するは當然の理で、民力凋竭すれば従つて國勢も亦衰微するは必然である。故に財を得ることの難き事象を明にして財力を消費する機關に之を示さねば、其の運用を誤る恐れ多きを以てこの點を最先に講究せねばならぬ事に氣付き茲に財政事象を調べて之を編纂することになつたのである。即ち純宗實錄に

純宗八年戊辰五月乙丑三十日。召見備局有司堂上沈象奎。上教曰京外穀簿軍制田結撮要分類彙成冊子以入。而穀簿則耗條加分等名色軍制則分番納布等節目田結則旱田水田等多小詳細懸錄以爲便覽可也。象奎曰穀簿或有備局磨勘者、自該道區別者。又或有自該邑損捧貯積者。若俱爲載錄則不無浩繁之歎矣。上曰務從詳要與戶判相議爲之純宗實錄卷一の一二

還帳及軍

と記し、純宗は沈象奎に對し戶曹判書と相議り京外の穀簿即ち還穀の數量其の貸借及利息回收の狀況、成規外の貸出等の帳簿及び軍制即ち上番規則、停番者の番錢

資地土
總帳
出入
帳簿
を命
ぜら
る

軍丁の納布狀況並節目田結即ち旱田水田等の結數及納稅額等を調査し其の撮要を冊子に記録して以聞すべしと命せられたのである。それで沈象奎は戶曹判書徐榮輔と協議し、財政は戶曹判書擔任し、軍制は沈象奎主管して詳細調査し、成冊を作りて六月二十日之を進達したのである。而して其の際の應對を左の通り記してゐる。

純宗八年戊辰六月二十日寅甲寅正閣に御す有司堂上入待す。

上曰く冊子編緝今幾何に至るや口省錄には玉を予と記す。實錄及日記には上と記す。

戶曹判書徐榮輔有司堂上檢校直閣沈象奎曰く、凡例と撰次とは稟裁を経て同じく記せざるべからず、故に草本數卷を先に待命する爲閣外に置く。

上之を入るゝことを命ず。

命を承け室を出で數卷を持ちて入る。

上曰く全編當に幾卷と爲すべきや。

榮輔曰く、優に十卷と爲すべし。しかし今持參するものは財用篇四卷と爲す。象奎曰く、今此の草本は姑く中に留められ時に乙覽を加へられんことを請ふ。

財用篇を
持參す

而して此の制度名目は皆日用事務の間に用ゐるものなり、若し下詢の端あらば或は次對に或は諸臣引接の時に事に因つて反復質問講討せば恐らくは甚だ好からん。

上曰くもし詢ふべき事あれば入侍の時にあらずと雖亦常に政院より卿等に詢問せん。

象奎曰く先朝にて軍旅を調査し大成して宙合樓に在り、今此の編冊する所の軍制中取考すべきもの多し。仰稟して請出せざる可からず、故に敢て達す。

上曰く取出して考見したる後、内閣より兩件を繕寫し、一件は内に入れ、一件は之を閣中に置きて可なり。

財の大小は田結にあり
歳入不足す

榮輔曰く、財の大小は即ち田結にあり、故に財用篇條目中田結を以て先と爲す。而して近來田結は多く漏れ、需用は漸加す。歳入豫算十萬石なれば、輒ち二萬石の不足を致す、我國古は軍九廣七の稱あり、蓋し軍資倉九萬石、廣興倉七萬石の謂也、之を率として一年に十二萬石を以て應用すれば、尙三年に一年の蓄ありと爲すべき也。今は則ち入るを以て出るを量れば、歳に二萬石の不足を致す。

財の所出難を知らざれば用ひ難きを知らず

重點を財用に置く

す。財は國の血氣なり、匱竭すること此の如し、國は何を以て國を爲すべきや。象奎曰く、國を有つ者の重する所は財用より先なるはなし、財の所出の難を知つて然る後、財を用ゆるの難きを知るべし。若し其の所出の難と爲すを知らざれば、以て其の之を用ひ難と爲すを知ることなくして、匱竭し易し（京政院日記、日省録同文）と述べ、財用に重點を置いて編纂することを明瞭にしたのである。そして軍制を主管する沈象奎は財の所出難を知るのなれば、財用の難きを知らずして財力は匱竭し、國家は保ち難しと喝破したのである。八月一日更に備局有司堂上徐榮輔、沈象奎を誠正閣に召見す。

上曰く向來進むる所の冊子は今考覽す、其の餘は何時編纂を訖つて幾卷に爲すべきや。

榮輔曰く方に正書を始む、卷數は即ち十冊になるべし。上曰く、萬機要覽（此の冊子）、中何者を最重要と爲すか。

榮輔曰く、財用篇には備に經費出納の政軍制篇には詳載に戎務節制の方を陳べ、深く容覽に助くるあり。而して貨物篇は進排物種の價額を計算すれば甚

萬機要覽の名稱
財用篇は
總費の用は
編冊は
兵制

の節制を
重點とす

第三節 萬機要覽

一九四

宮中の食
料費の支拂
方法の問

だ多數なるを以て當初定價は専ら薄取の意に出づ故に眞價と物價との懸隔するもの甚だ多し今に到つて之を見れば反つて透潤の慮なくんばあらず而して此等の記録を詳覽すれば物情に通ずる道と爲すに害あらず。上曰く小註に載する所の月令朔膳の物種を各邑より進排する者も亦眞價を以て會減するか。

象奎曰く各邑進上物膳は皆該道儲置の儲置米を以て會計す。

榮輔曰く宣惠廳設置の前故相臣李元翼京畿に大同法を設け産物を參酌して價額を詳定し月令進上の朔膳諸種の代價は皆大同儲置を以て會計せり。

象奎曰く版籍は本なり其の中良役變通を最も詳備と爲す。蓋し昔時良役の獎は實に是生民切骨の宛を生ず故に肅宗深く之を深念し戸布減布の説紛然として起り進んで布を減すれば公用を害するあり戸布なれば猝かに施行し難く英宗の時均役の制を設けて結錢を創定し漁鹽船の三税及選武布の收入を皆均役の制に入れ良役の三匹を二匹の役と爲し民力を紓へて獎を救ひたるも今遺た民怨多し。故に先朝に於て皆て均役を主張したる人は當に其の

軍費の問
答
軍役税の
減額

明役法の説

軍政廢換
の原因

軍役逃避
と其の弊

子孫盛替すべしとの教あり。

榮輔曰く唐の租庸調の法を以て之を言へば戸曹の田税は租なり兵曹の價布は庸なり惠廳の大同は調也。蓋し土あれば則ち租あり人あれば則ち庸あり戸あれば則ち調あり而して我國の此の制は終に未だ完備せず良役は之を均役と爲し大に改良せしと雖而かも偏重の弊あるは今に到る迄猶然り。軍政の轉た痼疾と成るも亦之に由るなり。古は騎兵宅步兵宅の稱あり是即ち人あれば必ず役あるを知るべし。而して今は則ち軍役を必謀避せんと欲し勢ある者は漏れ食粟ある者は免るを得軍官船格稜屬院奴に皆應領す。而して貧窮依るなきの類黄口白骨の徴在るは皆之が爲なり。孕婦成冊にあつて襁褓呼に赴くの境に至る此れ實に感傷和氣の端を爲す。且流散常なく虚額夥し守宰する者も亦如何ともするなし。是果して人心漸巧綱紀轉だ弛みて應領恒に多く倖免を能と爲すが故也。

上曰く昇平日久しく國家無事なり。しかし若し不幸あれば今日の状態を以てせば何を以て變に應すべきや。蓋し五衛を廢し軍門を設けてより軍丁の獎轉

軍費の徴
收方法

軍役逃避
の原は
横領あり
籍にあり

漏戸は
現る
賦税に
賦税に

第三節 萬機要覽

た益々是の如し何を以てせば可ならん別般改良の策ありや。
 象奎曰く軍門設置の後より御營軍禁衛軍砲兵騎兵歩兵の名あり。是皆
 上番し或は納布す。且族保隣保あり以て合力して裝送する財源となす其の
 餘の東伍軍は皆至貧無頼の類也。蓋し我國の苦役は軍丁より甚しきはなし。
 養兵の實なきは偏侵の患あり故に朝に聚つて暮に散じ減闕常なし。苟も樊
 源は横領と漏籍とに外ならず校郷の流は三族皆免れ百戸の村に漏籍する者
 大半なり。今計を爲すは必ずしも更めて新法を作らざるも守土の臣地方官
 を嚴飭し之をして漏戸を摘發して軍案を査正し其の老弱を沙汰して其の點
 簽を申明せば斯して實效を見るに庶からん。
 榮輔曰く常時は則ち漏戸の多少を分たざるも若し歲歉發賑の時に値へば則
 ち就賑者は大半は無籍の民なり。此に由つて之を觀れば漏戸の害豈に其れ
 少からんや適任者を選んで明査嚴束するに若くはなし。願ふに今人の才は
 眇然なりと云ふと雖豈に對揚矯救の道なからんや。惟れ上より董率飭勵の
 如何にあり。

國を有つ
あり
は經費に
あり
田に窮す
借給の支
財用の急
かすに若

榮輔曰く國を有つ大政は經費より重きはなし。古語に云ふ國に三年の蓄な
 ければ國は國たるを得ずと。願ふに今經用匱竭策應に路なく戸曹宣惠廳兩
 倉の頒祿日々尠難となる。各項の給代年分俵災除減夥多にして或は各衙の
 儲留及南漢江都に推移す而して今は即ち一時に蕩然として復手を措くこと
 なし。應捧を以て僅々支持すと雖若し意外の大役に當れば則其の勢は由る
 ところなからん。それ裕財の道を講求せんとすれば量田に若くはなし。既に
 我朝已行の例あり實に目下の急務と爲す。蓋し成川浦落して白地に徵稅す
 る者泥生起懇して王稅に入らざる者あり。民は困を受け國に害を爲すこと
 之より甚しきは莫し。若し周く幹局に通する人を任用して量田均田使と爲
 し又守令より選任し次々改量して其の字號を定め結數に立表して其の稅役
 を均ふし隱結を摘發して其の陳荒を汰すれば即ち民に冒納の嘆なく國に裕
 用の効あらん。(以上日省錄 承政院日記)

以上の召對に據り政治を行ふには財力を最重要とするが財を得ることは頗る
 難く民力を計らずして苛斂誅求すれば民力被弊して人心離散し財力涸竭すれば

萬機要覽の編纂を由に財政に在りて

第三節 萬機要覽

一九八

國を保つことができぬ。財力は之を得る事頗る難事である。故に財を使ふ者は其の得ることの難きを知るのなれば財を用ゆることの難きを知らないから財政の實情を明にして政を行ふ一助とせねばならぬ。又財政行政の弊を生ずるのには畢竟其の法制を紊るからである。そして其の法規が如何にして行はれつゝあるかの事象を示すのでなければ此の弊を救ふことはできぬ。それで是等の事象を審かにし其の要求に應ずる爲、戸曹判書徐榮輔と備局堂上沈象奎とが主となつて財政軍政の事象を精査し之を編纂したのが萬機要覽である。そして財政と軍政とは其の關する所全般の政務に干渉あるので各般の行政法規に互りて編輯し之を財用篇と軍政篇に分つて編纂したのである。

朝鮮圖書解題に萬機要覽を李萬運編と記し、本書は純宗の時に編進したるものにして宮中の式例より百般の政務に互り條規恒例を蒐録し之を財用及軍政の二篇に分ち更に財用編を各貢、田結、各稅、錢貨、市廩、堤堰、荒政、遺摠等に軍政編を各營、烽燧、驛遞、鎮堡、關防、舟師及西北邊事實等に分目せり。又李萬運字は仲心、咸平の人にして官都正に止まると記し、多くの人は李萬運私人の著書なるが如く思つて居る

様である。此の書の内容の解題は適當なるも著者には上述の如く日省録日記乃至純宗實錄の記事に據り李萬運にあらずして純宗の命に依り判書等が全責任を以て編纂したるものにて當時の國勢を示して政治を行ふ上に於て重大の地位を占めてゐた書冊なることは明かである。尙本書は刊版せず王の手許に置きたるものを謄寫して世に出たものが多いので従つて其の謄本には誤記が頗る多いのである。今萬機要覽の目錄を示せば左の通である。

萬機要覽目錄

卷之一	財用編	各貢
供上		
卷之二	財用編	籍田
田結		年分
收稅		漕轉
免稅		巫稅
料祿		三手米

第五章 續大典和集後の法典と補典

一九九

匠稅

卷之三 財用編

戶曹貢物

均役

移割

軍官布

糶糶

卷之四 財用編

錢貨

戶曹一年經費

宜惠廳事例

常平廳事例

排設

江界蔘把

蔘布

大同作貢

結錢

海稅 漁鹽船

會錄

附穀地

金銀銅鉛

戶曹各掌事例

附均常賑合廳

賑恤廳事例

內局御供蔘

附貢案

附移納

免稅結

給代

奴婢貢給代

宜惠廳一年經用

均役廳事例

糶餉廳

江界稅蔘

卷之五 財用編

犧牲

權設都監

松政

舟橋

歲幣

燕使

公用

北關開市

倭糶料

附例賀蔘類末

信蔘

卷之六 財用編

還地

第五卷 續大典編纂後の法典と補典

藏米

各廩

堤堰

荒政

方物

燕行八包

中江開市

公質公木

差倭禮單

附例賀蔘類末

信使

諸倉

享官盤糶

附鄉市

澁川

恤典

支勅

比包

柵門後市

公作米下納

單蔘

附被執蔘

本誌第一號
 副誌第六
 本誌第一號
 副誌第六

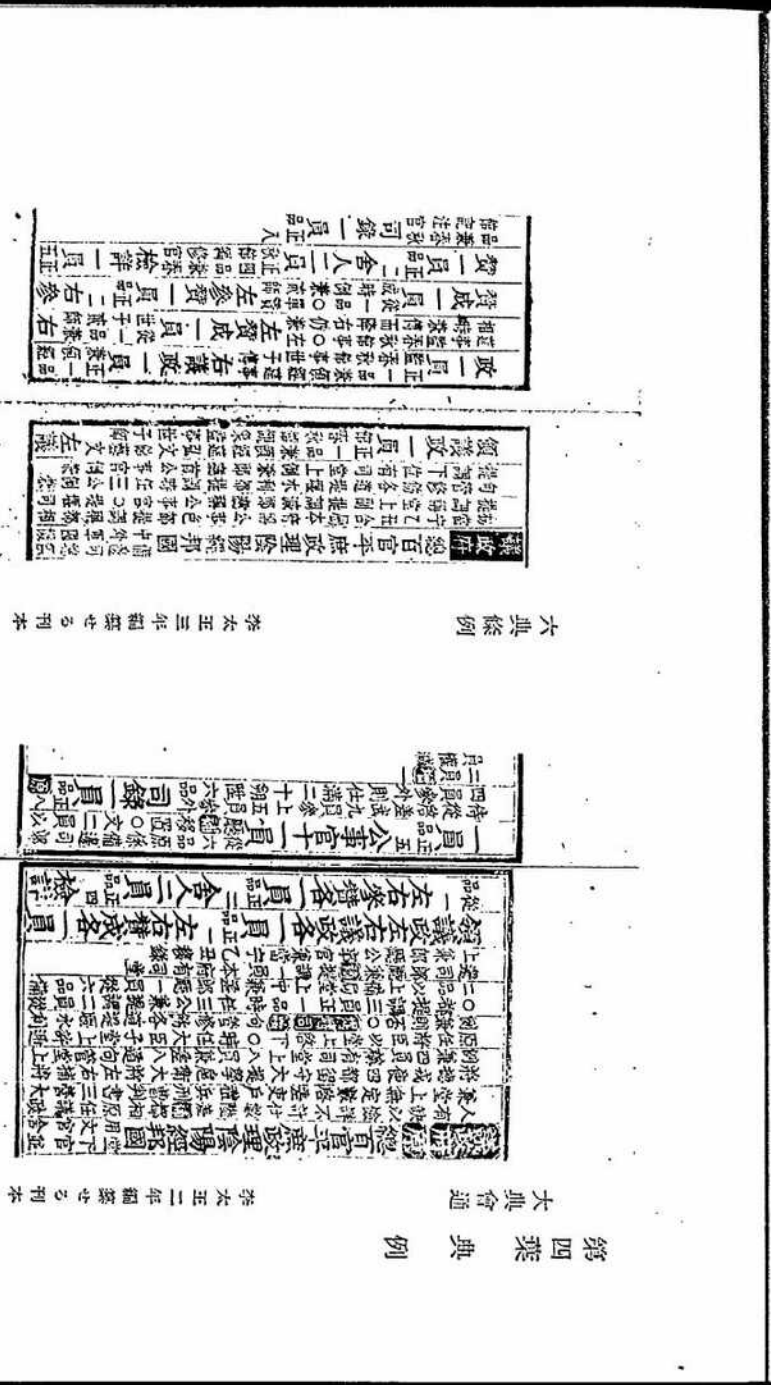
本誌第一號
 副誌第六
 本誌第一號
 副誌第六

報政府總官平庶政理陰陽經邦國
 領議政一員正一品兼領議政事務
 領議政一員正一品兼領議政事務
 領議政一員正一品兼領議政事務

領議政左議政各一員正一品
 領議政左議政各一員正一品
 領議政左議政各一員正一品

大典條例 李太正三年編纂せる刊本

第四葉典例 大典會通 李太正二年編纂せる刊本



六鎮開拓

厚州事實

白頭山定界

蝦島始末

廢四郡事實

尙卷冊及目錄の記載は異本に依つて之と異なるものもあることを承知せねばならない。

第四節 大典會通と六典條例

正宗九年乙巳一七八六大典通編を頒布し翌年一月より總ての政務は大典通編の名で施行し其の後に發布する節目式例を蒐集して大典となすべきものは毎三年目に纂輯堂上を任命し選擇詮議して大典通編補を編纂することゝなつたが正宗十八年甲寅十二月右議政李秉模は節目及受教の既に定式として行はるゝものを未だ通編に補添せずと啓し二十一年丁巳には受教添録の命あつて舉行せぬ理由を査實して以開せよと命せられたが遂に編成するに至らずして正宗薨じ純宗即位し二年壬戌一八〇二七月正宗の時編成した審理録十六卷の印刊を命じ九年己辰には萬機要覽を編纂して財政法規と其の實狀を明にし通編と相雙んで行政と財政の整理を行ふ豫定であつたが既に財政は動きが取れぬ程行き詰り免稅地

大典通編に成らず



還殺を罪せらる

は余地税の三分の一を占め、軍保番錢は戸籍紊亂して成規の如く納まらず、富裕の民は奸豪と相結んで校生院生或は吏隸軍屬となつて保布の免脱を謀り加ふるに純宗の時九百九十九萬石有餘の資本で七百餘萬石を貸出し毎年七十餘萬石の利息を取つて不時の費用に充てることになつてゐた還殺も各地方官の冒用する所となりて毎年減少し郡守縣官等之が冒用の罪に依つて處刑せらるゝもの年に百餘人の多數に昇り、國政の運用も其の機關も自ら澁滞して進展の氣勢なく正宗以來西教渡來すると共に奢侈の禁も亦弛んで華美の風を醸出し、公私共費用嵩んだ結果政府に於ては種々名目を立て、課税し、國民の大部分は負債に追はれて自暴自棄となり、亂を好んで所々に暴舉行るゝに至つたので、局面展開の良策を講じた結果、哲宗十四年癸亥文久三三政蓋整廳を設けて田制(土地)軍政及還殺の三政を整理し、新政を樹てんとしたのである。憲宗哲宗政院日記及日省錄

此の年十二月哲宗薨じ、李太王位に即き、直に官制改革に着手し、先づ議政府を復興して行政の首班に置き、備邊司を議政府に併せた。此の改革は固より三政蓋整廳の決議に基いたのであるが、政務を振肅整理するには矢張り法典を修明する外

三政蓋整廳を設く

なきを以て李太王二年乙丑慶應一八六五三月十六日日省錄に

領議政趙斗淳啓言、大典通編成于正宗乙巳、今爲八十年矣。其間受教稟奏定式之關於條例者必稟輯一通、臨事審問亦率由不忘之義也。待實錄告功後、別爲開局、差出堂郎以爲分掌會粹之地、恐好故敢達矣。大王大妃殿從之。

と記し、趙斗淳等に命じて法典の編纂に着手し、此の年九月二十五日其の編纂を終へた。日省錄に

領議政趙斗淳啓言、教式刊役方張有稟定者、今此書印通編原書中補刊者也。仍舊曰大典通編、而編輯處所仰遵資政宣政故事曰仁政殿編輯恐合違事之義。教曰法典今既營建冊名亦爲新定、似好矣。

とあつて今回の編纂は單に大典通編を補刊するに過ぎなかつたけれども別に編纂したるを以て前例に因り仁政殿太王の政務所の編輯と爲し、冊名も亦新名稱を付けることになつた。即ち日省錄には

領議政趙斗淳啓言、補刊冊名稱以大典會通、自外會欄商者而伏未知何以爲之乎。謹俟睿裁。大王大妃殿命、通編補刊名以大典會通。

とあつて通編補刊の名は大典會通の名を以てすと命せられ大典會通と命名して刊布したのである。それで會通に補刊した條文は冠頭に補字を記してある。大典通編編纂の後は三年毎に補刊すべき豫定であつたが豫定通に行はれず茲に至つて大成し、經國大典以下續大典大典通編及補典を併せて一部の書冊と爲し法典全部を會通編成したのである。そして大典會通の凡例には

- 一、經國大典續大典大典通編を以て合部し、而して通編以後の受教及稟奏定式の今現行せらるゝ者は會稗添補し通じて一書と爲す。
- 一、六典は一に舊例に依り先づ經國大典を録して原字を書し次に續大典を録して續字を書し次に大典通編を録して増字を書し、新補合録の條は起頭の處に補字を以てし陰刻して標掲し以て先後を分つ。
- 一、三典は皆本文を以て載録し或は疑晦と雖敢て改易せず、而して明に其の漏誤を知る者は間置蓋正す。
- 一、分門列目は皆舊貫に仍る官に増減有り式に因革有り而して減と革との亦備書したる者は本始を重する也。只だ今革今廢等の字を以て懸註す。

- 一、原續増の三典は乃ち不刊不刊の書今敢て増刪する所有らず、故に衙門の合屬官階の變通は皆其の舊制を存し逐段補字を以て懸註し以て謹嚴の規を寓す。
 - 一、各條の下には三典の例に従ひ受教の字を書せず、而して若し大刑政大變通に關係する者は則ち特に受教の年條を書す。
 - 一、増典以前より已に遵用を爲し増典に入らざる者も亦補字を以て添入す。
 - 一、衙門の陞降法制の變通、諺例の蓋正、時措の規因は並な別單に具列して睿旨を稟載し務めて簡核を主とす。
 - 一、三典の法式中の變通に係る者の外或は今遵行せざる者と雖敢て遽然廢革等の字を以て懸註せず、以て慎重の義を存す。
 - 一、各典の法式或は今昔抵牾不同の處有るも一に今式に従ひ載録す。
 - 一、某衙某制の今革まれる者は大典外屢他典に出づと雖如し緊重の處に非ざれば今革の二字を一一懸註するを得ず。
- と記してある。

斯くて大典通編編纂以後に於ける受教中其の法となすべきものを選んで會通

編輯し法典は完備したけれども尙ほ京外に行はれつゝある事例即ち行政法規は未だ編纂せず従つて法典を施行する上に頗る不便であり特に行政上最も必要なる財政法規に至つては難解の處多きも之を行ふべき補助法を設けてある事なれば是等の法規慣例を編輯して行政の考據に備ふべき必要あるを以て領議政趙斗淳等は大典會通の頒布を待つて是等の法規慣例を編纂し一般行政の考據に備へんと期し此の年十二月十七日の日省錄には

大典會通今既頒行矣京各衙門大小事例略倣會典規式名曰六典條例繼爲纂輯而堂上郎應以會通校正監印時人員請仍爲舉行允之

又大典會通今已印訖矣請分賜於各司及外道營邑鎮驛允之

とあり大典會通の頒行を終つたから支那に於ける會典の規式に倣つて六典條例を編纂しようとする許され法典に繼ぎて行政法規を編纂することとなり六典條例編纂所を設け職員は會通編纂の職員を以て任命し同二年乙丑二月纂輯所堂上製述官洪鍾序に命じて六典條例の序文を撰出せしめたのである。序文には

大典會通成禮樂刑政名物法度一王制備矣。我聖上以典籍簡嚴應行條式或闕

六典條例
の編纂

遺仍令纂輯諸臣稔會六官諸司載錄事例探摭損益爲一書命之曰六典條例

と記し諸司で現に行ひつゝある事例と法規とを集めて編輯し四年五月印刷を終りて京外各衙門に分與し六典條例編纂所を罷めたのである。そして其の編目は唐明の會典に倣ひ周の六官の制に據りて六典に分ち各典に屬する各衙門を該典内に列記し官職並職員の數職務權限事務の分掌其の取扱方法任免黜陟の手續及經費の收入支出等各衙門毎に各別詳細に記載し之で大小衙門の事務を行つたのである。左に經國大典續大典會通及六典條例の目錄を示す。

經國大典目錄

續大典目錄

大典會通目錄

卷之一

吏典

卷之一

內命婦

吏典

內命婦

外命婦

吏典

外命婦

京官職

京官職

京官職

奉朝賀
内侍府
雜職
外官職
土官職
京衛前
取才
薦舉
諸科
除授
限品叙用
告身

雜職
外官職
土官職
京衛前
取才
薦舉
諸科
除授

署經

奉朝賀
内侍府
雜職
外官職
土官職
京衛前
取才
薦舉
諸科
除授
限品叙用
告身
署經
政案

解由
褒貶
考課
祿牌
差定
遞兒
老人職
追贈
贈諡
給假
改名
相避
鄉吏

褒貶
考課
祿牌
差定
老人職
追贈
贈諡
給假
改名
相避
雜令

解由
褒貶
考課
祿牌
差定
遞兒
老人職
追贈
贈諡
給假
改名
相避
鄉吏
雜令



卷之二

戶典

經費

戶籍

量田

藉田

祿科

諸田

田宅

給造家地

務農

蠶室

軍資倉

常平倉

卷之二

戶典

經費

戶籍

量田

藉田

祿科

諸田

田宅

蠶室

卷之二

戶典

經費

戶籍

量田

藉田

祿科

諸田

田宅

給造家地

務農

蠶室

倉庫

會計

支供

解由

兵船載粮

魚鹽

外官供給

收稅

漕轉

稅貢

雜稅

國幣

備荒

倉庫
常平倉

會計

支供

解由

兵船載粮

魚鹽

外官供給

收稅

漕轉

稅貢

雜稅

國幣

備荒

第五章 續大典編纂後の法典と補典

買賣限

徵債

進獻

徭賦

雜令

卷之三

禮典

諸科

儀章

生徒

五服

儀註

宴享

朝儀

買賣限

徵債

進獻

徭賦

雜令

卷之三

禮典

諸科

儀章

生徒

五服

儀註

宴享

朝儀

事大

待使客

祭禮

奉審

致祭

陳弊

奉祀

給假

立後

婚嫁

喪葬

取才

用印

依牒

第五章

續大典相纂後の法典と補典

事大

待使客

祭禮

奉審

致祭

陳弊

奉祀

給假

立後

婚嫁

喪葬

取才

用印

事大

待使客

祭禮

奉審

致祭

陳弊

奉祀

給假

立後

婚嫁

喪葬

取才

用印

依牒

藏文書	賞勸	頒冰	惠恤	雅俗樂	選上	度僧	寺社	參謁	京外官迎送	京外官相見	京外官會坐	請臺	雜令
藏文書	賞勸	頒冰	惠恤	雅俗樂	選上	度僧			京外官相見				雜令

藏文書	賞勸	頒冰	惠恤	雅俗樂	選上	度僧	寺社	參謁	京外官迎送	京外官相見	京外官會坐	請臺	雜令
-----	----	----	----	-----	----	----	----	----	-------	-------	-------	----	----

川文字式

文武官四品以上告身式
文武官五品以下告身式
堂上官妻告身式
三品以下妻告身式
紅牌式
白牌式
雜科白牌式
祿牌式
追贈式
鄉吏免役賜牌式
奴婢土田賜牌式
啓木式
啓目式

川文字式

文武官四品以上告身式
文武官五品以下告身式
堂上官妻告身式
三品以下妻告身式
紅牌式
白牌式
雜科白牌式
祿牌式
追贈式
鄉吏免役賜牌式
奴婢土田賜牌式
啓木式
啓目式

川文字式

文武官四品以上告身式
文武官五品以下告身式
堂上官妻告身式
三品以下妻告身式
紅牌式
白牌式
雜科白牌式
祿牌式
追贈式
鄉吏免役賜牌式
奴婢土田賜牌式
啓木式
啓目式



平關式

牒呈式

帖式

立法出依牒式

起復出依牒式

解由移關式

解由牒呈式

度牒式

立案式

勘合式

戶口式

准戶口式

卷之四

兵典

平關式

牒呈式

帖式

立法出依牒式

起復出依牒式

解由移關式

解由牒呈式

度牒式

立案式

勘合式

戶口式

準戶口式

卷之四

兵典

京官職

雜職

外官職

土官職

京衙前

伴僮

外衙前

軍官

驛馬

草料

試取

番次都目

軍士給仕

諸道兵船

第五章 續大典編纂後の法典と補典

京官職

雜職

外官職

土官職

京衙前

伴僮

軍官

驛馬

草料

試取

番次都目

軍士給仕

諸道兵船

京官職

雜職

外官職

土官職

京衙前

伴僮

外衙前

軍官

驛馬

草料

試取

番次都目

軍士給仕

諸道兵船

武科	告身	褒貶	入直	擲奸	行巡	啓省記	門開閉	侍衛	壘鼓	壘鐘	符信	教閱	屬衛
武科	告身	褒貶	入直	擲奸	行巡	啓省記	門開閉	侍衛			符信	教閱	屬衛

名簿	番上	留防	給保	成籍	軍士還屬	復戸	免役	給假	救恤	城堡	軍器	兵船	烽燧
----	----	----	----	----	------	----	----	----	----	----	----	----	----

名簿	番上	留防	給保	成籍	軍士還屬	免役	軍器	兵船	烽燧
----	----	----	----	----	------	----	----	----	----

名簿	番上	留防	給保	成籍	軍士還屬	復戸	免役	給假	救恤	城堡	軍器	兵船	烽燧
----	----	----	----	----	------	----	----	----	----	----	----	----	----



廐牧

積芻

護航

迎送

路引

改火

禁火

雜類

用刑

卷之五

刑典

用律

廐牧

驛路

禁火

雜類

用刑

雜令

卷之五

刑典

用律

決獄日限

囚禁

推斷

禁刑日

濫刑

偽造

恤囚

逃亡

才白丁團聚

捕盜

賊盜

元惡鄉吏

銀錢代用

罪犯準計

第五章 續大典編纂後の法典と補典

決獄日限

囚禁

推斷

禁刑日

濫刑

偽造

恤囚

逃亡

捕盜

賊盜

元惡鄉吏

決獄日限

囚禁

推斷

禁刑日

濫刑

偽造

恤囚

逃亡

才白丁團聚

捕盜

賊盜

元惡鄉吏

銀錢代用

罪犯準計

告尊長

禁制

訴冤

停訟

賤妾

賤妻子女

公賤

私賤

賤娶婢產

闕内各差備

根隨

諸司差備奴根隨奴定額

外奴婢

告尊長

禁制

訴冤

賤妻子女

公賤

私賤

闕内各差備

諸司差備奴根隨奴

殺獄

卷之六

工典

橋路

營繕

第五章

續大典編纂後の法典と補典

卷之六

工典

橋路

營繕

第五章

檢驗

奸犯

赦令

贖良

補充隊

聽理

文記

雜令

笞杖徒流贖木

決訟該用紙

檢驗

姦犯

赦令

贖良

補充隊

聽理

文記

雜令

笞杖徒流贖木

決訟該用紙



度量衡

院宇

舟車

栽植

鐵場

柴場

寶物

京役吏

雜令

工匠

京工匠

外工匠

經國大典目錄終

度量衡

院宇

舟車

栽植

鐵場

柴場

京役吏

雜令

工匠

續大典目錄終

大典會通編目錄終

度量衡

院宇

舟車

栽植

鐵場

柴場

寶物

京役吏

雜令

工匠

京工匠

外工匠

六典條例目錄

卷之一

吏典

宗親府 (官廳の下には官制を記するも之を略す)

殿閣

自辟

應入

議政府

枚卜

田賦

財用

事大

軍務

第五章

續大典綱條後の法典と補典

封爵

禮儀

川下

薦選

鞞羅

典禮

交隣

邊政

官制

總例

啓差

貢市

坐起

開市

刑獄



法禁	惠恤	總例
應入	川下	
忠勤府		
錄勳	會盟	承蔭
總例	應入	川下
儀賓府		
官制	總例	捧用
敦事府		
寸數	官制	譜牒
應入	川下	
吏曹		
文選司	文官	雜職
宗親	除授	告身
贈職		

卷之二

祿牌	文科生員進士賜牌	差定
取才	改名	贓汚敗常人錄案
考勳司		
宗宰功臣封贈	諡號	享官
老職	命婦爵帖	鄉吏給帖
考功司		
文官功過勳慢	休假	諸司衙前仕日
辦理鄉吏子孫	總例	
銓郎古規	應入	川下
吏典		
司憲府		
官制	署經	詣臺
臺體	禁制	總例
第五章	續大典編纂後の法典と補典	



應入	川下	傳旨
承政院	啓稟	請牌
出納	登筵	儀節
祭享	舉動	呈辭
歸推	科試	月令
迎勅	堂后	用下
院規	應入	詣臺
司諫院	署經	川下
官制	應入	
總例		
司饗院		
官制		
漁夫色	監膳	匠人色
	諸員色	

沙器色	分院	葦魚所
蘇魚所	鷹師契	魚夫契
氷庫		
尙瑞院		
璽寶	符牌節鉞	總例
內需司	川下	
應入		
內侍府		
職掌	捧川	
掖庭署		
卷之三		
戶典		
戶曹		
版籍司		



戸口	土田	結總
租稅	雜稅	漕轉
考驗豐凶	賑貸	歛散
賞價	應入	川下
度量衡	所管貢物	總例
會計司		
京外儲積歲計	解由虧缺	
前例房		
祭享	供上	四殿宮元供上
使行方物	禮葬	奉審修改
科場	川下	所管貢物
總例		
別例房		
進供	吉宴	奉審修改

題給	賞典	致賻
倭人權料	倭人禮單	川下
所管貢物	總例	
版別房		
公賀	燕賀	卜定
應入	川下	所管貢物
總例		
歲幣色	節使歲幣	所管貢物
應辦色	客使支需	川下
銀色	金銀	總例
料祿色	頒祿	放料
雜物色	應入	川下
總例		
鑄錢所	鑄錢	總例



第四節 大典會通と大典條例

別營	貢物上下	放料	用下
總例	總例		
附算學廳			
附舊司贍寺			
總例	所管貢物		
附舊司畜罌	所管貢物		
總例			
卷之四			
戶典			
宣惠廳			
田結	收米	大同實總	
移來	漕轉	作貢代納	
移動	貢物	無加減各貢	

均役廳	用下	外劃給代
應入	用下	
常平廳	貢物	外貢
應入		
用下		
賑恤廳	貢物	用下
應入		
別下值典	外值典	
別下庫		
應入	用下	
公剩色	應入	用下
各廳總例		
權納廳		

應入

用下

總例

漢城府

市廩

家舍田土

口帳

道路橋梁

收單

四山

坊役

負債

救活

禁制

晝巡

山訟

車輛牛馬

烙契

檢驗

總例

軍資監

總例

放料

總例

作紙色

總例

五斗色

總例

廣興倉

額祿

作紙色

總例

五斗色

剩色

總例

司稟寺

總例

進供

所管貢物

總例

司宰監

所管貢物

總例

進供

所管貢物

總例

濟川監

所管貢物

總例

進供

所管貢物

天字庫

地字庫

玄字庫

黃字庫

所管供物

總例

平市署

各處

總例

支川

各處

內資寺

各處

進供	支用	所管貢物
總例		
內膳寺	支用	所管貢物
進供		
總例		
典設司		
支用		
義盈庫		
進供		
所管貢物		
總例		
長興庫		
進供		
所管貢物		
總例		
席子色		
紙色		
所管貢物		
頒放		
總例		
豐儲倉		

米麵色

紙色

總例

司圖署

進供

總例

養賢庫

支用

五部

坊里

檢驗

卷之五

禮典

禮曹

第五章

續大典編纂後の法典と補典

支用

所管貢物

支用

所管貢物

總例

橋梁道路

支用

禁火

總例



稽制司

儀式制度

學校

進箋

國忌

典享司

祭祀

物膳

典客司

迎勅

外方朝貢

應人

社稷署

壇墀

展謁

科舉

事大

喪葬

薦新

接倭

賜與

川下

總例

朝會

印信

冊命

繼後

奉審

通信

總例

捧用

宗廟署

冊寶寶鑑

永祿殿

正殿

總例

景慕宮

正堂

捧用

奉常寺

祀典

所管貢物

掌樂院

雅樂

捧用

總例

捧用

捧用

望前樓

總例

籍田

總例

總例

節惠

總例

總例

選擇

科試

總例

捧川

內醫院

問安

產室廳

別進獻

服藥

總例

承文院

事大

致詞箋文

寫字官

通禮院

朝儀

入診

直宿

進上

各道進上

捧川

表咨文

總例

差備

肅拜

薦法

取才

總例

捧川

典醫監

進上藥材

科試

捧川

司譯院

事大

科試

管稅廳

典牲署

用牲

捧川

禮賓寺

救療

所管貢物

密藥

總例

交隣

總例

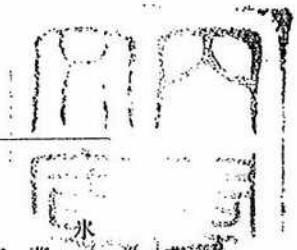
捧川

飼牲

所管貢物

各道譯學





第四節 大典會通と大典條例

燕享

進排

水庫

藏米開米

捧川

進上藥材

捧川

圖書署

模寫

取才

活人署

救療

四學

宣讀

所管貢物

供水

祿試

進上

總例

捧川

二四六

祭物

捧川

所管貢物

所管貢物

分差

應入

給馬

卷之七

兵典

中樞府

官制

用下

兵曹

政色

武官

除授

附過

總例

馬色

鹵簿

第五節 續大典編纂後の法典と補典

捧川

總例

軍士

告身

給假

程驛

雜職

祿牌

武科

給馬

應入

二四七

路文	應人	用下
武備司		
軍籍	兵器	點閱軍士
烽燧	符信	論賞
擲奸	應入	用下
一軍色		
取才	試藝	應入
川下	總例	
龍虎營		
自辟	入直	摘奸
講射藝	策應	
二軍色		
騎步兵番制	騎步兵擡數	騎兵徵番
騎兵點考	應入	用下

賞假	總例	
有廳色		
有廳	應入	用下
都案色		
都案	應入	用下
結束色		
禁喧	軍令	軍制
侍衛	鹵簿	信箭
標信	符驗	關內行巡
傳漏	關內跟隨	申開鼓
試射	擬差	朝奉
徵發	信符	關內各門分授
論賞	能麼兒講	
省記色	省記	軍號



總例

梗柱色

刑房

禮房

世子翊衛司

世孫衛從司

卷之八

兵典

都摠府

總例

五衛將

衛將所

部將

訓練院

總例

總例

總例

總例

總例

總例

應入

總例

總例

總例

總例

總例

用下

捧用

能廢兒廳

司僕寺

馬籍色

醃酪色

牧場色

軍色

工房

戸房

內寺

叢興香囊

軍器寺

掌務色

火藥契

總例

所掌

所掌

所掌

所掌

所掌

所掌

用下

總例

總例

所管實物

應入

所管實物

總例

捧用

銃契

用下



弓箭色	應入	用下
別造色	應入	用下
鑄成焰硝色	應入	用下
爐冶色	應入	用下
總例		
訓練都監		
字內	入直	公廨
馬政	舟車	試藝
習陣	穀摠	屯摠
軍色	應入	用下
軍餉色	應入	用下
兼料色	應入	用下
中甸色	捧用	用下
鳥銃色	應入	用下

弓箭色	應入	用下
火藥色	應入	用下
銅鍋色	捧用	
北營	捧用	
漢江鎮		
龍津鎮	總例	
禁衛營		
字內	入直	公廨
馬政	舟車	試藝
習陣	穀摠	
軍色	應入	用下
餉色	應入	用下
別破陣色	捧用	
停番色	捧用	



軍器色

鷺梁嶺

御營廳

宇內

馬政

習陣

軍色

餉色

騎士色

別破陣色

停番色

軍器色

楊花嶺

總戎廳

總例

入直

舟車

屯摠

應入

應入

應入

捧川

捧川

總例

宇內

試藝

軍色

餉色

軍器色

臨津嶺

長山嶺

北漢山城

公廨

扈衛廳

總例

捕盜廳

杖盜

總例

第五章 續大典相纂後の法典と補典

入直

穀摠

應入

應入

應入

總例

緇營

應入

應入

禁條

伏處

公廨

屯摠

用下

用下

用下

用下

用下

用下

用下

用下

用下

伏處

宣傳官廳

總例

武兼

總例

守門將廳

總例

別軍職廳

總例

忠壯衛將

總例

忠翊衛將

總例

景福宮衛將

總例

慶照宮衛將

總例

儀仗庫

總例

巡廳

總例

武臣堂上軍職廳

總例

文臣堂下軍職廳

總例

大報壇

總例

宣武祠

總例

卷之九

刑典

刑曹

詳覆司

詳覆大辟

考律司

律令

按覈

掌禁司

刑獄

禁令

掌隸司

奴隸簿籍

刑房

審理

擊鉦

檢驗

禁刑

聽訟

刑具

第四節 大典會通と大典條例
犯越
川下
律學廳
總例

應入
二五八

義禁府
總例
朝喫

議律

鞠
總例
開坐
應入

川下

典獄署
獄囚
重囚
直因衙門
川下

刑具

卷之十
工典

工曹

營造司

城池
所管貢物

土木工役

宮室
革皮氈屬
攻治司

陶

瓦

百工制作
所管貢物

山澤司
山澤津梁

苑囿種植
筆墨

炭木

舟車
漆器

所管貢物
筆墨

水鏡

嘉禮
國恤

産室廳
總例

進上

應入

川下

支勅
工匠

澁川司
第五章 續大典編纂後の法典と補典

二五九

疏游	川渠	總例
捧川		
舟橋司	漕運	總例
舟橋		
捧川		
長生殿		
總例	工匠	捧川
尙衣院		
衣褂色	衣褂	例供
轎子色	輦輿轎子	例供
織造色	織造	例供
金銀色	羊毛	例供
所管貢物	進上	嘉禮
勅使	總例	工匠

應人 繕工監

炭色	炭灰各種	用下
鴨島色	簾篋各種	
鐵物色	鐵物各種	
工作色	床卓各種	
竹色	竹物各種	
長木色	木物各種	
索色	繩索各種	
材木色	板屬各種	
還下色		
匠人色	所管貢物	
都下	祭享	進上
總例	工匠	科場
		應人



用下

分繕工監

營繕

五所掌

紫門監

營役

捧川

掌苑署

果園色

生果色

乾果色

作米色

薦新

造紙署

所管貢物

進排

栽培

生果

乾果

所管貢物

進排

捧川

進上

總例
用下
瓦罍
瓦甌
總例

所管貢物
應人
所管貢物
應人

應人
進排
用下

【註 解】

- (1) 奉朝賀 年七十正二品以上を致仕奉朝賀として、俸祿を給し、三名目には常服で詣拜する。(二六二の七)
- (2) 海東 朝鮮を指す。(二六二の七)
- (3) 六鎮 成徳道の慶源會寧鎮城稔城慶興富寧に都護府を置き六鎮と稱す。(二六五の七)
- (4) 東銓 文官より銓注して任用す。(二六五の七)
- (5) 西銓 武官より銓注して任用す。(二六五の七)
- (6) 大同事目 光海君初年貢賦の税を廢して一部は錢寸大同法を設け一緡に付米十二斗を
取り貢賦の物を使用してゐた物品を民間より購買し此の米で支拂ふようにした規程。(二六五の七)
- (7) 親靴 王自身で那人を判かれること。(二六七の七)
- (8) 庭靴 王の面前で取調べること。(二六七の七)



- (9) 戸惠堂 戸は戸曹惠は宜惠廳堂は其の長官を云ふ。戸曹列傳と宜惠廳提調を云ふ。 (二六八の二五)
- (10) 貼册紙 折疊の書册にするもの。 (二七〇の二)
- (11) 卷册紙 普通の書籍の印刷紙。 (二七〇の三)
- (12) 白綿紙 最上白紙にして豎横共に長し。 (二七〇の四)
- (13) 白紙 普通白紙之にも大小あり。 (二七〇の五)
- (14) 芸閣 校書館を云ふ。宿寮間に隔し外間と稱す。 (二七〇の六)
- (15) 湖南 全羅道を云ふ。 (二七〇の七)
- (16) 嶺南 慶尙道を云ふ。 (二七〇の八)
- (17) 關西 平安道を云ふ。 (二七〇の九)
- (18) 數簿遺數 各倉庫の穀物を貸付けて利息を取る還穀の帳簿。 (二九〇の六)
- (19) 田結 結は土地の面積を計る基準にして町に當るが其の廣狹は肥瘠によつて異なる故後には課税の標準となつた。田は總て利用される耕地松田壇田等を云ふのであるが田結と云へば課税地の面積及其の税額を云ふ。 (二九〇の七)
- (20) 耗條 耗は鼠雀等の害に依り穀物の減する意なるが還穀を貸出し其の減損を見積つて之を利息の半と爲し貸付穀に對して利穀を取ること。 (二九〇の八)
- (21) 加分 還穀の數は在穀高の半分を貸出すべき規定なるも事急なる場合は之を超過して貸出すことあり其の増加した分を云ふ。 (二九〇の九)
- (22) 分番 軍隊を編制し之を分つて交番すること。 (二九〇の十)

- (23) 納布 (一)當番者が休番するとき布を納める。(二)軍隊は丁年者を以て編成し其の現役に従事せぬ者から布を取つて被服料とする。前者を番布後者を保布又良布と云ふ。納布は之を納めることなり。蓋し軍屬ばかりでなく各丁所屬の官廳でも軍と同じく布を取る。それで保布良布は一般名稱となつて布或は錢穀等を納めるもあり。 (二九〇の十一)
- (24) 勤勤 物事を完結すること。 (二九〇の十二)
- (25) 有司堂上 事務を擔任する堂上官なり。 (二九〇の十三)
- (26) 軍資倉 軍糧の倉庫雇員以下及宮内官の俸給を渡す倉庫である。大典に「雜穀を量蓄して民に貸し秋に本數を納む」と記するは其の餘糧を還穀として貸出すを云ふ。 (二九〇の十四)
- (27) 廣典倉 品以上の官員に俸給を支拂ふ倉庫。大典には百官の俸給を掌ると記す。 (二九〇の十五)
- (28) 進辨物種 宮中即ち宮内府に進上する物品多くは食料品なり。 (二九〇の十六)
- (29) 月令朔曆 十二月月に分つて穀を定め田給する之を月令と謂ふ(備局曆條即ち毎月の食膳に供すること。 (二九〇の十七)
- (30) 版籍 戸籍のこと。 (二九〇の十八)
- (31) 裏役 軍保布の課税不公平なりし爲一般民籍を調整し良民に課したること。 (二九〇の十九)
- (32) 戸布 良役課税の標準を一斤に定めて布を取つたのである。 (二九〇の二十)
- (33) 均役 役を公平にする爲均役廳を設け土地に課税して一結に錢五十文。米なれば二斗を徵税したること故に此の税目を結錢と云ふ。 (二九〇の二十一)
- (34) 選武布 軍丁の中から選抜して軍官に昇し布を納む之を選武布と云ふ。 (二九〇の二十二)

- (35) 騎兵屯 李朝では身分に隨ひ職業を一定し世襲となつて居る故騎兵は代々騎兵に屬す。
- (36) 歩兵屯 前に同じく歩兵に屬する家を云ふ。兩者共宅は一家を云ふ。(二九五の六)
- (37) 軍官 閑散者より選んで軍官と爲す平時軍役につかず一疋の布を納む。(二九五の八)
- (38) 船格 船頭のこと。(二九五の八)
- (39) 校屬 郷校に屬するもの、書院の屬も之に准ぜり。(二九五の八)
- (40) 院奴 院の奴。(二九五の八)
- (41) 應頃 (37)より(40)までの者は皆減税又は免税されるから應頃は事故に托して身分を換へ脱税するのである。(二九五の八)
- (42) 黃口 乳兒のこと。(二九五の九)
- (43) 白骨 死者を云ふ。(二九五の九)
- (44) 族保 逃亡者などある時一族の中から出す保布。(二五六の三)
- (45) 隣保 近隣の者から出す保布。(二五六の三)
- (46) 東伍軍 宣祖壬辰事變(父殺の役)の際農民を軍隊に入れ良民と同じく編制した軍隊。
- (47) 李號 土地調査して其の番號を付ける時五籍を千字文の一字とし其の計算を簡にした之を字號と云ふ。(二七〇の〇)

第六章 李朝末期の法典

第一節 國制改革

李太王三年丙寅^{一八六三}佛國軍艦が江華島に來り之を砲撃したので上下の驚愕一方ならず或は砲臺を築き或は軍制を改革し或は軍費を増徴するなど之に伴ふ諸般の制度を改革すべき氣運切迫し同十三年には日本との交渉も生じ從來の議政府や禮曹では到底此の難局を處理することができないので十七年十二月二日議政府の啓に依り統理機務衙門を設けて總理大臣を置き領議政之を兼ね堂上及郎廳を任命し十八年正月十六日新に李最應^{興宣大院君の兄なるも大院君を總理大臣に任じ宮闈内に衙門を設けて内衙門と稱し事大交隣軍務邊政讓沿通商機械軍物船艦理用典選語學の十二司を置きて事務を分掌し内にしては各司及諸營外にしては八道四部の事務を細大洩らさず報告せしめ統理機務衙門で啓開舉行することと定め十九年十一月十七日統理機務衙門の外務交渉通商事務を分離して別に}

佛國軍艦
江華島を
砲撃す

統理機務
衙門を設

別に統理

衙門を新設し内外の事務を分離す
衙門の變更多し

内務衙門

興宣大院君政權を執り官制を改革す

統理衙門を設けて之を專掌せしめ、又特に獨逸人穆麟德をして此の事務に參議せしむ。かくして機務衙門は國內の事務のみを取扱ふこととなり、統理機務衙門の一部を統理内務衙門と改めて之を禁中に置く。十二月四日統理内務衙門を軍國事務衙門、統理衙門を統理交涉通商事務衙門と改稱し、更に同月二十二日、三軍府機務處を統理軍國事務衙門に合す。二十一年十月二十一日統理軍國事務衙門を議政府に併合したので議政府の勢力を増したが、二十二年五月二十五日、又一衙門を禁中に設け内務府と稱し、宮内事務衙門で之を兼管し、閔泳朝協辦となり内外各司諸營の事務を舉行し、議政府の勢力は亦失墜した。此の間官制改革頻繁にして法令亦一定せず、因循姑息尙舊套を脱することを得なかつたが、三十一年甲午一八九四六月二十二日に至り、興宣大院君政權を執り、緊要の庶務と海陸軍の事務は總べて大院君先づ之を裁決して然る後王に進むることとなり、軍國機務處、吏兵曹及舉行衙門を差備の近處に設け、此の月二十五日領議政金弘集を會議總裁官となし、内務督辦朴定陽以下十六名の會議員を置き、毎日來會して大小會議を開き旨を稟けて舉行すと定め、從來の迷夢を開きて近代的文化制度に倣はんと期し、種々講究の結

果、日本の官制に擬し、六月二十八日軍國機務處の草記に依り政治は總て會議所をして會議せしめることとなし、此の口會議を開き、其の決議を以て官制を改正し、議政府、宮内府前内務衙門、外務衙門前吏部、度支衙門前戶部、法務衙門前刑部、工務衙門前工部、學務衙門前禮部、軍務衙門前兵部、農商衙門前司農、宗正府前宗人府、宗伯府前宗人府、興庫前興庫の四府八衙を新設することとし、七月廿日より施行した。其の官制を略説すれば左の如し

議政府

百官を總へ庶務を平にし邦國を經す。
總理大臣一員 左贊成一員 右贊成一員 司憲五員 參議五員 主事三十一員 分設各局左の如し。

軍國機務處 國內大小の事務を專議す。

總裁一員 總理大臣之を兼ね、副總裁二員 議員中秩高き人之を兼ね、會議員十人以上二十人以下 書記官三人、一人は總理大臣秘書官之を兼ね。

都察院 内外百官の職、臧否功過の告明、政府公行の賞罰を糾察するを掌る。

(以下職員を略す)

中樞院 文武蔭資憲以上實職なき人を任じて顧問に備ふ。
 記録局 行政底稿及統計を収録するを掌る。
 銓考局 官吏の履歴及薦書實學を考準するを掌る。
 官報局 政令憲法及各官府一切の公判成案を頒布するを掌る。
 編史局 本國の歴史を編輯するを掌る。
 會計局 本府出納の財簿を掌る。
 耆老所を併せ別置す。

内務衙門

内務衙門

地方人民の制治事務を總管す。
 總務局 未設各局の庶務を掌る。
 版籍司 戸數人口の出産死亡を查明する文簿を掌る。
 州縣局 各地一應の事務を監督するを掌る。
 衛生局 傳染病豫防事務兼醫藥牛痘を理する等の事を掌る。
 地理局 國內の土地を測量し地圖を製造し道路橋梁津涉を飭する等の事を

掌る。

外務衙門

外務衙門

寺祠局 國內の岳瀆寺刹神祠を掌る。
 會計局 本衙門の出納財簿を掌る。
 外務衙門 交渉通商事務監督公使領事等の官を掌る。
 總務局 未設各局の庶務を掌る。
 交渉局 外交事務兼萬國公法私法を審査するを掌る。
 通商局 通商航海事務を掌る。
 翻譯局 外國公文公牘を翻譯するを掌る。
 記録局 修約書を保管し兼外交文書を保存するを掌る。
 會計局 本衙門の出納財簿を掌る。
 度支衙門

度支衙門

全國の財政を總轄し量計出納し租稅國債及貨幣等一切の事宜各地方財務を監督す。

- 總務局 未設各局の庶務を掌る。
 - 主稅局 國稅賦課關稅徵收田籍編號を掌る。
 - 主計局 國庫稅額歲入出豫算決算等の事務を掌る。
 - 出納局 國財出納等の事務を掌る。
 - 國債局 内外國債募入及償還等の事務を掌る。
 - 儲置局 金庫の開閉米倉の糶糶監守儲置等の事務を掌る。
 - 記録局 本衙門の往復公文底稿編輯存案及紙幣證券押印銷印等の事務を掌る。
 - 典圍局 鑄造貨幣一切の事務を掌る。
 - 銀行局 本衙門の會計事務を掌る。
- 法務衙門
- 司法行政警察救宥を管理し、高等法院以下各地方裁判を兼督す。
 - 總務局 未設各局の法務を掌る。
 - 民事局 人民の詞訟裁判及法官と律師の考試等の事務を掌る。

學務衙門

工務衙門

- 刑事局 治罪刑殺復查審議保釋懲役減刑復權等の事務を掌る。
 - 會計局 本衙門の出納財簿兼高等法院以下諸裁判所の豫算決算を掌る。
- 學務衙門
- 國內の教育學務等の政を掌る。
 - 總務局 未設各局の庶務を掌る。
 - 成均館及庠校書院事務局 先聖先賢の祠廟及經籍事務等を掌る。
 - 專門學務局 中學校大學校技藝學校外國語學校及專門學校を掌る。
 - 普通學務局 小學校師範學校を掌る。
 - 編輯局 國文綴字各國文翻譯及教課書編輯等の事を掌る。
 - 會計局 本衙門の出納財簿を掌る。
- 工務衙門
- 國內一切の工作營繕事務を掌る。
 - 總務局 百工の事務を監理し、百工の姓名を編錄するを兼ね、技師を雇出し、新式を學習する等の事務を掌る。

軍務衙門

驛遞局 内外公私文書暨物包の運傳遞受する等の事を掌る。
 電信局 電線を架設し支局を分置し及内外信遞受等の事を掌る。
 鐵道局 道路を測量し以て鐵道の架設に備ふる等の事を掌る。
 礦山局 百種の礦物測量試驗蒐集保存等の事を掌る。
 燈臺局 海邊各處通商港口及不通商港臺浮橋等の事を掌る。
 建築局 公廨建築營繕等の事を掌る。
 會計局 本衙門出納財簿を掌る。

軍務衙門

全國陸海軍の政を統轄し軍人軍因及莖卒管内の諸部を監督す。
 總務局 未設各局の事務を掌る。
 親衛局 大内所隸の軍隊を總督し一切徵兵の編制軍隊の事務を掌る。
 鎮防局 京外鎮防諸營の事務を掌る。
 海軍局 全國海軍莖卒軍屬及管内諸部を總督す。
 醫務局 陸海軍部内の醫務及藥劑等の事務を掌る。

農商衙門

農商衙門

機器局 軍器の製造修理一切の事務及收買軍務を掌る。
 軍需局 全國陸海軍の糧餉服裝等の事務を掌る。
 會計局 本衙門の出納財簿及諸營鎮の會計事務を掌る。
 農商衙門
 農業商務藝術漁獵種收礦山地質及營業會社一切の事務を掌る。
 總務局 未設各局の庶務を掌る。
 農桑局 開墾種樹蠶茶牧畜及編纂の事務を掌る。
 工商局 中外商務の審査度量衡及製造各物品勸工興工等の事務を掌る。
 山林局 山林經濟私有山林統計及山林學校等の事務を掌る。
 水産局 漁採船具蕃殖海産製造魚介及水産會社等の事務を掌る。
 地質局 地質土性肥瘠植物化石肥料礦類分析地形測量製圖等の事務を掌る。
 獎勵局 獎勵殖産興業及專賣特許事務を掌る。
 會計局 本衙門の出納財簿を掌る。

斯の如く必要に應じて法規の改正に着手し漸く新政の曙光を見るに至り従來用

清國の年號を廢し
我國の年號を用ひ
三年の國號を
用ひ

國制宣言

第一節 國制改革

二七六

ひてゐた清國の年號を廢止し、始めて自國の紀年を用ひ、公私の文書には開國五百三年の紀年を記することとなつた。茲に於て大君主の基礎強固となり、此の年十月十二日左の誓告文を發布して一般國民に布告したのである。

大君主展謁宗廟誓告文

維開國五百三年十二月十二日、敢昭告于皇祖列聖之靈、惟朕小子、自冲年嗣守我祖宗丕丕基、迄今三十有一載、惟敬畏于天、亦惟我祖宗、時式時依、屢遭多難、不荒墜厥緒、朕小子其敢曰克享天心、豈由我祖宗、眷顧陶佑、惟皇我祖肇造我王家、啓我後人、歷有五百三年、逮朕之世、時運丕變、人文開暢、友邦謀忠、延議協同、惟自主獨立、迺厥鞏固我國家、朕小子曷敢不奉若天時、以保我祖宗遺業、曷敢不奮發淬勵、以增光我前人烈績、時自今、毋他邦是恃、核國步于隆昌、造生民之福祉、以鞏固自主獨立之基、念厥道、毋或泥于舊、毋狃于恬廢、惠迪我祖宗宏謨、監察宇內形勢、蓋革內政、矯厥積弊、朕小子茲將十四條洪範誓告我祖宗在天之靈、仰藉祖宗之遺烈、克底于績、罔或敢違、惟明鑒降鑑。

一、 割斷附依清國虛念、確建自主獨立基礎

一、 制定王室典範、以昭大位繼承暨宗戚分義

一、 大君主御正殿視事、政務親詢各大臣裁決、后續宗戚不容干預

一、 王室事務與國政事務須即分隴、毋相混合

一、 議政府及各衙門職務權限、明行制定

一、 人民出稅、總由法令定率、不可妄加名目、濫行徵收

一、 祖稅課徵及經費支出、總由度支部管轄

一、 王室費用、率先減節、以爲各衙門及地方官模範

一、 王室費及各官府費用、豫定一年額算、確立財政基礎

一、 地方官制、亟行改定、以限節地方官吏職權

一、 國中聰俊子弟、廣行派遣、以傳習外國學術技藝

一、 教育將官、用徵兵法、確定軍制基礎

一、 民法刑法、嚴明制定、不可濫行監禁懲罰、以保全人民生命及財產

一、 用人不拘門地、求士遍及朝野、以廣人才登庸

勅令朕既誓告廟社、可將此繪音布告中外臣民

第六章 李朝末期の法典

二七七

開國五百三年十二月十三日

大君主御押御聚奉勅

總理大臣	金 弘 集
內務大臣	朴 泳 孝
學務大臣	朴 定 陽
外務大臣	金 允 植
度支大臣	魚 允 中
農商大臣	嚴 世 永
軍務大臣	趙 養 淵
法務大臣	徐 光 範
工務署理大臣	金 嘉 鎮

大君主若曰咨爾百執事庶士暨庶民咸聽朕語惟天付畀我祖宗丕丕基惟德惟祖
 宗受天明命保佑子孫輯睦黎民厥歷年惟永亦惟德惟朕嗣無疆大曆服舊章時率
 亦惟丕謨時承夙夜罔敢或逸逮于中身用克享于天心朕其敢曰德惟德相厥時咸
 宜熙朕采惟時迺今締交各國循厥約惟獨立之實是懋獨立之實肇於內修厥欲眾

固我獨立豈在矯革宿弊修舉實政以圖王國克富克強肆朕大警惕于心詢于在庭
 惟曰更張茲庸廓然發慮稽先王成憲鑒于列國形勢變官典頒紀年改軍制整財政
 懋教學正賦備勸商工勸農桑凡厥洞寰罔有大小悉剔悉除俾元元之命其蘇上下
 協和約厥言于行底厥行于績惟國之禎乃諫吉日格于祖廟暨太社以誓告朕心最
 哉百執事庶士而朕那雖舊惟新厥命嗚呼爾庶民實惟那本自主惟民獨立惟民君
 雖欲自主匪民何依國雖欲獨立匪民易與惟爾庶民一乃心惟國是愛同爾氣惟君
 是忠允若茲朕曰有敵愾朕曰有禦侮厥有才德側陋亦揚聞蒼罔覺不蔽于貴蕩蕩
 絕植毋域茲登庸惟爾庶民念厥修惟爾民厥有生命有財產朕其保其安非法不底
 汝于刑于殺非律不賦汝取汝惟汝命汝產一川法律是護惟爾民最哉而國不富兵
 不強雖曰自主曰獨立其實不舉今確建我自主獨立之鴻業誕告爾八方有衆而朕
 邦雖舊惟新厥命惟爾士爾民胥勸胥告勵忠君愛國之心若山之不搖不拔廣求學
 識于萬國亦惟技藝從長克取用鞏固我自主獨立之基茲並以朕所誓告宗廟之文
 徧示汝有衆嗚呼朕言止于時最哉有衆

開國五百三年十二月十三日

各級の改
革に着手

大朝鮮と
稱す
大韓に改
む

第一節 國制改革

二八〇

之を廟社に告げ、又國民に布告して清と離れたことを宣明し、從來主國として事へて居た清國に對し、自主獨立を宣言し、内政を改革して王室と國政の事務を分離し、各官の權限を定めて政務の統一を謀り、民法刑法を制定して、嚴明に生命財産を保全すべきを誓ひ、從來支那の法制に従ひ之に倣つて編纂した經國大典以下の諸法典を漸次日本の法令に倣ひて改正することとし、先づ第一として官制の改革に着手して、曆年號公文式裁判所並訴訟法其の他必要な法規を公布して、順次舊法を改めたのである。國制宣言の當時に於ては大朝鮮と改稱して居たが、光武三年（明治三二）詔敕を以て再び國制を審議せしめ、其の決議せる奏本を允施して大韓と號することとし、國制を左の通定めたのである。

第一條

大韓國は世界萬國の公認せる自主獨立の帝國なり

第二條

大韓帝國の政治は由前則五百年傳來にして由後則互萬世不變の專制政治たり

第三條

大韓國大皇帝は無限の君權を享有し、公法に謂はゆる自立政體なり

大韓國國制 光武三年八月十七日 本

第四條

大韓國臣民にして大皇帝の享有する君權を侵損する行為有るときは、其已行と未行とを論せず、臣民たる道理を失ふべき者と認む

第五條

大韓國大皇帝は國內陸海軍を統率し、編制を定めて戒嚴解嚴を命ず

第六條

大韓國大皇帝は法律を制定し、其頒布並に執行を命じ、萬國の公共たる法律に效倣し、國內法律を改定し、大赦特赦減刑復權を命ず、公法に謂はゆる自定律例なり

第七條

大韓國大皇帝は行政各府部の官制並に文武官の俸給を制定、或は改正し、行政上必要な各項勅令を發せらる公法に謂はゆる自行治理なり

第八條

大韓國大皇帝は文武官の黜陟任免を行ひ、爵位勳章及其他榮典の授與、或は遞奪を行ふ公法に謂はゆる自選臣工なり

第九條

大韓國大皇帝は各有約國に使臣を派送駐紮せしめ、宣戰講和及諸般約條を締結す公法に謂はゆる自遣使臣なり

其の後光武八年（明治三七）二月二十三日、東洋の平和を維持する目的を以て日韓

第六章 李朝末期の法典

二八一

韓帝國を日
本帝國に
譲與す

協約を締結して日本の保護國となつたが世界の趨勢と韓國の實力では到底其の獨立を保持することを得ずして明治四十三年八月二十二日
韓國皇帝は韓國全部の統治權を完全且永久に日本帝國皇帝に讓與す
との條約を締結して日本帝國に併合したのである。

第二節 公文式の制定

啓下と啓
字印

公文書の
種類

國民一般に強行する受教は李朝開國の初より當該衙門の啓に依り議政府に於て擬議し其の決議を啓開すれば啓字印を押して下附せらる。之を啓下と稱す。即ち裁下の形式である。啓字印は世祖十年甲申寛政五四月一日命刻草書啓字印啓下文書以爲標世祖實錄卷二二三の一と記し草字角印を造り之を押しして允施の法式とした。啓下された文書は當該衙門より關係各司へ通牒す。文書は國外文書と國內文書とに分れ國外文書にして支那に對する文書を事大文字、日本に對する文書を交隣文字と稱す。國內では下降文書に諭書教旨告身追贈差帖紅牌白牌賜牌度牒等あり。官廳から啓開するには啓本啓目章記狀啓上疏劄子上書上言呈辭單子等あり。

公文書の
行使方式

二品以上
の衙門と
其の餘の
衙門

内醫院

軍門と兵
曹

官廳相互間には上下の別ありて關係呈平關帖移關相考勸合陳省等あり、また官廳から下附するものには立案、戸口、準、戸口等の公文書があつて各々其の形式及扱ひ方を異にして居る。乃ち經國大典の禮典には用文字式を次の如く定めてある。

二品衙門以上は直に啓し中外の諸將承政院掌書院宗簿寺は亦直に啓するを得、外は則ち直に行移し相考事の外、其の餘の衙門は並な屬曹に報す

凡て中外の文字は同等以下は關を用ひ以上は牒呈を用ひ七品以下は帖を用ひ外官の奉命使臣に於けると中外諸將の兵曹に於けるは並な牒呈を用ひ都總府は關を用ふ。

官府の文字は並な立案を置き以て後考に憑す。
又續大典には

内醫院の三提調は並直の時は則ち正一品衙門は通關し從一品以下の衙門は牒呈し直を罷めたる後は則ち舊例に依りて舉行す(將各司の備局に報する者は大並な牒呈を爲す)

大典通編には

軍門兵曹に通關する時は軍門は楷書し兵曹は草關す。

内閣の公移は大臣衙門と雖必ず皆通關し若し各司各道より内閣に報ずるには則ち皆書目を具して牒呈す

と定め、二品衙門以上は直に啓開し允施を得て直に通牒を發することを得るも三品衙門以下は該衙門所屬の主務曹に報告し該主務曹で啓開する。又同等以下の衙門に對する公文書には牒呈以下には關七品以下には帖の文字を用ひ關或は帖の當該文字を年月日の上に重ねて押印し或は花押するものもある。

辭令書を告身と云ふ。文武官四品以上には教旨は太祖の時、五品以下には奉教は官教と記す。即ち一品より四品までは王旨を以て任命し、五品より九品までは教を奉じて任命し吏曹で牒を給すと云ふ意である太祖實錄。そして教旨には階職を記し「施命之寶」を年月日の上に重ねて押捺し奉教には官階職を記し吏曹判書參判參議正郎佐郎共に花押し年月日の上に重ねて官印を押捺する。即ち教旨と奉教の書式は寫眞を以て示してある。

文武科の及第者には紅牌、入格者は白牌を孰れも教旨を以て給する。雜科出身者も亦白牌であるが之は奉教である。それは文科、武科及第者は堂上官に昇進す

辭令には
教旨と奉
教あり

紅牌と白
牌

るけれども雜科及第者は堂上官に陞れぬからである。其の他祿牌、追贈、郷吏免役、賜牌、奴婢、土田、賜牌、啓本、啓目、平關、牒呈、帖、立法、出依、牒起、復出依、牒解、由移、關解、由牒呈、度牒立案、勘合、戸口、準戸口等の諸式がある。左に其の文例を示す。

(紅牌式)

教旨

具官某文科武科なれば則ち武科と稱す某科甲乙丙

第幾人及第出身者

年貨月 日

(白牌式)

教旨

具官某生員進士なれば則ち進士と稱す幾等第幾人

入格者

年貨月 日

(雜科白牌式)

第六卷 李朝末期の法典

某曹奉

教具官某科幾等第幾人出身者

年印月 日

判書正郎某 參判正郎某 參議正郎某

正郎正郎某 佐郎正郎某

(祿牌式)

某曹奉

教賜具官某某年第幾科祿者

年印月 日

判書正郎某 參判正郎某 參議正郎某

正郎正郎某 佐郎正郎某

(追贈式) 境今は則ち教旨の中に只だ某官某階某職と書し年月の左傍に某官某階某職と書す

追贈と書す

教旨 考依法典 追

具官某考考同官同 具官某贈某階某職者 妣は則ち具官某妣某氏贈某夫人者と稱し妻は則ち具官某妻某氏と稱す

年賀月 日

教旨

惟爾某道某邑鄉吏某有某功特命爾免役以及永世者

年賀月 日

(奴婢土田賜牌式)

教旨

惟爾某有某功將減獲幾口土田幾結特

賜賞爾可傳永世者 只だ己身に賜はれ之に改む

年賀月 日

(啓木式) 取旨の非に非ざれば伏候以下のを啓す啓日同じ〇凡て文書には悉く見設員の位を書し名押は必ずしも金書せず

啓為某事云云謹具啓

聞伏候

教旨謹啓

年賀月 日 某職 某職 某職

(啓目式) 他司移文の語繁なる者は元本を粘連す

某衙門

啓目云云何如

年賀月 日 某職 某職 某職

(平關式)

某衙門為某事云云合行移關請照驗施行須至關者

右 關

某衙門

年賀月 日

某

關某職押 某職押

(牒呈式)

某衙門為某事云云合行牒呈伏請

照驗施行須至牒呈者

右 牒呈

某衙門

年賀月 日 某職 某職 某職

第六章 李朝末期の法典

(帖式)

某曹為某事云云合下仰照驗施行須至帖者

右帖下某準此

年賀月 日

帖判書押 參判押 參議押 正郎押 佐郎押

(立法出依牒式)

禮曹為出依牒事本曹據某司關

啓過蒙準後行據司憲府司諫院回答該卑司

商量得所有某法並無違礙及詐冒尙當請

照例施行得此依準上項司憲府司諫院回

答例出依牒相應合行移關請

照驗施行須至關者

右 關

某衙門

年印月 日

出依牒

關判書押 參判押 參議押 正郎押
佐郎押

(起復出依牒式)

禮曹爲出依牒事某年月日某承旨臣某
敬奉

教旨前某官某遭某親喪比因某事緊關起復
相應著令禮曹知道爲此本曹

啓過蒙准後行據司憲府司諫院回答該卑

司商量得所據某員委係奪情起復之人
應出移牒請照例施行得此依准上項司

憲府司諫院回答所有依牒合行出給者

右牒付

前某官某

年印月 日

出依牒

判書押 參判押 參議押 正郎押
佐郎押

(解由移關式)

牒呈と平關は狀
頁の磁品に隨ふ

某職某爲解由事當職於某年月日受本職某
年月日禮任署事至某年月日遞代今將歷仕

日月及雜凡緣故該管物件逐一開坐備細照
詳解由成給爲此合行移關請

照驗施行須至關者

今開

一改名有無

一實歷幾箇日告假患病幾箇日

一被劾有無

一該管物件云云 貸穀鹽鐵永器城子船隻書
冊册板案籍文書印信田稅

貨物楮田菑田桑津果木公解公賤畜產冠服等
の如き一應の公物は其の衙門の在る所に隨
ひ送す

右關

某衙門

年印月 日

解由

關某職押

(解由牒呈式)

某衙門爲解由事今准某職某關該云云得此
將本員姓名及到任實歷日月改行檢會得與

本員元狀相同外其餘任內實歷及雜凡緣故
職掌該管物件圓倉曆勘照數叩算明白另款

開坐于後爲此合行牒呈伏請

照驗施行須至牒呈者

計開

第六章 李朝末期の法典

一改名有無

一某年月日受本職某年月日到任某年月日

得代實歷幾箇日告假患病幾箇日

一被劾有無

一該管物件云云

右牒呈

某衙門

年印月 日某職某押 某職某押

解由

(度牒式)

增今
廢す

禮曹牒

學生某年某甲本某官

父某職某

外祖某職某本某官

本曹

啓過准禪宗同仁呈該某處住某職某狀告
内

男某願納丁錢出家爲僧名某伏乞出給
度牒據此照違舊例具本於某年月日某
承旨臣某奉

教依允敬此移開該司收訖丁錢合給度牒者
年印月 日

牒判書押 參判押 參議押 正郎押
佐郎押

(立案式) 決訟の立案は則ち堂上官堂下官僉
押す當該堂下官は押の上に直に姓
名を
書す

某年月日某司立案
右立案爲某事云云合行立案者
堂上官押 堂下官押

(勘合式) 凡そ錢銀發兵發馬檢屋大許等に干
する移文は元簿面に摺附し交際の際に干

處に書寫して經印し分ちて
奉行と爲して以て後考に憑す
某年月日書填某字第幾號勘合

(戸口式)

戸某部某坊第幾里 外は則ち某面 住某職姓
某年甲本貫四祖妻某氏年甲本貫四祖 宗親
己の職街妻の四祖を録し儀賓は自己の職街
四祖向某主を録し庶人は自己及妻の四祖を
録す庶人の四祖を知らざる 率居子女某某
年甲 實を並せ録す本 奴婢雇工某某年甲

(准戸口式)

某年月日本府 外は則ち本州 考某年成籍戸
口帳内某部某坊云云奴婢某某年甲等准給
者
漢城府員を備ふ三 堂上官押 堂下官押 外は
某邑某職
と稱す

周換改幾字も無ければ則横書經印

第五葉 辭令

上段一 教旨

本院所藏

此の教旨は最高官吏の辭令にして壯紙と稱
する白紙なるが縦一メートル一八センチ五ミ
リ横八七センチ四ミリである。

上段二 祿牌

本院所藏

最高品階にある官吏の祿牌であるが中樞院
は四班に屬し兵曹の管轄であるから兵曹で教
を奉じて係給を渡す。係給は一年を四期に區
分し更に月に分ち廣興倉で支拂ふ。その支拂
を受取つた時は符箋に該數年月日及支給の月
を記して辭令の下部に粘付し次期の參考に供
する。此の祿牌の左下部に粘つてあるのは即
ちそれである。辭令の大きさは右と同じである。

尙官衙で發給する辭令用紙は壯紙白紙であるが其の寸法は一定せず大小になつてゐる。そして辭令
を受けた者は自分で最上紙なる紅色金箋春文紙などを持参して吏曹に辭令の記入を請ひ承政院を経て
玉の允許を得施命之寶璽の押捺を受け之を保存して居るので用紙は區々になつて居る。

下段三 奉教

本院所藏

之れは金盛淵が啓功郎に任命さ
れた時の辭令であるが啓功郎は從
七品であるから吏曹で教を奉じ辭
令に判書花押して「吏曹之印」を捺し
て渡すのである。用紙は縦五八セ
ンチ横八二センチである。

下段四 教旨

本院所藏

之れは右金盛淵が朝奉大夫に昇
進した時の辭令であるが朝奉大夫
は從四品の階にあるから教旨であ
つて「施命之寶璽」を捺捺し用紙は右
と同様である。

官報を發行す

然るに開國五百三年十一月二十一日勅令第一號を以て上述の文例を改正して新に公文式を定め、本人に辭令を交付すると共に官報に掲載することにしたのである。抑も官報は甲午即ち李太王三十一年開國五百三年六月二十一日の記事より始まり、政事(任叙)、草記(議定案)、政治犯人處分、放免、其の他傳旨等の記事を三部に分ち、各々日数を一定せず、又號数を附けず、別々に綴つて出版したが、公文式の制定された以後は該式に據つて統一し、翌年四月から毎日發行することとなつた。そして開國五百四年乙未四月一日發行の官報に第一號の番號を付し、順次二號三號と數を追つて毎日發行し、詔敕、法律敕令以下各令豫算、叙任、辭令、宮廷錄事、禁報等に分つて掲載したのである。即ち開國五百三年敕令第一號の公文式は

官報 開國五百三年十一月二十三日

勅令第一號 朕哉可公文式制使之頒布。從前公文頒布例規自本日廢止承宣院公事應並罷之。

開國五百三年十一月二十一日

大君主 御押 御璽奉 勅各大臣

第六章 李朝末期の法典

第二節 公文式の制定

公文式

第一 公文式

第一條 法律勅令以上諭公布之。

第二條 法律勅令自議政府起草、又或各衙門大臣具案提出于議政府、經政府會議擬定後、自總理大臣上奏而請聖裁。

但法律勅令之不要緊急者、自總理大臣可諮詢于中樞院。

第三條 凡係法律及一般行政之勅令、親署後、鈐御璽、總理大臣記入年月日、與主任大臣共行副署、其屬各衙門專任事務者、主任大臣記入年月日、副署之。

第四條 總理大臣及各衙門大臣、在法律勅令範圍內、由其職權、或由其特別委任、而為行法律勅令、與保持安寧及秩序、得發議政府令及各衙門令。

第五條 警務使及地方官、係其管內行政事務、遵依職權、若特別委任、在法律命令範圍內、得發警務令、地方官令于其管內一般或一部。

第六條 警務令、地方官令、在內務大臣、其他主任大臣、認為害公益、遂成規犯、權限則當使之註銷或中止。

第七條 議政府令、總理大臣發之、衙門令、各衙門大臣發之。

第八條 議政府令、記入年月日、總理大臣署名。

第九條 衙門令、記入年月日、主任大臣署名。

第十條 警務令、記入年月日、警務使署名。

第十一條 地方官令、記入年月日、地方官署名。

第十二條 凡係各官廳一般所關規則、經議政府會議而施行、各廳庶務細則、其主任大臣定之。

第十三條 總理大臣各衙門大臣、達於其所管官吏及屬於其監督之官吏、訓令亦依第八第九第十二條之例。

第十四條 法律勅令、總以國文為本、漢文附譯、或混用國漢文。

第二 布告

第十五條 凡係法律勅令、以官報布告之。

其施行期限、依各法律命令之所定。

第三 印璽

第六條 李朝末期の法典

第十六條 國璽宮内大臣管藏之

第十七條 法律勅令親署後鈐御璽

第十八條 國書條約批准、外國派遣官吏委任狀、在留各國領事證認狀、親署後鈐御璽。

第十九條 勅任官任命、則鈐御璽於辭令書、奏任官任命、則鈐御璽於其奏薦書

と公布し、法律勅令は國文を本とし、漢文には附譯し、或は國漢文を混用し、案文は議政府にて起草す。若し又他の衙門にて起草した時は、當該大臣原案を議政府に提出し、議政府の會議を経て議決したる後、總理大臣より上奏し、聖裁を請ひ、上諭を以て公布し、法律勅令は凡て官報を以て布告することと定めたが、此の年十二月十二日國制を宣言したので、更に公文式を改め、開國五百四年五月十一日勅令第八十六號を以て改正公文式を公布し、其の他閣令部令訓令告示指令府令道令廳令郡令公文類別及様式等の諸規定を續々制定公布したのである。左に其の全文を掲ぐ。

公文式

改正す

公文式 開國五百四年五月十一日勅令第八十六號

朕公文式の改定を裁可し頒布せしむ

第一章 頒布式

第一條 法律勅令は上諭を以て頒布す

第二條 法律勅令は内閣より草を起し、又或各部大臣より案を具し、内閣に提出し、内閣會議議決したる後、内閣總理大臣及主任大臣より上奏して裁可を請ふ

第三條 法律勅令は裁可を奏請する前に内閣より中樞院に諮詢す可し、但事の急施を要し、諮詢の暇無き者は此限に在らず

第四條 法律勅令は親署せられたる後、御璽を鈐じ、内閣總理大臣之れに年月日を記入して關係大臣と共に副署す

第五條 内閣總理大臣及各部大臣は法律勅令の範圍内に於て其職權又は其特別委任に依りて法律勅令を執行し、又安寧秩序を保持するが爲め閣令及部令を發することを得

第六條 閣令は内閣總理大臣之を發し、部令は各部大臣之を發す

第七條 閣令は年月日を記入し、内閣總理大臣之れに名を署す

部令は年月日を記入し主任大臣之れに名を署す

第八條 内閣總理大臣及各部大臣より其所管官吏及其監督に屬する官吏に達する訓令も亦第七條の例に依る

第九條 法律命令は皆國文を以て本となし漢譯を附し或は國漢文を混用す

第二章 布告

第十條 凡法律命令は官報を以て頒布す其頒布日より滿三十日を経過する時は遵守す可き者とす

各部大臣の發する部令は官報を以て頒布すると同時に舊慣に従ひ適當の場所に揭示するも亦可とす

第十一條 法律命令中施行期日を特に掲げたる者並に規定事項の性質上頒布の當日より施行す可き者の施行期日は前條第一項の例に在らず

第三章 印璽

第十二條 國璽及御璽は宮内大臣之れを管藏す

第六葉 官報

一 草記

京畿帝國大學附屬
季本壬三十一年开始して發行した官報に掲載したのである。此の官報は英漢紙大の鮮紙に鋼活字で印刷したものであるが號数は記載せず月日も數日分を合綴し辭裝綴本になつて居る。草記は征羽機務處で議定した事項を啓開して批允を請ひ其の批允があつたので之を公布したのである。そして此の綴本には官吏の任免登延の記事などを掲げ官報と稱した。

二、三 官報 一般流布版

辭本綴りの官報を改めて日本官報に複製し洋裝と爲したものであるが此の官報は建陽二年八月十四日年號を數號された時の官報である。官報七百十五號には建陽二年八月十四日と記し同日の官報號外には開國五百六年八月十四日と記してある。



消息 雜文類

論議者之職責 五章 一

論議に關するは、自國の利益を第一とし、他國の利益を第二とし、人類の利益を第三とし、其の順序を定むべきなり。此の順序を定むるは、論議者の職責なり。論議者は、自國の利益を第一とし、他國の利益を第二とし、人類の利益を第三とし、其の順序を定むべきなり。此の順序を定むるは、論議者の職責なり。

論議者之一 雜章 三二

「論議に關するは、自國の利益を第一とし、他國の利益を第二とし、人類の利益を第三とし、其の順序を定むべきなり。此の順序を定むるは、論議者の職責なり。」

第六葉 官報

京城帝國大學所藏

軍記 甲午六月二十八日
 軍機處 啓曰 議政府以下各衙門官制職掌
 本朝成憲悉互各國通例准議妥定庸備 乙覽合彙
 尤應至 官內府所重週別不敢自下擅便謹將職掌分
 類草呈官制一欵伏候 上裁之意敢 啓 批曰 今會
 議所一體會議
 宮內府 承宣院 尚書 監生 品秩 禮部 參政
 經筵 應弘文 藝文

官報 第七千五百號 宣統元年八月十四日 號外

本報館設在京城正陽門外前門外大街中法租界
 電話號碼 官報館 二二二二 電話號碼 官報館 二二二二
 印刷所 官報館 印刷所 官報館 印刷所 官報館
 發行所 官報館 發行所 官報館 發行所 官報館
 廣告費 官報館 廣告費 官報館 廣告費 官報館
 訂閱費 官報館 訂閱費 官報館 訂閱費 官報館

二二三本報所藏

第十三條 法律勅令は親署の後御璽を鈐す

第十四條 國書條約批准書外國派遣官吏委任狀王國在留各國領事證認狀は親署の後御璽を鈐す

第十五條 勅任官の任免は御璽を以て官語に鈐じ奏任官の任免は御璽を以て奏請書に鈐す

附 則

第十六條 本令は開國五百四年五月十三日より施行す

第十七條 警務廳令の頒布に關しては施行し得る範圍内に於て本令第一章及第二章の規程を準用す

第十八條 地方官廳の發する命令の頒布式は別に定む

閣令部令訓令告示及指令の區分規程開國五百四年三月二十九日勅令第五百四十四號

閣令部令訓令告示及指令の區分規程

閣令部令訓令告示及指令の區分は左の如し

第六章 本朝末期の法典

各令の區分規程

第二節 公文式の制定

二九八

- 一 開令部令は公文式第五條に依れる命を云ふ
- 一 訓令は法律命令の範囲内に於て長官か其所轄官吏及其監督に屬する官吏に訓示若くは命令する者を云ふ
- 一 告示は凡官廳より一定したる事項を時時人民に告知するに止まる者を云ふ

一指令は凡下官の呈出したる質稟に對する上官の指示を云ふ

一本令は開國五百四年四月一日より施行す

漢城府令警視廳令及道令の公布式 隆熙二年九月九日勅令第六十六號

朕地方官廳に於て發する命令の公布式に關する件を裁可し茲に頒布せしむ

地方官廳に於て發する命令の公布式

第一條 漢城府令警視廳令及道令には其漢城府令警視廳令及道令たることを明記し漢城府尹警視總監又は觀察使之に署名し公布の年月日を記入し之を公布す

第二條 漢城府令警視廳令及道令を公布する方法は漢城府令警視廳令又は

地方官の
命令公布
式

道令の所定に依る

第三條 漢城府令警視廳令及道令は特に施行期日を掲げたる者を除く外は、公布の日より起算し二十日を経過して之を施行す

但交通不便なる地に對しては道令を以て特別の施行期日を定むることを得

附 則

本令は隆熙二年十月一日より施行す

府令郡令の公布式 開國五百四年十月九日勅令第七十四號

朕地方官廳に於て發する命令の公布式を裁可し頒布せしむ

第一條 府令郡令には其府令郡令と特書し年月日を記入し觀察使郡守之に署名し頒布す可し

第二條 府令郡令を公布する方法は府令郡令を以て定むる處に依る

第三條 府令郡令に施行期日を持ち掲げざる者は發令の日より起算し十日内に施行す可き者と認む

但島地に在りては其島地に到達したる日より起算す

附 則

第四條 本令は開國五百五年一月一日より施行す

漢城府令

漢城府令を發する場合に關する件 内部訓令第五百三十四號

漢城府官制第三條に依り必要の府令を發する場合には自府にて徑先發布せずして府令案及其理由を本部に豫め先づ具報し本大臣の承認を受くべきこと

道令

道令を發する場合に關する件 内部訓令第五百三十三號

地方官官制第五條に依り必要の道令を發する場合には自道にて徑先發布せずして道令案及其理由を本部に豫め先づ具報し本大臣の承認を受くべきこと

公文類別

公文類別及式樣 開國五百四年六月一日

一 照會は對等官 對等官は内は則大臣が大臣に協辦參書官秘書官局長主事が協辦參書官秘書官局長主事に外は則觀察使が觀察使に參書官が郡守に裁判參書官に依り 往復する公文にして此は必ず回答を要する者を云

ふ

但回答の時には必ず照覆と稱す可し前日に用ひたる移文回移公移等を廢止し照會と改稱す可し

一通牒は對等官に通知する公文にして此は回答を要せず

一 訓令は上官が管轄する官吏及監督に屬する官吏に下す命令を云ふ

前日に用ひたる關係と札飭と管下に傳令と甘結等は皆廢止し勅令所定のみを施行して訓令と改稱す可し

一 指令は下官の賀稟書及請願書に對して指示するを云ふ

前日に用ひたる報狀題辭は廢止して指令と改稱す可し

但下官賀稟書及請願書下段に書することを得ず必ず賀稟書及請願書接

到したる當該官廳野紙を以て另繕す可し

一 告示は各官廳より人民に告知するを云ふ

前日に用ひたる民間傳令及揭榜等を廢止し告示と改稱す可し

一 報告書は下官が上官に報告するを云ひ賀稟書は下官が上官に賀稟するを

云ひ請願書は管下官か本屬長官に請願するを云ふ、報告書は上官の
回報を要せず
前日に用ひたる報狀山狀等は廢止し各各類別して前記の通り稱す可し
但郡守は觀察使を経て各部に報す可し

一 開國五百三年七月初九日議案第二條に依り各樣公文紙本は白紙を以て野
紙に印刷し當該官廳記號を必らず印出して費を省き偽を防ぐ可し

一 訓令指令等に署名する例を廢止し官章を以て代用す可し

と定め、一照會式、二照覆式、三通牒式、四請願書式、五告示式、六報告書式、質稟書式、訓令
式等の諸式を示し、又

京外來往文牒式樣に關する件開國五百三年七月七日
案

公文書類には國漢文交用件開國二年一月二十五日
議

宮廷の儀式は宮内府達を以て施行する件隆熙元年九月二十四日
敕

在留日本人の認許請願處に關する件隆熙三年九月一日
內務部訓令第百八十八號

公文書記載に關する件隆熙三年九月八日
度支部訓令第九十二號

と定めて行つて居たのである。

第三節 法規編纂

近代的法
規の實現

法規類編
の編纂

年號を綴
籍す

國制の基礎は既に確立して清國との關係を斷ち、公文式を制定して一般國民に
は官報を以て法規を公布する明るき政治を施すようになり、各官廳は公示された
法規を以て政務を行ひ、國民は之を遵守して法規の研究に志し、近代的法治の實現
を期するようになつた。しかし政權の爭奪は實に甚しく恰も車輪の急轉するが
如く、朝に官を設けて夕に之を廢し、官制の變更法文の改廢暫くも止む時はなかつ
た。然れども法規は總て官報を以て公布され、部令府令郡令等も亦告示されるの
で是等の法規を類聚する必要起り、開國五百四年議政府で類聚編纂し各官衙の便
宜を謀ると共に一般國民の參考に資することとなり、開國五百三年七月官報發行
以來五百四年末日までの新定現行法規を類聚して建陽元年一月刊布した之を法
規類編と稱す。建陽二年八月十三日詔敕を以て建陽の年號を綴籍し、光武元年と
改め、建陽元年より光武元年終までの新定法規を續輯して光武二年一月に刊布し、
同年一月より光武四年末までの法規を續集して五年一月に刊布したのである。

之を法規類編の編纂の始めと爲す。該編は

法規類編初	一冊	五三五頁
同 續一	一冊	三四七頁
同 續二	一冊	五五四頁

にして卷首に開國五百三年十二月十二日の警告文を掲げ次に開國五百四年五月十日及閏五月二十日の詔敕を載せ其の次に左の凡例を記す。

凡例

- 一本書は開國五百三年七月より五百四年の終まで新定したる諸法令を類聚編録して各官の參考に資するが此の如くに浩繁なる諸法令を若干日間に編成せるのみならず維新後日淺くして新式に生疎するため或は脱漏せるものあり或は矛盾したるものあり覽者に斟酌あらんことを望む。
- 一全篇を十一門に分ち門もまた類に分つ。類中編次は年月を逐はずして其の類似する條件を列録し以て開覽に便せしむ。
- 一各類各規中沿革ある者は其の題目下に概略を附記して既往を究尋するに便せしむ。

せしむ。

- 一詔勅が法令に視當したる者は各其首端に特載しまた全部を包含したる者は卷首に總録して聖旨を克體して法意を確認せしむ。
- 一本書は拾繁就簡を主と爲し編輯す。故に開國五百幾年を但五百幾年と記し、また沿革中勅令部令等の文字なきものは皆機務處議案に依りて知る可し
- 一法令中加刪改正したる條項と字句は直に修正して其事由を頭註に記録し、また追行したる法令にて自然に效力を失ひ或は其の名稱變りたるものには曲勾()を票して識別するに便せしむ。

斯くの如く本編輯纂の事由を述べて使用者の注意すべき事項を揚げ法規の沿革を略記し又法令に關係ある詔敕を示して王意の所在を明かにしてゐる。

然るに光武三年八月十七日には大朝鮮を大韓と改稱したることなど國政の變革甚しく官制や法令の改廢新設はげしく政變やます動搖常なかつたので、その後は法規を續輯することもできなかつたが光武十一年(明治四〇)六月荒井財政顧問の意見に依り韓國政府財政顧問部に於て始めて是等の法規類編及官報等に據り

現行大韓
國法規類
纂の法類
編年類
韓國法典

現行大韓國法規類纂なるものを編纂して近代的法規の類聚を大成し、部員の參考に備へ、順次年を追うて補修することとなつた。更に隆熙二年（明治四一）四月内閣記録課に於て現行法令を類聚して法規類纂と稱し、最初編纂した法規類編と同じ形式を用ひ、十一門に分ち七冊に分綴したのである。其の後隆熙四年六月十五日韓國法典を編纂した。そして前後の法規類編は官制律令規制地方警察衛生財政、學制軍旅工商選信の十一門に分ち、大韓國法規類纂は公文式官制官規民刑財政軍事學事警察農商鑛業裁判の十一類に分つたが、韓國法典は其の編別を更へ、第一編國制、第二編典禮、第三編公文式官報印章、第四編官制分課、第五編官規、第六編民事刑事、第七編財政、第八編農商工、第九編地方制度、第十編警察衛生、第十一編教育、第十二編軍制、第十三編關稅海軍、第十四編條約、第五編委任行政の十五編に分ち、現行韓國法令並日本國法令中韓國臣民に對し施行力を有する法規及韓國に關する主要なる各國との條約を編輯し、現行韓國法典と題して刊行したのであるが、此の年八月二十九日に韓國は日本帝國に併合されたのである。

故に是等の法規類編及法典は現行法規と密接不離の關係を有するが、其の條文

を悉く擧げるとすれば紙數多く現行韓國法典一部ですら三千三百二十頁の大部冊なるのみならず、又開國五百三年後に於ける官制法規の改正甚しく其の數も多大であつて、こゝに一一之を詳記するのは不可能であるのみならず、又本書の目的とする處でもないから今は之を省略す。

しかし併合前の法規にして今日尙其効力を有するものもあり、又法制研究上にも必要があるので、韓國で最初編纂した法規類編の目錄と日韓併合當時行はれ、日韓併合後も其の中幾分の法規は行はれて居た韓國法典の類別目錄並法文の公布年次目錄を附録として卷末に擧げるに止めた。

第四節 明律と刑法附裁判所

高麗史卷三八刑法の序文に、於是、有建議雜用元朝議刑易覽大明律以行者」と記し、李太祖は即位の教書に、自今京外刑決官凡公私罪犯必該大明律云々と宣言し、其の後斷罪は總て律文に依つて行ひ、太祖七年戊寅（永一三五）刑曹の啓に依り律文の中、朝鮮の事情に適せぬものは別に刑典を設けて處罰し、經國大典には刑典に大明律

刑典の編纂に注意す

を用ふ續大典に原典謂大典に依り大明律を用ひ而して原典續典に當律ある者は二典に從ふと制定し主として大明律を準用することにしてゐたことは既に述べた處である。したがつて刑罰法規の改廢は他とその趣を異にするを以て以下其改變を略述することゝす。續大典編纂の時に際り英宗は特に意を刑典に注ぎ、英宗十六年四月十七日承政院日記には

今四月十七日申時。上御熙政堂召對右議政俞拓基備局有司堂上略上曰昔之徒三年今爲秋流則漢高三章之法其義所在創業中興之君每尙寬大故國祚綿永後世促亡之國常由於苛法今日諸臣之纂輯此書者須以此爲念可也。

と記し創業の際には苛法も行はねばならぬが中興時代には寛大を尙ふから國祚連綿として續くが後世亡を促がす國は常に苛法に原因する。今日諸臣の續大典を纂輯するに當りては此の心を念とすべきであると諭されたことを示してゐる。次に

上曰有欲問於諸臣者近來亦有嚴法乎。曾見狀文有刺字之說矣。拓基曰我國專用明律而明律有竊盜者刺字之文故京外照律雖有其文而實無刺字之事矣。

上曰御史暗行時見之或有嚴竊盜者乎。湖南御史李舜章曰以臣所聞見無受刺之類矣。上曰無之則可謂無刑矣。既無其法而徒用於文狀者已無義意而後世所知無因文實用之弊乎。此後則永不用此等文字於文狀之意分付事也英宗實錄卷五の二〇とあつて此の時代は判決書に明律に據り肉刑を施す文字を記して其の實は肉刑を行はなかつたので、英宗は之を諸臣に質し空文であつて其の實用なき文字は總て之を除き實情に即した刑典を作ることに注意されたのである。

斯くて刑典は苛責の法から順次寛大の法に進まんとする傾向を示し朝鮮自體の社會的實情に即した刑律を設け續大典に至つては刑典の條文は多數となり明律を適用する範圍を縮小したのである。其の後大典通編及大典會通には大した變化もなかつたが矢張り刑罰の擅斷行はれて極刑を施す弊を生じた。しかるに李朝末期となつて時勢は進歩し科刑の根本的變更を促す時期が到來したのである。即ち李太王三十一年甲午將に朝鮮の基礎を定めんとするに際り此の年六月二十八日の議案を以て

緣坐の律は一切施さず。

第六章 李朝末期の法典

料刑の變更時期來る



七月二日議案 職吏の律は舊典を申明し嚴に從つて懲辦し職物は官に没す。各府各衙門各軍門各宮は壇に逮捕施刑を行ふを許さず而し干犯師律は此の限に非ず。

同 八日議案 凡大小罪人は苟も司法裁判明定するに非ざれば勒して罪罰を加ふるを得ず。

同月九日議案 凡そ諸議案既に允施を蒙れば命じて邦憲と爲し認真施行す。若し違戾する者あらば貴賤に拘らず律に據つて罪を論ず斷じて容貸せず。

新式法律頒布の先は凡て法官は大小罪人を訊問する場合には大典會通の刑典を按し照して施行することを許す。妄りに拷刑を加ふるを得ず。

と制定して新式法律を公布するまでは大典會通の刑典を按し律に照して判決すべき旨を定めて裁判の嚴正を期し大典會通刑典には大明律を用ゆと記しあれば矢張り新刑法の出来るまでは明律を併用したのである。そして國民の私權を保護する爲には同月十五日議案を以て

十年以内に田地山林家屋等の産を藩閩守宰地方官及豪右の爲に強占減價勒買

新式法律を公布するまで大典會通を用ひ

民法・刑法と制定する

刑法制定に至るまでに行ふ法規

されたる者は本主より其の事實を立證して軍國機務處に訴狀を提出すれば衆の共に知る明確なる證據に依り原主に推還す。

十月一日法部衙門告示を以て鴉片烟禁戒條例を定む。

此の年十二月十二日獨立の基礎を定めて宗廟に告げ國民に布告した誓告文に

一 民法と刑法とを嚴明に制定すべし。而して監禁と懲罰とを濫行せず人民の生命財産を保全す。

と記して刑法を制定することになつたが刑法の制定される以前は大典會通を用ひ時宜に依り必要なる法令を發布した。以下刑法制定に至るまでの刑事に關する重なる法規を示さん。此の年十二月二十七日敕令第三十號

凡そ大辟の處斬凌遲等の刑律は自今廢止す。法衙の行刑は只絞を用ひ軍は只砲を用ゆ。

翌開國五百四年明治二八年四月十六日法律第四號 流刑分等及加減例

法律第五號 特別法院は刑罰を酌減することを得る件

同月二十九日法律第六號 懲役處斷例

法部令第三號 民刑訴訟に關する規程

五月二十日法律第十一號 法律第五號を各裁判所に準用す。

閏五月二十八日法部訓令第一號 凡そ官吏職權上に於て非法の事を行ひ私

罪を犯したる者は懲役處斷例第二條に準し照辦すと定めたる同年十月十七

日の訓令第三號を廢止す。

建陽元年丙申明治二九四月四日法律第三號 刑律名例を定め不法に抵觸す

る法令を廢止す。

其の後光武三年己亥明治三二五月二十二日法律第二號と同四年一月十一日法

律第二號及九月二十九日法律第六號を以て刑律名例を廢止す。

八月七日法律第六號 電報項犯罪人處斷例

建陽二年即ち光武元年なり此年八月建陽の年號を改稱七月十三日法律第一號 郵

遞事項犯罪人處斷例を定めたるが光武四年十一月三日法律第八號を以て改正す。

光武二年十一月二十二日法律第二號 外國に依頼して國體を致損したる者

の處斷例を定めたるも四年四月二十八日法律第四號を以て同處斷令を改正

し八年四月六日正誤す。

光武四年一月二十三日法律第三號 鐵道事項犯罪人處斷例

光武八年六月十四日詔敕を以て公逋守令は即時其の地に懲役すと定めたるが七

月一日詔敕を正誤したり。

六月二十九日奏本を以て公錢懲納人處斷令を施行す。

光武九年五月二十九日法律第二號を以て刑法を制定し刑法大全と稱して之を

公布し刑法第六百七十九條に從前施行したる律例は本法律施行の日より廢止す

と制定し大典會通の刑典其の他明律等を廢止したが刑法の中には大典會通及明

律の律例が多分に載録され略ほ右兩刑律を日本式の刑法に編纂した觀がある。

其の後更に委員を設けて之を改正し隆熙四年編纂の韓國法典には之を刑法と改

名したのである。この改正した刑法の目錄を示せば左の通である。

刑法編別及目次

第一編 法 例

刑法を公
布す

第四節 明律と刑法附裁判所

三一四

第一章 用法範圍

- 第一節 本法律施用權限
- 第三節 拘拿格式（舊法第三十七條）
法律第十九號
- 第五節 期限通規
- 第七節 名稱分析

- 第二節 聽理區域削除（舊法第三十七條）
法律第十九號
- 第四節 罪囚應禁應許條例削除（舊法第三十七條）
法律第十九號
- 第六節 界限通規
- 第八節 等級區別

第二編 罪例

第一章 犯罪分析

- 第一節 犯罪理由
- 第三節 罪中又犯
- 第五節 二人以上共犯
- 第七節 犯罪時老幼區別
- 第九節 不論罪類

- 第二節 二罪以上俱發
- 第四節 一罪再犯
- 第六節 贓盜分類
- 第八節 未遂犯

第三編 刑例

第一章 刑罰通則

- 第一節 刑名及刑具（同上）
- 第三節 附加刑處分

- 第二節 主刑處分
- 第四節 獄具施用處分削除（同上）

第五節 斷罪引律令削除（同上）

第七節 如情激限及處斷例（同上）

第九節 罪中又犯處斷例

第十一節 二人以上共犯處斷例

第十三節 加減處分（同上）

第十五節 執刑禁限

第十七節 徵償處分

第十九節 假放規則

第六節 酌量減輕例（同上）

第八節 二罪以上處斷例

第十節 一罪再犯處斷例

第十二節 未遂犯處斷例

第十四節 加減次序

第十六節 刑期計算

第十八節 收贖處分

第四編 例律上

第一章 反亂所干律

- 第一節 反逆律
- 第三節 外亂律
- 第五節 外交所犯罪律
- 第二章 職權所干律
- 第六章 李朝末期の法典

第二節 内亂律

第四節 國權壞損律

三一五



第四節 明律と刑法附裁列所

三一六

- 第一節 制書有違律(削除)同上
- 第二節 享記錯誤律(削除)同上
- 第三節 朝賀及一應行禮失錯律(削除)同上
- 第四節 奏報違錯律(削除)同上
- 第五節 直守違背律(削除)同上
- 第六節 厭避職役律(削除)同上
- 第七節 交替有違律(削除)同上
- 第八節 溺職律(削除)同上
- 第九節 瀆職律
- 第十節 憑信違犯律(削除)同上
- 第十一節 接報不決律(削除)同上
- 第十二節 傳途輪納有違律(削除)同上
- 第十三節 文書符信遺失律
- 第十四節 擅權律
- 第十五節 服舍違式律
- 第十六節 越權律
- 第十七節 選舉及委任違犯律(削除)同上

第三章 斷獄及訴訟所干律

- 第一節 訴訟違犯律
- 第二節 親屬相告律(削除)同上
- 第三節 認告律
- 第四節 干犯罪因律
- 第五節 犯人及證人謀免裁判律(削除)同上
- 第六節 偽證律
- 第七節 罪中犯罪律
- 第八節 罪人追捕有違律
- 第九節 罪人移受有違律(削除)同上
- 第十節 失囚律

第十一節 聽理違犯律

第十二節 決罰違犯律

- 第十三節 出入人罪律
- 第十四節 不恤罪囚律
- 第十五節 引律違式律(削除)同上
- 第十六節 斷決及放免違限律(削除)同上
- 第十七節 辨明冤枉律(削除)同上
- 第十八節 檢驗不實律(削除)同上

第四章 詐借所干律

- 第一節 奉事不實律
- 第二節 制書及官文書增減律
- 第三節 詐冒行止律
- 第四節 姦細律(削除)同上
- 第五節 戶口及田產隱瞞律
- 第六節 檢踏災傷不實律(削除)同上
- 第七節 買賣不實律(削除)同上
- 第八節 度量衡增減律
- 第九節 匿喪及詐喪律(削除)同上
- 第十節 偽造律
- 第十一節 造言律
- 第十二節 邪術律

第五章 神明所干律

第二節 褻瀆神明律(削除)同上

- 第一節 私設神祠律
- 第六章 棄毀所干律
- 第一節 侵奪尊尙地律
- 第二節 文書符信棄毀律
- 第六節 棄毀所干律

第六章 李朝末期の法典

三一七

第四節 明律と刑法附裁列所

第三節 器物稼穡棄毀律

第七章 闢禁所干律

第一節 冒禁擅入律

第三節 公私家屋擅入律

第八章 喪葬及墳墓所干律

第一節 喪葬違禮律削除^{同上}

第三節 墳墓侵害律

第二節 越城律

第二節 葬埋違犯律

第四節 死屍殘害律

第五編 律例 下

第九章 殺傷所干律

第一節 謀殺人律

第三節 鬪毆殺人律

第五節 彈射馳獵殺人律

第七節 醫藥殺人律

第九節 威區人致死律

第二節 故殺人律

第四節 誤殺人律

第六節 過失殺人律

第八節 因戲殺人律削除^{同上}

第十節 擅殺警人律

第十一節 因姦殺死律

第十三節 殺死官員律削除^{同上}

第十五節 殺獄私和律削除^{同上}

第十七節 鬪毆傷人律

第十九節 毆傷官員律削除^{同上}

第二十一節 墮胎律

第十章 姦淫所干律

第一節 姦人婦女律

第三節 官吏犯姦律削除^{同上}

第五節 姦事縱容及媒合律

第十一章 婚姻及立嗣所干律

第一節 婚姻違犯律

第三節 立嗣違犯律削除^{同上}

第十二章 賊盜所干律

第一節 盜大祀所用及御用物律

第六章 李朝末期の決典

第十二節 親屬殺死律

第十四節 將屍圖賴律

第十六節 因謀故殺致傷律

第十八節 過失傷人律

第二十節 毆傷親屬律

第二節 姦宮女律同上

第四節 姦親屬律同上

第二節 妻妾失序及夫婦離異律削除^{同上}

第二節 盜官司章印或文書及各門給律



第四節 明律と刑法附裁列所

第三節 盜係官財產律

第五節 竊盜律

第七節 樹木盜所律

第九節 田宅山林冒認及強占律

第十一節 共謀爲盜律

第十三節 盜後分贖律

第十三章 財產所干律

第一節 官物虧缺及收支有違律

第三節 虛田尺文律

第五節 犯贓律

第七節 錢債有違律

第九節 造作採取不如法律(削除)上

第十四章 雜犯律

第一節 罵詈律

第三節 放火及失火律

三二〇

第四節 強盜律

第六節 准竊盜律

第八節 略人律

第十節 賊盜窩主律

第十二節 親屬偷竊律

第二節 官物借用律

第四節 損傷官物律

第六節 典賣有違律

第八節 遺失物尅留律

第十節 農商工業違犯律

第二節 衛生妨害律

第四節 宰殺牛馬律

第五節 賭技律

第七節 見急不救律

第九節 違令律

第六節 富強律^{改正}

第八節 公私役妨碍律

第十節 不應爲律

裁列所を設く

裁列所を設く

次に裁列所は開國五百三年甲午一治二七七月十二日義禁府を義禁司と改稱して法務衙門に屬せしめ判事知事同知參議主事等の官を置き、大小官員の公罪を掌理したが、同年十二月十六日義禁司を法務衙門權設裁列所と改稱し當時の地方官即ち觀察使留守牧使府尹郡守縣官等が其の權限内に於て行ふ處の裁判以外の一切の裁判を管轄した。五百四年三月二十五日法律第一號を以て裁列所構成法を定め、地方裁列所漢城及開港場裁列所高等裁列所特別裁列所の五種を置き、同年四月十五日法部令第一號を以て漢城裁列所を設け、同令第二號を以て檢事の職制を定め、同月二十九日法律第七號を以て監營留守營及地方裁列所の判決に對する上訴は高等裁列所に於て受理審判することとし、同月三十日法律第八號を以て救奏任官の犯罪は高等裁列所に於て受理審判すと定め、同年六月一日法部令第三號を

以て各地方官をして裁判の職務を執行せしむ。建陽元年一月十一日敕令第五號を以て各郡守の該管内に於ける訴訟聽理の件を定め、同十二日法部令第一號を以て五百四年法部令第三號地方裁判職務執行の件を廢し、同六月二十五日敕令第二十九號を以て各府尹郡守が該管内訴訟聽理の件を定む。同年八月十五日法律第七號を以て構成法中開港場裁判を改正し、同日法律第八號を以て高等裁判所の上訴受理の件を改正し、光武元年建陽二年八月建陽の年號を繼銷して光武元年に改め建陽元年を開國五百五年となす九月十二日法律第二號を以て漢城裁判所官制及規程を定む。同月三十日法律第三號を以て構成法を改正して地方裁判所漢城府及各開港場裁判所巡回裁判所平理院特別裁判所の五種と爲す。四年四月二十七日奏本を以て檢事は職權を以て刑事を審判すと定む。十一年三月二十二日敕令第十九號を以て地方及港市判檢事署理の件を定め、隆熙元年明治四〇九月四日法律第六號を以て租稅規則違犯に關する各港市裁判所及各郡廳に於て第一審裁判を行ふこと、定め、隆熙元年十二月二十三日法律第八號を以て裁判所構成法を制定したが隆熙三年七月十二日法務を統監府に委託したのである。(大尾)

附 錄 第一
法 規 類 編 目 錄

官 制 門

- 第一類 宮 内 府
 - 第一 宮内府官制
 - 第二類 内 閣
 - 第一 内閣官制
 - 第二 内閣所屬職員官制
 - 第三 内閣所屬職員分課規程
 - 第四 内閣事務辦理規程
 - 第五 閣議提出章程
 - 第三類 中 樞 院
 - 第一 中樞院官制及事務章程
 - 附 錄 法規類編目錄
-
- 第二 中樞院會議及處務規程
 - 第四類 各 部
 - 第一 各部官制通則
 - 第二 各部處務規程通則
 - 第五類 外 部
 - 第一 外部官制
 - 第二 外部分課規程
 - 第三 外交官及領事官官制
 - 第四 公使館領事館職員令
 - 第六類 內 部
 - 第一 内部官制
 - 第二 内部分課規程



- 第三 種痘養成所規程
- 第七類 支部
 - 第一 支部官制
 - 第二 支部分課規程
 - 第三 管稅司及徵稅署官制
 - 第四 度支部主事官臨時增置令
 - 第五 稅務觀察官章程
 - 第六 典 圖 局
 - 第七 稅 關
- 第八類 軍 部
 - 第一 軍部官制
 - 第二 軍部處務規程
 - 第三 訓練隊士官養成所官制
 - 第四 陸軍會計官區別
- 第九類 法 部
 - 第一 法部官制

- 第二 法部分課規程
- 第三 法官養成所規程
- 第四 法律起草委員會規程
- 第十類 學 部
 - 第一 學部官制
 - 第二 學部分課規程
 - 第三 觀象所官制
 - 第四 漢城師範學校官制
 - 第五 外國語學校官制
 - 第六 成均館官制
- 第十一類 農商工部
 - 第一 農商工部官制
 - 第二 農商工部分課規程
 - 第三 郵遞司官制
- 第十二類 警 務 廳
 - 第一 警務廳官制

律 令 門

- 第一類 附錄 法規類目録
- 第二 警務廳處務細則
- 第三 警務署處務規程
- 第四 文書整理規則
- 第十三類 地 方 廳
 - 第一 地方官制
 - 附 各府廳主事定員
 - 第二 各地方監獄署設置令
 - 第三 各邑賦稅所章程
 - 第四 各郡稅務章程
 - 第五 各府巡檢定員令
 - 第六 漢城府外各府警察官令
 - 第七 前監理署事務の管掌令
 - 第八 蔚陵島監獄設置令

- 第一 裁判所構成法
- 第二 開港場裁判所地方裁判所開設令
- 第三 開港場及地方裁判所管轄區域令
- 第四 裁判所處務規程通則
- 第五 檢事職制
- 第六 高等裁判所豫備判事設置令
- 第七 裁判所判事試補檢事試補設置令
- 第八 各觀察府判事試補檢事試補設置令
- 第九 各地方官으로裁判官의職務을執行케令
- 第十 廷吏規則
- 第十一 監營留守營及其他地方裁判の上訴高等裁判所에서受理審判令
- 第十二 勅奏任官의犯罪을受理審判令
- 第十三 漢城裁判所設置令
- 第二類 訴訟及治獄
 - 第一 民刑訴訟令



附錄 法規類編目錄

- 第二 民事訴訟의 訴狀 答書에 關한 件
- 第三 田地山林家屋等을 強佔의 勒買者를 推還原主한 件
- 第四 各衙門에서 逮捕 施刑을 擅行치 못하는 件
- 第五 緝捕公移에 關한 件
- 第六 獄吏直因에 關한 件
- 第七 刑具에 關한 件
- 第八 拷刑에 關한 件
- 第九 司法官이 아닌 罪刑을 勒加치 못하는 件
- 第十 議處 照律에 關한 件
- 第十一 公罪外에 功 讓付는 例를 廢止한 件
- 第十二 犯罪文武官에 對한 議親公罪外에 奏請例를 廢止한 件
- 第十三 漢城의 開港場의 地方裁判所에서 一切 文書를 添附을 立 指令을 請하야 決行한 件
- 第十四 刑名簿 調製에 關한 件

第十五 執行處分規則

- 第三類 刑 罰
- 第一 行刑의 用 絞用 砲한 件
- 第二 級坐律을 勿 施한 件
- 第三 擄動國是을 陳說人 處置에 關한 件
- 第四 賭律에 關한 件
- 第五 鴉片 烟禁 戒條例
- 第六 流刑 分等 及 加減 例
- 第七 懲役 處斷 例
- 第八 懲 役 表
- 第九 特別 法院 刑罰 酌減한 件
- 第十 法律 第五號을 各 裁判所에 準用한 件
- 第十一 部令 警務廳 令 府令에 附한 刑罰 則 制限에 關한 件
- 第四類 雜 例
- 第一 邸債의 濫 捧을 禁한 件

規 制 門

- 第二 本國人이 아닌 國內 土地 山林 曠山을 占有한 件
- 第一類 曆 年號 公文
- 第一 改 曆
- 第二 建 元
- 第三 公 文 式
- 第四 閣令部令 訓令 告示 及 指令의 區分 規程
- 第五 地方官廳에 發給한 命令 公布 式
- 第六 京外 來往 文牒 式樣에 關한 件
- 第七 公文 類別 及 式樣
- 第二類 叙 品 賞 恤
- 第一 叙 品 令
- 第一 侍從 閣輔 臣 加資에 關한 件
- 第三 警務 賞與 令

附錄 法規類編目錄

第三類 官 等 俸 給

- 第四 傳染病에 因公 從事한 者가 病亡한 者에 對한 恤金 支給한 件
- 第一 官 等 俸 給 令
- 第二 官 等 俸 給 令을 現 行 令은 各 營 邑 及 稅 關에 適 用 不 能한 件
- 第三 官 等 俸 給 令을 各 府에 施 行한 件
- 第四 宮 內 府 官 等 俸 給 表
- 第五 中 樞 院 議 長 副 議 長 議 官 俸 給 表
- 第六 內 閣 及 各 部 局 長 俸 給
- 第七 公 使 領 事 館 費 用 令
- 第八 武 官 並 相 當 官 官 等 俸 給 令
- 第九 入 學 武 官 本 俸 支 給에 關한 件
- 第十 外 國 留 學 軍 人 給 與에 關한 件
- 第十一 新 設 隊 將 卒 給 料
- 第十二 訓 鍊 隊 下 士 兵 卒 給 料



- 第十三 武藝恩給與^レ關^ス件
- 第十四 判事檢事判事試補檢事試補官等俸給令
- 第十五 延吏俸給
- 第十六 漢城師範學校職員官等俸給令
- 第十七 外國語學校職員官等俸給
- 第十八 官立公立小學校教員官等俸給
- 第十九 郵遞技手補俸給
- 第二十 雇員俸給
- 第二十一 各府職員俸給
- 第二十二 郡守官等俸給
- 第二十三 知事俸給
- 第二十四 各府雇員俸給
- 第二十五 各府巡檢俸給
- 第二十六 文武官俸給減額^ニ關^ス件
- 第二十七 文武官俸給支給細則

第四類 旅 費

- 第一 官員服務紀律
- 第二 官員銘心內則
- 第三 起復行公^ニ關^ス件
- 第四 各官廳執務時限
- 第五 總巡及巡檢服務心書
- 第六 官員除拜後出仕日期^ニ關^ス件
- 第七 奏任官辭職^ニ關^ス件
- 第八類 懲 戒
- 第一 官員懲戒令
- 第二 官員懲戒處分內規
- 第三 巡檢懲罰例
- 第九類 貨幣及度量衡
- 第一 新式貨幣發行章程
- 第二 度量衡改正^ニ關^ス件
- 第十類 雜 則
- 第一 劈破門閤^ニ關^ス件

- 第一 內國旅費支給規程
- 第五類 任 免
- 第一 奏判任官初任例規
- 第二 各府判任官任用^ニ關^ス件
- 第三 巡檢採用規則
- 附 教習規則
- 第四 官員非職令
- 第六類 衣 制
- 第一 朝臣以下服章式
- 第二 衣冠制度
- 第三 陸軍服裝規則
- 第四 陸軍服裝規則^ノ適用^ニ關^ス件
- 第五 警務使以下服制
- 第六 各府警務官以下服制
- 第七 裁判所廷吏服裝
- 第七類 服 務

- 第二 文武官尊卑^ノ別^ニ關^ス件
- 第三 謝恩下直等外庭行禮^ニ關^ス件
- 第四 相臣將臣^ノ出城^ニ關^ス件
- 第五 各府衙及官員^ノ警務廳所屬人員^ノ招去^ニ關^ス件
- 第六 引罪廢務^ニ關^ス件
- 第七 在官親避^ニ關^ス件
- 第八 官員^ノ乘步^ニ關^ス件
- 第九 勅奏任官^ノ隨乘^ニ關^ス件
- 第十 各國使節^ノ乘轎^ニ關^ス件
- 第十一 等馬^ニ關^ス件
- 第十二 官員^ノ隨定額^ニ關^ス件
- 第十三 奴婢^ノ典^ニ關^ス件
- 第十四 驛人倡優皮工^ノ免賤^ニ關^ス件
- 第十五 僧徒入城^ニ關^ス件

- 第十六 許婚年齡規定件
- 第十七 率養及舊典令申明件
- 第十八 寡女の再嫁自由件

地方門

第一類 行政區劃及官廳位置

第一 地方制度

第二 德源郡廳の位置變更に關する件

第二類 鄉 會

第一 鄉會條規

第二 鄉約辦務規程

警察門

第一 保護清商規則

第二 保護清商規則施行細則

第三 軍器實査の關する件

衛生門

- 第四 養松に關する件
- 第五 監獄規則

第一 種痘規則

第二 檢疫規則

第三 虎列刺病豫防規則

第四 虎列刺病消毒規則

第五 虎列刺病豫防消毒執行規程

第六 内部令第五號虎列刺流行地に適用する件

財政門

第一類 會 計

第一 會計法

第二 會計法を各道營邑等に施行するに關する件

第三 會計法を各府に施行する件

第四 收入條規

第五 支出條規

第六 收入條規及支出條規を各道營邑等に施行するに關する件

第七 金庫規則

第八 出納官吏規則

第九 歳出豫算簿式出簿及出給命令簿設備準則

第十 五百四年度各府廳經費排定及辦理節次

第十一 各郡經費排定に關する件

第二類 租 稅

第一 地稅及戶布錢に關する件

第二 包麥規則

第三 包麥規則中改正する件

第四 各棟賦稅置代錢として磨鍊する件

第五 供上斗頒放を代錢として施行する件

第六 各官所管地稅の各層各屯士の稅を新定式會依

附錄 法規類目錄

言ひ徴出する件

第七 咸鏡道鹽稅上納に關する件

第三類 國 債

第一 賣價未下償還處分規程

第二 百官款及各司料恒式未下償給處分規程

第三 百官款及各司料與恒式未下に關する件

第四類 備 荒

第一 社還條例

學制門

第一 小學校令

第二 小學校教則大綱

第三 漢城師範學校規則

附 漢城師範學校附屬小學校規程

第四 成均館經學科規則

第五 各種學校退學生徒學費還入條規

軍旅門

- 第一類 軍隊編制
 - 第一 陸軍編制綱領
 - 第二 親衛鎮衛各大隊定員
 - 第三 親衛隊設立에 關한件
 - 第四 平壤과全州府의親衛隊設立에 關한件
 - 第五 新設隊(工兵馬兵)編制
 - 第六 武裝廳處分
- 第二類 軍人分限進級
 - 第一 陸軍將校分限令
 - 第二 軍人現役定限年齡條規
 - 第三 陸軍武官進級令
- 第三類 雜則
 - 第一 舊營將卒의軍裝軍器等收納에 關한件
 - 第二 陸軍隊附下士兵丁埋葬規則

工商門

- 第一類 工業
 - 第一 砂金開採條例
 - 第二 紅蔘蒸造規則
 - 第二類 商業
 - 第一 商務會議所規則
- 遞信門
- 第一類 郵遞
 - 第一 國內郵遞規則
 - 第二 郵遞事務細則
 - 附 郵票賣下人規則

附錄 第二

韓國法典

類別目錄

年次目錄

第一編 國制

◎法律

第一章 政體

- 誓告文 (開國五百三十二年十二月廿日)
- 誓告의聖旨을 布告한件 (開國五百三十二年十二月廿日)
- 大韓國國制 (開國五百三十二年十二月廿日)
- 光武帝讓位의詔勅 (光武三年八月十七日)
- 地方巡幸의聖旨 (光武十一年七月十八日)
- 光武三年一月四日 (光武三年一月四日)

第二章 曆、時

- 政府及建元에 關한件 (開國五百四十四年十一月廿日)
- 大韓國標準時에 關한件 (陸軍令 第二百五號)

附錄 韓國法典類別・年次目錄

●開國五百四十四年

- 第二號 會計法
- 第十五號 地稅及戶布錢에 關한件
- 第十六號 部令、警務廳令、府令에 附한 附屬刑則의制限에 關한件
- 光武二年 典當舖規則
- 光武四年 陸軍法律
- 光武九年 刑法



第三章 年 號

- 年號、建陽、豆建、七件 (附令 第五百四十四號)
- 建陽年號、徽銷、七件 (附令 第五百六十八號)
- 年號、光武、豆改、七件 (附令 第五百六十八號)
- 年號、隆熙、豆改、七件 (光武十一年八月二日)

第二編 典 禮

第一章 祭 祀

- 祭祀舉行條目、開、七件 (附令 第二十七號)
- 享祀、齋正、開、七件 (附令 第二十七號)
- 齋辰及紀念、慶、日、七件 (附令 第二十七號)
- 各地方、府、牧、都、廳、牌、號、改、七件 (附令 第五百三十三號)

第二章 儀 式

- 即位、禮、式、儀、七件 (附令 第八百二十七號)

第六號 私設鐵道條例

●光武十年

- 第二號 移民保護法
- 第三號 礦業法
- 第四號 砂鐵採取法
- 第五號 利息規則

●光武十一年

- 第三號 募兵令
- 第四號 國有未墾地利用法
- 第一號 新聞紙法
- 第二號 保安法

●隆熙元年

- 第三號 礦業法中改正件
- 第四號 砂鐵採取法中改正件
- 第五號 銃砲及火藥類團束法
- 第七號 捕鯨業管理法

●隆熙二年

- 勳、禮、時、儀、伏、定、式 (附令 第九百九十二號)
- 各、節、日、及、凡、子、行、禮、後、署、名、件 (附令 第九百九十二號)
- 宮、中、儀、式、上、席、次、開、七件 (附令 第九百九十二號)
- 臣、僚、之、於、東、宮、皆、稱、小、人、件 (附令 第九百九十二號)
- 國、男、位、階 (附令 第九百九十二號)
- 東、橋、田、親、耕、七件 (附令 第九百九十二號)

第三編 公文式 官報 印章

第一章 公文式

- 公文式 (附令 第八百六十六號)
- 閣、令、部、令、訓、令、告、示、及、指、令、區、分、規、程 (附令 第六十四號)
- 漢、城、府、令、警、視、廳、令、及、道、令、公、布、式 (附令 第六十六號)
- 府、令、郡、令、公、布、式 (附令 第七十四號)
- 漢、城、府、令、警、發、令、增、進、開、七件 (附令 第七十四號)
- 道、令、警、發、令、增、進、開、七件 (附令 第七十四號)
- 公文類別及式樣 (附令 第五百四十六號)

第一號

森林法

第六號

漢城衛生會費用開七件

第九號

帝室債務開七件

第十號

地稅開七件

第十三號

民法訴訟規則

第十四號

紅蔘專賣法

第十五號

入票稅法

第二十號

民事訴訟期限規則

第二十一號

礦業用器具機械輸入稅並銅及金銀銅、礦石、輸出稅免除開七件

第二十二號

東洋拓殖株式會社法

第二十四號

刑事裁判費用規則

第二十五號

水產賠償金先交開七件

第二十六號

非訟事件手續規則

第二十八號

民事訴訟費用規則

第二十九號

漁業法

京外來往文牒式樣에 關한件 (開國 五百零三年七月九日號)
 公文書類에 關한件 (開國 二年一月二十五日號)
 宮廷의 儀式은 宮內府達豆施行을 爲한件 (開國 元年九月二十四日號)
 在留日本人의 認許證處理에 關한件 (內務部令 第九十八號)
 公文書記載에 關한件 (開國 三年九月八日號)

第二章 官報

官報編製에 關한件 (開國 元年十二月二十二日號)
 官報廣告規程 (內閣令 第六十號)
 印刷局에 對한 官報을 配付販賣을 爲한件 (內閣令 第九十九號)
 官報販賣規程 (開國 三年十二月十七日號)
 官報의 購讀에 關한件 (開國 五年五月十六日號)

第三章 官詔 印章

文武官官詔에 關한件 (開國 元年十二月十五日號)
 印章規程 (開國 二年二月三日號)

● 隆熙三年

- 第二號 家屋稅法
- 第三號 酒稅法
- 第四號 煙草稅法
- 第五號 國稅徵收法
- 第六號 出版法
- 第七號 公債金特別會計法
- 第八號 民籍法
- 第十號 漁業稅法
- 第十二號 地方費法
- 第十三號 公益爲爲을 爲한 設定地地方財産에 關한件
- 第十四號 國稅未勘金整理에 關한件
- 第十五號 民事證據調查費用에 關한件
- 第十九號 開島及珣春地方에 輸出入을 爲한 貨物의 關稅 免除件
- 第二十號 地方區域及名稱의 變更에 關한件

第四編 官制 分課

第一章 宮內府及其所管

宮內府官制 (開國 元年十一月十一日號)
 「改」宮內府官制中改正 (開國 元年十一月十一日號)
 宮內府大臣官房分課規程 (開國 四年六月十一日號)
 掌禮院分課規程 (開國 元年十一月十九日號)
 奎章閣分課規程 (開國 二年八月二十四日號)
 內藏院分課規程 (開國 二年九月二十四日號)
 典膳司分課規程 (開國 元年十一月十九日號)
 宮內府文書措辦規程 (開國 元年十一月三十日號)
 宮內府所管壇廟社稷宮陵園墓官制 (開國 二年十二月三十日號)
 耆老所에 對한 宮內府所管을 爲한件 (開國 三年三月十四日號)
 御苑事務局官制 (開國 三年九月二十二日號)
 御苑事務局事務分掌規程 (開國 三年五月十八日號)
 修學院官制 (開國 十年四月十四日號)

附錄 韓國法典類別・年次目錄

● 隆熙四年

- 第二十一號 輸出牛檢疫法
- 第二十二號 韓國銀行條例
- 第二十四號 屠獸規則
- 第二十五號 慈惠醫院特別會計法
- 第二十六號 度量衡法
- 第二十七號 海上衝突豫防法
- 第一號 船舶法
- 第二號 船舶檢査法
- 第三號 船舶積量測定法
- 第四號 東洋拓殖株式會社法中改正
- 第五號 國庫債券條例

● 勅 令

- 開國五百四年 第五十八號 敍品令

第二章 親衛府

- 軍部及武官學校廢止^之及親衛府設置^之件 (憲法 第三年七月三十日)
- 軍部廢止、親衛府新設^之及此^之附帶^之件 (憲法 第三年七月三十一日)
- 陸軍武官學校廢止時期^之件 (憲法 第三年九月十五日)
- 親衛府官制 (憲法 第三年七月三十一日)
- 侍從武官府官制 (憲法 第三年七月三十一日)
- 東宮武官府官制 (憲法 第三年七月三十一日)

第三章 內閣及其所管

- 官制改正^之附帶^之件 (憲法 十一年六月十四日)
- 諸法令中改正件 (憲法 十一年六月二十二日)
- 內閣官制 (憲法 十一年六月十五日)
- 內閣會議規程 (憲法 十一年六月十七日)
- 內閣所屬職員官制 (憲法 十一年六月十八日)

- 第六十號 雇員俸給^之附帶^之件
- 第六十二號 官員非職令
- 第六十四號 閣令、部令、訓令、告示及指令^之區分規程
- 第六十六號 官員懲戒令
- 第八十六號 公文式
- 第一百十二號 警務賞與令
- 第一百十五號 檢疫規則
- 第一百十六號 傳染病^之因公從事^之病亡者^之賠償金支給^之件
- 第一百十九號 陸軍會計官區分^之附帶^之件
- 第一百三十五號 陸軍隊附下士兵丁埋葬規則
- 第一百七十四號 府令、郡令^之公布式
- 開國五百五年
- 第十九號 巡檢^之看守^之死傷恤金規則
- 第二十號 巡檢^之看守^之退職賜金規則
- 第二十二號 官員懲戒令附則

內閣所屬職員分課規程

- 表勳院官制 (憲法 九年三月一日)
- 表勳院所屬職員分課規程 (憲法 九年四月十一日)
- 法典調查局官制 (憲法 九年十二月二十六日)
- 法典調查局分課規程 (憲法 九年五月二十三日)
- 文官銓考所規程 (憲法 九年三月一日)

第四章 中樞院

- 中樞院官制 (憲法 九年三月一日)
- 中樞院議事規則 (憲法 九年八月六日)

第五章 各部通則

- 各部官制通則 (憲法 第三十六號)
- 各部處務規程通則 (憲法 五年十二月十八日)

第六章 內部及其所管

附錄 韓國法典類別・年次目錄

- 第三十一號 國內鐵道規則
- 第三十六號 十三道首府位置^之件
- 第四十五號 地方官吏應行禮制
- 第四十七號 地方官吏赴任在任給由規則
- 第五十三號 各地方府牧郡^之廳牌^之關牌^之改號^之件
- 光武四年
- 第十三號 勳章條例
- 第十四號 文官服裝規則
- 第四十七號 禁奢侈條例
- 光武五年
- 第四號 貨幣條例
- 第七號 沿海地方^之砲臺設置^之件
- 光武七年
- 第八號 中央銀行條例
- 第九號 兌換金券條例
- 光武八年

- 內部官制 (內務部令第三十七號) (光武元年十二月八日)
- 內部分課規程 (內務部令第二十五號) (光武二年一月二十五日)
- 大韓醫院官制 (內務部令第十號) (光武三年二月二十六日)
- 大韓醫院分課規程 (內務部令第十一號) (光武三年十一月三十日)
- 慈惠醫院官制 (內務部令第七十五號) (光武三年八月二十四日)
- 警視廳官制 (內務部令第三十九號) (光武元年十二月十八日)
- 警務廳分課規程 (光武十一年三月十一日)
- 警務本廳處務細則 (警務部令第六號) (光武十一年三月十二日)
- 警務署警務分署處務細則 (警務部令第六號) (光武十一年三月十二日)
- 漢城府官制 (內務部令第三十八號) (光武元年十二月十八日)
- 地方費支辨_이屬_이漢城府技手_의定員 (內務部令第三號) (光武四年二月二十五日)
- 地方官官制 (內務部令第三十二號) (光武元年十二月十八日)
- 「改」地方官官制中改正 (內務部令第三十二號) (光武四年五月八日)
- 地方費支辨_이屬_이各道技手_의定員 (內務部令第二十五號) (光武四年一月二十五日)
- 觀察道內務部事務分掌規程 (內務部令第六十三號) (光武四年五月二十四日)
- 警察署、分署、巡查駐在所名稱位置及管

- 第十號 各學校卒業人收用規則
- 光武九年
- 第二號 貨幣條例實施_이關_한件
- 第三號 形體量目_이同一_인貨幣_은無得通用_한件
- 第十號 文官銓考所規程
- 第十一號 表勳院官制
- 第十二號 中樞院官制
- 第三十五號 國庫證券條例
- 第三十六號 金庫職員設置件
- 第三十七號 官等比較表
- 第三十九號 警務使以下總巡禮帽及禮裝製式改正件
- 第四十號 警務使以下常備常裝及夏服製式改正件
- 第五十號 收入印紙製造_이關_한件
- 農商工部度量衡檢査員服式_이關_한件
- 光武十年
- 第十二號 銀行條例

轄區域表改正件

- 「改」隆熙二年七月內務部令第四號別表中改正
- 正
- 警察官吏_의定員外_에臨時任用_한件 (內務部令第九號) (光武四年五月四日)
- 釜山水道敷設_이從事_한官吏_의關_한件 (內務部令第二十七號) (光武元年十一月五日)
- 韓國赤十字社官制及規則廢止_한件 (內務部令第三十二號) (光武二年六月十五日)
- (內務部令第六十七號) (光武三年七月二十四日)

第七章 度支部及其所管

- 度支部官制 (度支部令第四十一號) (光武元年十二月十八日)
- 度支部分課規程 (光武二年一月二十七日)
- 臨時財源調查局出張所_의設置 (度支部令第四號) (光武四年一月二十六日)
- 度支部官吏_의在官_{으로}中央金庫_又金 (度支部令第六號) (光武二年二月十一日)
- 濠洲關_에聘用_한件 (內務部令第二十六號) (光武二年二月十一日)
- 度支部官吏_의在官_{으로}釜山日本居留民團_에聘用_한件 (內務部令第四十五號) (光武三年四月六日)
- 度支部所屬官吏_의在官_{으로}朝鮮鮮海水產附錄 韓國法典類別・年次目錄

- 第十三號 農工銀行條例
- 第二十四號 陸軍服裝規則
- 第三十一號 內國旅費支給規程
- 第三十二號 國有財產管理規程
- 第三十三號 出納官吏身上保證規程
- 第三十四號 會計檢査規程
- 第三十七號 農商工部所管園藝模範場官制
- 第三十九號 農商工部所管農林學校官制
- 第四十一號 師範學校令
- 第四十二號 高等學校令
- 第四十三號 外國語學校令
- 第四十四號 普通學校令
- 第四十八號 府郡名_의改稱_을府郡廳_에關_한件
- 第四十九號 地方區域整理_한件
- 第五十一號 地方官官等俸給令改正件
- 第五十六號 官公立普通學校職員俸給_이關_한件

- 組合(團體)件 (初令第二十八號 隆熙四年四月十五日)
- 土地調查局官制 (初令第二十三號 隆熙四年三月十五日)
- 土地調查局分課規程 (隆熙四年三月十五日)
- 會計檢查局官制 (初令第六十八號 隆熙元年十二月二十九日)
- 會計檢查局分課規程 (隆熙二年三月九日)
- 建築所官制 (初令第五十九號 隆熙二年八月十三日)
- 建築所分課規程 (隆熙二年九月二日)
- 建築所出張所設置件 (隆熙二年八月十七日)
- 煉瓦製造所官制 (初令第六十九號 隆熙元年十二月二十九日)
- 煉瓦製造所分課規程 (隆熙二年一月二十七日)
- 印刷局官制 (初令第四十三號 隆熙元年十二月二十九日)
- 印刷局分課規程 (隆熙二年一月二十七日)
- 臨時財產整理局官制 (初令第五十五號 隆熙二年七月二十八日)
- 臨時財產整理局分課規程 (隆熙二年九月十五日)
- 臨時財產整理局出張所設置件 (隆熙二年八月一日)
- 關稅局官制 (初令第四十八號 隆熙四年三月十日)

- 第六十一號 陸軍懲罰令
 - 第六十二條 各種認許의 効力及期限에 關한件
 - 第六十五號 土地家屋證明規則
 - 第六十六號 管稅官裝服規則
 - 第六十九號 鹽稅規則
 - 第七十一號 手形條例
 - 第七十四號 文武官官誥에 關한件
 - 第七十五號 文官大禮服製式改正件
 - 第七十八號 會計下檢査規程
 - 第八十號 土地家屋典當執行規則
 - 第八十二號 警察官吏提燈規則
- 光武十一年
- 第十七號 勸業模範場官制
 - 第二十一號 西北營林廠官制
 - 第二十八號 下士卒給料改正件
 - 第二十九號 陸軍將領尉官及准士官以下提燈規則

- 關稅局分課規程 (隆熙四年三月十日)
- 稅關官制 (初令第四十五號 隆熙元年十二月十八日)
- 稅關分課規程 (隆熙四年三月十五日)
- 稅關管轄區域 (隆熙二年一月九日)
- 稅關支署名稱位置管轄區域, 件 (隆熙二年四月八日)
- 稅關監視署開始, 件 (隆熙二年四月六日)
- 「改」稅關監視署名稱及位置中改正 (隆熙四年四月二十七日)
- 稅關出張所設置, 件 (隆熙三年七月三十一日)
- 航路標識管理所官制 (初令第二十一號 隆熙四年三月十日)
- 航路標識管理所分課規程 (隆熙四年三月十五日)
- 財務監督局官制 (初令第四十六號 隆熙元年十二月十八日)
- 財務監督局分課規程 (隆熙三年四月二十日)
- 財務監督局主事定員外增置件 (隆熙二年一月二十七日)
- 財務監督官制 (初令第四十七號 隆熙元年十二月十八日)
- 財務警務分隊規程 (隆熙二年一月二十七日)
- 財務警務名稱及管轄區域表 (隆熙三年三月二十二日)

- 第三十一號 地方委員會規則
 - 第三十三號 地方金融組合規則
 - 第三十五號 內閣官制
 - 第三十六號 內閣所屬職員官制
 - 第三十七號 內閣會議規程
 - 第四十二號 諸法令中改正件
- 隆熙元年
- 第二十六號 陸軍服裝製式
 - 第二十七號 警察官吏, 定員外에 臨時任用, 件
 - 第二十八號 警視總監及警視副監禮帽禮裝에 關한件
 - 第二十九號 警察官吏任用에 關한件
 - 第三十三號 陸軍武官並相當官官等俸給令
 - 第三十四號 陸軍將校乘馬令
 - 第三十五號 經理院所管雜稅處理에 關한件
 - 第三十六號 各部官制通則
 - 第三十七號 內部官制

- 參政局官制 (舊令 第一二二號)
- 參政局分課規程 (舊文部令 第二十二號)
- 西北營林廠官制 (舊令 第二十一號)
- 臨時國稅未勘金整理委員會規則 (舊令 第四十四號)
- 地方委員會規則 (舊令 第三十一號)
- 地方委員會規則施行細則 (舊文部令 第十八號)
- 地方委員會設置場所及區域變更 (舊文部令 第六十五號)

第八章 學部及其所管

- 學部官制 (舊令 第五十四號)
- 學部分課規程 (舊令 第二十八號)
- 法學校官制 (舊令 第八十四號)
- 成均館官制 (舊令 第七十九號)
- 學部直轄學校及公立學校官制 (舊令 第五十五號)
- 「改」同上官制中改正 (舊令 第七十六號)
- 學部直轄學校職員定員令 (舊令 第七十六號)

- 第三十八號 漢城府官制
- 第三十九號 警視廳官制
- 第四十號 地方官官制
- 第四十一號 度支部官制
- 第四十三號 印刷局官制
- 第四十五號 稅關官制
- 第四十六號 財務監督局官制
- 第四十七號 財務署官制
- 第五十四號 學部官制
- 第五十五號 學部直轄學校及公立學校官制
- 第五十六號 學部直轄學校職員定員令
- 第五十七號 農商工部官制
- 第六十號 法典調查局官制
- 第六十三號 官吏勸績官制
- 第六十六號 總巡權任及巡檢、警部及巡查任用

● 隆熙二年

第九章 農商工部及其所管

- 鄉校直員地方官指揮監督會承令 (舊令 第四十六號)
- 農商工部官制 (舊令 第五十七號)
- 農商工部分課規程 (舊令 第二十八號)
- 勸業模範場官制 (舊令 第七十七號)
- 勸業模範場出張所位置及名稱 (舊令 第七十七號)
- 平壤鑛業所官制 (舊令 第六十七號)
- 農商工部所管農林學校官制 (舊令 第三十九號)
- 農商工部所管園藝模範場官制 (舊令 第三十七號)
- 工業傳習所官制 (舊令 第八十三號)
- 輸出牛檢疫所官制 (舊令 第六十五號)
- 輸出牛檢疫所設置 (舊令 第六十五號)
- 觀測所官制 (舊令 第三十八號)
- 觀測所及同附屬測候所位置及名稱 (舊令 第四十四號)
- 臨時棉花栽培所官制 (舊令 第七十二號)

附錄 韓國法典類別・年次目錄

- 第六十七號 平壤鑛業所官制
- 第六十八號 會計檢查局官制
- 第六十九號 煉瓦製造所官制
- 第七十四號 大韓醫院長俸給及手當官制
- 第七十六號 平壤鑛業所特別會計法
- 第八十號 工業傳習所官制
- 第八十二號 退官恩賜金支給規程
- 第一號 清津開放關
- 第三號 稅外諸收入收納取扱規程
- 第五號 大韓國標準時
- 第六號 度支部官吏分在官豆中央金庫又金融機關聘用
- 第九號 近衛騎兵隊下士以下禮服製式
- 第十二號 臨時棉花栽培所官制
- 第十三號 種苗場官制

- 臨時棉花栽培所設置件 (農商工部告示第四號) (民國二年三月二十四日)
- 女子蠶業講習所官制 (初令 第一六六號) (民國四年一月三十一日)
- 女子蠶業講習所設置 (農商工部告示第二號) (民國四年一月三十一日)
- 林業事務所官制 (初令 第一四四號) (民國二年三月十四日)
- 林業事務所名稱位置及管轄區域 (農商工部告示第八號) (民國三年四月十日)
- 「改」水原林業事務所廢止件 (農商工部告示第二十一號) (民國三年四月十日)
- 「改」水原林業事務所廢止件 (農商工部告示第八號) (民國四年五月二十七日)
- 種苗場官制 (初令 第一三三號) (民國二年三月十四日)
- 種苗場名稱及位置 (農商工部告示第五號) (民國二年三月十四日)
- 國有森林山野處分審查會規則 (初令 第二十五號) (民國二年四月八日)

第五編 官 規

第一章 官等 俸給

- 官等俸給令 (初令 第四十二號) (民國二年七月九日)
- 官等比較表 (初令 第三十七號) (光武九年六月二十九日)
- 文武官俸給及手當支給細則 (農文部令 第九號) (民國二年九月四日)
- 宮內官官等俸給令 (初令 第一百六十四號) (民國七年十二月二十九日)

- 第十四號 林業事務所官制
- 第十五號 清津土地規則
- 第十七號 清津官有地下規則
- 第十八號 觀測所官制
- 第十九號 清津港港界制定件
- 第二十二號 高等女學校令
- 第二十四號 國有森林山野及產物處分規則
- 第二十五號 國有森林山野處分審查會規則
- 第二十六號 官吏退官賜金件
- 第二十九號 日語通譯兼掌者特別手當支給件
- 第三十一號 憲兵補助員募集件
- 第三十二號 釜山水道敷設件
- 第三十五號 郡守任用令
- 第三十九號 宮內府所管及慶善宮所屬財產の移屬と帝室債務整理件
- 第四十號 驛屯士管理件

「改」宮內官官等俸給令中改正

- 宮內府所管增廟社殿宮陵園墓官官等俸給令 (初令 第一百八十六號) (民國三年十二月二十八日)
- 大醫院院長の俸給及手當件 (初令 第七十四號) (民國二年十二月二十九日)
- 武官並相當官及下士卒の官等俸給、給料、乘馬本分、服裝及懲戒件 (初令 第七十九號) (民國二年十二月二十九日)
- 定準用件 (布 第三十八號) (民國三年七月三十一日)
- 陸軍武官並相當官官等俸給令 (初令 第三十三號) (民國四年三月二十三日)
- 下士卒給料改正件 (初令 第二十八號) (光武十一年四月二十五日)
- 地方官官等俸給令改正件 (初令 第五十一號) (光武十一年九月二十八日)
- 西北營林廠事務官及主事給與停止件 (初令 第七十八號) (民國二年十一月六日)
- 官公立普通學校職員俸給件 (初令 第五十六號) (光武十一年九月二十八日)
- 關稅局監吏、稅關監吏及燈臺局看守特別俸給令 (初令 第四十號) (民國三年四月一日)
- 關稅局監吏、稅關監吏及燈臺局看守特別俸給令 (初令 第四十號) (民國三年四月一日)

- 第四十一號 葉錢通用價格件
- 第四十二號 官等俸給令
- 第四十三號 稅關執務時間外勤務手當給與件
- 第四十七號 土有家屋所有權證明規則
- 第五十號 享祀齋正件
- 第五十一號 文官任用令
- 第五十四號 納入告知書發給件
- 第五十五號 收入徵收件
- 第五十八號 臨時財產整理局官制
- 第五十九號 國有土石採取規則
- 第六十一號 建築所官制
- 第六十二號 國稅關手數料及旅費徵收件
- 第六十三號 私立學校令
- 第六十五號 學會令
- 第六十六號 東洋拓殖株式會社設立委員旅費件
- 第六十六號 漢城府令、警視廳令及道令の公布式

巡查給與令

印刷局職工前巡檢の額數の月額等件

件

測量及土木工事の從事工日給額件

雇員俸給件

第二章 旅費 諸給

第一節 旅費

內國旅費支給規程

外國人旅費規程

財務官以下日額旅費支給規程

地方委員旅費及手當支給規程

測量及土木工事並財源調査の關日額旅費規程

結數連名簿調製の從事雇員の旅費支給件

警務出張員日額旅費支給規程

內部所管囑託員巡查雇員及傭人の旅費額件

農商工部所管雇員內國旅費支給規程

農商工部所管外國人囑託員雇員及傭員旅費規程

東洋殖殖株式會社設立委員旅費の關件

親衛府長官の手當支給の件

日語通譯兼掌者特別手當支給の關件

宮内通譯事務兼掌者特別手當支給の關件

稅關執務時間外勤務手當給與の關件

巡查給與品及貸與品規則

第六十七號

漢城府、道府郡主事任用件

第七十號

印刷紙質下代金出納の關件

第七十五號

民事訴訟手数料規則

第七十六號

咸均館官制

第七十八號

西北營林廠事務官及主事給與停止件

第七十九號

官吏退官賜金の在職年數の關件

第八十一號

起業公債條例

第八十四號

雇員及傭人救恤規則

隆熙三年

第一號

陵園墓內核字管理守護の關件

第五號

財務官の財務監督局主事及財務署主事特別任用令

第十號

大韓醫院官制

第二十號

地稅及戶稅の納期の關件

第二十二號

漁業法施行期日件

第二十四號

耆老所官內府所管の關件

第二十五號

漁業の關連手数料の件

第四十號

關稅局監吏、稅關監吏及燈臺局看守特別俸給令

第四十三號

家屋稅實施行令及市街地件

第四十四號

臨時國稅未勘金整理委員會規則

第四十五號

度支部官吏分在官の釜山日本居留民關の聘用件

第五十號

財務監督局主事定員外增置件

第五十六號

實業學校令

第五十七號

警察官特別任用令

第五十八號

舊白銅貨幣公納使用期限

第六十二號

宮内官書文官の任用令及境遇の關件

第六十三號

南西巡幸紀念章制定件

第六十五號

輸出牛檢疫所官制

第六十七號

韓國赤十字社官制及規則廢止の件

第六十八號

軍部廢止、親衛府新設及此の附帶件

第三章 服 務

第一節 服務紀律

- 官員服務紀律 (憲法第五百三十七條)
- 官員銘心內則 (憲法第五百三十八條)
- 宮內官吏服務規律 (憲法第五百三十九條)
- 地方官吏銘心細則 (憲法第五百四十條)
- 地方官吏應行體制 (憲法第五百四十一條)
- 官員階級件 (憲法第五百四十二條)
- 章疏救弊條件 (憲法第五百四十三條)
- 地方官吏赴任在任給由規則 (憲法第五百四十四條)
- 地方官吏赴任在任給由規則 (憲法第五百四十五條)
- 煙草耕作改良指導을 위한 技術員派遣에 關한 件 (憲法第五百四十六條)
- 土地測量及調査吏員에 便宜을 與한 件 (憲法第五百四十七條)

- 第七十四號 平壤炭田擴張에 要한 工事의 材料及 機械 購入의 隨意契約에 關한 件
- 第七十五號 慈惠醫院官制
- 第七十七號 陸軍武官學校廢止時期의 件
- 第七十四號 法學校官制
- 第九十五號 土地家屋明에 關한 事務의 內務大臣에 行한 件
- 第一百二號 稅關監理特別任用令
- 隆熙四年
- 第三號 蔡政局官制
- 第六號 女子蠶業講習所官制
- 第七號 郡의 廢合에 關한 件
- 第八號 水道給水料徵收에 關한 國稅徵收法에 準用한 件
- 第十八號 關稅局官制
- 第二十號 航路標識管理所官制

起復行公에 關한 件

第三節 執務時間

- 官廳執務時限改正件 (憲法第五百四十八條)
- 稅關休日改正의 件 (憲法第五百四十九條)
- 平壤鐵業所執務時間 (憲法第五百五十條)

第四節 貯 金

- 貯蓄金規程 (憲法第五百五十一條)
- 宮內府貯蓄金規程 (憲法第五百五十二條)

第四章 賞 罰

第一節 品 勳

- 敍品令 (憲法第五百五十三條)
- 贈職規程 (憲法第五百五十四條)
- 老職加資에 關한 件 (憲法第五百五十五條)
- 勳章條例 (憲法第五百五十六條)
- 各府部院廳官吏履歷書細則 (憲法第五百五十七條)

附錄 韓國法典類別・年次目錄

- 第二十三號 土地調查局官制
- 第二十五號 船舶信號에 關한 件
- 第二十六號 學部直轄學校及公立學校官制中改正
- 第二十七號 家屋稅法施行地域中改正
- 第二十八號 度支部所屬官吏는 在官을 司호 朝鮮海産 組合에 應聘한 件
- 第二十九號 外國貿易貨物用 倉庫、陸揚船積場 或는 旅客手荷物派出檢査特許手數料에 關한 件
- 第三十號 導察賜金公債證券條例
- 第三十一號 外國船舶을 借入한 件 不開港間航行의 特許 手數料에 關한 件
- 第三十二號 地方官官制中改正

● 布 達

光武九年

南西巡幸紀念章制定件

(勅令第六十三號)

第二節 褒 賞

警務賞與令

(勅令第四十二號)

警務賞詞規程

(內閣令第四十五號)

巡查精勤證書授與規則

(內閣令第五十三號)

水雷發見届出者授賞件

(內閣令第五十五號)

人糞耕作者褒賞規程

(光武十一年六月二十六日)

園有地小作人褒賞規程

(光武十一年六月二十六日)

教育功績者褒賞規程

(光武十一年六月二十六日)

教育功績者功績狀及徽章件

(光武十一年六月二十六日)

第三節 退官賜金、恩給

官吏退官賜金に關連件

(勅令第二十六號)

官吏退官賜金の在職年數に關連件

(勅令第二十九號)

宮内文官退官賜金に關連件

(勅令第三十三號)

退官恩賜金支給規程

(勅令第三十八號)

退官恩賜金支給規程施行規則

(勅令第一八十六號)

帝室財政會議

帝室會計規則

帝室會計細則

帝室會計審查局審查規則

光武十年

宮内府本府及禮式院禮服規則

修學院官制

光武十一年

宮内府主殿院警衛局長以下服制及提燈規

制

隆熙元年

帝室音樂隊組織件

宮内府官制

宮内官官等俸給令

宮内官吏服務規程

英親王宮所厨田土及文籍豆田慶善宮に移

宮内官退官恩賜金支給規程

(勅令第七十一號)

宮内官退官恩賜金支給規程施行規則

(勅令第一號)

巡檢司看守の退職賜金規則

(勅令第二十九號)

武官恩給に關連件

(勅令第三十三號)

第四節 救 恤

殉節將卒世歐施行件

(光武四年十一月十一日)

傳染病に因公從事者に病亡者に對し

(勅令第四十六號)

金支給に關連件

(勅令第四十九號)

巡檢司看守の死傷恤金規則

(勅令第五十四號)

雇員及傭人救恤規則

(勅令第五十九號)

第五節 懲 罰

官員懲戒令

(勅令第六十六號)

官員懲戒令附則

(勅令第六十二號)

官員懲戒處分內規

(勅令第六十二號)

陸軍懲罰令

(勅令第六十一號)

巡查懲罰令

(勅令第六十一號)

屬意に當る東官に還付件

隆熙二年

宮内官退官恩賜金支給規程

東宮職員供奉服規程及提燈規程

贈職規程

掌禮院樂師長以下服制

廳辰及記念慶節日の件

御苑事務局官制

宮中儀式上席次に關連件

宮内府所管壇廟社殿宮陵園墓官制

宮内府所管壇廟社殿宮陵園墓官官等俸給

隆熙三年

宮内官任用令

親衛府官制

侍從武官府官制

地方官治績考規程

(內務部令第十四號)
(光武二年七月二十七日)

第五章 叙任

第一節 在川

文官任用令

(勅令第五十一號)
(隆熙二年七月二十七日)

文官任用令第三條の依りて認定せし學校名

〔改〕同上認定學校名中追加

官員非職令

(勅令第六十三號)
(隆熙二年七月二十七日)

宮内官爲文官に任用せし境遇に關する件

官吏の勤績に關する件

宮内官任用令

(勅令第六十二號)
(隆熙二年六月一日)

財務官及財務監督局主事及財務署主事特

別任用令

(勅令第三十五號)
(隆熙二年六月二十二日)

稅關監吏特別任用令

(勅令第三十五號)
(隆熙二年六月二十二日)

郡守任用令

(勅令第六十七號)
(隆熙二年九月十日)

漢城府道府郡主事任用件

- 第五號 東宮武官府官制
- 第六號 近衛騎兵隊編制件
- 第七號 近衛步兵隊編制件
- 第八號 武官並相當官及下士卒の官等俸給、給料、乘馬本分、服裝及懲戒に關する件
- 第九號 武官恩給に關する件
- 第十號 宮内通譯事務兼掌者特別手当支給に關する件
- 第十一號 親衛府長官の手当支給の件
- 第十三號 宮内文官退官賜金に關する件
- 隆熙四年
- 第一號 宮内府官制中改正
- 第二號 宮内官官等俸給令中改正
- 詔勅、筵說、奏本、議案

警察官特別任用令

(勅令第五十七號)
(隆熙三年五月三日)

警察官吏任用に關する件

總巡、權任及巡檢、警部及巡查任用令

件

(勅令第六十六號)
(隆熙三年七月二十九日)

巡查採用規則

(勅令第六十六號)
(隆熙三年七月二十九日)

各學校卒業生收入規則

(勅令第六十六號)
(隆熙三年七月二十九日)

第二節 銓衡 試驗

銓衡委員規程

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

宮内官銓衡委員規程

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

文官銓考所試驗規則

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

稅關監吏試驗規則

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

巡查考試規程

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

第三節 分限 進級

陸海軍將校分限令

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

陸軍武官進級令

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

陸軍軍人現役年限規程

(勅令第六十七號)
(隆熙三年八月五日)

附錄 韓國法典類別・年次目錄

- 開國五百三年
- 議案 寡女再嫁自由列せし件
- 議案 率養を以て舊典を申明せし件
- 議案 奴婢の典當革罷せし件
- 議案 譯人倡優皮工の免廢せし件
- 議案 京外來往文牒式樣に關する件
- 議案 官員服務紀律
- 議案 各官所管地稅外、各驛各屯土の稅額新定式を依りて徵出せし件
- 誓告文
- 誓告の型旨を布告する件
- 開國五百四年
- 奏本 老職加資に關する件
- 奏本 鄉會條規
- 奏本 鄉約辦務規程
- 詔勅 收曆及建元に關する件

第六章 服制 徽章

第一節 文官服制

朝臣服章¹開²件

文官服裝規則

文官大禮服製式改正件

管稅官服裝規則

農商工部度量衡檢員服式¹開²件

第二節 警察官服制

警務使以下常備常裝及夏服製式改正件

警視總監及警視副監禮帽禮裝¹開²件

警務使以下總巡禮帽及禮裝製式改正件

警務官吏提燈規則

第三節 宮內官服制

宮內府本府及禮式院禮服規則

宮內府主殿院警衛局長以下服制及提燈規則

(光武三年一月一日勅)

(勅令第百四十四號)

(光武四年四月十九日勅)

(勅令第百七十五號)

(光武十年二月二十六日勅)

(勅令第百六十六號)

(光武十年十一月二日勅)

(勅令第百五十三號)

(光武九年十二月十八日勅)

(勅令第百四十二號)

(光武十年二月二十七日勅)

(勅令第百四十四號)

(勅令第百二十八號)

(勅令第百三十九號)

(勅令第百二十七號)

(勅令第百八十二號)

(光武十年二月二十七日勅)

奏 本 年號建陽으로建¹件

●開國五百六年

詔 勅 建陽年號¹撤銷²件

奏 本 年號光武으로改¹件

●光武三年

詔 勅 朝臣服章¹開²件

奏 本 大韓國國制

●光武四年

奏 本 軍警兩部服裝中環章¹開²件

詔 勅 殉節將卒世祿施行件

●光武八年

奏 本 章疏教弊條件

勅 宣 韓俄兩國間¹締結²條約及協定³一體廢

詔 勅 罷¹件

陸海軍將校分限令

陸軍武官進級令

制

東宮職員供奉服制及提燈規則

掌禮院樂師長以下服制

第四節 軍人服制

陸軍服裝規則

陸軍服裝製式

侍陪從、親王府武官參謀官等¹的服裝

近衛騎兵隊下士以下禮服製式

陸軍將領尉官及准士官以下提燈規則

憲兵補助員服制

第五節 徵 章

印刷局徵章製定件

燈臺局所屬船旗章改定件

軍警兩部服裝中環章¹開²件

(布達第百五十五號)

(布達第百七十三號)

(布達第百七十六號)

(勅令第百二十四號)

(勅令第百二十五號)

(勅令第百二十六號)

(勅令第百二十六號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

(勅令第百二十九號)

詔 勅 陸軍軍人現役年限年齡條規

詔 勅 侍陪從親王府武官參謀官等¹的服裝

●光武九年

奏 本 新訂國文實施件

●光武十年

奏 本 官禁令

●光武十一年

奏 本 國文研究所設置件

詔 勅 光武帝讓位¹的詔勅

詔 勅 官制改正¹開²件

詔 勅 軍隊解散¹開²件

詔 勅 暴動鎮壓¹開²統監³開⁴件

詔 勅 年號光武으로改¹件

●隆熙元年

詔 勅 各節日及凡干行禮後署名件

詔 勅 早婚禁止¹的件

早婚禁止¹的件

第六編 民事 刑事

第一章 利息

利息規例 (光武十年九月二十八日)

第二章 不動產證明 典當

家契發給規則 (內務部令第二四號 光武十年五月二十四日)

土地家屋證明^에關^한事務^에內^부大臣^이行^하는^것 案件 (勅令第九十五號 光武十年十月二十九日)

土地家屋證明規則 (勅令第六十五號 光武十年十月三十一日)

土地家屋所有權證明規則 (光武十年十一月十七日)

土地家屋所有權證明規則施行細則 (勅令第四十七號 光武十年七月二十二日)

土地家屋證明事務處理順序 (法部令第十四號 光武十年七月二十九日)

數處에 散在^한土地^에同一^인契約書^에依^거는^것 案件 (光武十一年三月九日)

遇^한證明^에關^한案件 (光武十一年四月三十日)

詔勅 斷髮^에關^한案件

詔勅 宮廷^의儀式은^宮內^府達^豆施行^하는^것 案件

詔勅 臣僚^之於^는 東宮^皆稱^小人^件

詔勅 宮內府照會 官員階級^件

詔勅 國舅^의位階 即位禮式儀註

奏本 勳習時儀仗定式

隆熙二年

閣議 公文書類^에關^한國^漢文^交用^件

詔勅 祭祀舉行條目^에關^한案件

詔勅 暴徒歸順期日限制^件

隆熙三年

詔勅 地方巡幸^의聖旨

詔勅 東籍田親耕^의件 軍部及武官學校^을廢止^하는^것에^對親衛府設置^의 件

土地家屋典當執行規則 (勅令第八十八號 光武十年十二月二十八日)

第三章 刑 律

刑法 (法律第二十九號 光武九年五月二十九日)

部令、警務總令、府令^에附^속한^것 刑罰^의制^限에^關한^件 (法律第十六號 光武十年十一月九日)

陸軍法律 (法律第五十四號 光武十年十一月九日)

陸軍法律 (光武十年十一月九日)

第四章 訴 訟

第一節 訴訟手續

民刑訴訟規則 (法律第十三號 光武九年七月十七日)

非訟事件手續規則 (法律第二十六號 光武十年十月二十七日)

民事訴訟期限規則 (法律第二十八號 光武十年七月二十八日)

民事訴訟費用規則 (法律第二十八號 光武十年七月二十八日)

附錄 韓國法典類別・年次目錄

○宮內府令

●光武九年 第一號 宮內府貯蓄金規程

第三號 物品保管規則

光武十年

●隆熙元年 第四號 宮殿門出入及入對細則

第六號 大臣官房分課規程

第七號 內藏院分課規程

第六十號 達 通符及標信廢止^의件

隆熙二年

第一號 宮內官退官恩賜金支給規程施行規則

第二號 昌德宮正門開閉通行制限

民事訴訟手数料規則 (舊令第七十五號)
 民事證據調查費用關連件 (舊法第三十五號)
 刑事裁判費用規則 (舊法第二十四號)

第七編 財政

第一章 會計

第一節 普通會計

會計法 (舊法第一二二號)
 歲入歲出處理順序 (舊法第九號)
 「改」歲入歲出處理順序中追加
 「改」歲入歲出處理順序中追加
 歲入出年度科目及所管廳記訂正簡次
 歲入金月計表處理方法 (舊法第九號)
 現金先授順序 (舊法第九號)
 出納官吏身上保證規程 (舊法第九號)
 度支部所管命令官及出納官吏任命規程 (舊法第九號)

● 隆熙三年
 宮內官銓衡委員規程
 御苑事務局事務分掌規程
 典膳司分課規程

○ 閣令

● 開國五百四十四年
 第一號 各部處務規程通則
 第三號 官員銘心內則
 第四號 起復行公關連件
 第五號 官員懲戒處分內規
 第六號 官報の購讀關連件
 ● 光武四年
 第一號 中樞院議事規則

平壤炭田擴張要令及工事の材料及機械
 購入の隨意契約關連件 (舊令第七十四號)
 政府の工事又ハ物件の賣買及貸借規程 (舊法第九號)
 政府の工事又ハ物件の賣買及貸借規程
 依令請負人の規定外資格件 (舊法第九號)
 内部所管臨時治道工事關連件 (舊法第九號)
 法部廢止後の會計事務七度支部外取扱件 (舊法第九號)

第二節 特別會計

公債金特別會計法 (舊法第七號)
 慈惠醫院特別會計法 (舊法第七號)
 度支部建築所工事部煉瓦製造作業規程 (舊法第七號)
 印刷局作業會計規程 (舊法第七號)
 本壤礦業所特別會計法 (舊法第七號)
 臨時治道費會計規程 (舊法第七號)
 臨時水道費會計規程 (舊法第七號)

● 光武九年
 第二號 貯蓄金規程
 第三號 政府の工事又ハ物件の賣買及貸借規程
 第四號 物品會計規程
 ● 光武十年
 第二號 文官銓考所試驗規則
 第三號 內務所管臨時治道工事關連件
 ● 隆熙元年
 第一號 官報編製關連件
 ● 隆熙二年
 第一號 退官恩賜金支給規程施行規則
 第二號 印章規程
 第六號 官廳職務時限改正件
 第十號 銓考委員規程
 ● 隆熙三年
 第二號 寄附金募集取締規則

臨時教育擴張費會計規程

(憲法部令第十三號)
光武十年七月三十日

第三節 物品會計

物品會計規程

(憲法部令第四號)
光武九年七月十五日

物品出納處理順序

(憲法部令第十九號)
光武十年十月二十九日

物品出納證明規則

(憲法部令第三十一號)
光武十年十二月十日

出給命令用紙及通知書用紙保管節次

(憲法部令第三十三號)
光武十年十二月十四日

保管物品取扱規程

(內務部令第四十五號)
光武四年四月十三日

第四節 國有財產

國有財產管理規程

(勅令第三十二號)
光武十年七月三十日

國有財產目錄及增減變動報告書式樣

(憲法部令第二十四號)
光武十年十一月十五日

英親王宮所屬田土及文簿並分度善宮移

(布達部令第六十九號)
光武九年七月二十九日

屬意及善宮移付件

(布達部令第六十九號)
光武九年七月二十九日

宮內府所管及慶善宮所屬財產移屬斗

(勅令第三十九號)
光武二年六月二十九日

帝室債務整理件

(憲法部令第四十三號)
光武二年六月二十九日

驛屯士以外國有田番の管理に關する規程

(憲法部令第四十三號)
光武二年六月二十九日

驛屯士管理に關する件

(憲法部令第四十三號)
光武二年六月二十九日

●表勳院令

●光武四年

第一號 各府部院廳官吏履歷書細則

●內部令

●開國五百四年

第八號 種痘規則

●開國五百五年

第六號 地方官吏銘心細則

第九號 京城內道路に關する件

●光武二年

第十三號 警務賞罰規程

第十四號 地方官治績考規程

●光武三年

第十九號 傳染病預防規則

驛屯士管理規程

(憲法部令第二十七號)
光武二年八月二十二日

軍部所管の財産を分現今不用に關する件處理の件

(憲法部令第九十六號)
光武三年九月十七日

諸贖領書記載に關する注意

(憲法部令第三十二號)
光武二年三月二十七日

不動産利用請願書現今問不受理の件

(憲法部令第七號)
光武二年八月十七日

第五節 金庫

金庫職員設置件

(勅令第三十六號)
光武九年六月二十八日

金庫事務處理順序

(憲法部令第四號)
光武九年六月三十日

國庫金委託出納事務處理順序

(憲法部令第二十七號)
光武十年九月二十五日

新義州稅關支署構内に中央金庫派出所設置件

(憲法部令第一號)
光武二年二月二十五日

第六節 軍隊經理

陸軍會計官區分に關する件

(勅令第四十九號)
光武五年四月十五日

軍隊經理規程

(憲法部令第一八號)
光武十年一月十八日

工事部給及物品購買規程

(憲法部令第三號)
光武九年九月二日

第七節 會計檢查

附錄 韓國法典類別・年次目錄

●光武十年

第二十號 虎列刺預防規則

第二十一號 腸塞扶斯預防規則

第二十二號 赤痢及實布の里亞預防規則

第二十三號 發疹瘰癧私預防規則

第二十四號 痘瘡預防規則

第二十五號 傳染病消毒規則

第二十六號 檢疫停船規則

●光武十年

第二號 家契發給規則

第八號 地方官吏赴任に關する規程

第十六號 警務出張員日額旅費支給規程

●隆熙元年

第五號 巡查給與令

第六號 巡查採用規則(陸二ノ一類布)

第七號 巡查給與品及食與品規則

●隆熙二年

會計檢查規程	(勅令 第三十四號 光武十年七月三十日)
會計下檢査規程	(勅令 第七十八號 光武十年七月二十八日)
會計下檢査細則	(憲法部令 第三十二號 光武十年七月三十一日)
收入支出證明規則	(憲法部令 第三十號 光武十年七月三十日)
第八節 帝室會計	
帝室財政會議	(光武九年十二月三十日)
帝室會計規則	(光武九年十二月三十日)
帝室會計細則	(光武九年十二月三十日)
帝室會計審査局審査規則	(光武九年十二月三十日)
物品保管規則	(官內府令 第三號 光武九年十二月三十日)
帝室債務規則	(法律 第九號 光武九年五月九日)
第二章 租 稅	
第一節 租稅徵收	
國稅徵收法	(法律 第五號 光武三年二月二十六日)
國稅徵收法施行細則	(憲法部令 第六號 光武三年三月一日)

第一號	巡查懲罰令
第四號	警察署分署巡查駐在所名稱位置及管轄區域表改正件
第六號	內部所管囑託員、巡查、雇員及傭人の旅費額件
第七號	巡查配賞請願規則
● 隆熙三年	
第二號	全羅南道昌平郡郡內面烏玉山面오르改稱件
第三號	痘苗賣下規則
第五號	地方費會計規則
第七號	黃海道面整理規則
第八號	慶尙北道面整理規則
第九號	慶尙南道面整理規則
第十二號	平安北道面整理規則
第十三號	水道給水規則

國稅未勘金整理規則	(法律 第十四號 光武三年四月六日)
稅額의算出에 單位以下의端數切捨件	(憲法部令 第四號 光武十年三月二十日)
地稅及戶布錢規則	(法律 第十五號 光武五年四月九日)
地稅及戶稅의納期規則	(勅令 第二十六號 光武三年二月二十六日)
外國人居留地에在는地稅及雜入徵收事務取扱規程	(憲法部令 第三十七號 光武四年五月十七日)
徵稅에關는諸帳簿減額通知及報告規程	(憲法部令 第三十七號 光武四年五月十七日)
地稅徵收票帳調製規程	(憲法部令 第三十九號 光武四年七月十四日)
地稅徵收票帳調製規程施行上注意의件	(憲法部令 第六十七號 光武二年七月十六日)
礦業權讓渡時不納稅額徵收規則	(憲法部令 第九十五號 光武三年九月十五日)
水道給水料徵收規則	(勅令 第八號 光武四年一月三十一日)
水道給水料徵收規則에關는國稅徵收法施行細則準用件	(內務部令 第六號 光武四年二月十五日)
船稅徵收規則	(憲法部令 第十號 光武四年三月三十一日)
第二節 稅外收納	
附錄 韓國法典類別・年次目錄	

第十四號	地方費賦課金徵收費用의件
● 隆熙四年	
第一號	平安南道面整理規則
第二號	咸鏡南道面整理規則
第三號	地方費支辨에屬는漢城府技手의定員
第四號	地方費支辨에屬는各道技手의定員
第五號	大韓醫院附屬醫學校規則
第六號	水道給水料徵收規則에關는國稅徵收法施行細則準用件
第八號	江原道面整理規則
第九號	隆熙二年七月內部令第四號別表中改正
● 度支部令	
● 開國五百四年	
第三號	社選條例
● 光武八年	

稅外諸收入收納取扱規程 (昭和二年一月三十一日) (昭二令第一三號)
 稅外諸收入收納事務取扱節次 (昭文部令第一二號) (昭二令第一二號)
 稅外諸收入收納取扱の關連書類及帳簿の書式 (昭文部令第十一號) (昭二令第十一號)

第三節 稅法

各官所管地稅外各縣各屯土の稅額新定式 (昭五五年八月十日) (昭五令第一〇六號)
 各官所管地稅外各縣各屯土の稅額新定式 (昭二令第一〇六號)
 地稅の關連件 (昭二令第一〇六號)
 典當舖規則 (昭二令第一〇六號)
 典當舖規則 (昭二令第一〇六號)
 鹽稅規程 (昭二令第一〇六號)
 入麥稅法施行細則 (昭二令第一〇六號)
 入麥稅法施行細則 (昭二令第一〇六號)
 漁業稅法 (昭二令第一〇六號)
 漁業稅法施行細則 (昭二令第一〇六號)
 家屋稅法 (昭二令第一〇六號)

第三號 印刷局職工並巡檢の額數の月給等の關連件

●光武九年

第四號 金庫事務處理順序
 第五號 歲入歲出處理順序
 第九號 現金先授順序
 第十四號 共同倉庫會社章程
 第十六號 手形組合條例
 第十七號 收入印紙規程
 第十八號 收入印紙賣下規程

●光武十年

第三號 水利組合條例
 第四號 農工銀行設立の關連件
 第五號 銀行條例施行細則
 第六號 臨時治道費會計規程
 第七號 臨時水道費會計規程

家屋稅法施行令市街地、作

「改」家屋稅法施行地域中改正

家屋稅法施行細則

酒稅法

酒稅法施行細則

煙草稅法

煙草稅法施行細則

經理院所管雜稅處理の關連件

前經理院所管雜稅中農商工部管理の移屬處理の關連件

第四節 印紙 手形川紙

收入印紙製造の關連件

印紙類出納規程

印紙類賣下代金出納の關連件

收入印紙規程

收入印紙賣下規程

第十號 家契手數料規則

第十一號 測量及土木工事並財源調查の關連日額旅費規程

第十二號 測量及土木工事の從事を以て工夫日給額、臨時教育擴張會計規程

第十三號 臨時教育擴張會計規程

第十七號 國庫金委託出納事務處理順序

第十九號 物品出納處理順序

第二十號 管稅官監督檢查規程

第二十一號 印刷局作業會計規程

第二十四號 國有財產目錄及增減變動報告書樣式

第二十七號 度支部建築所工事部煉瓦製造作業會計規程

第三十號 收入支出證明規則

第三十一號 物品出納證明規則

第三十二號 會計下檢查細則

●光武十一年

- 公債證書其他有價證券の擔保價格 (憲法部告示第百四號 民國二年九月九日)
- 財務署の收入印紙及手形用紙賣下の件 (憲法部令第百二十三號 民國二年七月三十一日)
- 財務署の收入印紙類賣下の件 (憲法部令第百七十三號 民國二年七月三十一日)
- 收入印紙の賣下を發行官財務署名 (憲法部告示第百五號 民國二年七月三十一日)
- 「改」同上財務署名中追加 (憲法部告示第百三號 民國二年七月三十一日)
- 郡の收入印紙賣下の件 (憲法部令第百十號 民國三年三月十九日)
- 收入印紙賣下を發行官郡名 (憲法部令第百二號 民國三年四月二日)
- 「改」同上郡名中削除 (憲法部告示第百四號 民國三年五月十四日)
- 郡收入印紙賣下の件 (憲法部令第百三十一號 民國三年三月十一日)
- 手形用紙製造並賣下の件 (憲法部令第百九號 民國十一年三月二十日)
- 收入印紙及手形用紙原賣下順序 (光武十一年六月十五日)

第五節 地方費

- 地方費法 (法律第百十二號 民國三年四月二日)
- 公益爲爲の設置地方財產の關連 (法律第百十三號 民國三年四月二日)
- 地方費會計規則 (內務部令第百五號 民國三年十月一日)
- 地方費賦課金徵收規程 (憲法部令第百二十八號 民國三年十月十四日)

- 第四號 稅額の算出に單位以下の端數切捨の件
- 第九號 手形用紙製造並賣下の關連の件
- 第十六號 地方金融組合設立の關連の件
- 第十八號 地方委員會規則施行の關連の件
- 第二十號 收入印紙及手形用紙原賣下順序
- 第二十三號 印紙類出納規程
- 隆熙二年
- 第一號 稅關管轄區域
- 第九號 稅關支署名稱位置管轄區域の件
- 第十一號 稅外諸收入收納取扱の關連書類帳簿の書式
- 第十五號 農工銀行條例施行規則
- 第十七號 人壽稅法施行細則
- 第十八號 紅蔘專賣法施行細則
- 第十九號 地稅徵收聲帳調製規程
- 第二十二號 人壽の特別耕作區域

地方費賦課金徵收費用の件

第六節 財務監督

- 管稅官監督檢查規程 (憲法部令第百二十號 民國十一年三月二十九日)
- 財務官吏檢查規程 (憲法部令第百十四號 民國三年二月二十三日)

第三章 專賣

- 紅蔘專賣法 (法律第百十四號 民國二年七月二十日)
- 紅蔘專賣法施行細則 (憲法部令第百十八號 民國二年七月二十一日)
- 水蔘賠償金先交の關連の件 (法律第百二十五號 民國二年七月二十日)
- 水蔘の賠償價格 (憲法部告示第百十四號 民國三年九月一日)
- 人壽の特別耕作區域 (憲法部令第百二十三號 民國二年七月三十一日)

第四章 手数料

- 家契手数料規則 (憲法部令第百十號 光武十年五月二十四日)
- 面交付金控除の件 (憲法部令第百二十三號 民國三年八月十三日)
- 土地家屋證明の關連認證手数料の統首或 (附錄 韓國法典類別・年次目錄)

第二十三號 財務署の收入印紙及手形用紙賣下の件

第二十七號 驛屯土管理規程

第二十九號 文武官俸給及手當支給細則

第三十三號 外國人旅費規程

第三十五號 關稅の關連手数料額の件

第三十六號 地方委員旅費及手當支給規程

第三十七號 人壽耕作者褒賞規程

第四十三號 驛屯土以外國有田畠の管理の關連規程

● 隆熙三年

第二號 家屋稅法施行細則

第三號 酒稅法施行細則

第四號 煙草稅法施行細則

第六號 國稅徵收法施行細則

第九號 政府の工事又七物件の賣買及貸借規程に依る請負人の規定外資格の件

第十號 郡の收入印紙賣下の件

洞長所得稅關連件 (法部令第三十三號)
 光武十一年三月二十日
 漁業關連手数料の件 (勅令第二十五號)
 光武十一年三月十七日
 各種物質分析及試驗手数料規定 (農商工部令第四十二號)
 光武十年五月十四日

第五章 貨幣

貨幣條例 (勅令第四十四號)
 光武五年二月十五日
 貨幣條例實施關連件 (勅令第二十二號)
 光武九年二月十八日
 補助貨與授制限關連件 (農商工部令第四十二號)
 光武十年十月十八日
 形體量目同一貨幣之無碍通用件 (勅令第三十三號)
 光武九年一月十八日
 英錢通用價格關連件 (勅令第二十九號)
 光武二年六月二十七日
 舊白銅貨幣公納使用期限 (勅令第五十八號)
 光武三年五月二十一日
 日本舊一圓銀貨通用禁止關連件 (農商工部令第八十八號)
 光武二年三月十七日
 兌換金券條例 (勅令第九號)
 光武七年三月六日
 第一銀行壹圓券改版發行の件 (農商工部令第三十三號)
 光武二年六月二十七日
 第一銀行拾圓券改版發行の件 (農商工部令第三十九號)
 光武二年二月十九日
 第一銀行五圓券改版發行の件 (農商工部令第五號)
 光武三年六月二十一日

第十一號 漁業稅法施行細則
 第十三號 財務署名稱及管轄區域表
 第十五號 財務官以下日額旅費支給規程
 第二十一號 稅關出張所設置の件
 第二十三號 面交付金控除の件
 第二十八號 地方費賦課金徵收規程
 第三十號 韓國銀行券の製造發行損券相換及銷却等關連件
 第三十二號 間島及琿春地方免稅貨物取扱規程
 第三十六號 稅關休日改正の件
 隆熙四年
 第二號 稅關監吏試驗規則
 第四號 臨時財源調查局出張所の名稱及位置
 第十一號 船舶法施行細則
 第十二號 船舶牌規則
 第十三號 船舶檢查法施行細則

第一銀行券、韓國銀行券引續發行發行の件 (農商工部令第三十八號)
 光武三年十一月十日

韓國銀行券の製造發行損券相換及銷却等關連件 (農商工部令第三十號)
 光武三年十一月十五日

第六章 公債 手形

國庫證券條例 (勅令第三十五號)
 光武九年六月二十五日
 國庫債券條例 (法律第五號)
 光武四年五月十六日
 起業公債條例 (勅令第八十一號)
 光武二年十一月三十日
 導線賜金公債證券條例 (勅令第三十號)
 光武四年五月二日
 手形條例 (勅令第七十一號)
 光武十年七月十六日

第八編 農商工

第一章 土地 林野

第一節 未墾地利用

國有未墾地利用法 (法律第四號)
 光武十一年七月六日

附錄 韓國法典類別・年次目錄

第十四號 船稅徵收關連件
 第十五號 外國貿易貨物用上屋、倉庫、陸揚船積場或旅客荷物派出檢査特許手数料
 第十六號 歲入歲出處理順序中追加
 第十七號 稅關監視署名稱及位置中改正
 第十八號 借入外國船舶不開港間航行の特許手数料
 第十九號 國有地小作人賃賃規程
 第二十號 歲入歲出處理順序中追加

●軍部令

開國五百四年
 第三號 宮城諸守衛兵服務規則
 光武九年
 第三號 工事部給及物品購買規程
 光武十年
 第一號 軍隊經理規程

國有未墾地利用法施行細則 (農商工部令第五十一號) 光武十一年七月十一日

國有未墾地利用法中坪及町計算關連件 (農商工部令第五十一號) 光武十一年七月十一日

土地開墾關連件 (農商工部令第五十一號) 光武十一年七月十一日

第二節 山林

森林法 (法律第一號) 光武二年一月二十四日

森林法施行細則 (農商工部令第六十五號) 光武二年四月二十五日

國有森林山野部分林規則 (農商工部令第六十三號) 光武二年三月十八日

國有森林山野及產物處分規則 (農商工部令第六十三號) 光武二年三月十八日

國有森林山野及產物處分規則關連件 (農商工部令第六十三號) 光武二年三月十八日

山野處分審查會規則施行件 (農商工部令第六十七號) 光武二年四月十四日

陵園墓內核字管理守護關連件 (勅令第一號) 光武三年一月七日

國有模範林地選定件 (農商工部令第一號) 光武十一年一月二十五日

漢城五部內區域保安林 (農商工部令第二十九號) 光武二年八月九日

漢城府東部保安林解除 (農商工部令第三十號) 光武三年十月四日

漢城府北部保安林解除 (農商工部令第三十六號) 光武三年二月十八日

●隆熙元年

第一號 陸軍將校乘馬令施行規則

●隆熙二年

第二號 兵器取扱規則

第三號 憲兵補助員採用關連件

●隆熙三年

第二號 憲兵補助員限制

◎法部令

●光武十年

第四號 土地家屋證明規則施行細則

●光武十一年

第二號 土地家屋典當執行規則施行細則

第三號 土地家屋證明關連認證手数料統一首或洞長所得關連件

●隆熙二年

第十四號 土地家屋所有權證明規則施行細則

◎學部令

●開國五百年

第四號 各種學校退學生徒學費還入條規

●光武九年

第一號 學校董督關連規定

●光武十年

第十八號 官立漢城師範學校教員臨時養成科規則

第二十六號 官立漢城高等學校豫科設置件

第二十七號 小學校普通學校改稱令並小學校職員仍用件

●光武十一年

第二十八號 觀察府所在地公立普通學校名稱及位置

●光武十一年

第四號 光武十一年四月一日吳開校公立普通

第二章 鑛業

鑛業法 (法律第三號) 光武十年七月十二日

鑛業法中改正件 (法律第三號) 光武十年八月八日

鑛業法施行細則 (農商工部令第四十三號) 光武十年七月十三日

鑛業法施行細則附屬樣式 (農商工部令第四十五號) 光武十年八月十一日

砂鑛採取法 (法律第七號) 光武十年七月二十四日

砂鑛採取法中改正件 (法律第七號) 光武十年八月八日

砂鑛採取法施行細則 (農商工部令第四十六號) 光武十年八月十一日

砂鑛採取法施行細則中改正件 (農商工部令第四十八號) 光武十年七月十八日

砂礫採取法施行細則附屬樣式
(農商工部令第四十七號 光武十年八月十四日)
 固有土石採取規則
(勅令第五十八號 隆熙二年八月十三日)
 農商工部所屬石灰及鐵礦採掘區域外件
(農商工部令第三十三號 隆熙三年六月十六日)
 農商工部所屬鐵礦採掘區域解放件
(農商工部令第三十六號 隆熙三年十月二十八日)
 鐵業又七採取業の請願簡次關連件
(農商工部令第四十九號 光武十年九月十三日)
 各種認許の効力及期限關連件
(勅令第六十二號 光武十年十月二十二日)

第三章 漁業

漁業法
(法律第二十九號 隆熙二年十一月十二日)
 漁業法施行期日件
(勅令第二十二號 隆熙二年二月二十七號)
 漁業法施行細則
(農商工部令第七十二號 隆熙三年十一月二十四日)
 漁業關連書類呈便宜從容の日本理事官号經由官号得支件
(農商工部令第一號 隆熙三年三月三十日)
 漁業免許狀、許可狀、假札の式樣
(農商工部令第十四號 隆熙三年二月十六日)
 漁業關連書類願書、申請書、申告書の書式
(農商工部令第十五號 隆熙三年二月十六日)

- 第五號 學校名稱及位置
光武十一年五月一日呈吳司開校公立普通學校名稱及位置
- 隆熙元年 官立安洞普通學校官立漢城師範學校附屬普通學校呈改稱
- 隆熙二年 教育勸績者褒賞規程
私立學校補助規程
公立私立學校認定關連規程
教科用圖書檢定規程
學部編纂教科用圖書發賣規程
成均館司業試選規程
學部所管日本國留學生規程
- 隆熙三年 實業學校令施行規則

漁場圖及漁具圖製作方法
 捕鯨業管理法
(農商工部令第七號 隆熙三年二月二十四日)
(法律第七號 隆熙元年十月二日)

第四章 金融

韓國銀行條例
(法律第二十七號 隆熙三年七月二十七日)
 韓國銀行定款
(日本政令第三十七號 隆熙三年八月二十七日)
 中央銀行條例
(勅令第八號 光武七年三月二十六日)
 銀行條例
(勅令第十二號 光武十年三月二十四日)
 銀行條例施行細則
(農商工部令第五號 光武十年四月十五日)
 農工銀行條例
(勅令第十三號 光武十年三月二十四日)
 農工銀行條例施行規則
(農商工部令第六十五號 隆熙二年六月十五日)
 農工銀行設立關連件
(農商工部令第四號 光武十年四月二十八日)
 共同倉庫會社章程
(勅令第三十三號 光武十一年一月六日)
 地方金融組合規則
(勅令第三十三號 光武十一年一月六日)
 地方金融組合設立關連件
(農商工部令第十六號 光武十年六月十五日)
 手形組合條例
(農商工部令第十六號 光武十年六月十五日)

- 第二號 高等女學校令施行規則
- 第三號 師範學校令施行規則
- 第四號 高等學校令施行規則
- 第五號 外國語學校令施行規則
- 第六號 普通學校令施行規則
- 隆熙四年 實業補習學校規程
第一號 實業補習學校規程
第二號 學校財產管理規程
- 農商工部令
● 光武二年 典當細則
● 第三十一號
● 光武九年 度量衡取締關連一部警察務顧問會兼
第四十一號
● 光武十年

水利組合條例 (光武十年四月三日)
 東洋拓殖株式會社法 (法律第二十二號)
 「改」同上會社法中改正 (法律二年八月二十七日)
 東洋拓殖株式會社定款 (法律四年四月十六日)
 「改」同上定款中正誤 (法律二年十月十日)
 「改」同上定款中變更 (法律四年六月十日)
 (農商工部令第一四四號)
 (光武十年九月二十一日)

第五章 度量衡

度量衡法 (法律第二十六號)
 度量衡法施行地域 (法律三年九月二十二日)
 「改」隆熙四年七月一日至吳司度量衡法施行地域 (農商工部令第四號)
 度量衡法施行規則 (農商工部令第四號)
 度量衡器小賣價格 (農商工部令第三號)
 度量衡取締關連一部警務顧問會 (農商工部令第三十三號)
 事件 (光武九年十二月三十日)

第四十二號 各種物質分析及試驗手數料規定
 第四十三號 鑛業法施行細則
 第四十四號 移民保護法施行細則
 第四十五號 鑛業法施行細則附屬樣式
 第四十六號 砂鑛採取法施行細則
 第四十七號 砂鑛採取法施行細則附屬樣式
 第四十九號 鑛業又七採取業申請簡次關連事件
 ●光武十一年
 第五十號 官立工業講習所規則
 第五十一號 國有未墾地利用法施行細則
 ●隆熙二年
 第六十一號 農商工部所管雇員內國旅費支給規程
 第六十三號 國有森林山野部分林規則
 第六十五號 森林法施行細則
 第六十八號 砂鑛採取法施行細則中改正事件
 第七十一號 農商工部所管外國人囑託雇員及傭員旅費

第六章 鐵道

國內鐵道規則 (勅令第五百五十七號)
 私設鐵道條例 (法律第六號)
 (光武九年十二月二十一日)

第七章 氣象統計

天氣豫報及暴風警報規程 (農商工部令第九號)
 暴風雨標置仁川月尾島設置件 (農商工部令第十一號)
 農業統計關連事件 (農商工部令第六十三號)
 (隆熙二年六月十五日)

第九編 地方制度

第一章 行政區劃

地方區域及名稱變更關連事件 (法律第二十五號)
 十三道首府位置件 (勅令第三十六號)
 地方區域整理件 (勅令第四十九號)
 府郡名改稱並府郡廳關連事件 (勅令第四十八號)
 (光武十年九月二十八日)

附錄 韓國法典類別・年次目錄

第七十二號 漁業法施行細則
 ●隆熙三年
 第一號 漁業關連書類便宜從日本理事官會經由官會得事件
 第二號 農商工部所管農林學校規則
 第三號 度量衡法施行規則
 第四號 度量衡法施行地域
 ●隆熙四年
 第一號 女子蠶業講習所規則
 第二號 平壤鑛業所執務時間
 第三號 官立工業講習所規則改正
 第四號 隆熙四年七月一日至吳司度量衡法施行地域

●內閣訓令

地域

郡出廢合^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第七^號 光武四年一月三十一日)

慶尙北道奉化郡廳舍移轉^ニ出^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第七^號 光武三年十月二十五日)

全羅南道昌平郡郡內面^ニ昌^玉山^面ヨ^リ改^稱件^ノ (內^ニ部^ニ令^第二^號 光武三年三月十日)

慶尙北道面整理^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第八^號 光武三年十月二十七日)

慶尙南道面整理^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第九^號 光武三年十月二十七日)

黃海道面整理^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第七^號 光武三年十月二十七日)

平安南道面整理^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第一^號 光武四年一月十五日)

平安北道面整理^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第二^號 光武三年十一月三日)

咸鏡南道面整理^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第二^號 光武四年一月二十日)

江原道面整理^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第二^號 光武四年四月二十七日)

第二章 鄉會 社還

鄉會條規 (內^ニ部^ニ令^第一^號 光武五年四月十一日 本)

鄉約辦務規程 (內^ニ部^ニ令^第一^號 光武五年四月十一日 本)

社還條例 (內^ニ部^ニ令^第三^號 光武五年四月十一日 本)

●開國五百四年 公文類別及式樣

●光武九年 表勳院所屬職員分課規程

●光武十一年 內閣所屬職員分課規程

●隆熙二年 法典調查局分課規程

◎內部訓令

●光武十一年 警務廳分課規程

●隆熙二年 免罪文憑頒給權限等^ニ關^ス件^ノ 內部分課規程

●隆熙二年 道令^ニ發^ス境^ニ遇^ニ關^ス件^ノ 內部分課規程

●隆熙二年 第百三十三號 道令^ニ發^ス境^ニ遇^ニ關^ス件^ノ

第三章 地方命令

第一節 警視廳令

警視廳令公布式 (內^ニ部^ニ令^第七^號 光武二年十月十六日)

街路管理規則 (內^ニ部^ニ令^第二^號 光武十年一月六日)

牛車及荷馬車管理規則 (內^ニ部^ニ令^第四^號 光武十年四月十四日)

牛車及荷馬車管理規則施行^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第一^號 光武十年四月十四日)

人力車營業團束規則 (內^ニ部^ニ令^第一^號 光武二年二月二十一日)

飲食取締^ニ關^ス件^ノ (內^ニ部^ニ令^第三^號 光武二年八月十八日)

除穢規則 (內^ニ部^ニ令^第一^號 光武元年十月九日)

除穢規則施行區域件 (內^ニ部^ニ令^第二^號 光武二年四月四日)

娼妓團束令 (內^ニ部^ニ令^第三^號 光武二年九月三日)

娼妓團束令 (內^ニ部^ニ令^第五^號 光武二年九月二十八日)

渡船營業團束規則 (內^ニ部^ニ令^第六^號 光武二年九月二十八日)

畜犬團束規則 (內^ニ部^ニ令^第一^號 光武三年六月五日)

水流^ニ付^テ蔬菜、食器等^ヲ洗濯^ス吳^ル件^ノ (內^ニ部^ニ令^第二^號 光武三年六月三十日)

●第百三十四號 漢城府令^ニ發^ス境^ニ遇^ニ關^ス件^ノ

●隆熙三年 民籍法執行心得

●第七十六號 巡查考試規程

●第百八十八號 在留日本人^ノ認^許請^願處^理關^ス件^ノ 大韓醫院分課規程

●隆熙四年 水道公設共用給水^ニ關^ス處^理節^次

●第三十九號 保管物品取扱規程

●第四十五號 巡查精勤證書授與規程

●第五十三號 巡察道內務部事務分掌規程

●第六十三號 巡察道內務部事務分掌規程

◎度支部訓令

●光武十年 補助貨與授制限^ニ關^ス件^ノ

●隆熙二年

- 物品販賣禁止令(關)件 (民國三年九月二十五日)
- 傳染病豫防令(關)命令違背罰則 (民國三年十月一日)
- 病毒感染豫防注意(件) (民國三年九月十五日)
- 清潔法施行(關)件 (民國三年九月十六日)
- 西大門屠獸場開始(件) (民國三年九月八日)

第二節 漢城府令

- 漢城府令公布式 (民國二年十月三日)
- 學務委員規程 (民國二年十月二十一日)
- 漢城衛生會費用取立(關)標準及課率(件) (民國二年十月二十一日)
- 漢城衛生會費用取立(關)標準及課率(件) (民國二年十月二十一日)
- 土地家屋所有權證明申請(關)件 (民國三年八月十六日)
- 惡疫流行(對)衛生上注意(關)件 (民國三年九月二十一日)
- 地方費賦課金賦課規則 (民國三年十月十四日)
- 漢城府立實業補習學校(開)校 (民國三年四月十四日)
- 渡船營業取締規則 (民國三年四月十二日)

第三節 京畿道令

- 地方費賦課金賦課規則 (民國三年十月一日)
- 屠獸規則施行細則 (民國三年一月十二日)
- 屠場設立地等級指定 (民國三年一月十二日)
- 土地測量業者團束規則 (民國三年二月二日)
- 洞里的廢置分合並其名稱及境界變更(件) (民國三年三月二日)
- 京畿道令公布式 (民國三年四月十六日)
- 始興郡內(里)洞(會)合併(件) (民國三年四月二日)
- 第四節 忠清北道令 (民國三年五月十四日)
- 渡船營業處理規則 (民國三年五月十四日)
- 寄附金募集取締規則(依)件(請願)及申(告)件 (民國三年五月二十八日)
- 地方費賦課金賦課規則 (民國三年十月四日)
- 屠獸規則施行細則 (民國三年十月四日)
- 第五節 忠清南道令 (民國三年一月十二日)
- 忠清南道令公布式 (民國三年一月十二日)
- 寄附金募集取締規則(依)件(請願)及申(告)件 (民國三年一月十二日)

- 度支部分課規程 (民國三年九月二十五日)
- 煉瓦製造所分課規程 (民國三年十月一日)
- 印刷局分課規程 (民國三年九月十五日)
- 財務監督局分課規程 (民國三年九月十六日)
- 財務署事務分課規程 (民國三年九月八日)
- 會計檢査局分課規程 (民國二年十月三日)
- 度支部所管命令官及出納官吏任命規程 (民國二年十月二十一日)
- 日本舊一圓銀貨通用禁止(關)件 (民國二年十月二十一日)
- 第百三十二號 稅外諸收入收納事務取扱(件) (民國二年十月二十一日)
- 第百三十四號 前經理院所管諸稅中農商工部管理(移)屬(處)理(關)件 (民國三年八月十六日)
- 第百三十七號 外國人居留地(在)地稅及雜入徵收事務取扱規程 (民國三年九月二十一日)
- 第百六十七號 地稅徵收臺帳調製規程施行上注意(件) (民國三年十月十四日)
- 第百七十三號 財務署(外)印紙類賣下(關)注意 (民國三年四月十四日)
- 第百九十二號 歲入出年度科目及所管廳誤訂正(件) (民國三年四月十二日)

● 隆熙三年

- 第百九十四號 建築所分課規程 (民國三年十月一日)
- 第百九十五號 臨時財產整理局分課規程 (民國三年十月十二日)
- 第百九十七號 歲入金月計表處理方法 (民國三年二月二日)
- 第十四號 財務官吏檢査規程 (民國三年三月二日)
- 第十七號 徵稅(關)諸帳簿、減額通知及報告規程 (民國三年四月十六日)
- 第三十一號 郡收入印紙賣下(關)取扱(件) (民國三年四月二日)
- 第四十一號 關稅局監吏、稅關監吏及燈臺局看守(任)件 (民國三年五月十四日)
- 第七十九號 結數連名簿調製(從)事(官)員(旅)費(支)給(件) (民國三年五月二十八日)
- 第九十二號 公文書記(關)件 (民國三年十月四日)
- 第九十五號 礦業權讓渡(時)不納稅額徵收(關)件 (民國三年十月四日)
- 第九十六號 軍部所管(財)產(分)現(金)不(用)屬(物)件(處理)件 (民國三年一月十二日)

● 隆熙四年

告, 件

- 渡船營業取締規則 (忠清南道令 第三二號 民國三年三月二十日)
- 出版法第二條의 請願書提出에 關한件 (忠清南道令 第三三號 民國三年四月六日)
- 地方費賦課金賦課規則 (忠清南道令 第三四號 民國三年五月二十五日)
- 洞里村의 整理에 關한件 (忠清南道令 第三五號 民國三年十月四日)
- 屠獸規則施行細則 (忠清南道令 第三六號 民國三年十一月十一日)
- 道路費補助規程 (忠清南道令 第三七號 民國三年十二月十七日)
- 公私立學校補助規程 (忠清南道令 第三八號 民國四年二月一日)
- 屠場設立地等級地의 指定 (忠清南道令 第三九號 民國四年四月二日)
- 惡疫豫防에 關한件 (忠清南道令 第四〇號 民國四年六月三日)

第六節 全羅北道令

- 全羅北道令 第一號 (全羅北道令 第一號 民國三年七月六日)
- 地方費賦課金賦課規則 (全羅北道令 第二號 民國三年十月九日)
- 屠獸規則施行細則 (全羅北道令 第三號 民國四年一月十二日)
- 屠場設立地等級指定 (全羅北道令 第四號 民國四年一月十二日)
- 土地測量者取締規則 (全羅北道令 第五號 民國四年三月二十日)

◎法部訓令

- 第二十號 郵政局分課規程
- 第二十三號 出給命令用紙及通知書用紙保管手續
- 第二十九號 關稅局分課規程
- 第三十二號 土地調查局分課規程
- 第三十三號 航路標識管理分課規程
- 第三十六號 稅關分課規程
- 第六十二號 土地測量及調查吏員에 便宜與한件
- 第六十七號 煙草耕作改良指導을 爲한件 (技術員派遣에 關한件)

●光武十一年

土地家屋證明事務處理順序
數所에 散在한 土地를 同一 契約書에 依한 境
遇에 證明에 關한件

◎學部訓令

- 面內洞里村의 整理에 關한件 (全羅北道令 第一號 民國四年四月十二日)
- 公立全州農林學校의 開校 (全羅北道令 第二號 民國四年三月十五日)
- 公立祥山實業學校의 開校 (全羅北道令 第三號 民國四年三月二十日)

第七節 慶尙北道令

- 慶尙北道令 第一號 (慶尙北道令 第一號 民國三年五月一日)
- 出版法第二條의 請願書提出에 關한件 (慶尙北道令 第二號 民國三年五月八日)
- 寄附金募集取締規則에 依한件 (提出을 請願及申告의 件) (慶尙北道令 第三號 民國三年五月八日)
- 渡船營業取締規則 (慶尙北道令 第四號 民國三年五月十四日)
- 地方費賦課金賦課規則 (慶尙北道令 第五號 民國三年九月二十九日)
- 道路保存取締規則 (慶尙北道令 第六號 民國三年十月十八日)
- 屠獸規則施行細則 (慶尙北道令 第七號 民國三年十二月八日)
- 獸肉販賣營業取締規則 (慶尙北道令 第八號 民國三年十二月八日)
- 面內洞里村의 廢置分合에 關한件 (慶尙北道令 第九號 民國四年二月八日)
- 堤堰內冒耕田을 徵收에 關한件 (慶尙北道令 第十號 民國四年三月二十八日)
- 公立大邱農林學校의 開校 (慶尙北道令 第十一號 民國四年三月十五日)

●隆熙二年

- 第六十六號 學務委員規程準則
- 第二號 私立學校令發布에 關한件
- 第三號 書堂管理에 關한件

●隆熙三年

- 第七號 實業學校令施行上注意事項

●隆熙四年

- 第二號 鄉校直員은 地方官의 指揮監督을 承한件
- 第三號 鄉校財產管理規程頒布의 趣意

◎農商工部訓令

- 隆熙二年 第一百九十二號 農業統計에 關한件

第八節 慶尚南道令

- 慶尚南道令公布式 (慶尚南道令第三號 民國四年三月九日)
- 地方費賦課金賦課規則 (慶尚南道令第三號 民國三年十二月六日)
- 出版法¹ 依² 請願書³ 的件 (慶尚南道令第四號 民國三年十二月十一日)
- 寄附金品券集取締規則⁴ 依⁵ 請願及申告⁶ 的件 (慶尚南道令第五號 民國三年十二月十一日)

屠獸規則施行細則

屠場設立地⁷ 等級指定

- (慶尚南道令第六號 民國三年十二月十三日)
- 面內洞里村⁸ 廢置分合並名稱及境界變更⁹ 的件 (慶尚南道令第一號 民國四年三月一日)

第九節 平安北道令

- 平安北道令公布式 (平安北道令第三號 民國四年二月十一日)
- 屠獸規則施行細則 (平安北道令第一號 民國四年一月九日)
- 平安北道洞整理¹⁰ 的件 (平安北道令第二號 民國四年二月十七日)
- 洞里村¹¹ 廢置分合並名稱及境界變更¹² 的件 (平安北道令第四號 民國四年二月十一日)

●隆熙三年

- 甲第十號 輸出牛檢疫¹³ 的件
- 丙第十五號 輸出牛檢疫執務規程
- 隆熙四年 農商工部分課規程

●宮內府告示

●光武十年

門票並物件票交付規則

●內閣告示

●開國四百八十五年

- 韓日修好條規
- 同 修好條規附錄

●開國四百八十七年

元山津開港豫約

屠獸販賣營業取締規則

(平安北道令第五號 民國四年四月五日)

第十節 江原道令

江原道令公布式

(江原道令第一號 民國三年二月十五日)

學務委員規程

(江原道令第二號 民國三年二月十五日)

寄附金品券集取締規則¹⁴ 依¹⁵ 提出書¹⁶ 願及申告¹⁷ 的件

(江原道令第三號 民國三年四月二十二日)

漁業法施行細則¹⁸ 依¹⁹ 請願書²⁰ 其他²¹ 的書類提出²² 的件

(江原道令第四號 民國三年六月二日)

地方費賦課金賦課規則

(江原道令第五號 民國三年十月十五日)

屠獸規則施行細則

(江原道令第六號 民國三年十二月十七日)

獸肉販賣營業取締規則

(江原道令第一號 民國四年二月七日)

土地測量業者開束規則

(江原道令第二號 民國四年二月十五日)

面內洞里村²³ 廢置分合²⁴ 的件

(江原道令第三號 民國四年三月九日)

公立春川實業學校²⁵ 的開校

(江原道告示第一號 民國四年三月十五日)

第十一節 咸鏡北道令

咸鏡北道令公布式

(咸鏡北道令第一號 民國三年一月十六日)

●開國四百九十一年

- 韓米條約
- 韓日修好條規續約

●開國四百九十二年

- 在韓日本人通商章程並海關稅則
- 韓英條約

●開國四百九十六年

- 同 條約附續通商章程
- 龍山²⁶ 楊華鎮²⁷ 的代²⁸ 的開市場²⁹ 的件

●開國四百九十六年

- 同 條約附續通商章程
- 德、義、法國條約

●開國五百一年

- 同 條約附續通商章程
- 韓奧修好條約
- 同 條約附續通商章程
- 同 條約附續通商章程
- 同 條約附續通商章程
- 韓奧稅則並稅則章程



- 成鏡北道營牛疫流行地呈認令七件 (成鏡北道令第二號 光緒三十一年一月九日)
- 牛畜輸出禁止解除令一件 (成鏡北道令第四號 光緒三十一年八月八日)
- 學務委員規程 (成鏡北道令第三號 光緒三十一年三月三日)
- 地方費賦課金賦課規則 (成鏡北道令第一號 光緒三十四年二月一日)
- 渡船營業取締規則 (成鏡北道令第六號 光緒三十一年十二月三日)
- 渡船夫營業取締規則 (成鏡北道令第七號 光緒三十一年十二月三日)
- 屠獸規則施行細則 (成鏡北道令第八號 光緒三十四年一月八日)

第十編 警察 衛生

第一章 民 籍

- 民籍法 (法律 第八號 光緒三十一年三月六日)
- 民籍法執行心得 (內務部令第三十九號 光緒三十一年三月十日)
- 保安法 (法律 第二十九號 光緒三十一年七月二十九日)
- 出版法 (法律 第六號 光緒三十一年二月六日)

第二章 保 安

- 開國五百三年 暫定合同條款
- 光武三年 韓清通商條約
- 光武五年 平壤開市開港註冊使臣の宣言
- 光武五年 韓日條約
- 光武五年 韓日條約附續通商章程
- 光武六年 韓丁條約
- 光武六年 同條約附續通商章程
- 光武六年 英、德、義、法、白、丁國稅則及稅則章程
- 光武八年 韓日協定書
- 光武八年 韓日議定書
- 光武八年 義州開市開港韓國外部大臣の宣言

新聞紙法

- 新聞紙開通諸請願及申告書式 (法律 第七號 光緒三十一年七月二十七日)
- 銃砲及火藥類圍束法 (內務部令 第五號 光緒三十一年九月六日)
- 寄附金募集取締規則 (內務部令 第二號 光緒三十一年三月二日)
- 巡查配置請願規則 (內務部令 第七號 光緒三十一年十一月八日)
- 請願巡查配置費用 (內務部令 第八號 光緒三十一年二月二日)
- 暴動鎮壓에 關한 統監에 對한 依願件 (內務部令 第九號 光緒三十一年八月一日)
- 免罪文憑頒給權限等에 關한 件 (內務部令 第十號 光緒三十一年一月二十九日)
- 暴徒歸順期日制限件 (內務部令 第十一號 光緒三十一年九月一日)

第三章 移 民

- 移民保護法 (法律 第二十二號 光緒三十一年七月二十二日)
- 移民保護法施行細則 (農商工部令第四十四號 光緒三十一年七月二十八日)
- 外國旅券下付願書에 添付한 文書에 關한 件 (內務部令 第五十三號 光緒三十四年五月三十日)

第四章 道路 水道

- 光武九年 龍岩浦開市開港韓國外部大臣の宣言
- 光武九年 貨幣整理에 關한 契約書
- 光武九年 貨幣整理資金借用契約書
- 光武九年 國庫金取扱事務委託契約書
- 光武九年 通信管理協定書
- 光武九年 沿海及內河航行에 關한 約定書
- 光武十年 韓日協商條約
- 光武十年 鎮海灣及永興灣軍港의 豫定件
- 光武十年 森林經營에 關한 協同約款案
- 光武十一年 韓日協約
- 隆熙元年 協定書
- 第一號 漢城衛生會規約

京城內道路開闢件 (內務部令第九號 光緒三十四年九月三十日)
 水道給水規則 (內務部令第十三號 光緒三十四年十一月十日)
 水道公設全用給水開闢處理節次 (內務部令第三十九號 光緒三十四年四月十九日)
 水道事務所設置 (內務部令第二十九號 光緒三十四年四月十一日)

第五章 屠獸 輸出牛檢疫

屠獸規則 (法律第二十四號 光緒三十四年八月二十四日)
 輸出牛檢疫法 (法律第二十一號 光緒三十四年七月十一日)
 輸出牛搭載船隻直航日本海港地名 (農商部令第二十八號 光緒三十四年八月十二日)
 輸出牛檢疫執務規程 (農商部令第四十五號 光緒三十四年八月二十五日)
 輸出牛檢疫開闢件 (農商部令第八十八號 光緒三十四年八月十八日)

第六章 衛生會 傳染病豫防

漢城衛生會規約 (內務部告示第一號 光緒三十四年十二月二十一日)
 漢城衛生會費用開闢件 (法律第六號 光緒三十四年四月二日)
 種痘規則 (內務部令第九十八號 光緒三十四年十月十八日)

- 隆熙二年
 - 一時貸付金開闢契約
 - 清津土地管理開闢協定書
 - 韓日兩國臣民漁業開闢協定書
- 隆熙三年
 - 第十號 浦羅斯德自由港廢止開闢件
 - 第十二號 在韓外國人民對警察事務執行件
 - 公 告 司法及監獄事務委託開闢件
 - 公 告 韓國銀行設立開闢件
 - 公 告 韓國銀行定款
 - 第五十九號 印刷局에서官報을配付販賣件
 - 第六十號 官報廣告規程
- 隆熙四年
 - 第三十五號 北米合衆國에서同國輸入의韓國品에對하여最低關稅率을適用件

◎ 內部告示

痘苗賣下規則 (內務部令第三號 光緒三十四年四月二十二日)
 傳染病預防規則 (內務部令第十九號 光緒三十四年八月二十九日)
 傳染病消毒規則 (內務部令第二十五號 光緒三十四年九月十一日)
 虎列刺預防規則 (內務部令第二十號 光緒三十四年九月二日)
 腸室扶斯預防規則 (內務部令第二十一號 光緒三十四年九月十一日)
 赤痢及質布的里亞預防規則 (內務部令第二十二號 光緒三十四年九月十二日)
 發疹室扶斯預防規則 (內務部令第二十三號 光緒三十四年九月十三日)
 痘痘預防規則 (內務部令第二十四號 光緒三十四年九月十四日)
 檢疫規則 (內務部令第二十五號 光緒三十四年九月十五日)
 檢疫停船規則 (內務部令第二十六號 光緒三十四年九月十六日)

第七章 宮 禁

宮禁令 (光緒三十四年七月七日)
 門票並物件票交付規則 (光緒三十四年七月十二日)
 通符及標信廢止件 (光緒三十四年七月十二日)
 宮殿門出入及對細則 (光緒三十四年七月十七日)

昌德宮正門開閉通行制限

(官內府令第二號)
(隆熙二年四月二日)

第八章 風俗

斷髮^{ハルヘ}開^カキ^ル件

(勅令第八十八號)
(隆熙元年八月十日)

早婚禁止^{ハルヘ}件

(隆熙元年八月十七日)

寡女再嫁^{ハルヘ}自由^{ヨウ}件

(隆熙元年八月十七日)

率養^{ハルヘ}乞^シ乞^シ乞^シ件

(隆熙元年八月十七日)

奴婢^{ハルヘ}典^{テン}典^{テン}典^{テン}件

(隆熙元年八月十七日)

寡人^{ハルヘ}娼^{カウ}娼^{カウ}娼^{カウ}件

(隆熙元年八月十七日)

禁奢侈^{ハルヘ}條例

(勅令第四十七號)
(隆熙元年十一月二十日)

第十一章 教育

第一章 學則

第一節 成均館

成均館學則

(隆熙二年十一月二十日)

成均館司業試選規程

(隆熙二年十一月二十日)

度支部告示

隆熙二年

- 第一號 新義州稅關支署構內中央金庫派出所設置件
 - 第二號 諸請願書記載開注意
 - 第三號 第一銀行登閱券改版發行件
 - 第五號 收入印紙賣下發行官署署名
 - 第六號 臨時財產整理局出張所設置件
 - 第七號 不動產利用請願書現今問不受理件
 - 第八號 建築所出張所設置件
 - 第十四號 公債證書其他有價證券擔保價格
 - 第十九號 第一銀行拾圓券改版發行件
 - 印刷局廣告 印刷局徵章制定件
- 隆熙三年
- 第二號 收入印紙賣下發行官署署名

第二節 師範學校

師範學校令

(勅令第四十一號)
(光武十年八月三十一日)

師範學校令施行規則

(學部令第三號)
(隆熙三年七月九日)

官立漢城師範學校教員臨時養成科規程

(學部令第十八號)
(光武十年五月二十四日)

官立漢城師範學校速成科規程

(學部告示第十號)
(隆熙三年七月二十三日)

第三節 外國語學校

外國語學校令

(勅令第四十三號)
(光武十年八月三十一日)

外國語學校令施行規則

(學部令第五號)
(隆熙三年七月九日)

官立漢城外國語學校學則

(學部告示第十四號)
(隆熙三年七月二十三日)

第四節 高等學校

高等學校令

(勅令第四十二號)
(光武十年八月三十一日)

高等學校令施行規則

(學部令第四號)
(隆熙三年七月九日)

官立漢城高等學校豫科設置件

(學部告示第十五號)
(隆熙三年七月二十五日)

官立平壤高等學校則

(學部告示第十六號)
(隆熙三年七月二十五日)

第五節 高等女學校

附錄 韓國法典類別·年次目錄

第五號

第一銀行五圓券改版發行件

第十四號

水蒸氣賠償價格

第十七號

法部廢止後會計事務七度支部에서取扱件

第十八號

第一銀行券韓國銀行에引繼하야發行하件

第十九號

地方委員會設置場所及區域의變更

印刷局廣告

官報販賣規程

隆熙四年

第一號

地方委員會設置場所及區域의變更

第三號

收入印紙賣下財務署名中追加

第四號

收入印紙賣下郡名中削除

學部告示

隆熙二年

第三號 隆熙二年度에設置하야公立普通學校名稱及

高等女學校令

(初令 第二十二號)
民國二年四月五日

高等女學校令施行規則

(學部令 第二號)
民國三年七月九日

官立漢城高等女學校學則

(學部告示 第十七號)
民國三年十月十七日

第六節 普通學校

普通學校令

(初令 第四十四號)
光武十年八月三十一日

普通學校令施行規則

(學部令 第六號)
民國三年七月九日

小學校普通學校並改稱公立並小學校職員仍用附件

(學部令 第二十七號)
光武十年九月十四日

官立校洞普通學校補習科規程

(學部告示 第十三號)
民國三年十月十三日

學務委員規程準則

(學部訓令 第六十六號)
民國二年六月二十二日

第七節 實業學校

實業學校令

(初令 第五十六號)
民國三年四月二十七日

實業學校令施行規則

(學部令 第一號)
民國三年七月九日

實業學校令施行上注意事項

(學部訓令 第七號)
民國三年七月十日

實業補習學校規程

(學部令 第四號)
民國四年四月四日

官立仁川實業學校學則

(學部告示 第八號)
民國三年八月三十日

位置

第五號

第六號

第八號

第九號

第十號

隆熙三年

第二號

第三號

第五號

第六號

農商工部所管農林學校規則

(農商工部令 第三號)
民國三年六月三日

〔廢〕官立工業補習所規則

(農商工部令 第五號)
光武十一年三月八日

官立工業補習所規則

(農商工部令 第三號)
民國四年四月九日

女子職業講習所規則

(農商工部令 第一號)
民國四年二月十四日

第八節 醫學校

大韓醫院附屬醫學校規則

(內務部令 第五十七號)
民國四年二月七日

第九節 私立學校 學會

私立學校令

(初令 第六十二號)
民國二年九月十一日

私立學校令發布相關文件

(學部訓令 第二號)
民國二年八月二十八日

私立學校補助規則

(學部令 第十四號)
民國二年九月一日

私立學校學則記載例

(學部告示 第六號)
民國二年八月二十八日

學會令

(初令 第六十三號)
民國二年九月十一日

書堂管理相關文件

(學部訓令 第三號)
民國二年八月二十八日

第二章 學校名及位置

第一節 師範學校附屬

附錄 韓國法典類別・年次目錄

收稱

第八號

第十一號

第十二號

第十三號

第十四號

第十五號

第十六號

第十七號

第十八號

第十九號

隆熙四年

第一號

第二號

第四號

校並收稱

新訂國文實施件

(光武九年七月十九日)

第四章 教科用圖書

教科用圖書檢定規程

(學部令第十六號 光武九年九月一日)

學部編纂教科用圖書發賣規程

(學部令第十八號 光武九年九月十七日)

第五章 留學認定團束

學部所管日本國留學生規程

(學部令第二十二號 光武九年九月十五日)

公立私立學校認定件規程

(學部令第十五號 光武九年九月一日)

各種學校退學生徒學費還入條規

(學部令第四十一號 光武九年九月一日)

學校董督件規程

(學部令第二十八號 光武九年九月一日)

學校財產管理規程

(學部令第三十二號 光武九年九月一日)

學校財產管理規程頒布趣意

(學部令第三十三號 光武九年九月一日)

第十二編 軍制

第一章 軍隊

第二十五號

京畿水原郡內保安林

第二十六號

平安北道寧邊郡內保安林

第二十七號

輸出牛檢疫所設置

第二十八號

輸出牛搭載船舶直航日本海港地名

第二十九號

慶尙北道安東郡內保安林

第三十號

漢城府東部保安林解除

第三十三號

度量衡器小賣價格

第三十四號

咸鏡南道利原郡內保安林

第三十六號

農商工部所屬鐵礦採掘區域解放件

隆熙四年

第二號

女子蠶業講習所設置

第八號

水原林業事務所廢止件

第九號

山林局及林業事務所公文書用竹名

第九號

東洋拓殖株式會社定款中變更

正誤

東洋拓殖株式會社定款中正誤

●關稅局告示

(總稅務司時代) 在法法規三合書

●開國四百九十五年

韓國人雇用火輪夾板等項船隻章程

雇用工人之章程

●開國四百九十六年

釜山港口停泊船隻暫行章程

仁川港口停泊船隻暫行章程

元山港口停泊船隻暫行章程

朝鮮通商口防備溫疫暫設章程

棧房章程

訂立海關廠房暫存貨物章程

暫行稅務章程

大韓海關棧房租費清單

●開國四百九十八年

暫准帆船前往麻浦查驗章程

軍隊解散件

(宣統十一年七月三十一日)

近衛騎兵隊編制件

(宣統三年七月三十一日)

近衛步兵隊編制件

(宣統三年七月三十一日)

帝室音樂隊組織件

(宣統元年九月一日)

第二章 兵役

募兵令

(法律第三號 光武十一年七月二日)

陸軍兵籍規則

(軍部令第四號 光武二年八月七日)

第三章 憲兵補助

憲兵補助員募集件

(軍部令第三十一號 光武二年六月十三日)

憲兵補助員採用件

(軍部令第三十三號 光武二年六月十九日)

第四章 乘馬 兵器

陸軍將校乘馬令

(軍部令第三十四號 光武元年十一月二十三日)

陸軍將校乘馬令施行規則

(軍部令第三十一號 光武元年十一月十九日)

兵器取扱規則

(軍部令第三二號
光武二年五月二十二日)

第五章 軍港 砲臺

- 鎮海灣及永興灣軍港の位置及定件 (軍部令第八十二號
光武十年八月二十一日)
- 鎮海灣軍港境界變更件 (內閣部令第十二號
光武元年十二月十二日)
- 沿海地方の砲臺設置件 (光武五年三月十七日)
- 鎮海灣軍港地境域内の海軍大砲射擊場の設置件 (內閣部令第十二號
光武元年十二月十二日)

第六章 守衛 埋葬

- 宮城守衛兵服務規則 (軍部令第三號
光武五年九月九日)
- 陸軍隊附下士兵丁埋葬規則 (勅令第三百三十五號
光武五年六月十七日)

第十三編 關稅 海事

第一章 稅 關

暫行稅務章程

(閣令第四百九十九號
光武五年五月五日)

●光武三年

獵槍及藥彈暨附屬等件進口發賣章程

●光武五年

爆發物倉庫規則

●隆熙二年

稅關監視署開始の件

第一號

燈臺局所屬船旗章改定件

第二號

韓國東岸元山津の暗礁發見

第四十四號

韓國西岸黃海道大同江避島及幕島の燈臺の新設

第四十五號

永興灣南東方の孤立礁發見

第四十六號

仁川月尾島西端の道標一基建設

第四十七號

鴨綠江本流及西水道の浮標及陸標の新設並變更

第四十九號

韓國東岸朝鮮海灣南岸長箭洞鎧地附近暗礁發見

第五十號

棧房章程

訂立海關棧房暫存貨物章程

(閣令第四百九十九號
光武五年五月五日)

爆發物倉庫規則

(光武五年四月)

第二章 港 則

- 仁川港口停泊船隻暫行章程 (閣令第四百九十九號
光武五年五月初日)
- 釜山港口停泊船隻暫行章程 (閣令第四百九十九號
光武五年五月初日)
- 元山港口停泊船隻暫行章程 (閣令第四百九十九號
光武五年五月初日)
- 朝鮮通商口防備瘟疫暫設章程 (閣令第四百九十九號
光武五年五月初日)
- 暫准帆船前往麻浦查檢章程 (閣令第四百九十九號
光武五年五月初日)
- 獵槍及藥彈暨附屬等件進口發賣章程 (光武三年七月)
- 韓國人置用火輪夾板等項船隻章程 (閣令第四百九十九號
光武五年五月初日)
- 雇用工人之章程 (閣令第四百九十九號
光武五年五月初日)

第三章 關稅徵收 免稅

納入告知書受取の手續關稅其他の諸

附錄 韓國法典類別・年次目錄

第五十一號

韓國東岸永興灣外の孤立礁發見

第五十二號

韓國南岸鎮海灣暗岩發見

第五十三號

韓國西岸鴨綠江本流暗岩發見

第五十五號

韓國西岸大和島燈臺の每年點燈停止

第五十七號

韓國東岸咸鏡北道城津浦城津燈臺及霧笛の新設

第五十八號

韓國東岸慶尙北道冬外申燈臺及霧笛の新設

第六十一號

韓國南岸加德水道猪島東方暗礁發見

●隆熙三年

韓國南岸全羅南道港門島燈臺及霧笛の新設

第六十二號

韓國南岸全羅南道港門島燈臺及霧笛の新設

第六十三號

韓國西岸群山浦浮標の變更

第六十四號

韓國西岸全羅南道下島島の燈臺及霧笛の新設

- 收入徵收에 關한件 (勅令 第五十四號 民國二年七月二十八日)
- 大韓海關棧房租賃清單 (勅令 第九十六號 民國四年九月十六日)
- 關稅에 關한 手數料及旅費徵收件 (勅令 第六十一號 民國二年八月二十六日)
- 關稅에 關한 手數料額件 (政令 第三十五號 民國二年九月二十六日)
- 北米合衆國에 對한 同國輸入의 韓國品에 對한 最低關稅率을 適用件 (內閣告示 第三十五號 民國四年三月三十日)
- 鑛業用器具機械의 輸入稅並銅及金銀銅의 鑛石輸出稅免除에 關한件 (法律 第二十一號 民國二年八月十九日)
- 間島及琿春地方에 輸出入을 爲한 貨物의 關稅免除件 (法律 第十九號 民國三年五月二十五日)
- 間島及琿春地方免稅貨物取扱規程 (政令 第三十二號 民國三年三月十九日)
- 外國貿易貨物用上屋、倉庫、陸揚船積揚或은 旅客手荷物派出檢査特許手數料에 關한件 (勅令 第二十九號 民國四年四月十九日)
- 外國貿易貨物用上屋、倉庫、陸揚船積揚或은 旅客手荷物派出檢査特許手數料 (政令 第四十五號 民國四年四月二十五日)

- 第六十七號 韓國西岸群山浦丙號立標의 點燈
- 第六十八號 韓國南岸釜山港船之瀬掛燈立標의 點燈開始
- 第七十號 韓國西岸大同江中洲浮標의 設置
- 第七十二號 韓國西岸大同江鎮南浦飛湊島燈臺의 新設
- 第七十六號 韓國南岸港門島燈臺副燈의 新設
- 第七十七號 韓國西岸忠清南道格列飛島燈臺及霧砲의 新設
- 第七十八號 韓國西岸鳴洋渡立標의 新設
- 第七十九號 韓國西岸群山浦浮標確實位置의 變更
- 第八十一號 韓國鴨綠江에 浮標及陸標의 設置
- 第八十二號 韓國西岸大同江鐵道附近에 掛燈浮標의 新設
- 第八十三號 韓國西岸群山浦前望山掛燈立標의 新設
- 第八十四號 韓國西岸漢江에 航路標識의 新設
- 第八十六號 韓國西岸群山浦甲立標의 點燈

第四章 船 舶

- 船舶法 (法律 第一號 民國四年三月十四日)
- 船舶法施行細則 (政令 第十一號 民國四年三月十一日)
- 船舶牌規則 (政令 第十二號 民國四年三月十二日)
- 船舶檢査法 (法律 第二號 民國四年三月十四日)
- 船舶檢査法施行細則 (政令 第十三號 民國四年三月十三日)
- 船舶檢査執行地의 指定 (政令 第十四號 民國四年三月十四日)
- 船舶檢査執行期日 (政令 第十五號 民國四年三月十五日)
- 船舶積量測定法 (法律 第三號 民國四年三月十四日)
- 海上衝突豫方法 (法律 第四號 民國三年十一月十七日)
- 船舶信號에 關한件 (勅令 第二十五號 民國四年三月二十五日)
- 外國船舶을 借入을 爲한 不開港間航行의 特許手數料에 關한件 (勅令 第三十一號 民國四年五月十一日)
- 借入外國船舶 不開港間航行의 特許手數料 (政令 第十八號 民國四年五月十一日)

- 第八十七號 韓國鴨綠江浮標及陸標의 新設變更撤去及點燈停止
- 第八十九號 韓國西岸仁川內港에 試驗을 爲한 「아列지리」 瓦斯浮標의 新設
- 第九十號 韓國西岸平安北道大和島燈臺의 點燈
- 第九十一號 韓國鴨綠江水運島燈臺의 新設
- 第九十二號 韓國鴨綠江浮標의 撤去
- 第九十三號 韓國西岸大同江浮標의 撤去
- 第九十四號 韓國西岸群山浦浮標撤去及同番號의 變更
- 第九十五號 韓國西岸全羅北道末島燈臺의 新設
- 第九十六號 韓國西岸木浦瓦斯浮標의 變更
- 第九十七號 韓國西岸忠清南道木德島燈臺及霧砲의 新設
- 第九十八號 韓國西岸漢江浮標의 撤去
- 第九十九號 韓國南岸慶尙南道加德島燈臺의 新設

● 隆 熙 四 年

第五章 航路標識

第一節 標識

- 韓國東岸慶尙北道冬外申燈臺及霧笛の新設 (昭統二年十二月十八日)
- 韓國東岸元山港燈臺の新設及同第二號浮標の撤去 (昭統四年四月二十五日)
- 韓國東岸咸鏡北道清津燈臺及霧笛の新設 (昭統四年五月二十五日)
- 韓國東岸咸鏡北道咸津浦城津燈臺及霧笛の新設 (昭統二年十二月十八日)
- 韓國西岸群山浦浮標の變更 (昭統二年十二月十八日)
- 韓國西岸群山浦甲立標の點燈 (昭統三年一月二十五日)
- 韓國西岸群山浦丙立標の點燈 (昭統三年三月三日)
- 韓國西岸群山浦浮標設置位置の變更 (昭統三年五月二十九日)
- 韓國西岸群山浦前望山掛燈立標の新設 (昭統三年七月二十日)
- 韓國西岸群山浦浮標撤去及同番號の變更 (昭統三年十一月十四日)

- 第一號 船舶検査執行地の指定
- 第二號 船舶検査執行期日
- 第三百二號 韓國西岸仁川内港試驗浮標の點燈停止
- 第三百五號 韓國東岸元山港燈臺の新設及同第二號浮標の撤去
- 第三百六號 韓國西岸大同江東、西及中洲浮標並鐵島掛燈浮標の設置
- 第三百九號 韓國西岸全羅南道大老鹿島燈臺の新設
- 第三百十一號 韓國東岸咸鏡北道清津燈臺及霧笛の新設
- 第三百十二號 韓國西岸漢江浮標の設置

○警視廳令

- 光武九年 第二號 街路管理規則 (光一〇ノ一類分)
- 光武十年 第四號 牛車及荷馬車管理規則

韓國西岸全羅南道下島島燈臺及霧笛の新設

新設

- 韓國西岸全羅南道大老鹿島燈臺の新設 (昭統三年二月九日)
- 韓國西岸全羅北道末島燈臺の新設 (昭統四年五月九日)
- 韓國西岸木浦瓦斯浮標の變更 (昭統三年十一月十五日)
- 韓國西岸忠清南道木德島燈臺及霧笛の新設 (昭統三年十二月十四日)
- 韓國西岸忠清南道格列飛島燈臺及霧笛の新設 (昭統三年十二月十五日)
- 韓國西岸鳴洋波立標の新設 (昭統三年五月二十一日)
- 仁川月尾島西端の道標一基建設 (昭統三年五月二十八日)
- 韓國西岸仁川内港の試驗を以て爲す「ア」列の「五」新浮標の新設 (昭統二年九月三十日)
- 韓國西岸仁川内港試驗浮標の點燈停止 (昭統三年十月十九日)
- 韓國西岸漢江の航路標識の新設 (昭統四年二月二日)
- 韓國西岸漢江浮標の撤去 (昭統三年八月六日)
- 韓國西岸漢江浮標の撤去 (昭統三年十二月十五日)

●光武十一年

- 第六號 警務本廳處務細則
- 第六號 警務廳、警務署、警務分署處務細則
- 隆熙元年 第一號 飲食取締に關する件
- 隆熙二年 第一號 牛車及荷馬車管理規則施行に關する件
- 第二號 除穢規則
- 第三號 人力車營業團來規則
- 第五號 妓生團來令
- 第六號 娼妓團來令
- 第七號 警視廳令公布式
- 隆熙三年 第一號 渡船營業團來規則
- 第二號 畜犬團來規則

- 韓國西岸漢江浮標の設置 (昭統四年六月十二日)
- 韓國西岸黃海道大同江避島及繁島の燈臺の新設 (昭統二年九月一日)
- 韓國西岸大同江中洲浮標の設置 (昭統三年三月二十四日)
- 韓國西岸大同江鎮南浦飛渡島燈臺の新設 (昭統三年四月十三日)
- 韓國西岸大同江鐵島附近の掛燈浮標の新設 (昭統三年七月二十日)
- 韓國西岸大同江浮標の撤去 (昭統三年十一月十三日)
- 韓國西岸大同江東、西及中洲浮標並鐵島掛燈浮標の設置 (昭統四年四月二十五日)
- 韓國西岸平安北道大和島燈臺の點燈 (昭統三年十一月三日)
- 韓國西岸大和島燈臺の每年點燈停止 (昭統二年十一月十七日)
- 韓國鴨綠江水流及西水道の浮標及陸標の新設並變更 (昭統二年十月十九日)
- 韓國鴨綠江の浮標及陸標の設置 (昭統三年七月十九日)
- 韓國鴨綠江浮標及陸標の新設變更撤去及 (昭統三年七月十九日)

- 第五號 水流の汚染、食器等を洗滌する件
- 第六號 物品販賣禁止の關する件
- 第七號 傳染病豫防の關する命令違背罰則
- 昭統二年 西大門屠獸場開始の件
- 昭統二年 病毒感染豫防注意の件
- 昭統二年 清潔法施行の關する件

●漢城府令

- 昭統二年 漢城府令公布式
- 昭統二年 學務委員規程
- 昭統二年 漢城衛生會費用取立の標準及課率件
- 昭統二年 漢城衛生會費取扱銀行名
- 昭統三年 地方費賦課金賦課規則
- 昭統三年 土地家屋所有權證明申請の關する件

點燈停止

- 韓國鴨綠江水運島燈臺の新設 (昭統三年九月二十五日)
- 韓國鴨綠江浮標の撤去 (昭統三年十一月二日)
- 韓國南岸全羅南道港門島燈臺及霧笛の新設 (昭統三年十一月十二日)
- 韓國南岸釜山港島之瀬掛燈立標の點燈開始 (昭統三年一月十四日)

始

- 韓國南岸港門島燈臺副燈の新設 (昭統三年三月十八日)
- 韓國南岸慶尚南道加德島燈臺の新設 (昭統四年一月七日)

第二節 暗礁

- 韓國東岸元山津の暗礁發見 (昭統二年九月二日)
- 韓國永興灣南東方の孤立礁發見 (昭統二年九月十八日)
- 韓國東岸朝鮮海灣南岸長箭洞錨地附近暗礁發見 (昭統二年十二月一日)
- 韓國東岸永興灣外コドリカ、ポイン豆附近暗礁發見 (昭統二年十一月一日)

- 昭統二年 惡疫流行の對する衛生上注意の關する件
- 昭統四年 漢城府立實業補習學校の開校

●京畿道令

- 昭統三年 渡船營業取締規則
- 昭統三年 地方費賦課金賦課規則
- 昭統三年 屠獸規則施行細則
- 昭統四年 屠場設立地等級指定
- 昭統四年 土地測量業者閉束規則
- 昭統四年 洞里の廢置分合並其名稱及境界變更件
- 昭統四年 京畿道令公布式
- 昭統四年 始興郡内の里洞合併案件

韓國西岸鴨綠江本流暗岩發見

(國務局告示第五十三號)

韓國南岸鎮海灣暗岩發見

(國務局告示第五十二號)

韓國南岸加德水道猪島東方暗礁發見

(國務局告示第六十一號)

第十四編 條約

(開放地開港法令等合著)

第一章 政治

暫定合同條款

(光武五年五月二十日國印)

韓日定議書

(光武八年二月十五日國印)

韓俄兩國間締結條約及協定二體廢

罷件

韓日協定書

(光武八年五月十八日勅旨)

通信管理協定書

(光武八年八月十五日國印)

韓日協商條約

(光武九年四月一日國印)

韓日協約

(光武九年十一月十五日國印)

協定書

(光武十一年五月十五日國印)

在韓外國人民對警察事務執行件

(光武十一年十月十五日國印)

司法及監獄事務委託關係文件

(光武十三年七月十二日國印)

韓清國境及此附隨之協約

(明治四十二年九月十日國印)

第二章 修好 通商

韓日修好條規

(光武四年正月十五日國印)

韓日修好條規附錄

(光武五年五月十五日國印)

韓日修好條規續約

(光武四年七月十七日國印)

在韓日本人通商章程並海關稅則

(光武四年十二月二十二日國印)

韓米條約

(光武四年九月初六日國印)

韓清通商條約

(光武三年九月十一日國印)

韓奧修好條約

(光武五年五月十五日國印)

同 附續通商章程

(光武五年五月十五日國印)

同 附約條款

(光武五年五月十五日國印)

同 稅則並稅則章程

(光武五年五月十五日國印)

韓英條約

(光武四年七月二十二日國印)

●忠清北道令

隆熙三年

第一號 渡船營業處理規則

第二號 寄附金募集取締規則(依令)附請願及申

告附件

第三號 地方費賦課金賦課規則

第四號 屠獸規則施行細則

●忠清南道令

隆熙三年

第一號 忠清南道令公布式

第二號 寄附金募集取締規則(依令)附請願及申

告附件

第三號 渡船營業取締規則

第四號 出版法第二條之請願書提出(依令)

第五號 地方費賦課金賦課規則

第六號 洞里村の整理(依令)

第七號 屠獸規則施行細則

隆熙四年

第二號 道路費補助規程

第三號 公立學校補助規程

第四號 屠場設立地等級の指定

第一號 惡疫預防(依令)衛生上注意の件

●全羅北道令

隆熙三年

第一號 全羅北道令公布式

第二號 地方費賦課金賦課規則

第三號 屠獸規則施行細則

第四號 屠場設立地等級指定

隆熙四年

- 同 附續通商章程 (明治四十七年九月二十二日) (自開國四百九十二年開始)
- 德、義、法國條約 (自開國四百九十二年開始)
- 同 附續通商章程 (自開國四百九十二年開始)
- 韓日條約 (先武五年三月十五日) (自開國)
- 同 附續通商章程 (先武五年三月十五日) (自開國)
- 韓丁條約 (先武六年七月十五日) (自開國)
- 同 附續通商章程 (先武六年七月十五日) (自開國)
- 英、德、義、法、白、丁國稅則並稅則章程 (自開國四百九十二年開始)
- 韓國在支發明、意匠、商標及著作權の保護に關する日米條約 (日本條約第四號) (明治四十二年五月) (自開國)
- 清國在支發明、意匠、商標及著作權の相互保護に關する日米條約 (日本條約第五號) (明治四十二年五月) (自開國)

第三章 開放地

- 元山津開港後約 (明治四十四年八月十七日) (自開國)
- 龍山魯揚華鎮の代官の開市場の宣言 (明治四十二年八月) (自開國)

- 第一號 土地測量者取締規則
- 第二號 面內洞里村の整理に關する件
- 第三號 公立全州農林學校の開校
- 第四號 公立群山實業學校の開校

●慶尙北道令

隆熙三年

- 第一號 慶尙北道令公布式
- 第二號 出版法第二條の請願書提出に關する件
- 第三號 寄附金品券集取締規則に依るに提出を請願及申告件
- 第四號 渡船營業取締規則
- 第五號 地方費賦課金賦課規則
- 第六號 道路保存取締規則
- 第七號 屠獸規則施行細則
- 第八號 獸肉販賣營業取締規則
- 第九號

平壤開市に關する駐韓使臣の宣言 (先武三年十一月十三日)

義州開市に關する韓國外務大臣の宣言 (先武八年二月二十五日)

龍岩浦開市に關する韓國外部大臣の宣言 (先武八年三月二十三日)

清津開放に關する件 (勅令第一一九號) (隆熙二年一月九日)

清津港港界制定件 (勅令第一九四號) (隆熙二年四月四日)

清津土地規則 (勅令第二一五號) (隆熙二年三月二十六日)

清津官有地賣下規則 (勅令第二一七號) (隆熙二年三月二十八日)

清津土地管理に關する協定書 (隆熙二年三月三十日) (自開國)

浦鹽斯德自由港廢止に關する件 (內閣告示第十號) (隆熙三年三月十三日)

仁川、釜山及元山清國居留地規程 (勅令第三十號) (明治四十二年四月十八日)

第四章 森林經營 漁業 航行

- 森林經營に關する協同約款案 (先武十年十月十九日) (自開國)
- 韓日兩國臣民の漁業に關する協定書 (內閣告示第二十三號) (隆熙二年十一月十三日)
- 沿海及內河の航行に關する協定書 (先武九年八月十三日) (自開國)

隆熙四年

- 第十號 面內洞里村の廢置分合に關する件
- 第十一號 堤堰內冒耕田査取に關する件
- 第十二號 公立大邱農林學校の開校

●慶尙南道令

隆熙三年

- 第三號 地方費賦課金賦課規則
- 第四號 出版法に依る請願書の件
- 第五號 寄附金品券集取締規則に依る請願及申告の件
- 第六號 屠獸規則施行細則
- 第七號 屠場設立地の等級指定
- 隆熙四年
- 第一號 面內洞里村の廢置分合並名稱及境界變更の件

第五章 借款 貨幣整理

金庫事務委託

- 一時貸付金開支契約 (隆熙三年三月二十日頒布)
- 貨幣整理資金借用契約 (光武九年一月十二日頒布)
- 貨幣整理開支契約 (光武九年一月十二日頒布)
- 國庫金取扱事務委託契約 (光武九年一月十二日頒布)
- 韓國銀行設立開支證書 (隆熙三年七月二十日頒布)

第十五編 委任行政 (日本法令)

第一章 公文式

- 韓國在在適用法律命令の施行時期開支件 (明治三十八年十一月十三日)
- 統監府令公文式 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府公報江京城日報を發行件 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府公報江京城日報を發行件 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府公報江京城日報を發行件 (明治三十九年一月十九日)

第二號 慶尚南道令公布式

●平安北道令

- 隆熙四年
- 第一號 屠獸規則施行細則
- 第二號 平安北道洞整理件
- 第三號 平安北道令公布式
- 第四號 洞里村の廢置分合並其名稱及境界變更件
- 第五號 獸肉販賣營業取締規則

●江原道令

- 隆熙三年
- 第一號 江原道令公布式
- 第二號 學務委員規程
- 第三號 寄附金品券集取締規則を提出申請及申告件

第二章 統監府及所管官制

- 韓國統監府及理事廳設置件 (明治三十八年十一月十三日)
- 統監府及理事廳官制 (明治三十八年十二月十七日)
- 理事廳位置及管轄區域 (統監府令第六號)
- 統監府司法廳官制 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府監獄官制 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府特許局官制 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府營林廠官制 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府通信官署官制 (明治三十九年一月十九日)
- 統監府司法廳警察官官制 (明治三十九年一月十九日)

第三章 司法 監獄

- 統監府裁判所令 (明治三十八年十二月十七日)
- 統監府裁判所司法事務取扱令 (明治三十八年十二月十七日)
- 韓國人に係る司法開支件 (明治三十八年十二月十八日)

第四號 漁業法施行細則を依り申請書其他の書類提出件

- 第五號 地方費賦課金賦課規則
- 第六號 屠獸規則施行細則

●隆熙四年

- 第一號 獸肉販賣營業取締規則
- 第二號 土地測量業者團束規則
- 第三號 面内洞里村の廢置分合を關する件
- 第四號 公立春川實業學校の開校

●咸鏡北道令

- 隆熙三年
- 第一號 咸鏡北道令公布式
- 第二號 咸鏡北道牛疫流行地を認る件
- 第三號 學務委員規程
- 第四號 牛畜輸出禁止解除件

- 韓國에在憲犯罪判決令 (勅令第二百四十八號 明治三十二年六月十八日)
- 韓國軍人軍屬의犯罪審判에關한件 (勅令第二百九十二號 明治三十二年十月二十日)
- 訴訟事件에對한韓國人의貼用稅收入印紙의件 (勅令第三百三十七號 明治三十二年十月十日)
- 間島에在憲領事館의裁判에關한件 (法律第四十號 明治四十三年四月六日)
- 韓國人에日本法規を適用한境遇에關한件 (勅令第三百九十六號 明治四十三年四月六日)
- 間島에在憲領事館의裁判에關한管轄權을有한統監府裁判所名 (統監府令第十四號 明治四十三年四月十六日)
- 日本内地、臺灣、韓國、關東州에在憲裁判應의判決執行에關한件 (法律第三十六號 明治四十二年四月十四日)
- 統監府裁判所의名稱、位置及管轄區域 (統監府令第二十八號 明治四十二年七月十日)
- 「改」同上件中改正 (統監府令第二十九號 明治四十二年七月十日)
- 統監府地方裁判所支部設置의件 (統監府令第三十二號 明治四十二年七月十日)
- 「改」同上件中改正 (統監府令第三十三號 明治四十二年七月十日)
- 統監府未開墾區裁判所事務處理의件 (統監府令第三十號 明治四十三年六月四日)

- 第六號 渡船營業取締規則
- 第七號 渡船夫營業取締規則
- 第八號 屠獸規則施行細則
- 隆熙四年 地方費賦課金賦課規則

日本國法令

- 明治四十一年
 - 第四號 韓國에在憲發明、意匠、商標及著作權의保護에關한日米條約
 - 第五號 清國에在憲發明、意匠、商標及著作權의相互保護에關한日米條約
- 明治四十二年
 - 韓清國境及此에附隨한日清協約

- 統監府裁判所開廳期日의件 (統監府令第五十六號 明治四十二年七月十日)
- 明治四十三年七月一日는統監府開廳을統監府裁判所名 (統監府令第九號 明治四十三年六月四日)
- 統監府監獄에在憲事務의處理에關한件 (統監府令第十八號 明治四十三年五月十日)
- 假出獄을許한者의團束에關한件 (統監府令第十九號 明治四十三年五月十日)
- 統監府監獄及同分監의名稱位置 (統監府令第三十一號 明治四十三年十月十日)
- 「改」同上名稱位置中改正 (統監府令第二十四號 明治四十三年六月四日)
- 統監府判事、檢事特別任用試驗規則 (統監府令第十五號 明治四十三年四月十日)
- 辯護士規則 (統監府令第三十四號 明治四十三年十月十日)
- 韓國人辯護士試驗規則 (統監府令第十六號 明治四十三年四月十日)

- 明治三十二年
 - 第三十九號 著作權法
- 明治四十二年
 - 第二十三號 特許法
 - 第二十四號 意匠法
 - 第二十五號 商標法
 - 第二十六號 實用新案法
 - 第三十六號 日本内地、臺灣、韓國、關東州에在憲裁判應의判決執行에關한件
- 明治四十三年
 - 第四十號 間島에在憲領事官의裁判에關한件
 - 第六十三號 著作權法中改正

第四章 通信

- 郵便法、郵便替爲法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法의施行에關한制律用의件 (統監府令第一號 明治三十九年二月一日)
- 郵便私書函使用規則 (統監府令第三十三號 明治四十一年八月十日)

第三種郵便物認可規則

約東郵便處理規則

年賀特別郵便規則

統監府通信管署에 外 通信事務에 使用을 日

附印에 關한件

郵便振替貯金規則

統監府通信管理局에 郵便振替貯金事務開

始

日清郵便規則

韓國內發著小包郵便物에 關한件

郵便爲替金居宅拂의 處理에 關한件

郵便爲替金의 居宅拂의 處理을 日 郵便局에

關한件

郵票類及收入印紙賣下規則

收入印紙賣捌郵便局所名

官廳用、軍用及私設電信電話並特設電話

●明治三十八年

第二百四號 韓國에 統監府及理事廳設置의 件

第三百六十七號 統監府及理事廳官制

第三百六十八號 統監府通信官署官制

●明治四十年

第十一號 韓國에 在 外 適用을 法律命令의 施行時期에 關한件

第七十二號 統監府營林廠官制

●明治四十一年

第一百九十九號 韓國商號令

第二百號 韓國著作權令

第二百一號 關東州及帝國에 治外法權을 行使을 得을 外國에 外 特許權、意匠權、商標權及著作權의 保護에 關한件

第二百二號 統監府特許局官制

●明治四十二年

第二百二號 統監府特許局官制

維持規程

電信取扱所에 對한 電報處理制限改正의 件

電信取扱所에 在 電報取扱時間

電報過剩料額還付件

電信電話에 關한 別便分傳料及船分傳料

料金受信人支撥外國新聞電報處理을 郵

便局所名

水底電線布設及區域에 關한件

電話規則

特設電話規則

電話交換加入區域

電話呼出地域

電話通話區域及電話料

管理事務分發郵便局並受持區域

統監府通信官署名並位置

(統監府令 第四十號 明治四十一年九月十六日)

(統監府令 第七號 明治四十一年九月十五日)

(統監府令 第四十五號 明治四十一年九月十五日)

(統監府令 第三十一號 明治四十一年八月三十一日)

(統監府令 第四十一號 明治四十一年九月十日)

(統監府令 第七十三號 明治四十一年八月十七日)

(統監府令 第三十二號 明治四十一年三月十日)

(統監府令 第三十七號 明治四十一年九月十六日)

(統監府令 第三十九號 明治四十一年九月十九日)

(統監府令 第五十八號 明治四十一年九月十八日)

(統監府令 第五十九號 明治四十一年九月十九日)

(統監府令 第五十九號 明治四十一年九月十九日)

(統監府令 第五十九號 明治四十一年九月十九日)

(統監府令 第四十六號 明治四十一年九月十二日)

(明治四十三年五月日現在)

第三百三十一號

統監府裁判所令

第三百三十七號 統監府裁判所司法事務取扱令

第三百三十八號 韓國人에 係한 司法에 關한件

第三百四十一號 韓國에 在 外 犯罪判決令

第三百四十二號 統監府司法廳官制

第三百四十三號 統監府監獄官制

第三百四十四號 統監府司法警察官官制

第三百四十五號 韓國軍人軍屬의 犯罪審判에 關한件

第三百四十六號 特許法、意匠法、商標法及實用新案法施行期日

第三百四十七號 特許登錄令

第三百四十八號 意匠의 登錄에 關한件

第三百四十九號 商標의 登錄에 關한件

第三百五十號 實用新案의 登錄에 關한件

第三百五十一號 特許權存續期間延長에 關한件

第三百五十二號 軍事上秘密을 重要發明의 特許에 關한件

第五章 著作 商標 特許

第一節 著作

- 著作權法 (法律第三十九號) 明治三十三年三月四日
- 「改」著作權法中改正 (法律第六十三號) 明治四十三年三月十五日
- 著作權者不明の著作物發行又其與行方法 (內務省令第二十七號) 明治三十三年六月十六日
- 「廢」著作權登錄の關之規定 (內務省令第六十八號) 明治三十三年六月十八日
- 著作權の關之登錄節次 (內務省令第二十三號) 明治四十三年六月十五日
- 韓國著作權令 (勅令第二百號) 明治四十一年八月十二日
- 韓國著作權令施行規則 (統監府令第八十八號) 明治四十一年八月十五日
- 第二節 商標
- 商標登記處理節次 (司法省令第十三號) 明治三十三年五月十三日
- 韓國商標令 (勅令第九十九號) 明治四十一年八月十二日
- 韓國商標令施行規則 (統監府令第九十九號) 明治四十一年八月十九日
- 第三節 特許
- 特許法 (法律第二十三號) 明治四十三年四月五日

- 第三百號 特許辦理士令
- 第三百一號 特許、意匠、商標及實用新案の關之審判、抗告審判及出訴の關之費用件
- 第三百三號 特許、意匠、商標及實用新案の關之手数料件
- 第三百四號 韓國特許令
- 第三百五號 韓國意匠令
- 第三百六號 韓國商標令
- 第三百七號 韓國實用新案令
- 第三百八號 韓國特許辦理士令
- 第三百九號 韓國の分特許、意匠、商標及實用新案の關之審判、抗告審判及出訴の關之費用の件
- 明治四十三年 第三百九十六號 韓國人への日本法規を適用するに境遇の關之件

特許法、意匠法、商標法及實用新案法施行期日

- 特許法施行細則 (勅令第二百九十三號) 明治四十三年九月十三日
- 特許登錄令 (勅令第二百九十四號) 明治四十三年九月十三日
- 特許登錄令施行規則 (統監府令第四十六號) 明治四十三年九月十六日
- 軍事上秘密を要する發明の特許の關之件 (勅令第二百九十九號) 明治四十三年九月十九日
- 特許權存續期間延長の關之件 (勅令第二百九十八號) 明治四十三年九月十八日
- 特許、實用新案、意匠の請願の關之明細書、圖面、雛形又見本作成の件 (統監府令第四十四號) 明治四十三年十一月一日
- 特許、意匠、商標及實用新案の關之手数料 (勅令第三百三號) 明治四十三年十月十三日
- 特許、意匠、商標及實用新案の關之審判、抗告審判及出訴の關之費用の件 (勅令第三百一號) 明治四十三年十月十一日
- 韓國特許令 (勅令第三百四號) 明治四十二年十月十四日
- 韓國特許令施行規則 (統監府令第五十六號) 明治四十二年十一月一日
- 韓國の分特許、意匠、商標及實用新案の關之件 (勅令第二百九十九號) 明治四十三年九月十九日

○內務省令

- 明治三十二年 第二十七號 著作權者不明の著作物發行又其與行方法
- 第二十八號 「廢」著作權登錄の關之規定
- 明治四十三年 第二十三號 著作權の關之登錄節次

○司法省令

- 明治三十二年 第十三號 商標登記處理節次

○農商務省令

- 明治四十二年 第四十二號 特許法施行細則
- 第四十三號 意匠法施行細則

關稅審判、抗告審判及出訴關稅費用(勅令第三百九號)
關東州及帝國治外法權行使官官得章
外國の特許權、意匠權、商標權及著作權の保護關連件
(勅令第一二二號)
(明治四十一年八月十二日)

第四節 意匠

意匠法

意匠法施行規則

意匠の登録關連件

意匠の登録關連件施行規則

韓國意匠令

韓國意匠令施行規則

第五節 商標

商標法

商標法施行規則

商標の登録關連件

商標の登録關連件施行規則

第四十四號

商標法施行規則

第四十五號

實用新案法施行規則

第四十六號

特許登錄令施行規則

第四十七號

意匠の登録關連件施行規則

第四十八號

商標の登録關連件施行規則

第四十九號

實用新案の登録關連件施行規則

第五十號

特許辦理士試驗規則

統監府令

●明治三十九年

第一號

郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道

第四號

船船郵便法及電信法の施行關連件

第六號

統監府令公布文式
理事廳位置及管轄區域

●明治四十年

第十六號

外國旅券規則

韓國商標令

韓國商標令施行規則

第六節 實用新案

實用新案法

實用新案法施行規則

實用新案の登録關連件

實用新案の登録關連件施行規則

韓國實用新案令

韓國實用新案令施行規則

第七節 特許辦理士

特許辦理士令

韓國特許辦理士令

特許辦理士試驗規則

韓國特許辦理士試驗規則

第六章 外國旅行

(勅令第三百六號)
(明治四十一年十一月八日)

(統監府令第五十八號)
(明治四十一年十一月八日)

(法律第二十六號)
(明治四十一年四月五日)

(勅令第二百九十五號)
(明治四十一年四月五日)

(勅令第二百九十七號)
(明治四十一年四月五日)

(勅令第二百九十九號)
(明治四十一年四月五日)

(勅令第三百零七號)
(明治四十一年四月五日)

(統監府令第五十九號)
(明治四十一年十一月八日)

(勅令第三百五號)
(明治四十一年七月十五日)

(勅令第三百八號)
(明治四十一年七月十五日)

(勅令第三百八號)
(明治四十一年七月十五日)

(勅令第三百八號)
(明治四十一年七月十五日)

(統監府令第六十號)
(明治四十一年十一月八日)

●明治四十一年

第二十八號

韓國著作權令施行規則

第二十九號

韓國商標令施行規則

第三十一號

電報通測料額還付件

第三十三號

郵便私書函使用規則

第三十五號

第三種郵便物認可規則

第三十六號

約束郵便處理規則

第三十七號

電話規則

第三十九號

特設電話規則

第四十號

官廳用、軍用及私設電信電話並特設電話維持規程

●明治四十二年

第四十一號

電信電話關連別便分傳料及船船分傳料

第十號

郵票類及收入印紙賣下規則

第二十八號

統監府裁判所の名稱、位置及管轄區域

外國旅券規則

同一旅券^{ツリ}豆明數次往復^レ得^ル當地域

(明治四十四年四月十六日) (統監府令第百六十五號)
(明治四十七年五月二日)

(參照)

●朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル件 (明治四十三年八月)

朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル件 (明治四十三年勅令第三百二十四號第一條及第二條)ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ效力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ當分ノ內朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尙其ノ效力ヲ有ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九號

統監府地方裁判所支部設置ノ件

第三十號

統監府未開廳區裁判所事務處理ノ件

第三十一號

統監府監獄及同分監ノ名稱位置

第三十四號

辯護士規則

第三十七號

訴訟事件^{ニ付}對^シテ韓國人^ノ貼用^ス收入印紙^ノ件

第五十六號

韓國特許令施行規則

第五十七號

韓國憲匠令施行規則

第五十八號

韓國商標令施行規則

第五十九號

韓國實用新案令施行規則

第六十號

韓國特許辦理士試驗規則

第六十七號

年賀特別郵便規則

第六十九號

郵便振替貯金規則

明治四十三年

第八號

日清郵便規則

第十三號

韓國內發着小包郵便物^ニ關^スル件

●明治四十三年制令第一號ニ依ル

命令ノ區分ニ關スル件 (明治四十三年十月) (制令第八號)

明治四十三年制令第一號ニ依ル命令ノ區分ニ關スル件明治四十三年勅令第三百二十四號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

明治四十三年制令第一號ニ依リ現ニ效力ヲ有スル命令ニシテ其ノ制令ヲ以テ定ムルコトヲ要スル事項ヲ規定シタルモノハ制令、其ノ朝鮮總督府令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定シタルモノハ朝鮮總督府令、其ノ警務總監部令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定シタルモノハ警務總監部令、其ノ道令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定シタルモノハ道令、其ノ警務部令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定シタルモノハ警務部令ヲ以テ定メタルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄 韓國法典類別・年次目録

第十四號

開島^ニ在^ル領事官^ノ裁判^ニ關^スル管轄權^ノ有^クニ統監府裁判所名

第十五號

統監府判事、檢事特別任用試驗規則

第十六號

韓國人辯護士試驗規則

第十八號

統監府監獄^ニ在^ル事務^ノ處理^ニ關^スル件

第十九號

假出獄^ヲ許^スル者^ノ團束^ニ關^スル件

第二十一號

統監府裁判所^ノ名稱、位置及管轄區域表
中改正

第二十二號

地方裁判所支部管轄表中改正

第二十四號

統監府監獄及同分監^ノ名稱位置中改正

第二十六號

郵便爲替金居宅拂^出處理^ニ關^スル件

統監府告示

●明治四十年

第六十五號

同一旅券^{ツリ}豆明數次往復^レ得^ル當地域

●明治四十一年

八九

八九

●朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (明治四十四年三月法律第三十號)

- 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ內閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ヲキコトヲ公布スヘシ
- 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スモルノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律

律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 第一條ノ命令ハ勅令ト稱ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●勅令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ其ノ法律ノ改正アリタルトキノ效力ニ關スル件 (明治四十四年六月勅令第十一號)

勅令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ於テ其ノ法律ノ改正アリタルトキノ效力ニ關スル件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

勅令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ於テ其ノ法律ノ改正アリタルトキハ改正法律施行ノ日ヨリ其ノ改正法律ニ依ル但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄 韓國法典類別・年次目錄

- 第四百十五號 電信取扱所ニ在テ電報取扱時間
- 第四百十六號 郵便局受持區域
- 第四百二十二號 通話區域及電話料
- 第四百十八號 電話交換加入區域
- 第四百十九號 電話呼出地域
- 明治四十二年
- 第七號 電信取扱所ニ對テ電報取扱制限改正ノ件
- 第二十二號 水底電線布設及區域ニ關スル件
- 第二十八號 統監府公報ニ京城日報ニ對テ發刊ヲ命ジル件
- 第四十二號 收入印紙賣捌郵便局所名
- 第七十三號 料金受信人支撥外國新聞電報ニ處理スル郵便局所名
- 第六十六號 統監府裁判所開廳期日ノ件
- 第六十四號 特許、實用新案、意匠ノ請願ニ關スル明細書、圖面、雛形又見本作成ノ件

第三百二十六號

統監府通信管理局ニ郵便振替貯金事務開始

●明治四十三年

第十二號

統監府通信官署ニ外通信事務ニ使用スル日附印ニ關スル件

第五十一號

統監府通信官署名並位置 (明治四十三年六月十五日現在)

第九號

仁川、釜山及元山清國居留地規程

第十六號

明治四十三年七月一日ニ對シ開廳統監府裁判所名

郵便爲替金ノ居宅拂爲處理ニ郵便局名



李朝法典考主要事項年表

日	本		支		那		朝		鮮	要項摘要	西紀
	皇紀	干支	年號	年號	年號	年號	開國	在位			
二〇五二	壬申	後龜山	元中九	太明祖	洪武二五	一	太祖	元	七月李成桂王位に即き教書を出して官制及法制定む翌年二月朝鮮と稱す	一三九二	
二〇五四	甲戌	後小松	應永元	同	同二七	三	同	三	列三司奉化伯鄭道傳を通ひ	一三九四	
二〇五五	乙亥	同	同二	同	同二八	四	同	四	明律直解を頒布す	一三九五	
二〇五七	丁丑	同	同四	同	同三〇	六	同	六	檢詳條例に命じて經濟外典を撰集せしめ之を中外に頒布す	一三九七	
二〇五八	戊寅	同	同五	同	同三一	七	同	七	鄭道傳南閣等世子册立に關し反逆の舉ありとして殺さる	一三九八	
二〇五九	己卯	同	同六	惠帝	建文元	八	定宗	元	條例詳定都監を設け靖安を公(太宗)趙汝・金士衡等を列事と爲す	一三九九	
二〇六〇	庚辰	同	同七	同	同二	九	同	二	官制を改革す	一四〇〇	
二〇六一	辛巳	同	同八	同	同三	一〇	太宗	元		一四〇一	

李朝法典考主要事項年表

李朝法典考主要事項年表

二〇八四	甲申	後小松	應永一	成祖	永樂二	一三	太宗	四	九月尹穆等の上旨に依り 經濟六典の續集に着手す	一四〇四
二〇六六	丙戌	同	同	同	同	一五	同	六	官制を改革す	一四〇六
二〇六七	丁亥	同	同	同	同	一六	同	七	六典修撰所を設け左政丞 河倫其の事務を統轄す	一四〇七
二〇七二	壬辰	同	同	同	同	二	同	二	經濟六典元核集詳節各三 卷を通めたるも行ひ難く して法文に換へて經濟六典の體 原典を法文に換へて經濟六典の體 原典集を經濟六典と稱す	一四一二
二〇七五	乙未	穆光	同	同	同	二四	同	一五	法典編纂の準則を定む	一四一五
二〇七九	己亥	同	同	同	同	二八	世宗	元	現在行つてある教旨の法 典に載らざるものを上旨 せよと命じ其の回答を受 け	一四一九
二〇八〇	庚子	同	同	同	同	二九	同	二	經濟六典修撰所を設け 君李稷を續集所星山府院 提調と爲す	一四二〇
二〇八二	壬寅	同	同	同	同	三一	同	四	經濟六典を續集す星山府院 提調と爲す	一四二二
二〇八五	乙巳	同	同	同	同	三四	同	七	教旨と傳旨との恒式を定 む	一四二五

李朝法典考主要事項年表

二〇八六	丙午	穆光	同	同	同	三五	世宗	八	新編六典及續集を進めし も刊行するに至らず	一四二六
二〇八八	戊申	同	同	同	同	三七	同	一〇	詳定所提調李稷經濟六典 之亦難色ありて再校す 所に命じて刊行す	一四二八
二〇九三	癸丑	後花園	同	同	同	四二	同	一五	六典の校定を終はり新編 經濟六典と改稱し鑄字 所に命じて刊行す	一四三三
二一一一	辛未	同	同	同	同	六〇	文宗	元	世宗十八年以後の受教を 撰集す	一四五一
二一一三	癸酉	同	同	同	同	六二	端宗	元	魯山君と稱す、肅宗二四 年肅宗王と追贈す	一四五三
二一一五	乙亥	同	同	同	同	六四	世祖	元	肅宗王は肅宗二四年に追 贈したる故實錄に於て此年 を世祖元年と爲す	一四五五
二一九	己卯	同	同	同	同	六八	同	五	世祖自ら六典詳定官等と 共に法典を精査し之を兼 削添加す	一四五九
二二二	辛巳	同	同	同	同	七〇	同	七	七月戸典を撰定し經國大 典と命名して發行す	一四六一
二二二二	壬午	同	同	同	同	七一	同	八	七月續いて刑典を發行し 法典の施行期日を定む	一四六二
二二二六	丙戌	御後門土	同	同	同	七五	同	一二	官制を改正す	一四六六
二二二九	己丑	同	同	同	同	七八	睿宗	元	九月經國大典編成りし も缺典ありとて出版せず	一四六九

李朝法典考主要事項年表

二一三〇	庚寅	後門土	天文二	世宗	嘉靖二二	成化六	七九	成宗	元	二月大典の校定に着手し十一月成る	一四七〇
二一三一	辛卯	同	同三	同	同	同七	八〇	同	二	正月より經國大典を遂行し之を辛卯大典と稱す五月改定の必要ありとの議起る	一四七一
二一三四	甲午	同	同六	同	同	同〇	八三	同	五	辛卯大典を改定して頒布す甲午大典と稱す甲午大典の撰録を編纂す布せよとの命あり	一四七四
二一三六	丙申	同	同八	同	同	同二	八五	同	七	甲午大典も亦缺典あり別に勘校廳を設けて之を改定す	一四七六
二一四四	甲辰	同	同六	同	同	同二〇	九三	同	一五	經國大典全編の勘校を終りて頒布す	一四八四
二一四五	乙巳	同	同七	同	同	同二一	九四	同	一六	正月より改定經國大典を施行す之を乙巳の大典と稱す永世遵守の法典となる	一四八五
二一五二	壬子	同	明應元	孝宗	弘治五	一〇一	同	同	二三	經國大典撰録を頒布す	一四九二
二一五五	乙卯	同	同四	同	同八	一〇四	同	同	元	燕山君十二年を元年とす	一四九五
二一六六	丙寅	後柏原	永正三	武宗	正徳元	一一五	中宗	元	六	經國大典を重版す	一五〇六
二一七一	辛未	同	同八	同	同六	一二〇	同	同	同	同	一五一一

李朝法典考主要事項年表

二二〇三	癸卯	後奈良	天文二	世宗	嘉靖二二	一五二	中宗	三八	大典後續録を頒布す	一五四三
二二〇五	乙巳	同	同四	同	同二四	一五四	仁宗	元	同	一五四五
二二〇六	丙午	同	同五	同	同二五	一五五	明宗	元	同	一五四六
二二一〇	庚戌	同	同九	同	同二九	一五九	同	五	經國大典の難解字句の註解に着手す	一五五〇
二二一五	乙卯	同	弘治元	同	同三四	一六四	同	一〇	經國大典註解成る	一五五五
二二二八	戊辰	正親町	永祿一	穆宗	隆慶二	一七七	宣祖	元	同	一五六八
二二四五	乙酉	同	天正三	神宗	萬曆三	一九四	同	一八	嗣監(決訟)類案を出版す	一五八五
二二五二	壬辰	後陽成	文祿元	同	同二〇	二〇一	同	二五	日本軍大擧して來り攻む	一五九二
二二六九	己酉	同	慶長四	同	同三七	二一八	光海君	即位年	宣祖四十一年二月光海君即位す。始めて大同法を設け京儀に之を行ふ	一六〇九
二二八三	癸亥	後水尾	元和九	同	同三三	二三三	仁祖	元	光海君十五年を元年とす	一六二三
二二九六	丙子	明正	寬永三	清太宗	崇徳元	二四五	同	一四	清軍朝鮮を攻む	一六三六

李朝法典考主要事項年表

二四九五	乙未	仁孝	天保六	宣宗	道光 一五	四四四	憲宗	元	一八三五
二四六八	戊辰	同	文化五	同	同 一三	四一七	同	八	一八〇八
二四六二	辛酉	同	享和元	仁宗	嘉慶六	四一〇	純祖	元	一八〇一
二四四六	丙午	同	同	同	同 五一	三九五	同	一〇	一七八六
二四四五	乙巳	同	同	同	同 五〇	三九四	同	九	一七八五
二四四四	甲辰	同	同	同	同 四九	三九三	同	八	一七八四
二四四一	辛丑	光格	天明元	同	同 四六	三九〇	同	五	一七八一
二四三七	丁酉	後桃岡	安永六	同	同 四二	三八六	正祖	元	一七七七
二四〇六	丙寅	同	同	同	同 一一	三五五	同	二二	一七四六
二四〇五	乙丑	同	同	同	同 一〇	三五四	同	二一	一七四五
二四〇四	甲子	櫻町	延享元	高宗	乾隆九	三五三	英祖	二〇	一七四四

李朝法典考主要事項年表

二二九七	丁丑	明正	宣永 一四	清太宗	崇德二	二四六	仁祖	一五	一六三七
二三一〇	庚寅	後光明	慶安三	世祖	順治七	二五九	孝宗	元	一六五〇
二三二〇	庚子	後西	萬治三	同	同 一七	二六九	顯宗	元	一六六〇
二三三五	乙卯	靈元	延寶三	睿祖	康熙 一四	二八四	肅宗	元	一六七五
二三四二	壬戌	同	天和二	同	同 二一	二九一	同	八	一六八二
二三五八	戊寅	東山	元祿 一	同	同 三二	三〇七	同	二四	一六九八
二三六八	戊子	同	寶永五	同	同 四七	三二七	同	三四	一七〇八
二三八一	辛丑	中御門	享保六	同	同 六〇	三三〇	景宗	元	一七二一
二三八五	乙巳	同	同一〇	世宗	雍正三	三三四	英祖	元	一七二五
二三八八	戊申	同	同一三	同	同 六	三三七	同	四	一七二八
二三九九	己未	櫻町	元文四	高宗	乾隆四	三四八	同	一五	一七三九



李朝法典考主要事項年表

二五七〇	二五六九	二五六七	二五六六	二五六五	二五六四
庚戌	己酉	丁未	丙午	乙巳	甲辰
同	同	同	同	同	同
同四三	同四二	同四〇	同三九	同三八	同三七
同	宣統	同	同	同	德宗
同二	宣統元	同三三	同三二	同三一	光緒三〇
五一九	五一八	五一六	五一五	五一四	五一三
			同	同	太王
同四	同三	隆熙元	同二〇	同九	光武八
八月二十九日韓併合す	司法及監獄事務を日本政に委任す。韓國法典の編纂を完成す	世子位を嗣ぐ。王位を受け王	國府を置き各公使歸す	通商機關及外交を日本に委任す之より委任統治となる	日露開戦す。刑法大全を公布す
一九一〇	一九〇九	一九〇七	一九〇六	一九〇五	一九〇四

帝

李朝法典考主要事項年表

二五五七	二五五六	二五五四	二五四二	二五二八	二五二六	二五二五	二五二四	二五二二	二五二〇
丁酉	丙申	甲午	壬午	戊辰	丙寅	乙丑	甲子	壬戌	庚戌
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同三〇	同二九	同二七	同二五	同二四	同二二	同二〇	同一九	同一八	同一七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同二三	同二二	同二〇	同一九	同一八	同一七	同一六	同一五	同一四	同一三
五〇六	五〇五	五〇三	四九一	四七七	四七五	四七四	四七三	四七一	四五九
同	同	同	同	同	同	同	太王	同	哲宗
光武元	建陽元	三一	一九	五	三	二	元	一三	元
建陽の二年八月十四日年と號を改して光武元年と爲す	建元して建陽元年と稱し又法規を編纂す	年と號を改して開國五百三年の紀年を用ゆ	府報を發行す。十二月清國の報を發行す。官制改革して六月日本軍來りて清軍を八個月官制改革して四月の紀年を用ゆ	官制を改革して總理機務衙門を設く	六典條例印出終つて頒布す	六典條例を編纂す	大典會通成る之が刊行を命ぜらる。佛羅江華島を隨伴す	三政監廳を設く	
一八九七	一八九六	一八九四	一八八二	一八六八	一八六六	一八六五	一八六四	一八六二	一八五〇





昭和十一年二月十日印刷
昭和十一年二月十五日發行

朝鮮總督府中樞院

京城府靈柁町三丁目六三番地
印刷所 朝鮮印刷株式會社

朝鮮總督府中樞院刊書目

萬機要覽	大明律直解	李朝の財産相續法	李朝法典考	民事慣習回答彙集	大典續錄 <small>附 大典後續錄、經國大典註解</small>	續大典	經國大典	社還米制度	譯文大典會通
近刊	近刊	近刊		既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	絶版
			三、五〇	四、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	三、五〇	非賣	一

發賣所 朝鮮印刷株式會社
 京城府蓬萊町三丁目六二番三

昭和
14
年
10
月
28
日